

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒270-0235

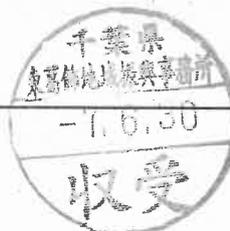
住 所 千葉県野田市尾崎字榎の内2291

氏 名 サカタインクス株式会社 東京工場
工場長 佐藤 晃久

電話番号 04-7129-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サカタインクス株式会社 東京工場
事業場の所在地	千葉県野田市尾崎字榎の内2291
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	2024年度の製品の出荷額 145億円
③ 従業員数	300人(正社員250人、常勤関係職員50人)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各製造部門⇒危険物倉庫⇒優良廃棄物処理業者による回収

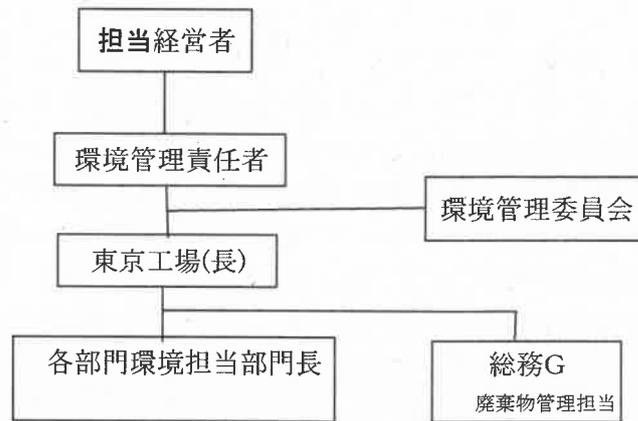


(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	排出量	287.64 t	0.18 t
	(これまでに実施した取組) 有価物として排出することによる削減。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	排出量	260 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃溶剤の有価物化による削減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃溶剤、溶剤性廃インキ、泥状廃インキに分別して処理業者へ排出を行っている。
②計画	廃溶剤を有価物として排出する。再生溶剤化を図り有価物として排出を行っていく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	全処理委託量	287.64 t	0.18 t
	優良認定処理業者への処理委託量	287.64 t	0.18 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者へ全排出量の処理委託の実施。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ
	全 処 理 委 託 量	260 t	0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	260 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	288 t	
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストシステムを導入済み			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類							
	排出量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類							
	排出量	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類							
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類							
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 27日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒278-0235

住所 千葉県野田市尾崎字榎の内2291

氏名 サカタインクス株式会社 東京工場

工場長 佐藤 晃久

電話番号 04-7129-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	サカタインクス株式会社 東京工場
事業場の所在地	千葉県野田市尾崎字榎の内2291
事業の種類	E16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	300.0t	全処理委託量	300.0t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	優良認定処理業者への処理委託量	300.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	再生利用業者への処理委託量	0.0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

電子情報処理組織の使用に関する事項

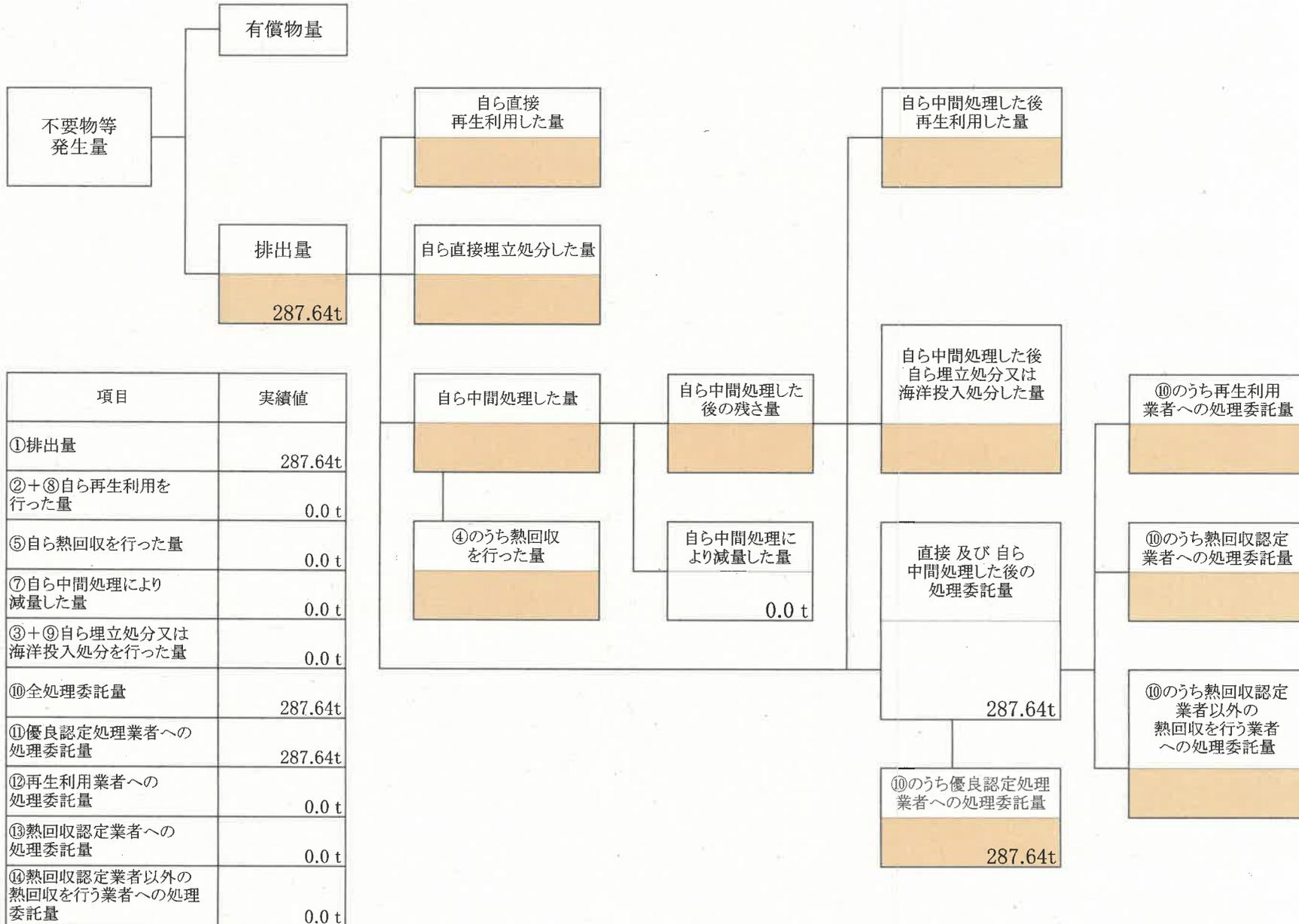
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	320.3t
	前年度	287.82t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
電子マニフェストシステム導入済み		

※事務処理欄



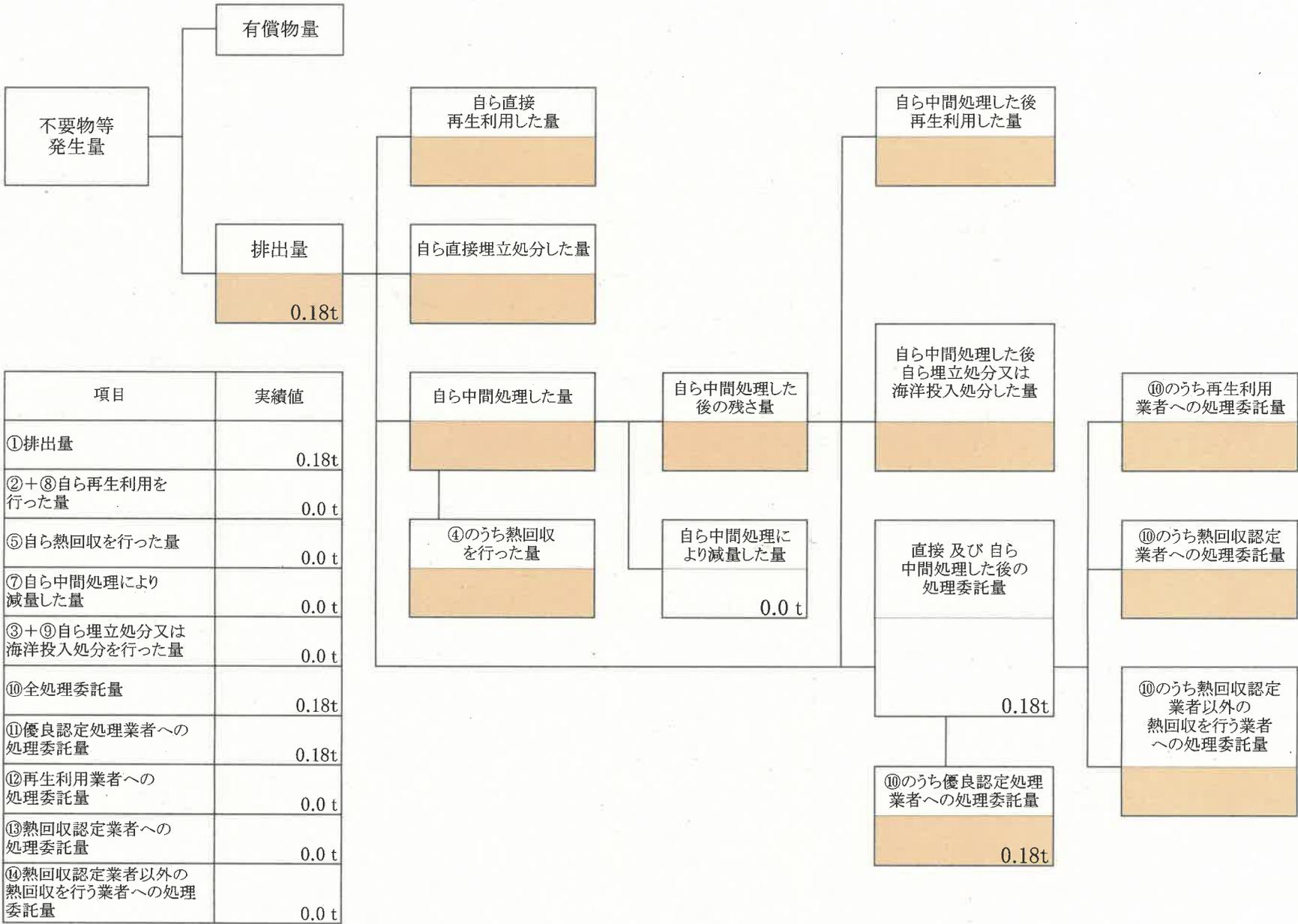
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **引火性廃油**)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **強アルカリ**)



項目	実績値
①排出量	0.18t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.18t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.18t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 30日

千葉県知事 熊谷 俊人



提出者 〒292-0818
住 所 千葉県木更津市かずさ鎌足1-7-3
氏 名 三愛オブリティック(株)CT事業本部
かずさ事業所 所長 藤田 祐介
電話番号 0438-52-3313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三愛オブリティック(株) CT事業本部かずさ事業所
事業場の所在地	千葉県木更津市かずさ鎌足1-7-3
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：鉄鋼業
② 事業の規模	941百万円(売上高)
③ 従業員数	130
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 1参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (2024年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排 出 量	158.855 t	3.164 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理工程における液切りの徹底による薬液使用量の低減 ・ 液の再利用による廃液量削減 		
② 計画	【目標】 50.00 t		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	排 出 量	47.0 t	1.9 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用薬品の再利用による排出量低減の検討 ・ 処理工程における液切りの徹底による薬液使用量の低減 ・ 外部販売等による再利用 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 強酸及び強アルカリを専用タンクにて分別保管のうえローリーにて場外搬出・少量はドラム缶使用
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全教育の実施と作業員の増員 ・ 専用タンクの設置

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付資料 1参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

③ 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	引火性廃油
	排 出 量	6.0 t	0.001 t
	（これまでに実施した取組） ・ 処理工程における液切りの徹底による薬液使用量の低減 ・ 液の再利用による廃液量削減		
④ 計画	【目標】 50.00 t		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	引火性廃油
	排 出 量	0.1 t	0.001 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 使用薬品の再利用による排出量低減の検討 ・ 処理工程における液切りの徹底による薬液使用量の低減		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 強酸及び強アルカリを専用タンクにて分別保管のうえローリーにて場外搬出・少量はドラム缶使用
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 安全教育の実施と作業員の増員 ・ 専用タンクの設置

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	158.855 t	3.164 t
	優良認定処理業者への処理委託量	158.855 t	3.164 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 契約書記載事項の定期確認 ・ 許可証期限の定期確認		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
② 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	
	全処理委託量	6.0 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	6.0 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 契約書記載事項の定期確認 ・ 許可証期限の定期確認		

③ 計画	【目標】 50 t		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強アルカリ
	全処理委託量	47.0 t	1.9 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	47.0 t	1.9 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術開発室にて、処理用剤の改良をして排出量の低減を検討中 ・今後も、優良認定事業者への委託を継続する。 			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2024年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	168.02 t	
(今後実施する予定の取組等) 既に電子マニフェストを導入済。			
※事務処理欄			

④ 計画	【目標】 50 t	
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (有害) 引火性廃油
	全処理委託量	0.1 t 0.001 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.1 t 0.001 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t 0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t 0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t 0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術開発室にて、処理用剤の改良をして排出量の低減を検討中 ・今後も、優良認定事業者への委託を継続する。 		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (2024 年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	168.02 t
(今後実施する予定の取組等) 既に電子マニフェストを導入済。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



提出者

〒292-0818

住所 千葉県木更津市かずさ鎌足1-7-3

氏名 三愛オブリテック(株)CT事業本部

かずさ事業所 所長 藤田 祐介

電話番号 0438-52-3313

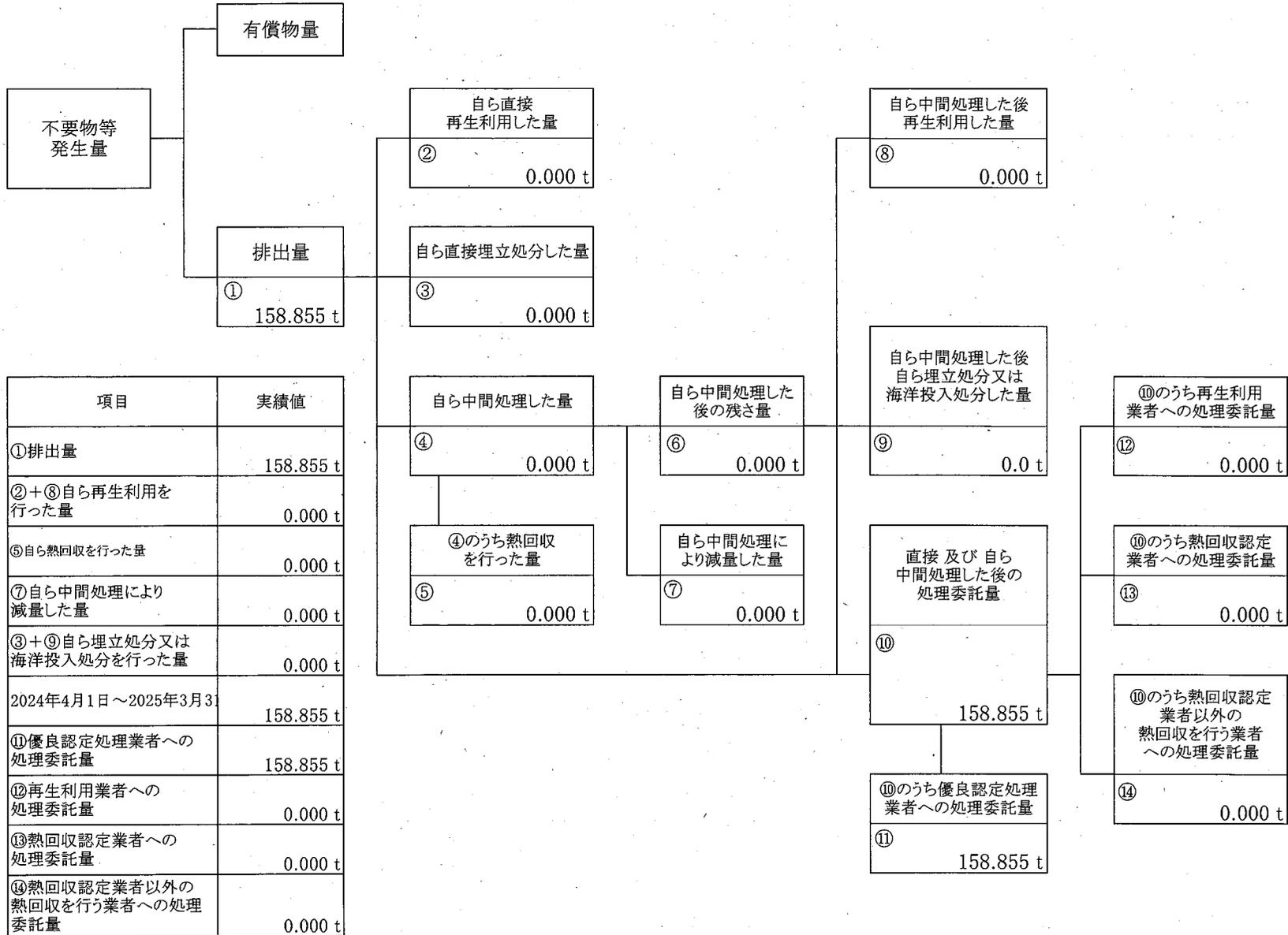
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき 2023 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三愛オブリテック(株) CT事業本部 かずさ事業所		
事業場の所在地	千葉県木更津市かずさ鎌足1-7-3		
事業の種類	大分類:製造業 中分類:鉄鋼業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	50.0 t	全処理委託量	50.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	該当なし	優良認定処理業者への処理委託量	50.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	該当なし	再生利用業者への処理委託量	該当なし
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	該当なし	認定熱回収業者への処理委託量	該当なし
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	該当なし	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	該当なし
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	336.3 t	
	前年度	168.0 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
電子マニフェスト導入済み			
※事務処理欄			

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(強酸)

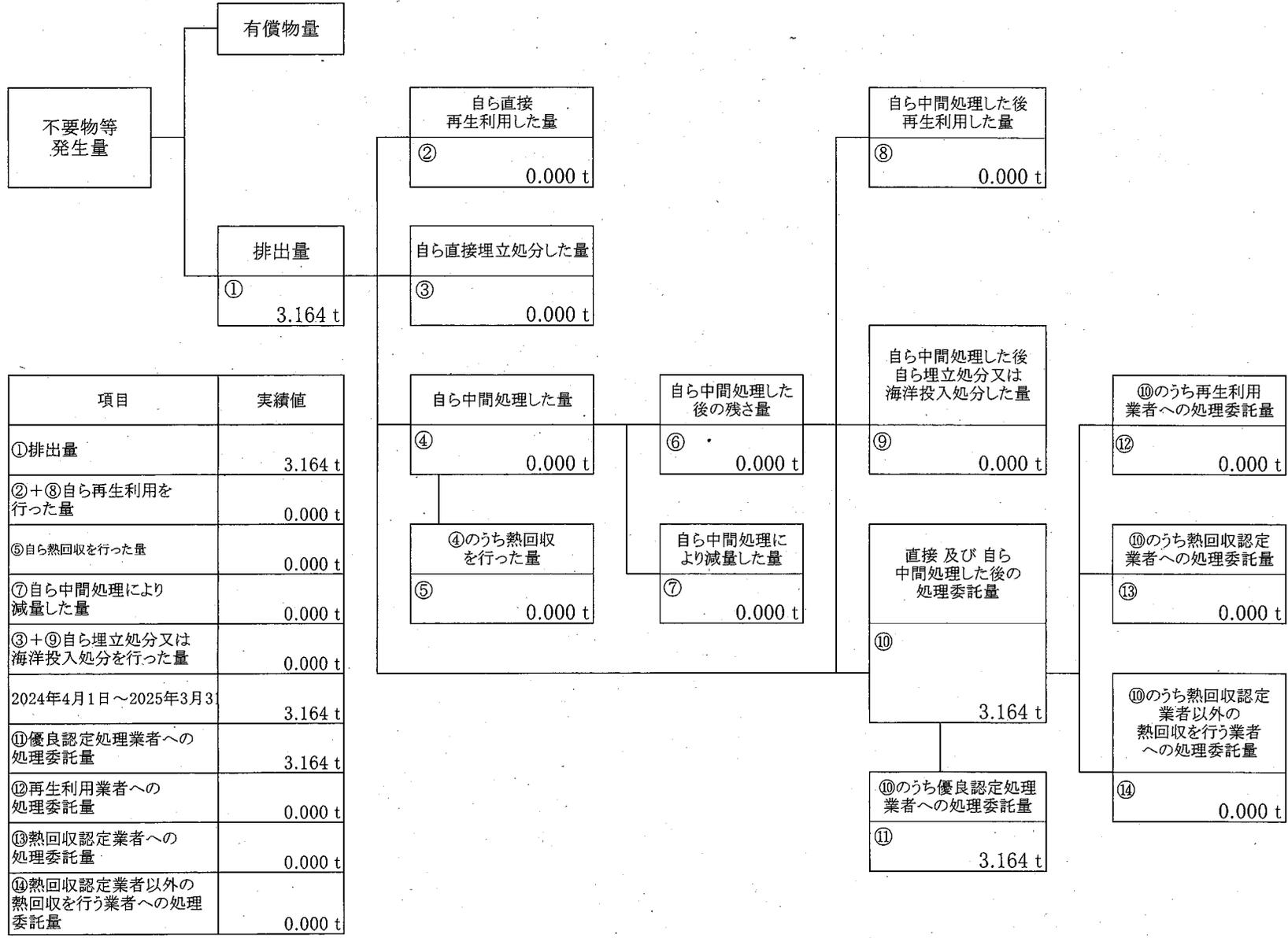


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃アルカリ(強アルカリ)

)

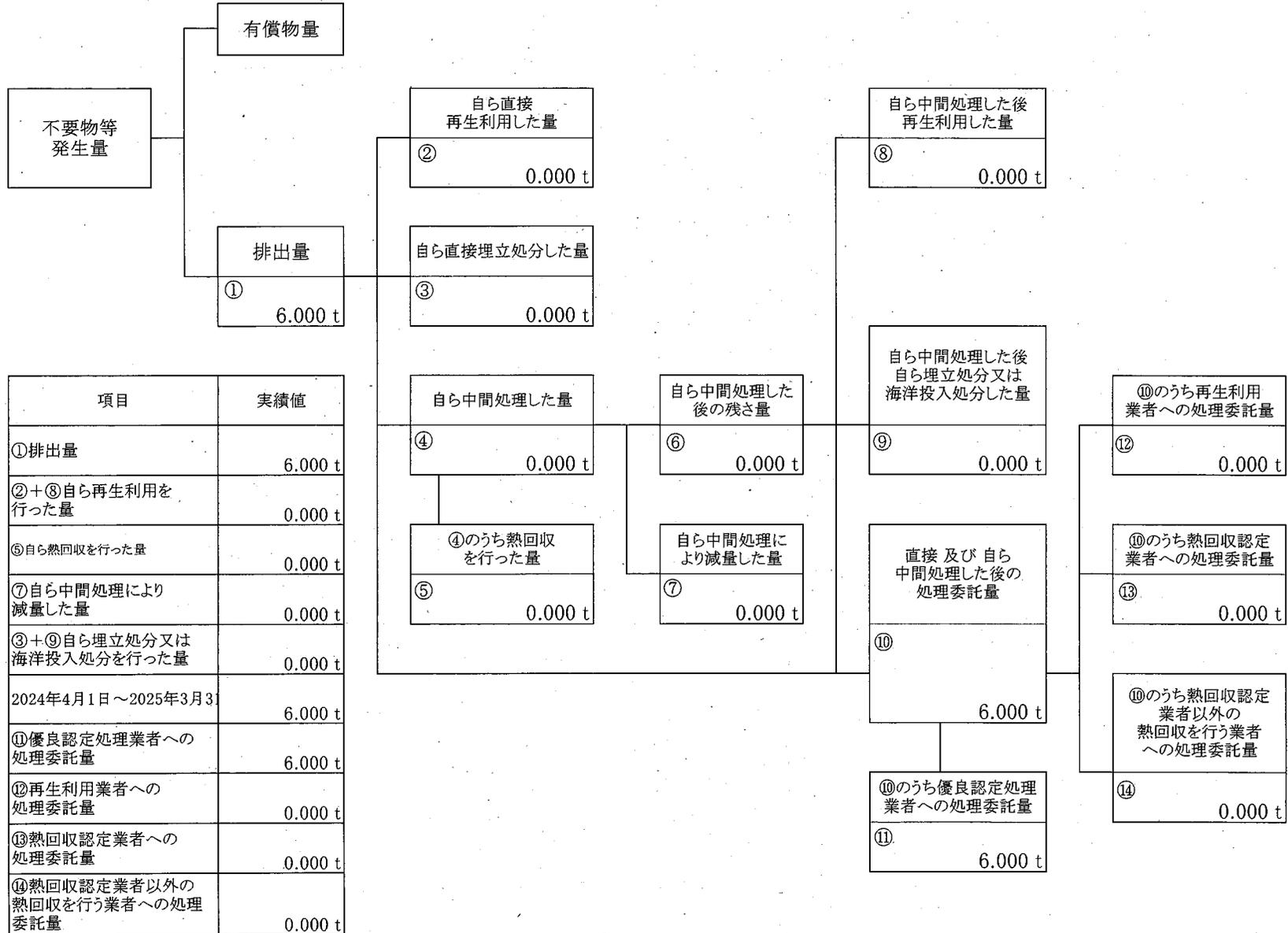


項目	実績値
①排出量	3.164 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.000 t
2024年4月1日～2025年3月31日	3.164 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.164 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.000 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸(有害)

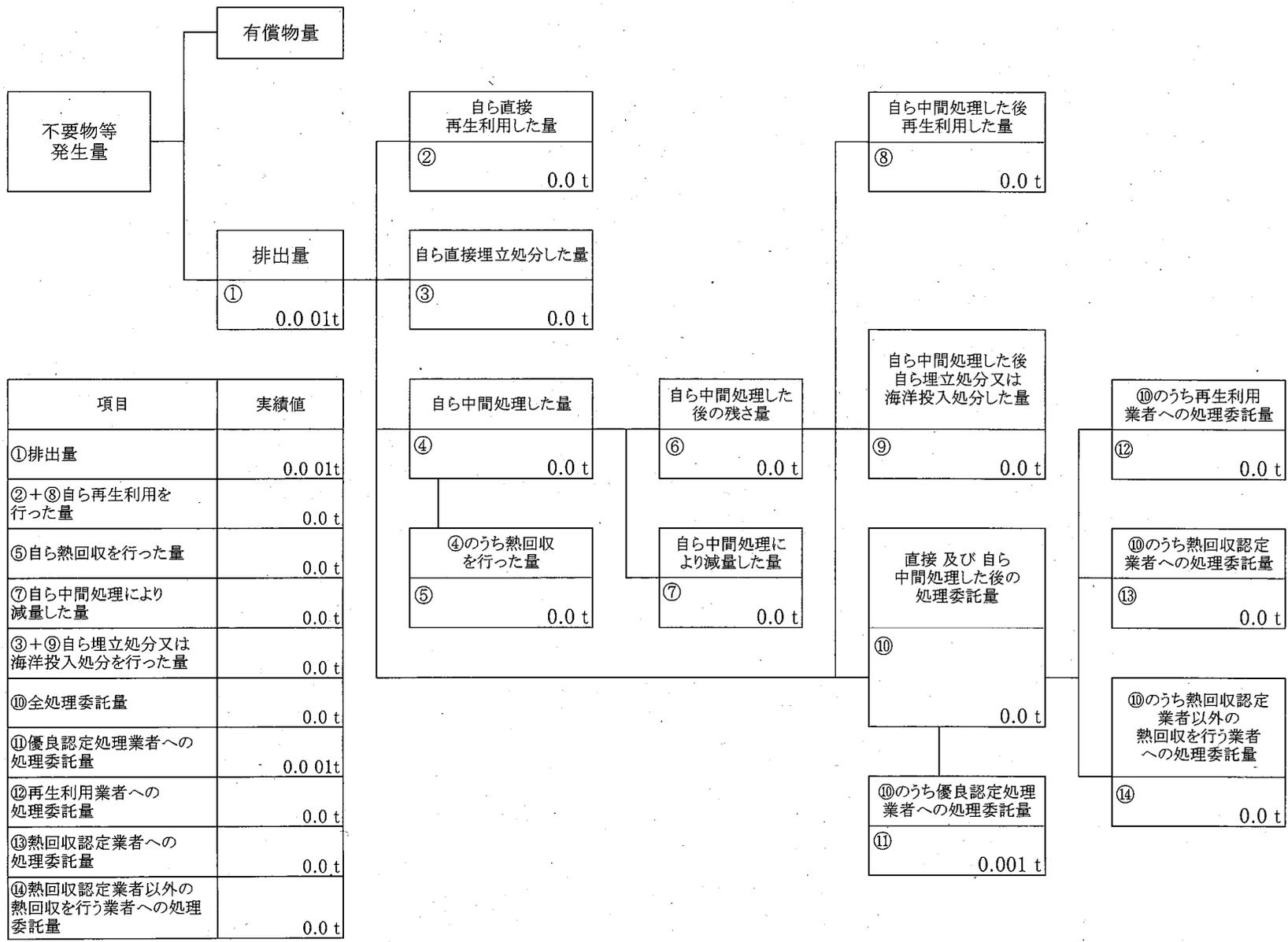


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)



項目	実績値
①排出量	0.0 01t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 01t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

(第2面)

(第1面)

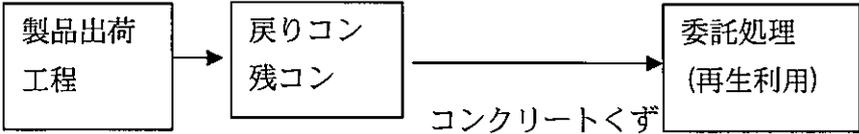
産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月9日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒297-0037
住 所 千葉県茂原市早野1141
氏 名 三協レミコン株式会社
代表取締役 渡邊 宗寿
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0475-23-3237

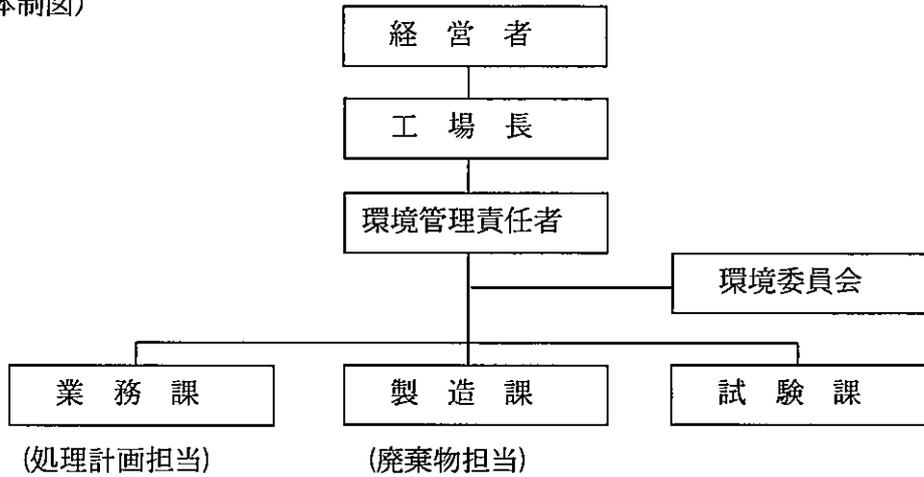
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三協レミコン株式会社
事業場の所在地	千葉県茂原市早野1141
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 4億円
③ 従業員数	9名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	4,325.69 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物排出の減量対策に残・戻りコンクリートから再生砕石を製造・販売(令和7年4月から)する準備期間(破碎機の設置等)となった。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	4,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・残・戻りコンクリートおよび残水処理設備の固形物は破碎機により再生砕石を製造・販売し産業廃棄物の排出量を減量する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 脱水機を廃止（令和6年3月）し、令和7年4月から残・戻りコンクリートおよび残水処理設備の固形物を原料に再生砕石を製造・販売する準備期間（破砕機設置）となり、産業廃棄物の再利用はなし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 残・戻りコンクリートおよび残水処理設備から排出される固形物は破砕機により再生砕石を製造・販売し、産業廃棄物の再利用を図る。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに自社で埋立処分又は海洋投入処分を行ったことはない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	4,325.69 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,325.69 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 令和6年度は、令和7年4月から残・戻りコンクリートを原料として、破砕機を用い再生砕石を製造販売する準備期間（破砕機の設置等）とした。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	2,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>・残・戻りコンクリートは破砕機により再生砕石を製造・販売(令和7年4月～)し産業廃棄物の減量を図る</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告

令和7年 6月9日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒297-0037
 住 所 千葉県茂原市早野1141
 氏 名 三協レミコン株式会社
 代表取締役 渡邊 宗寿
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0475-23-3237

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三協レミコン株式会社
事業場の所在地	千葉県茂原市早野1141
事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年 4月 1日～令和7年 3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	4,000 t	全処理委託量	3,200 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	800 t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3,200 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

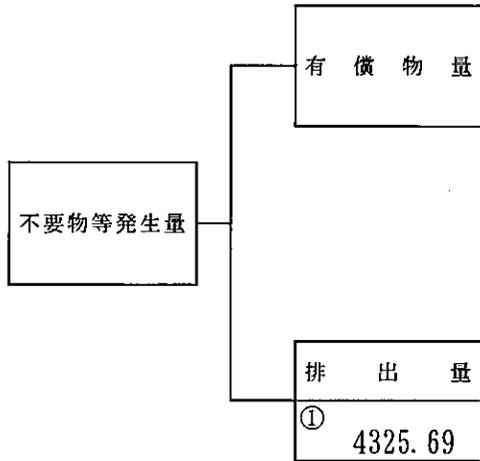
※事務処理欄



(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: コンクリートくず)



項目	実績値
①排出量	4325.69
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	4325.69
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	4325.69
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

自ら直接再生利用した量

② 0

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

③ 0

自ら中間処理した量

④ 0

④のうち熱回収を行った量

⑤ 0

自ら中間処理した後の残さ量

⑥ 0

自ら中間処理により減量した量

⑦ 0

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧ 0

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨ 0

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩ 4325.69

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫ 4325.69

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭ 0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 5日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒289-1751

住 所 千葉県山武郡横芝光町長山台1-1

氏 名 サンヨーエッグ株式会社

代表取締役 高木 安文

電話番号 0479-80-1511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サンヨーエッグ株式会社
事業場の所在地	千葉県山武郡横芝光町長山台1-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

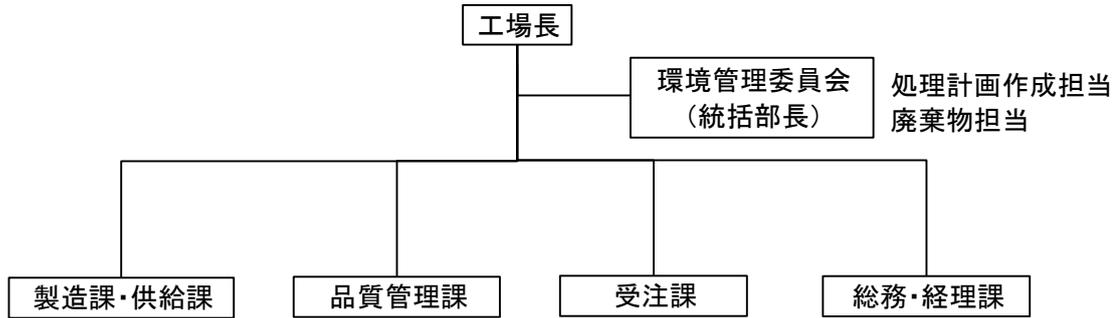
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E09-食料品製造業
② 事業の規模	前年度製造品出荷額 817.3百万円
③ 従業員数	49名（自社42名 派遣7名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙① 事業行程図を参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	排出量	1697.5 t	3400.3 t
	(これまでに実施した取組) ・設備メンテナンスにより、脱水能力向上による汚泥排出量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	排出量	1650 t	3350 t
	(今後実施する予定の取組) ・歩留向上により、動植物性残さの削減。 ・排水処理設備の安定稼働		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動物性残さ、汚泥に分別しリサイクルされている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き分別に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	2945.4 t
(これまでに実施した取組) 定期メンテナンス等、脱水期の維持管理に努めた。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	2918 t
(今後実施する予定の取組) ・排水処理設備の安定稼働			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	全処理委託量	1697.5 t	454.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1535.4 t	18.1 t
	再生利用業者への処理委託量	1697.5 t	454.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 肥料化に努めている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥
	全処理委託量	1650 t	432 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1500 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1650 t	432 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き肥料化を進める。		
※事務処理欄			

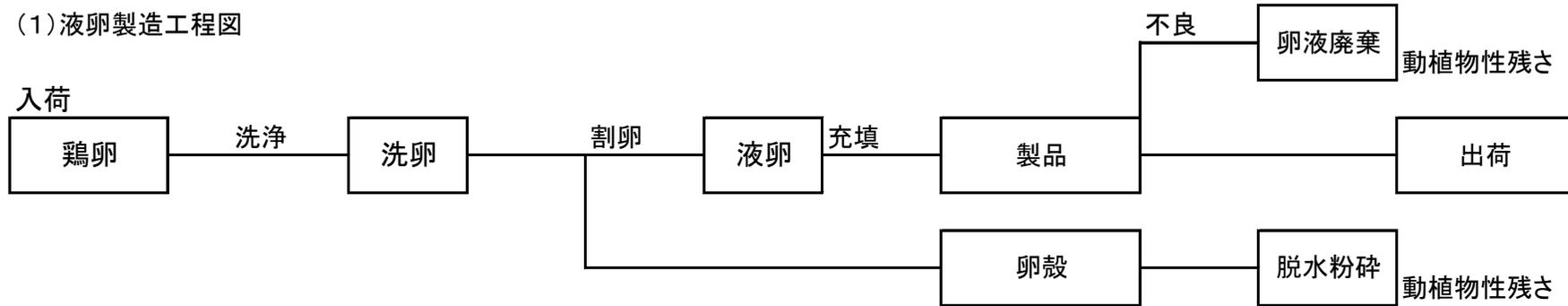
(第6面)

備考

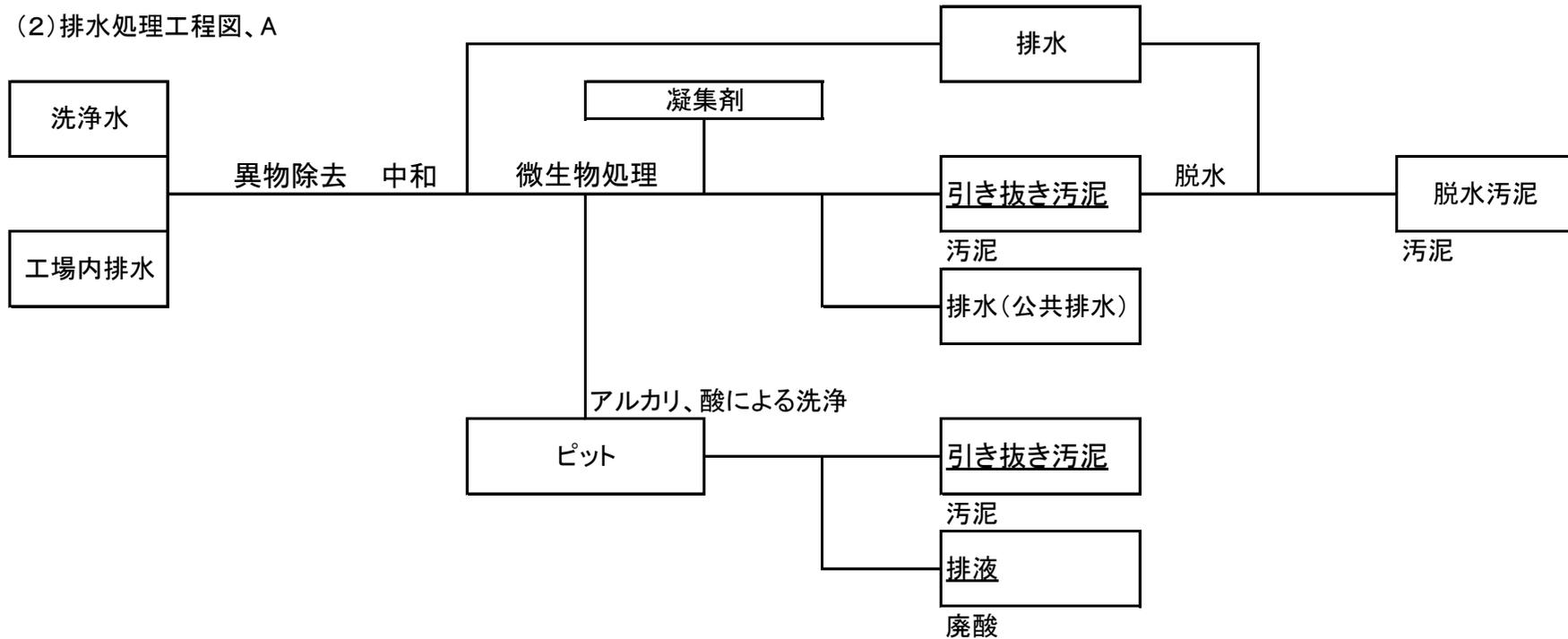
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 事業工程図

(1) 液卵製造工程図



(2) 排水処理工程図、A



- 注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物(一般廃棄物を含む。)を性状がわかるように具体的に記入すること。
- 注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5(1)廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5(2)産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。
- 注3. この表のほか、5(1)廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 5日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒289-1751
 住 所 千葉県山武郡横芝光町長山台1-1
 氏 名 サンヨーエッグ株式会社
 代表取締役 高木 安文
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0479-80-1511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	サンヨーエッグ株式会社
事業場の所在地	千葉県山武郡横芝光町長山台1-1
事業の種類	E09-食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

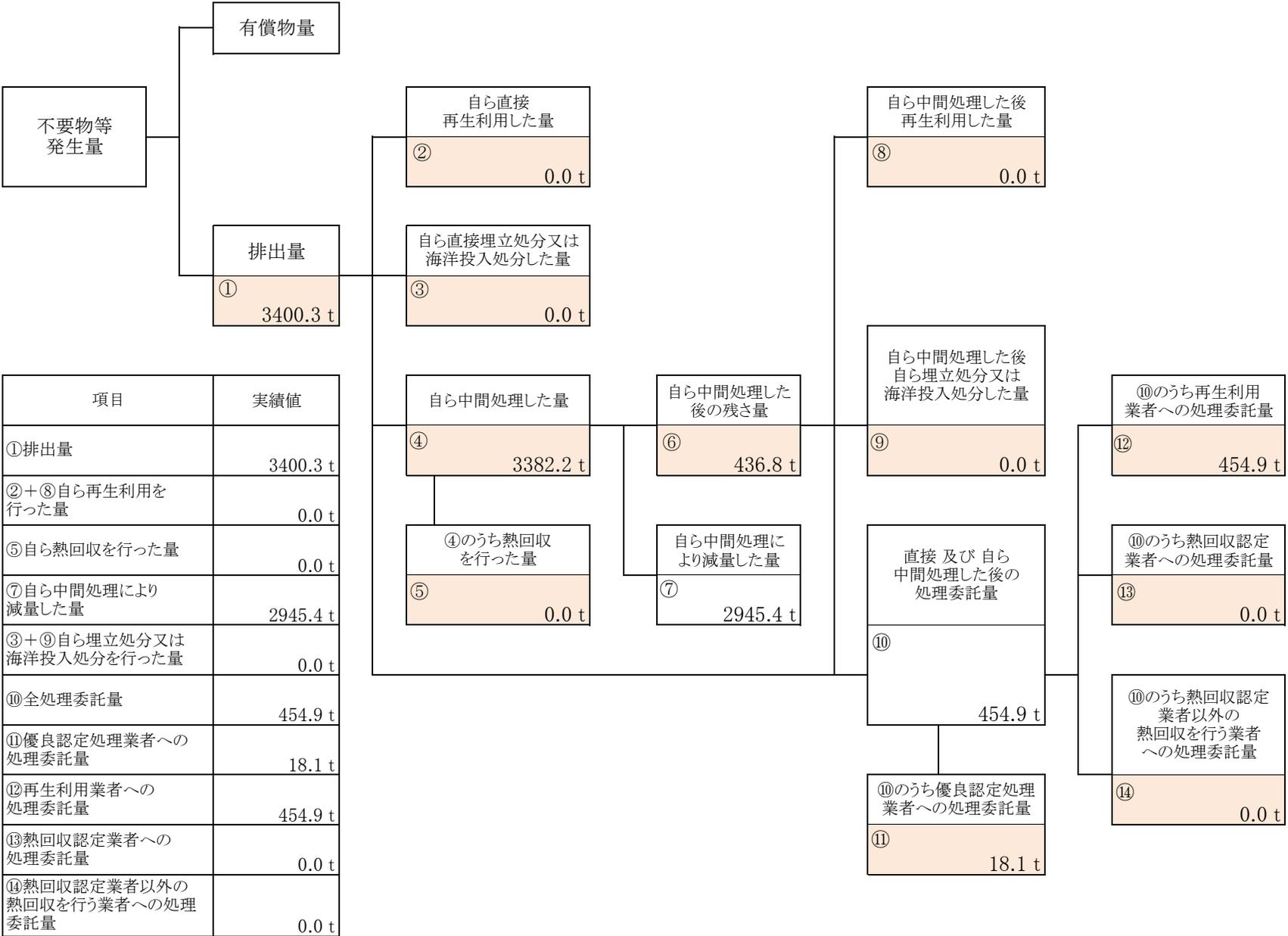
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	5600.0 t	全処理委託量	2110.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	1600.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	2110.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3490.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



項目	実績値
①排出量	3400.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	2945.4 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	454.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	18.1 t
⑫再生利用業者への処理委託量	454.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿



提出者 〒287-0102

住所 千葉県香取市岩部179-93

氏名 ジェイフィルム株式会社 成田工場

工場長 佐藤 潤一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0478-75-2222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ジェイフィルム株式会社 成田工場
事業場の所在地	千葉県香取市岩部179-93
事業の種類	E18-プラスチック製品製造業(別掲を除く)
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

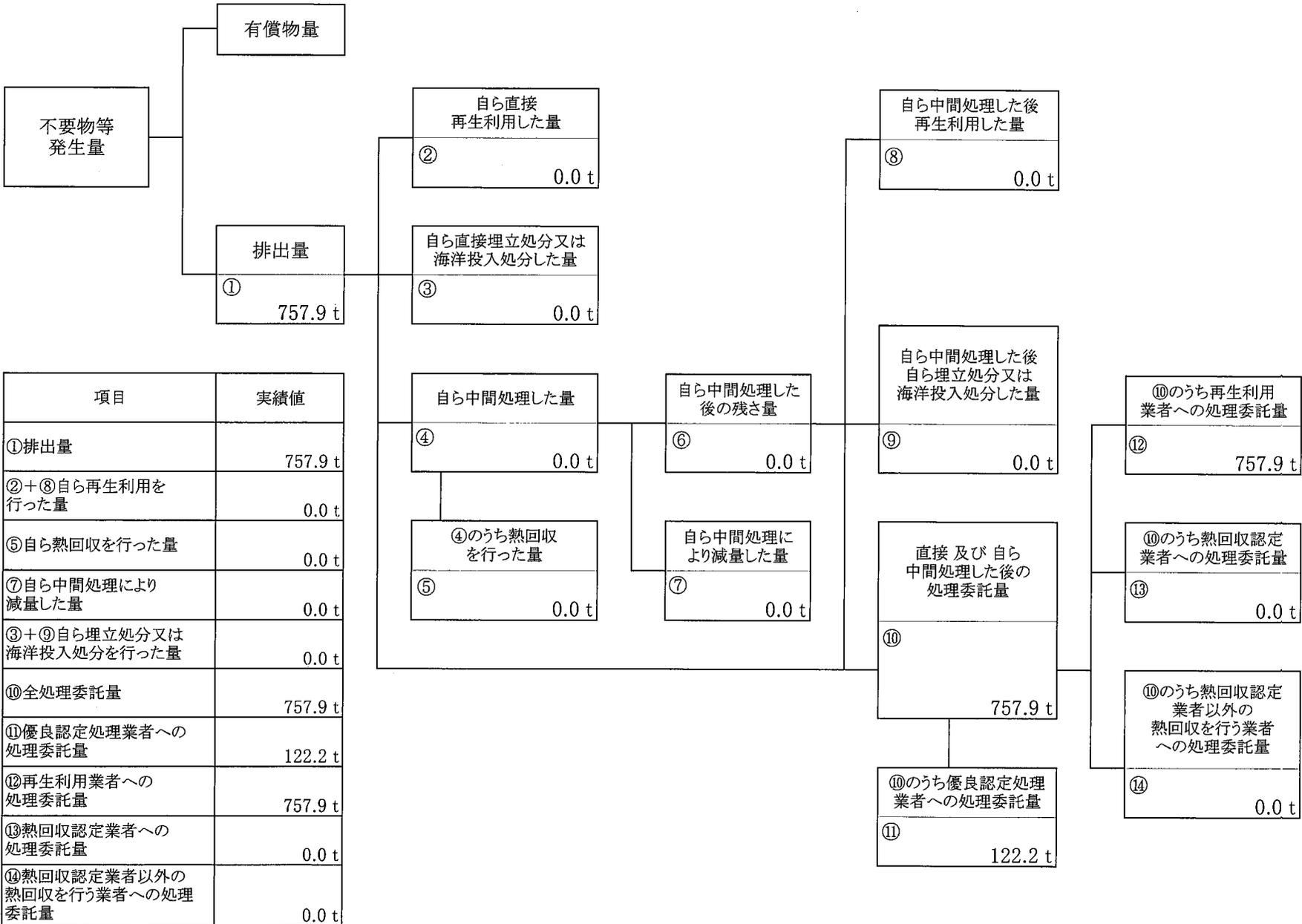
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1081.1 t	全処理委託量	1081.1 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	182.3 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	1081.1 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

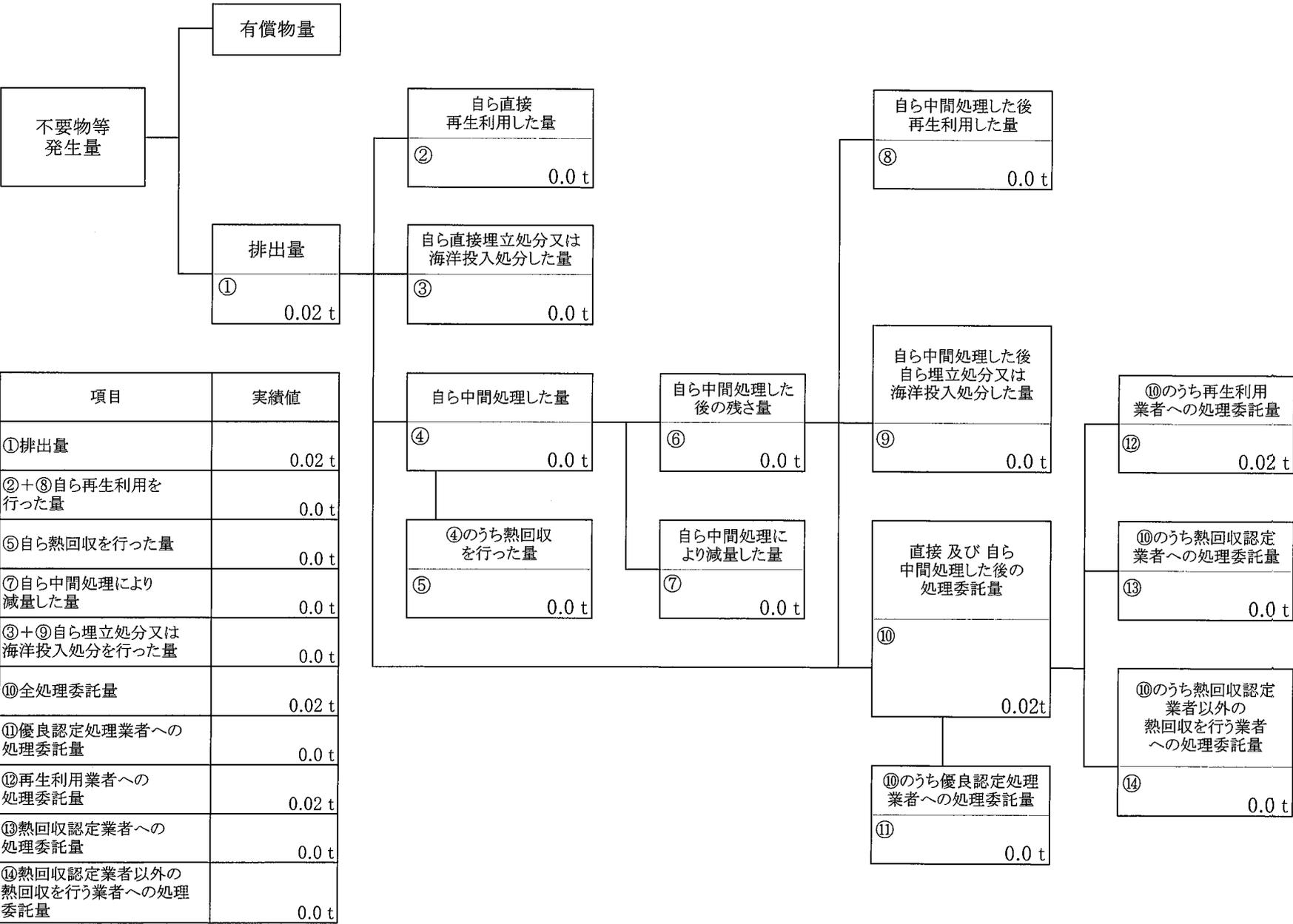
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	757.9 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	757.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	122.2 t
⑫再生利用者への処理委託量	757.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

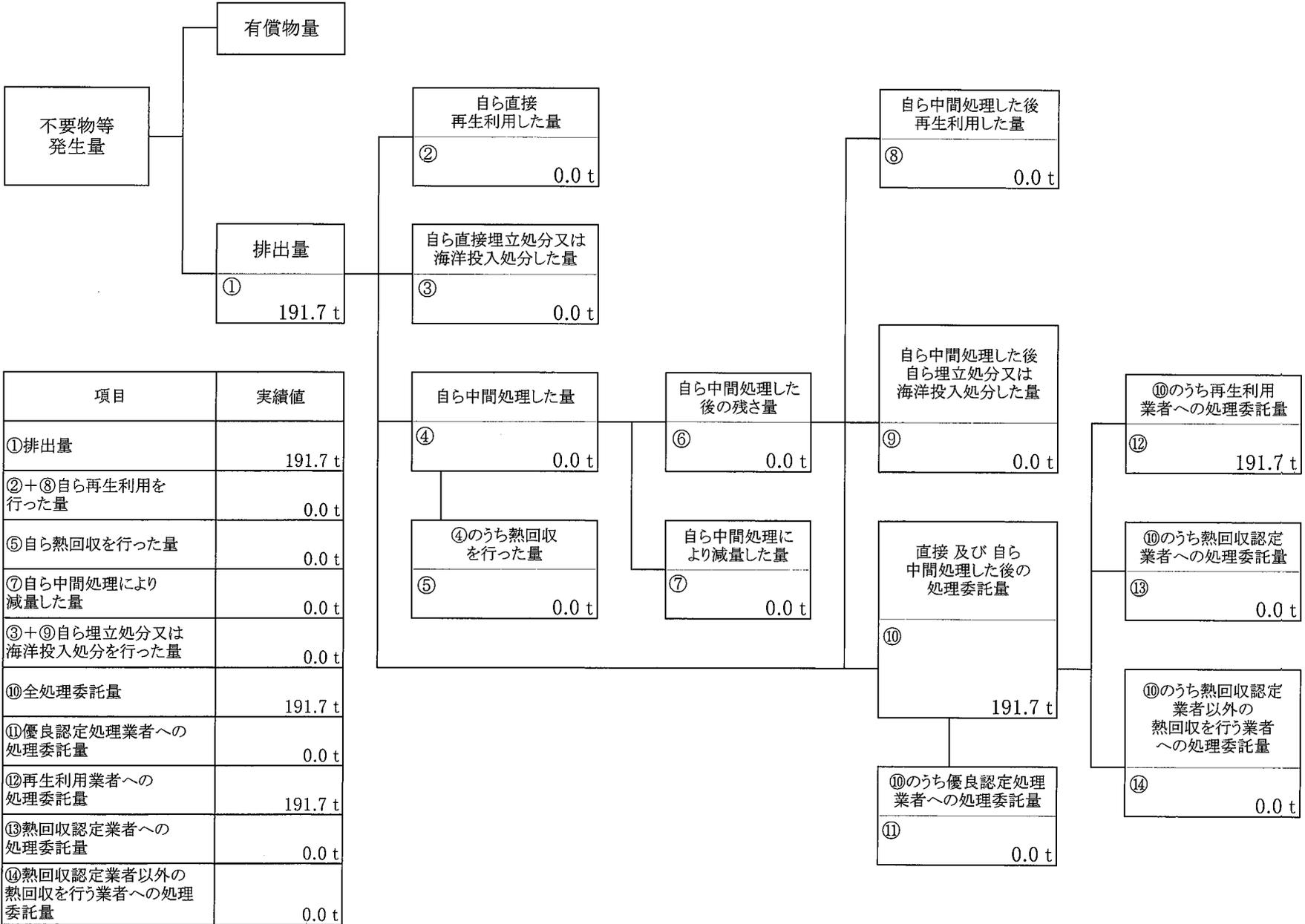
(産業廃棄物の種類: 廃酸)



項目	実績値
①排出量	0.02 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.02 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.02 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

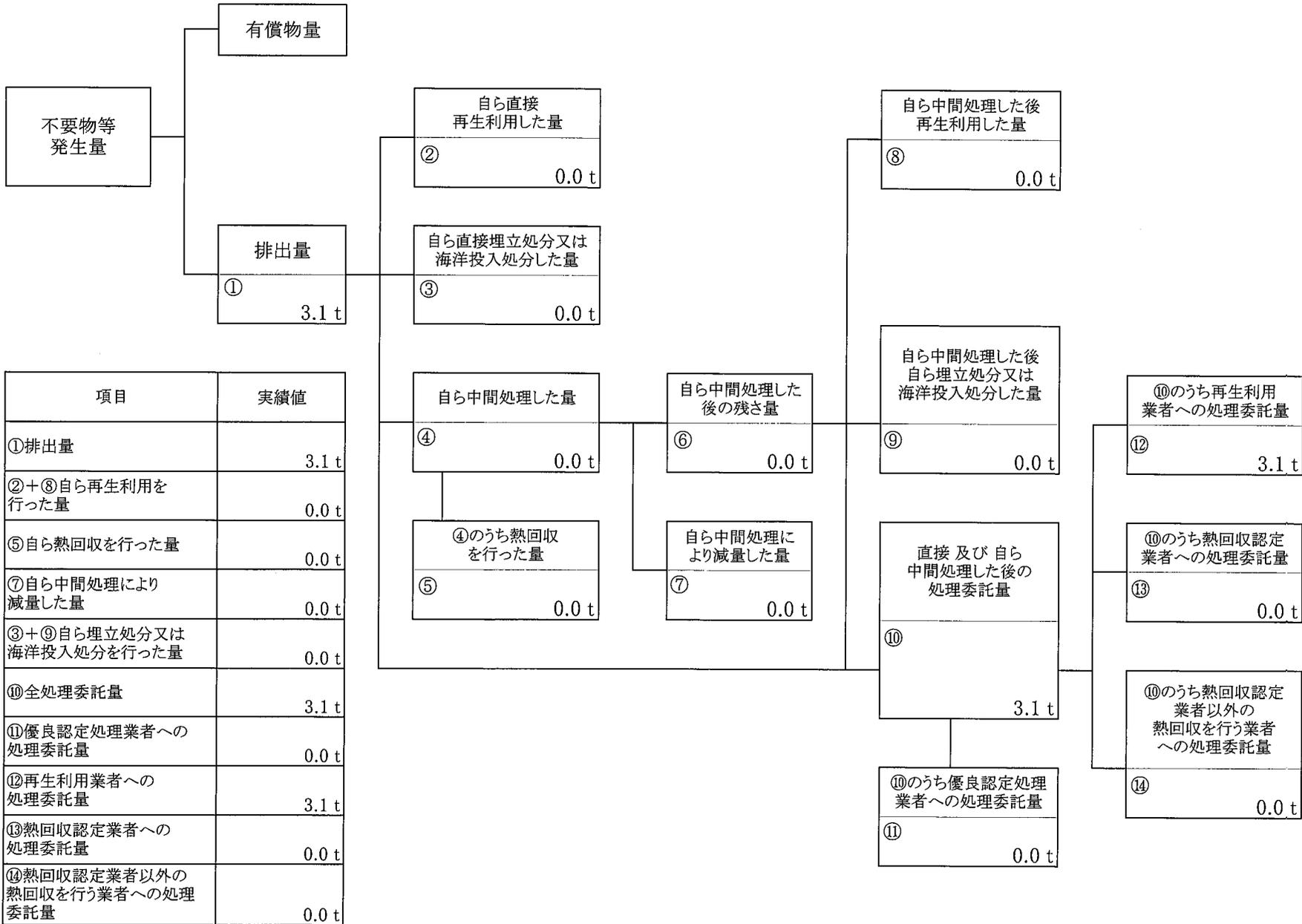
(産業廃棄物の種類: 木くず)



項目	実績値
①排出量	191.7 t
②+⑤自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑥自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	191.7 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	191.7 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

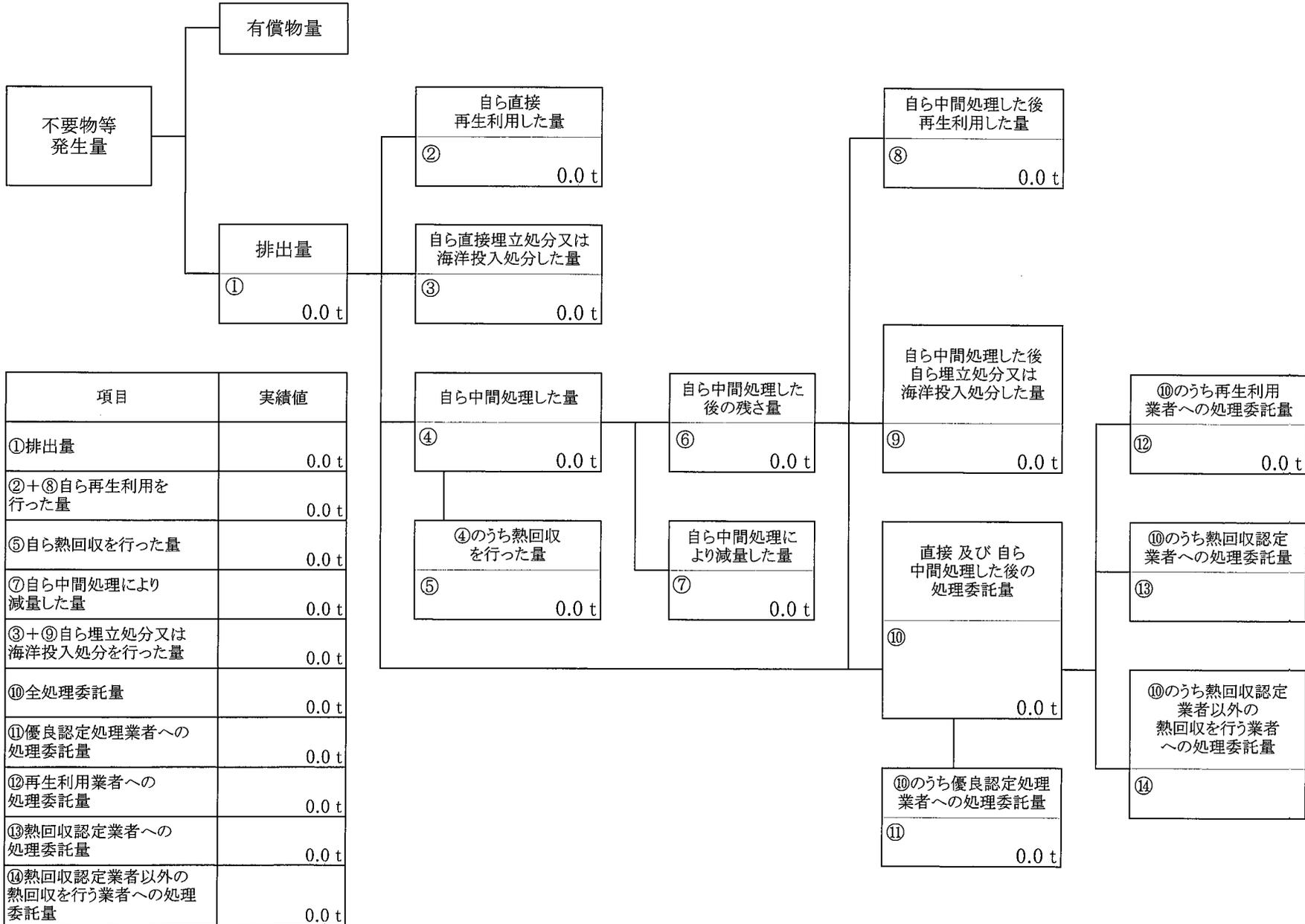
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



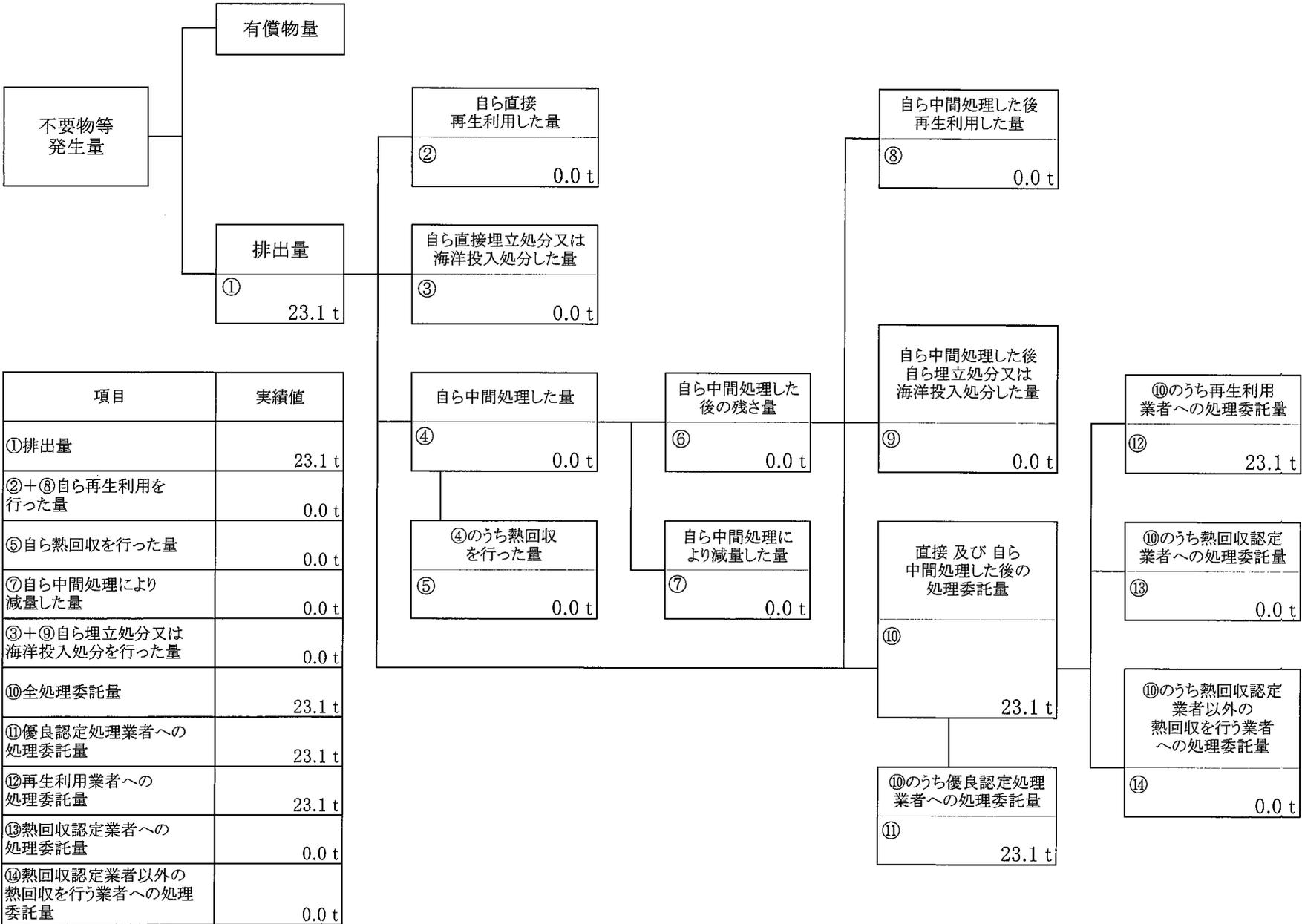
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



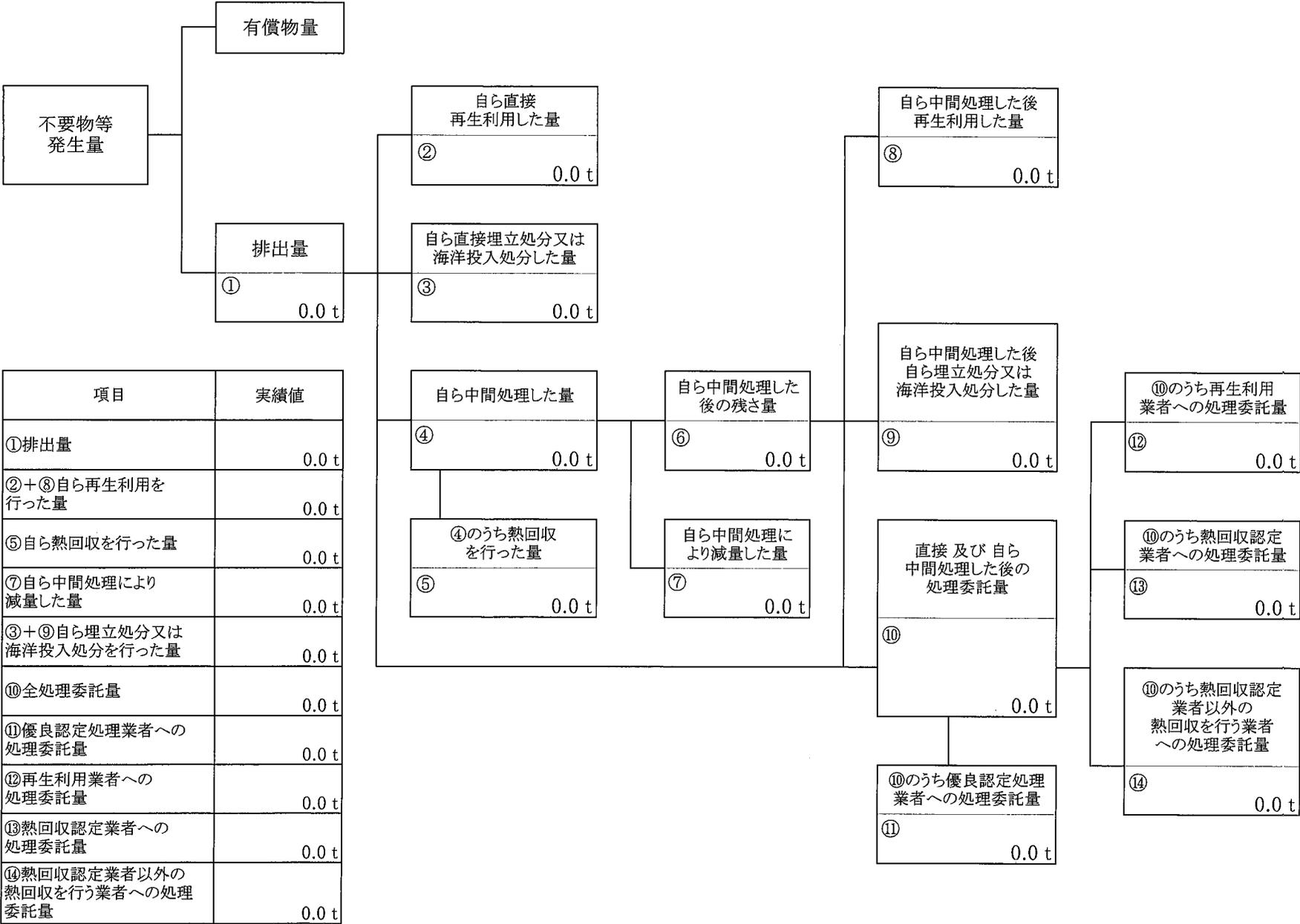
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



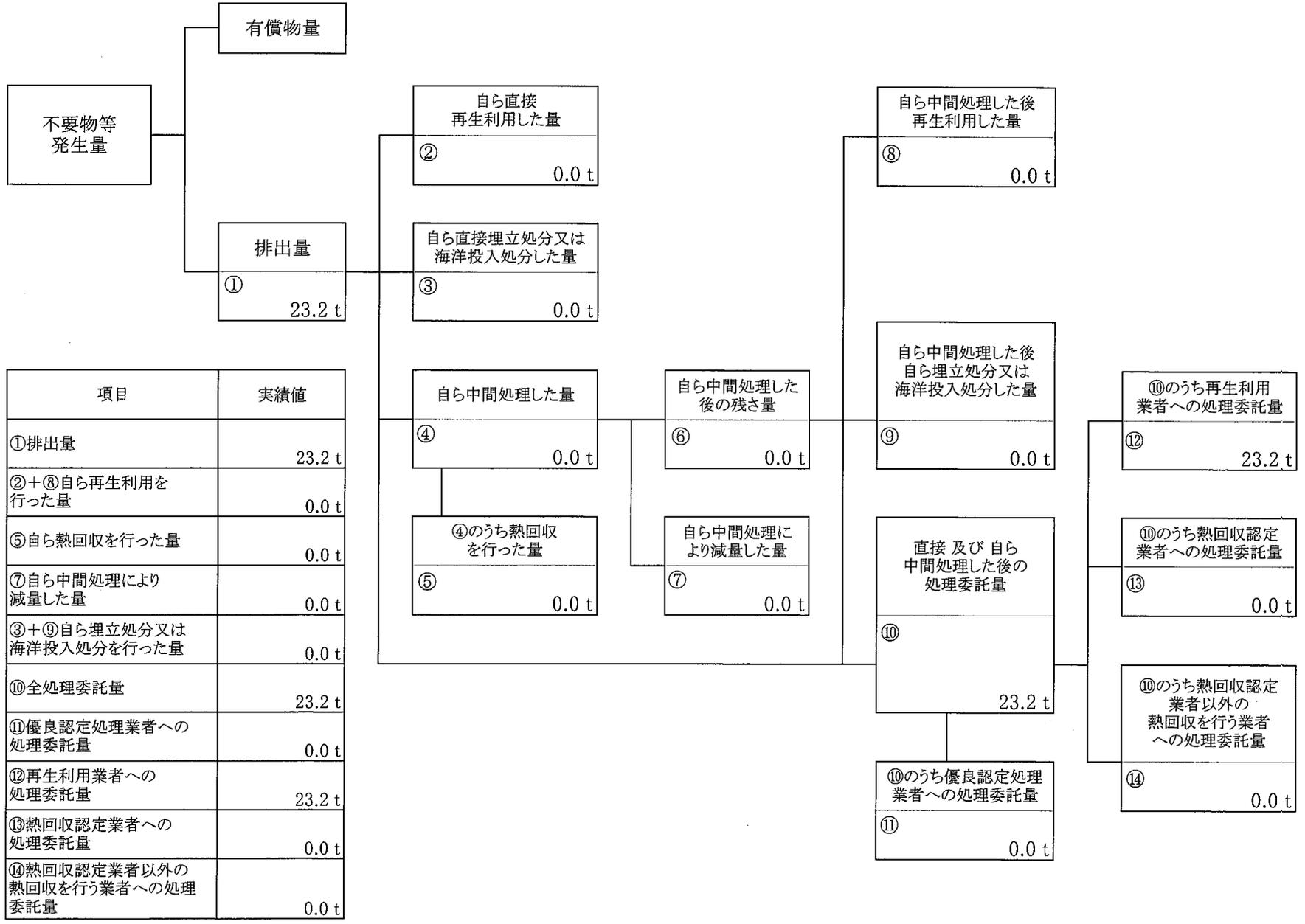
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)



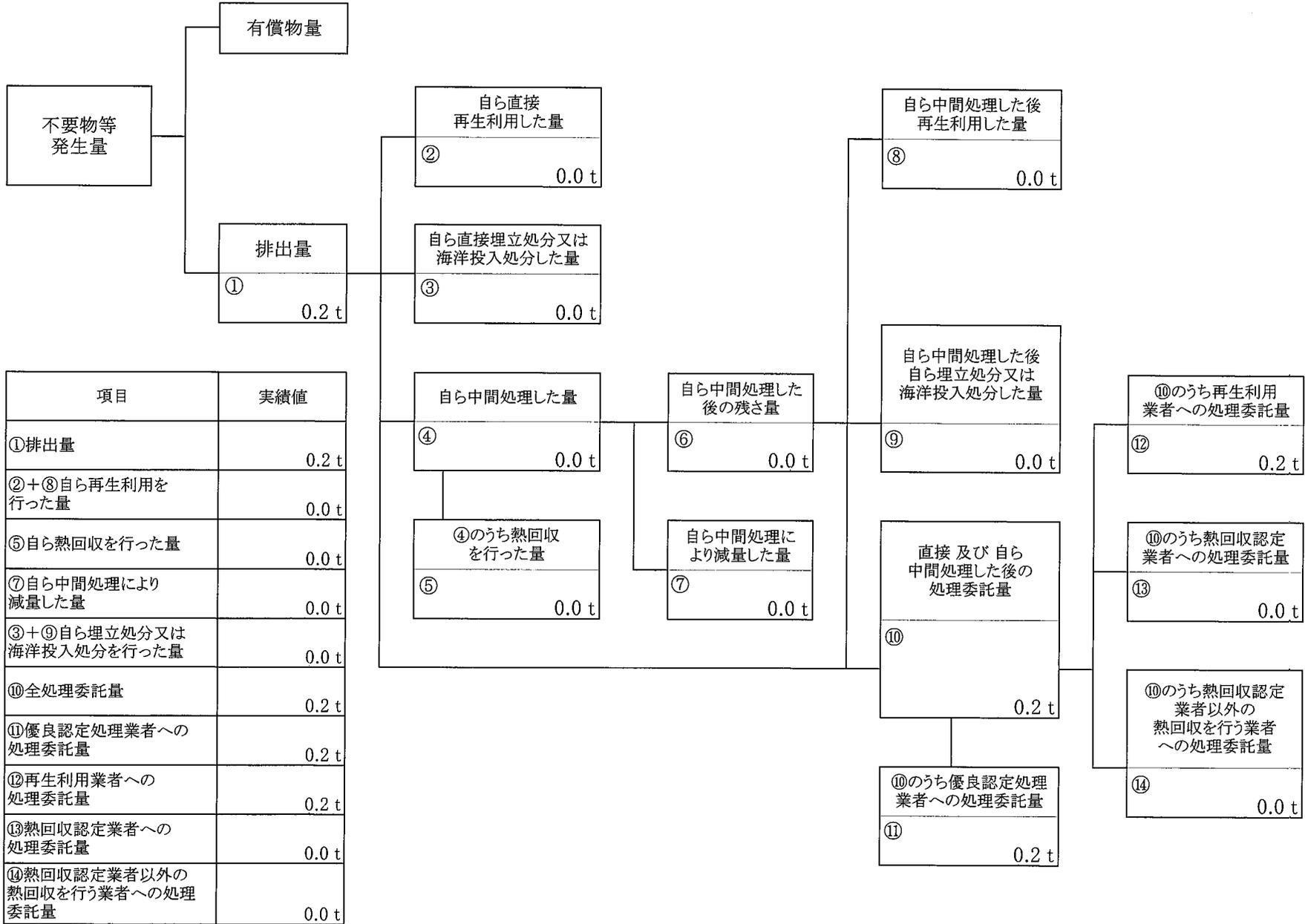
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)



計画の実施状況

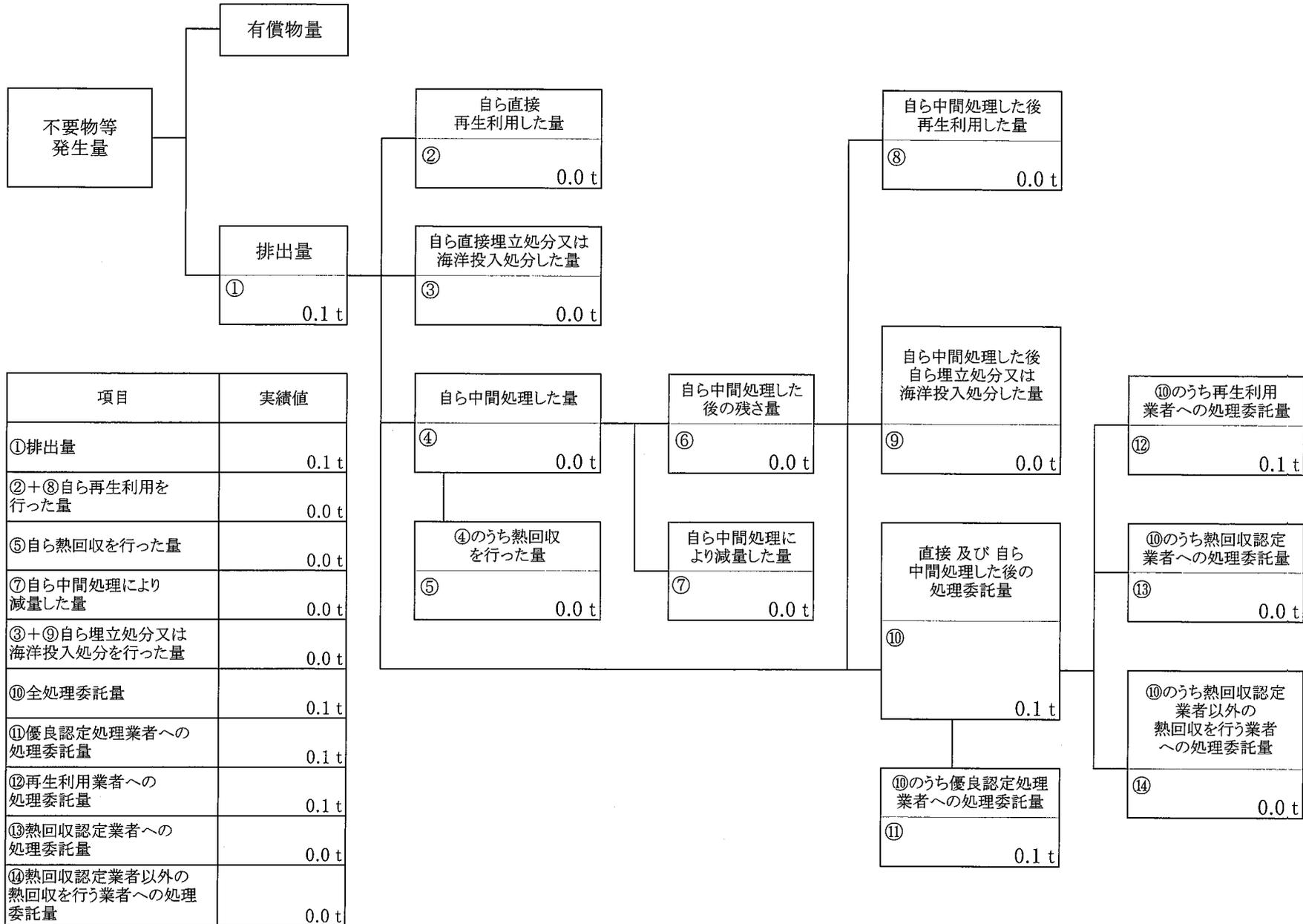
(産業廃棄物の種類: 廃電池)



項目	実績値
①排出量	0.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t
⑫再生利用者への処理委託量	0.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯))



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月26日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0108

住 所 千葉県市原市千種海岸5

法人名 JSR ARTON製造株式会社

代表者 藤 俊和

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-78-5522

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JSR ARTON製造株式会社
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸5
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： E16-化学工業 中分類：
②事業の規模	前年度の事業売上 20.7億円
③従業員数	64人（正社員57名、契約・派遣社員7名）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（処理工程）

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙 (管理体制)		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)
	排出量	348.1 t t
	(これまでに実施した取組) 品種改良による廃棄物発生量の削減。有価物化 (数量) 拡大。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)
	排出量	647 t t
	(今後実施する予定の取組) 品種改良による廃棄物発生量の削減。有価物化 (数量) 拡大。 (引火性廃油は製品の生産量に比例して発生するため発生数量の削減ではなく 原単位削減を目標としている。)	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油の性状に応じて、再生油として処理する業者への委託を優先に選定。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油の性状に応じて、再生油として処理する業者への委託を優先に選定。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 全量外部処理委託		
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 全量外部処理委託（継続）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 全量外部処理委託		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 全量外部処理委託（継続）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
	（これまでに実施した取組） これまでに、自社で埋め立て処理を行った事はない。	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き埋め立て処理を行う予定はない。	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）
	全処理委託量	348.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	348.1 t
	再生利用者への処理委託量	184.7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	163.4 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
（これまでに実施した取組） 引火性廃油を燃料油として調製する処理業者と、焼却処理を行う処理業者に委託をおこなっている。		

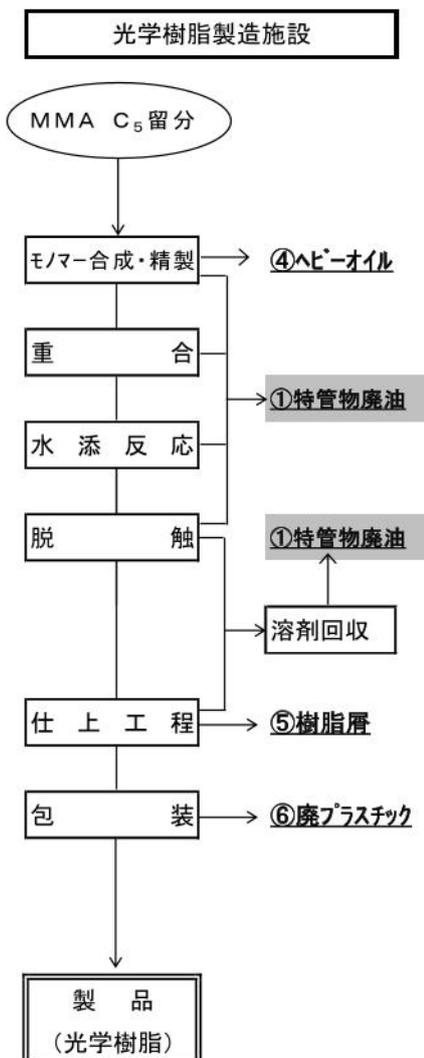
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	
	全 処 理 委 託 量	647 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	647 t	t
	再生利用業者への処理委託量	344 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	303 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き、引火性廃油を燃料油として調製する処理業者と、焼却処理を行う処理業者に委託を行う予定。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		348.1 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストの登録を実施し運用中。</p>		
※事務処理欄			

備考

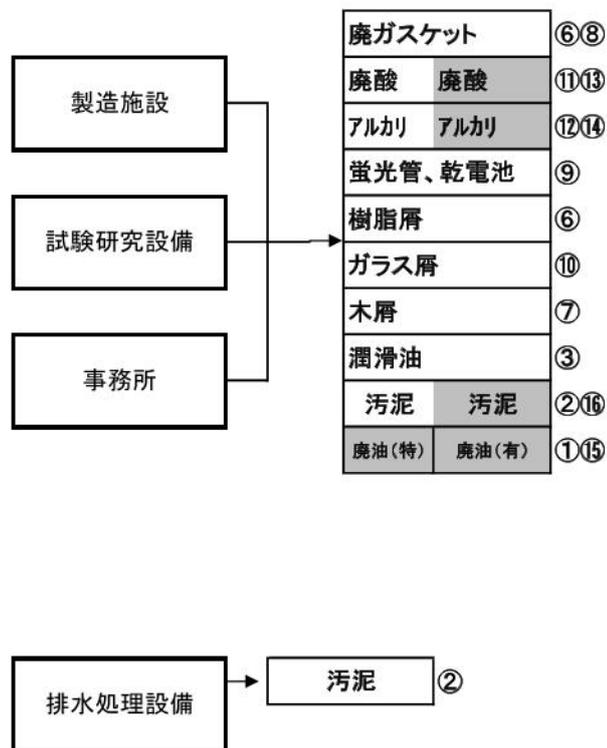
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

④ 一連の処理の工程図

1 光学樹脂製造工程図

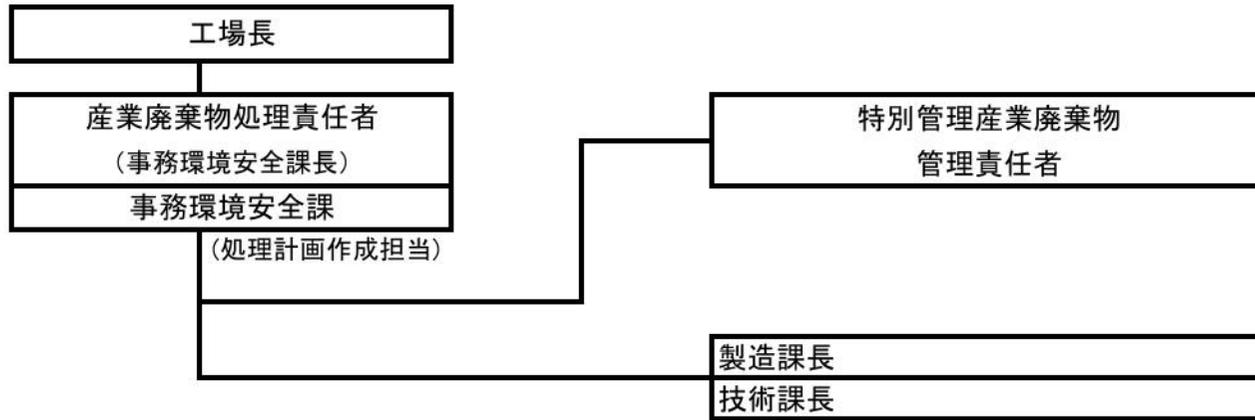


2 製造及び製造以外の工程図



番号	呼び名	種類	処理方法	処理の手段
			(焼却・脱水等)	自己・委託・売却
①	特管物廃油	引火性廃油	再利用・焼却	委託
②	汚泥	汚泥	再利用・焼却	委託
③	廃油(潤滑油)	廃油	再利用・焼却	委託
④	ヘビーオイル	廃油	再利用	売却・委託
⑤	樹脂屑	廃プラ	再利用・焼却	委託
⑥	廃プラスチック	廃プラ	再利用・焼却	委託
⑦	木パレット	木屑	再利用	委託
⑧	廃ガスケット	金属屑	再利用	委託
⑨	乾電池、蛍光管	水銀使用製品	再利用	委託
⑩	ガラス屑	ガラス屑	再利用	委託
⑪	廃酸	廃酸	再利用	委託
⑫	廃アルカリ	廃アルカリ	再利用	委託
⑬	廃酸	廃酸	再利用	委託
⑭	廃アルカリ	廃アルカリ	再利用	委託
⑮	廃油(有害)	廃油(有害)	再利用	委託
⑯	特管物汚泥	汚泥(特管物)	再利用・焼却	委託

(管理体制図)



工場長

産業廃棄物処理責任者
(事務環境安全課長)
事務環境安全課

(処理計画作成担当)

特別管理産業廃棄物
管理責任者

製造課長
技術課長

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒299-0108
住 所 千葉県市原市千種海岸5
氏 名 JSR ARTON製造株式会社
代表取締役 藤 俊和
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0436-78-5522

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業
廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	JSR ARTON製造株式会社
事業場の所在地	千葉県市原市千種海岸5
事業の種類	E16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画 における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	487 t	全 処 理 委 託 量	487 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	487 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	183 t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	304 t
自ら埋立処分 を 行 っ ち 特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t

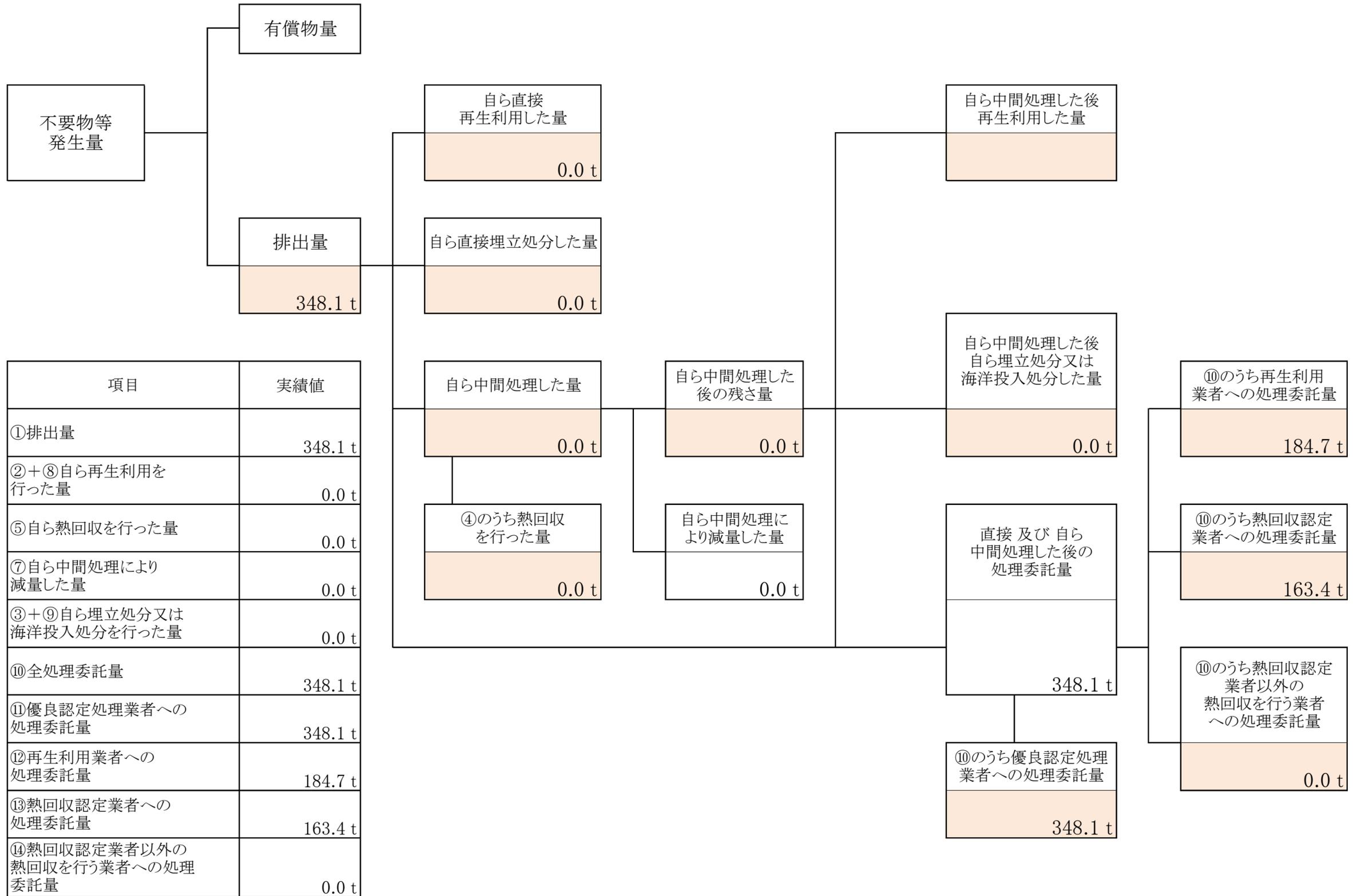
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 673.7 t 前年度 348.1 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェストの登録を実施し運用中	

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性))



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月27日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉縣市原市五井海岸5番地の1
氏名 JNC石油化学(株)市原製造所
代表取締役専務
製造所長 川本 康貴
電話番号 0436-23-1133

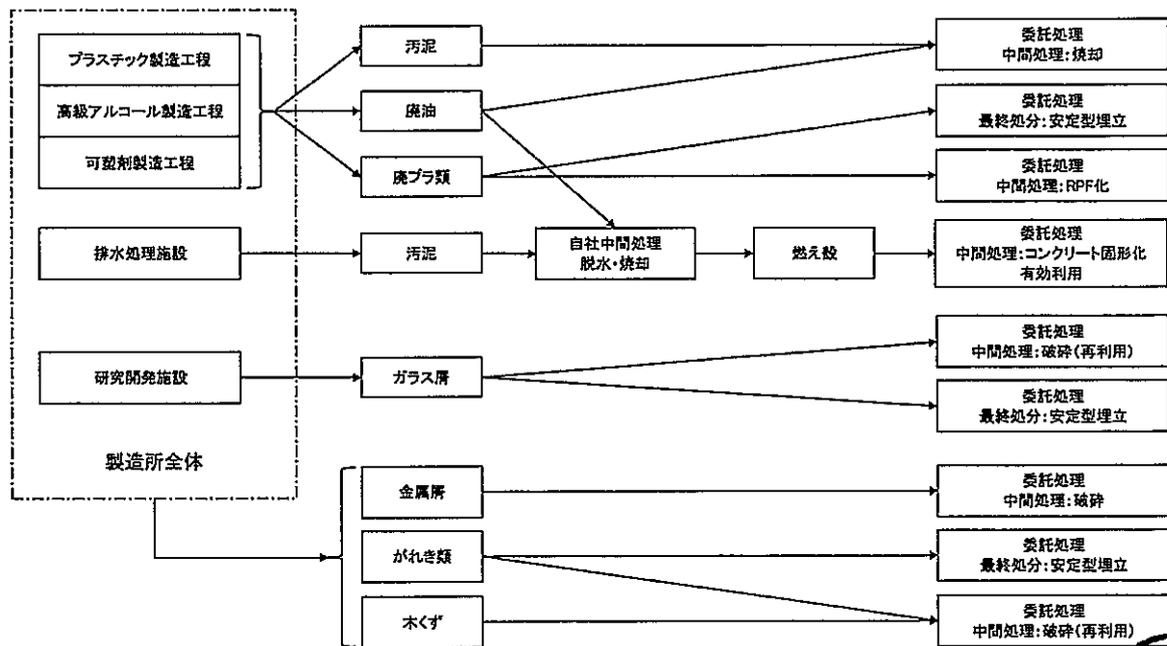
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JNC石油化学株式会社 市原製造所
事業場の所在地	千葉縣市原市五井海岸5番地の1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

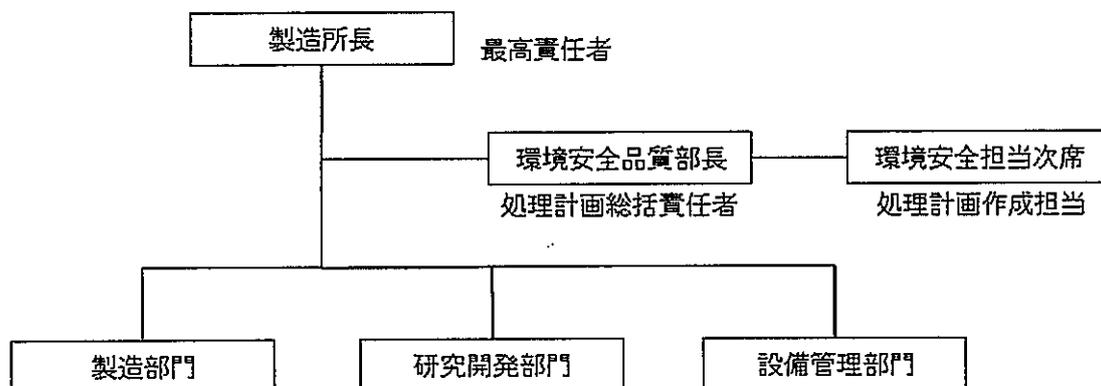
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 : 24,576百万円
③ 従業員数	655人 (正社員452人 協力会社社員203人)

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類		
	排出量		
	(これまでに実施した取組)		
製造製品の集約に伴い平成22年酢酸エチル、平成23年及び令和3年にポリプロ製造プラント廃止及び、令和元年ポリプロ製造プラント製法転換工事により、汚泥及び燃え殻の発生量が減少傾向である。平成28年から排水処理設備の運転不良が改善され汚泥量（含水）が減少傾向である。今年度も安定運転できるよう対応予定である。			
②計画	【目標】	別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類		
	排出量		
	(今後実施する予定の取組)		
RC方針であるゼロエミを推進することにより、生産設備の効率的運転を行い、ロスに伴う廃棄物の発生を抑制する。運転改善により汚泥量（含水）の増加を防止できることが今年度も予想されるが、継続して運転改善できるよう対応予定である。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	ガラスくず：試薬瓶、原料瓶について分別及び再生利用先と契約して処理することにより、埋立量を削減継続している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	廃プラスチック類：分別を更に推し進めると共に処理委託会社を調査し、埋立処理しない会社と契約し、再資源化できるよう対応する。 ガラスくず：薬液が付着したガラス器具類の洗浄乾燥処理によるリサイクル回収を推進する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 自社での再生利用可能なものがないか検討を実施する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	1,290 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	39,069 t	1,290 t
②計画	(これまでに実施した取組) 排水処理工程及び生産施設から発生する汚泥を脱水・焼却により減量化し、燃え殻として排出している。 生産プラントから副生する廃油を、一部ボイラー燃料として減量化及び、熱回収を行っている。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	1,477 t
②計画	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	39,485 t	1,477 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥発生量・及び廃油の削減について検討を実施する。汚泥は排水設備運転不良により含水汚泥量が多かったが、運転性を改善して削減となるよう対応し、本年度も継続予定。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組） 埋立処分または海洋投入処分は行っていない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組） 埋立処分及び海洋投入処分の予定はない。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		別紙2の通り
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	（これまでに実施した取組） 燃え殻：平成22年度7月まで行ってきた管理型処分場への埋立処分を止め、処理先を変更し、平成24年度以降はコンクリート固化等による再生利用を行っている。今年度もこれを継続している。		

②計画	【目標】 別紙3の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>廃棄物全般に渡り再生利用業者、認定熱回収業者等への委託処理を計画する。</p>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
排出量	39,476 t	1,384 t	0.0 t	153.0 t	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず	
排出量	115 t	35 t	0 t	3 t	
産業廃棄物の種類	がれき類				
排出量	17 t	t			
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
	排出量	39,658 t	1,546 t	1.0 t	77.0 t
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず
	排出量	124 t	15 t	0 t	5 t
	産業廃棄物の種類	がれき類			
	排出量	11 t	t		

別紙2
産業廃棄物の処理の委託に関する事項
【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
全処理委託量	407 t	94 t	0.0 t	153.0 t	115 t	35 t
優良認定処理業者への処理委託量	292 t	94 t	t	153.0 t	79 t	35 t
再生利用業者への処理委託量	88 t	87 t	t	142.0 t	73 t	35 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず	がれき類			
全処理委託量	0 t	3 t	17 t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	2 t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	1 t	4 t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t

別紙3
【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず
全処理委託量	173 t	69 t	1.0 t	77.0 t	124 t	15 t
優良認定処理業者への処理委託量	24 t	69 t	1.0 t	77.0 t	95 t	15 t
再生利用業者への処理委託量	96 t	69 t	t	68.0 t	80 t	15 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラスくず	がれき類			
全処理委託量	1 t	5 t	11 t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	t	3 t	1 t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	2 t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月27日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉縣市原市五井海岸5番地の1
氏名 JNC石油化学(株)市原製造所
代表取締役専務
製造所長 川本 康貴
電話番号 0436-23-1133

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	JNC石油化学株式会社 市原製造所
事業場の所在地	千葉縣市原市五井海岸5番地の1
事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	36,771 t	全処理委託量	867 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	647 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	1,211 t	再生利用業者への処理委託量	456 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	35,904 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

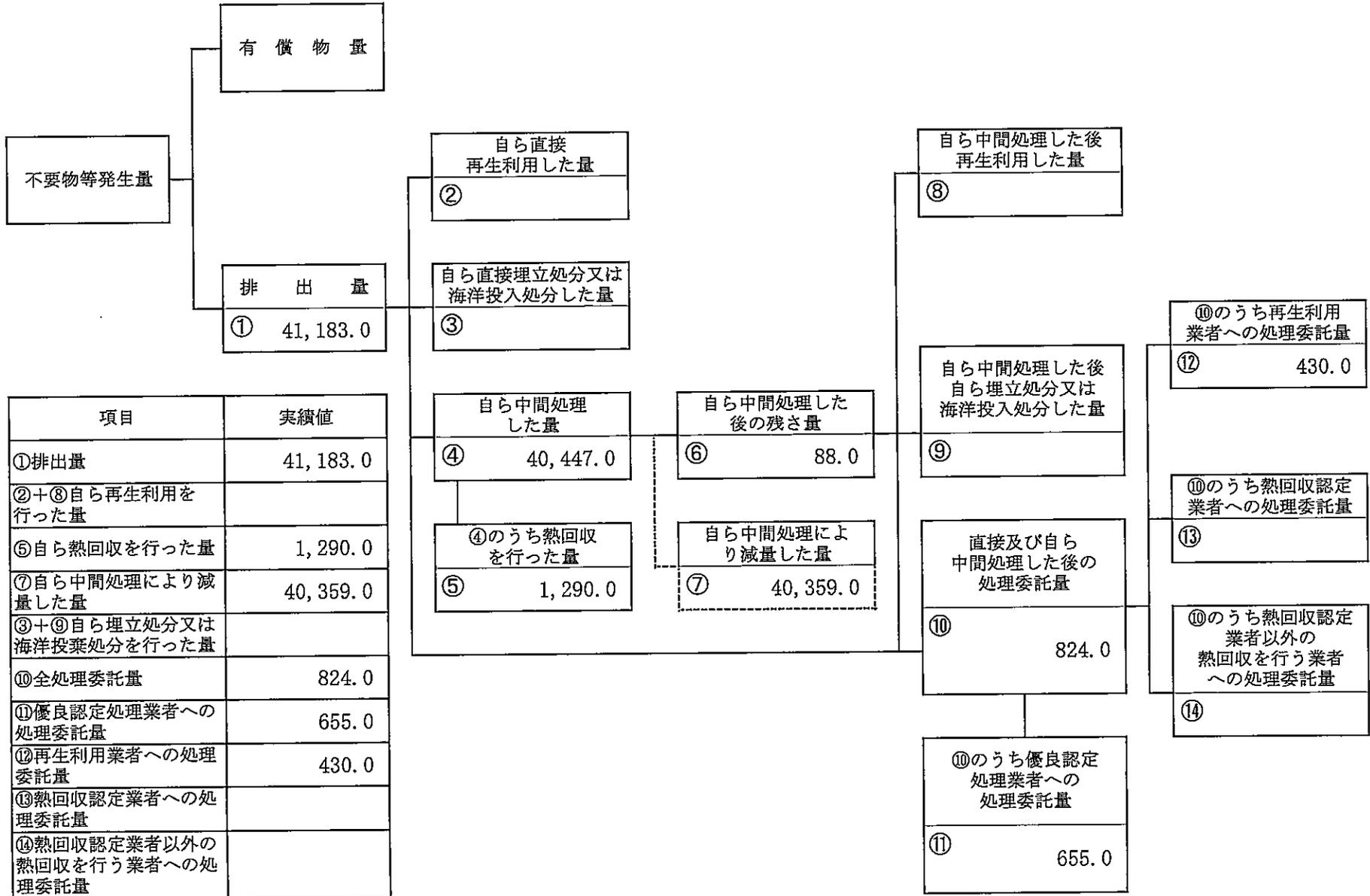
※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)



計画の実施状況

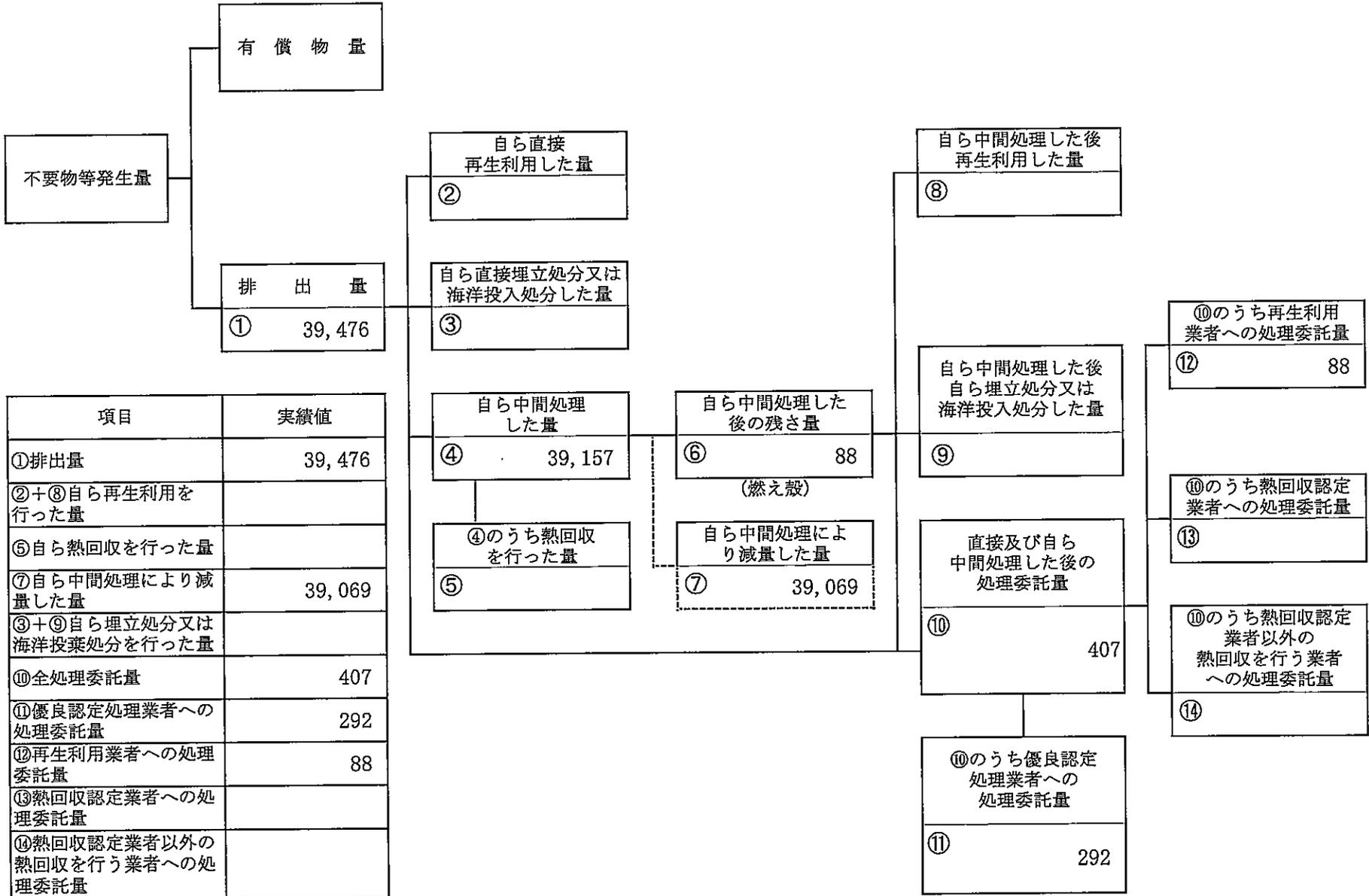
(産業廃棄物の種類：全体(特管物除く))



項目	実績値
①排出量	41,183.0
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	1,290.0
⑦自ら中間処理により減量した量	40,359.0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	824.0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	655.0
⑫再生利用業者への処理委託量	430.0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

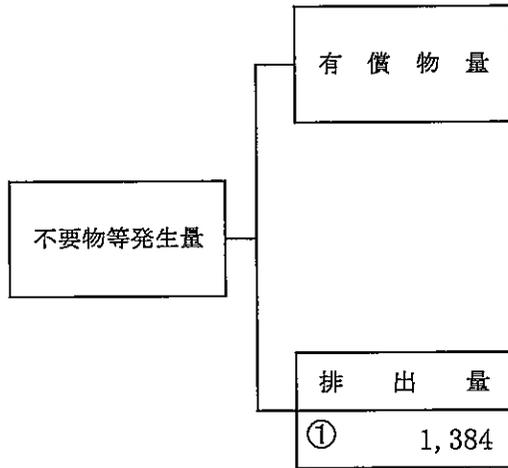
(産業廃棄物の種類：汚泥)



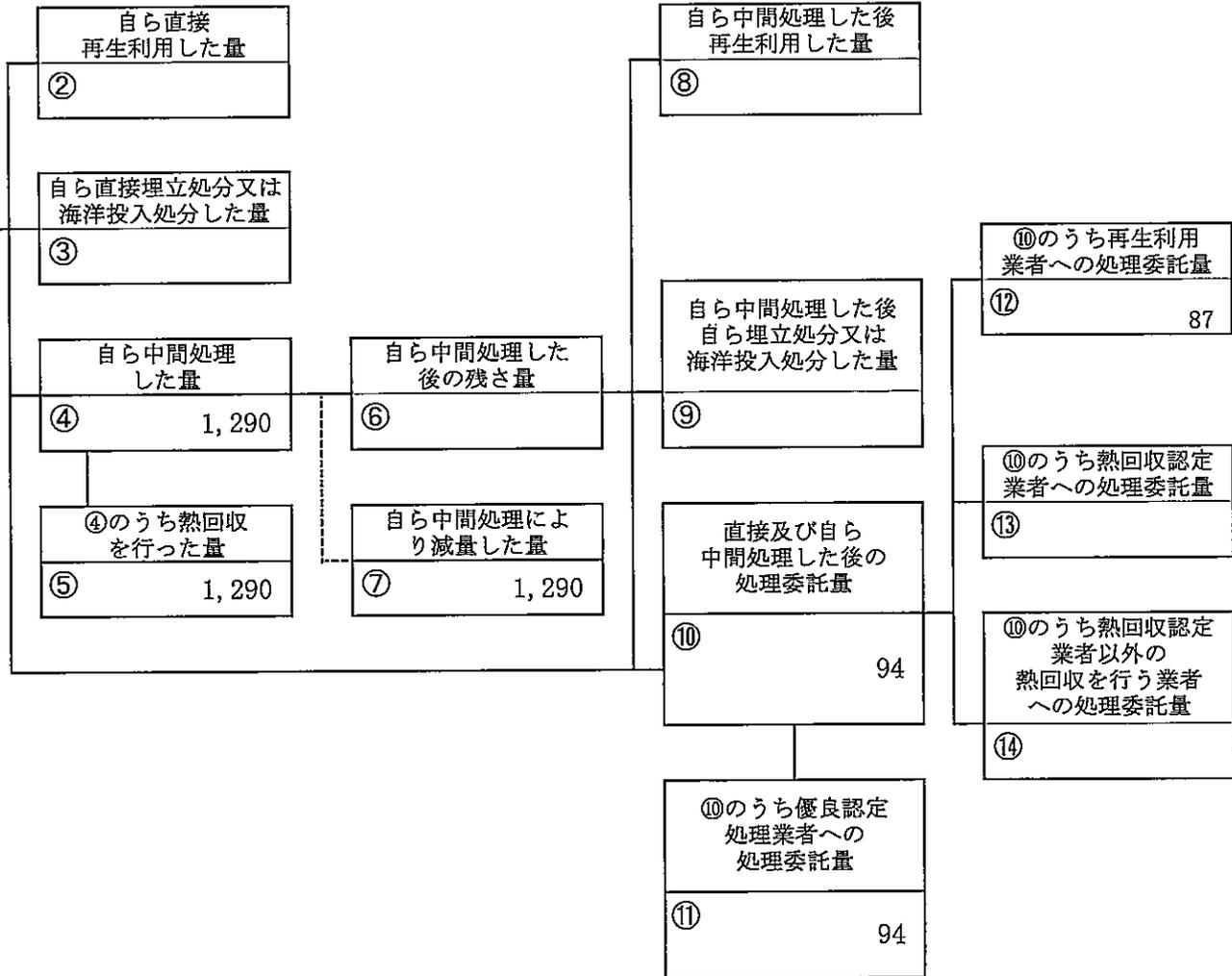
項目	実績値
①排出量	39,476
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	39,069
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	407
⑪優良認定処理業者への処理委託量	292
⑫再生利用者への処理委託量	88
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃油)

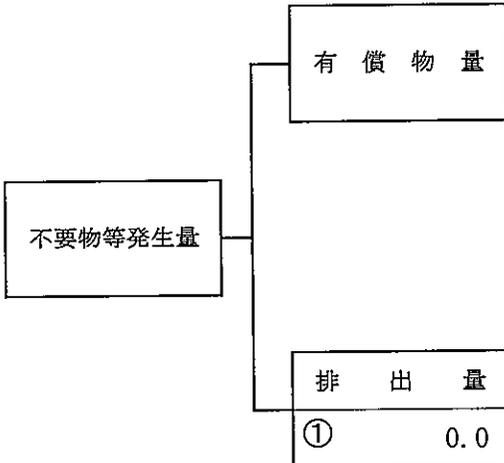


項目	実績値
①排出量	1,384
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	1,290
⑦自ら中間処理により減量した量	1,290
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行った量	
⑩全処理委託量	94
⑪優良認定処理業者への処理委託量	94
⑫再生利用業者への処理委託量	87
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃酸)



項目	実績値
①排出量	0.0
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら直接再生利用した量 ②

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量 ③

自ら中間処理した量 ④

④のうち熱回収を行った量 ⑤

自ら中間処理した後の残さ量 ⑥

自ら中間処理により減量した量 ⑦

自ら中間処理した後再生利用した量 ⑧

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量 ⑨

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量 ⑩

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪

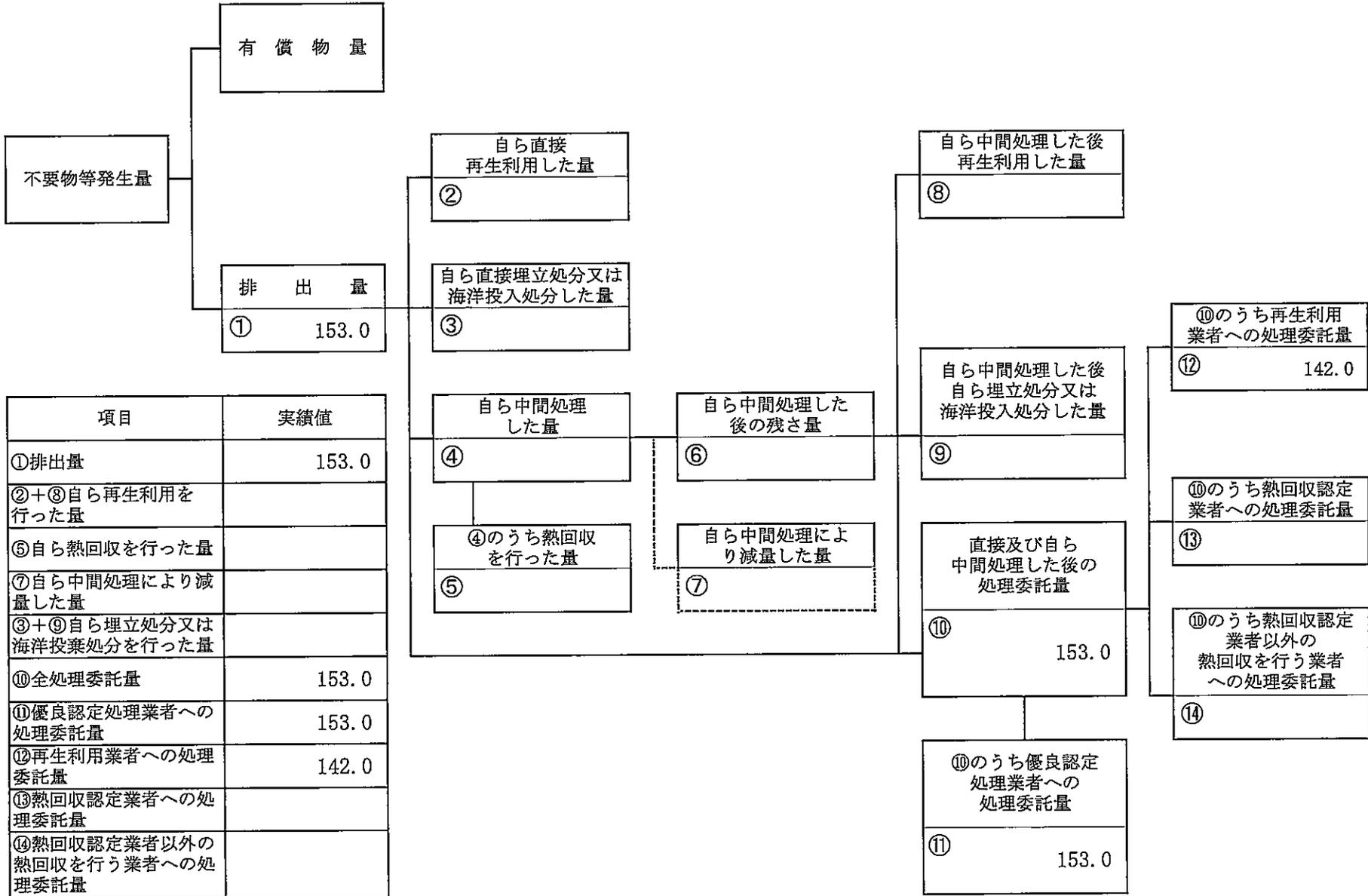
⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭

計画の実施状況

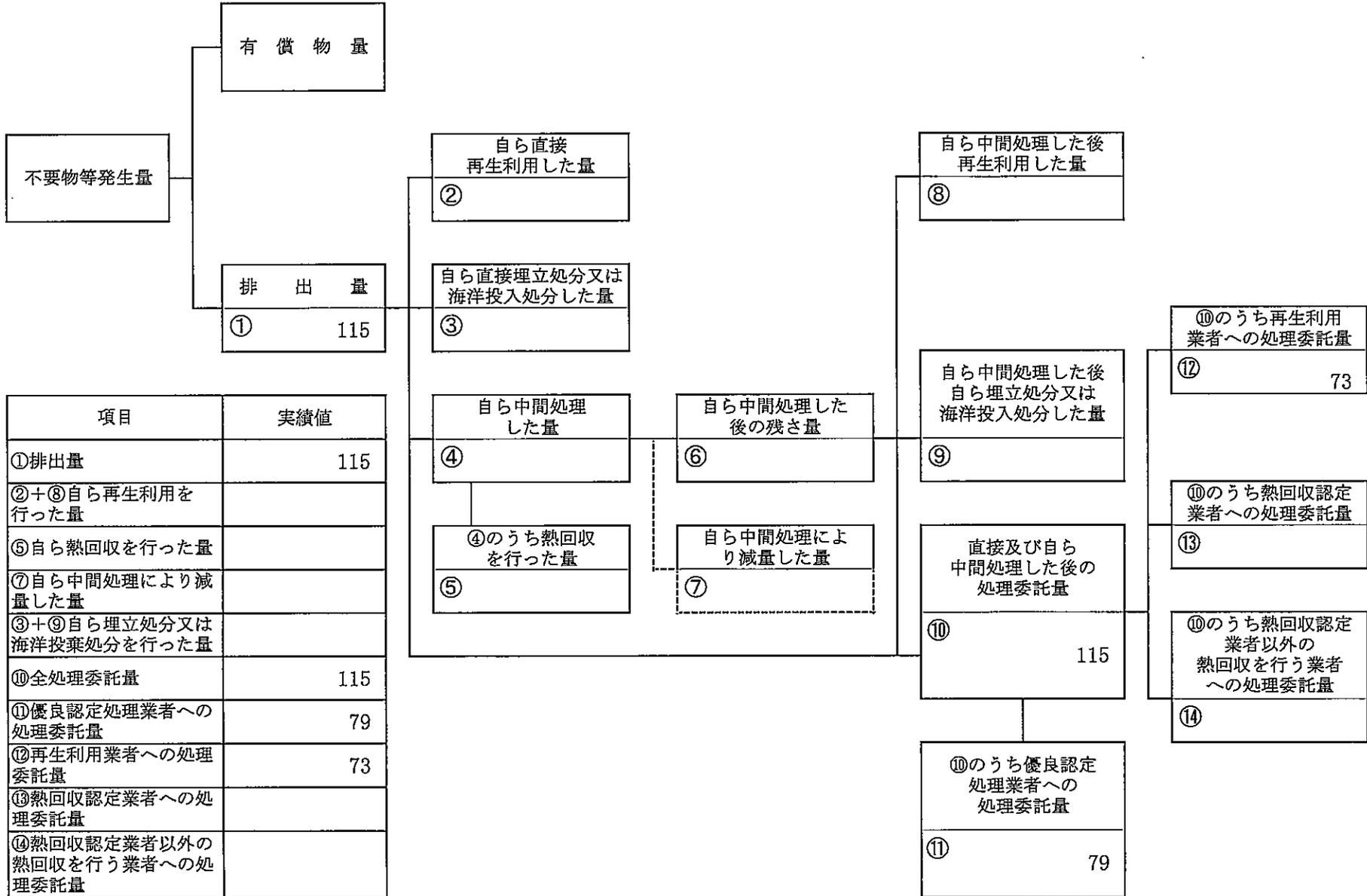
(産業廃棄物の種類：廃アルカリ)



項目	実績値
①排出量	153.0
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行った量	
⑩全処理委託量	153.0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	153.0
⑫再生利用業者への処理委託量	142.0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計画の実施状況

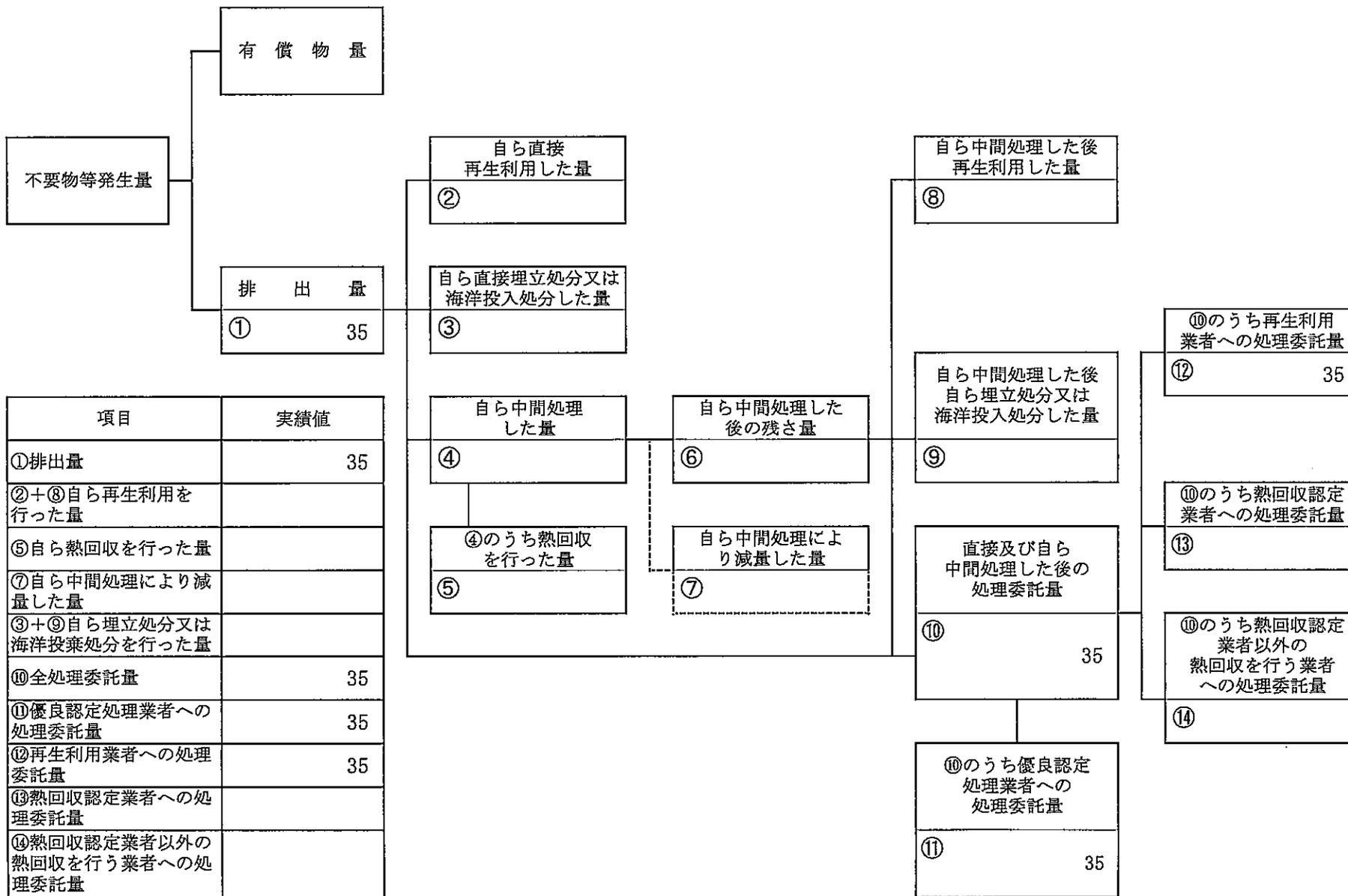
(産業廃棄物の種類：廃プラスチック)



項目	実績値
①排出量	115
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行った量	
⑩全処理委託量	115
⑪優良認定処理業者への処理委託量	79
⑫再生利用業者への処理委託量	73
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

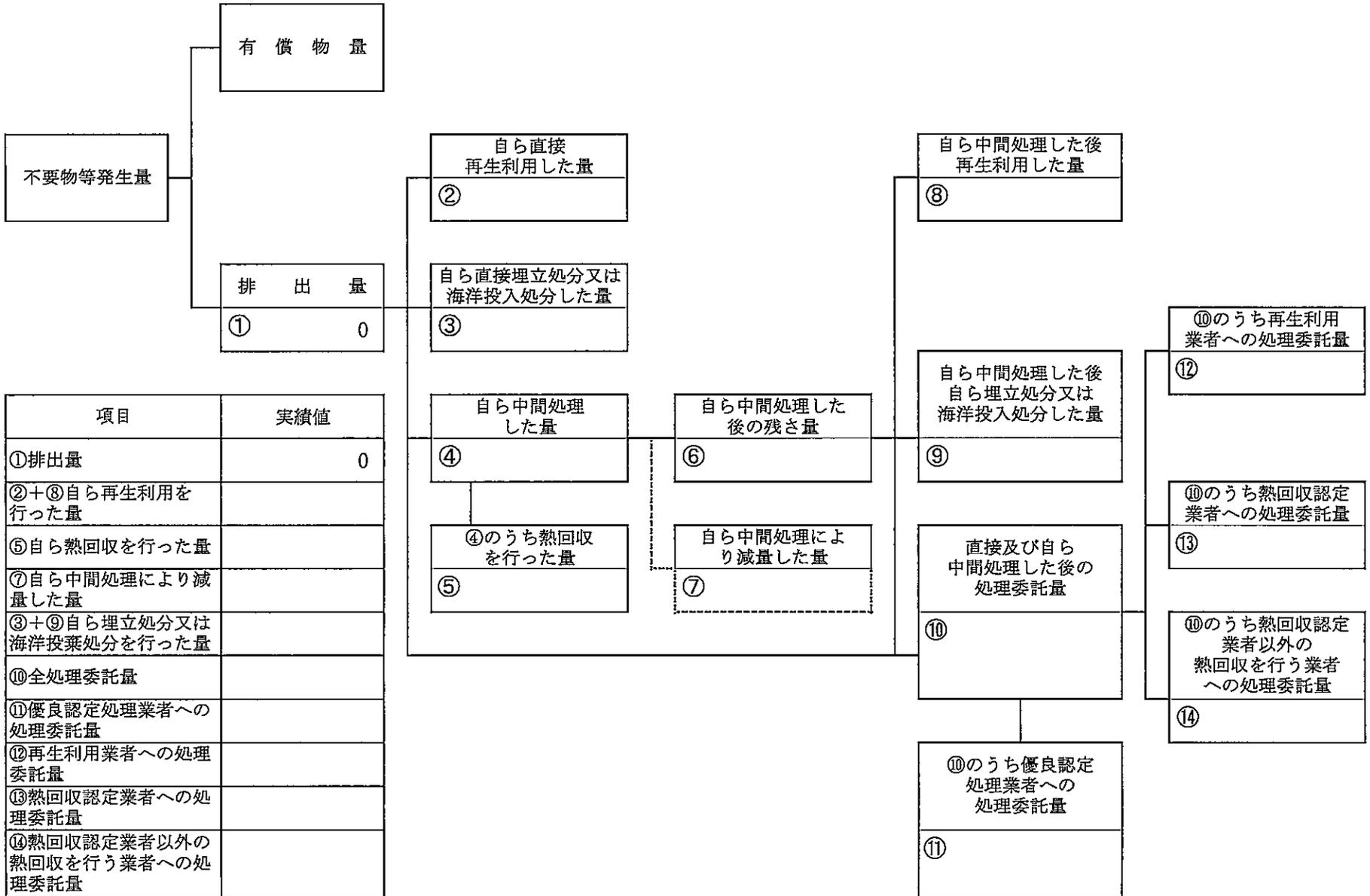
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：木くず)



計画の実施状況

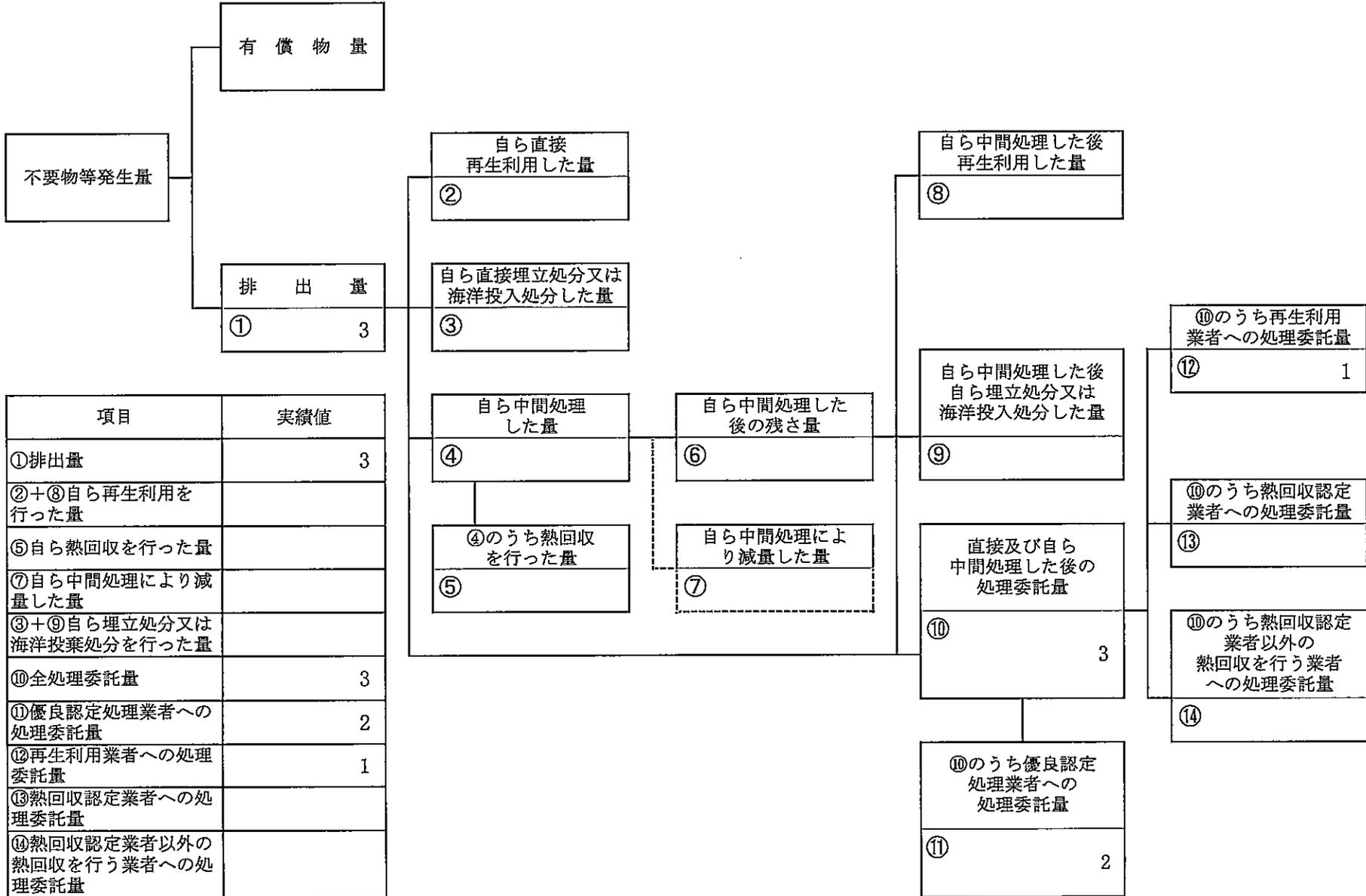
(産業廃棄物の種類：金属くず)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

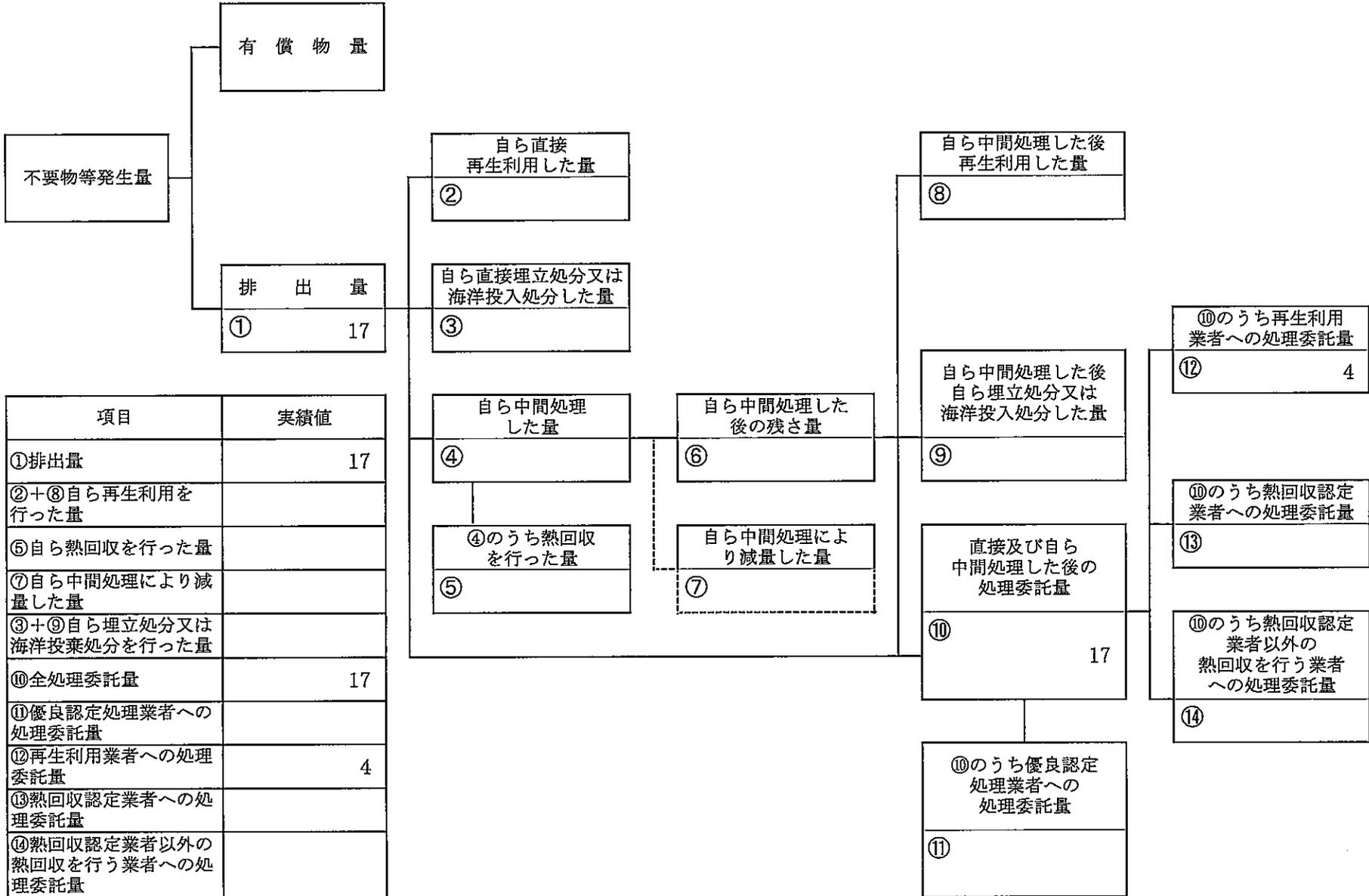
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：ガラスくず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：がれき類)



項目	実績値
①排出量	17
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行った量	
⑩全処理委託量	17
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	4
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 6日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0011

住 所 千葉県市川市高谷新町3番地

氏 名 JFEガルバテックス株式会社

代表取締役社長 金子 智弘

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-3028-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFEガルバテックス株式会社
事業場の所在地	千葉県市川市高谷新町3番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

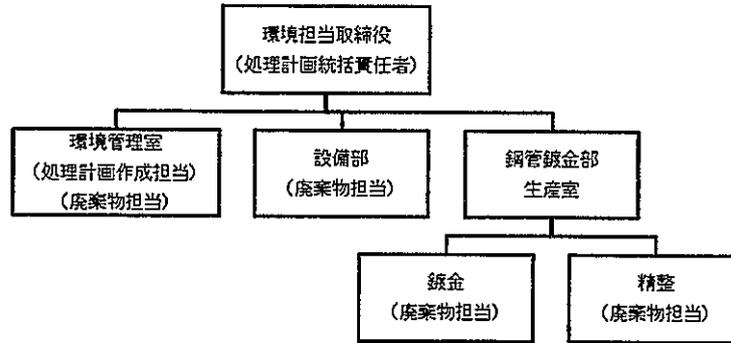
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E24-金属製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 18億円
③ 従業員数	160人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	4706 t	15.8 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥 (引き抜き汚泥) めっき前処理工程 (主目的は鉄さびの除去) での品質向上 (脱脂後の水洗水、及び酸洗後の水洗水を常時オーバーフローさせる事で油脂分、及び鉄塩の再付着を防止、水切りも30秒行うように、看板に表示)、再加工の減少を図る事で廃水処理で発生する汚泥 (主成分は水酸化鉄) を少なくしている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	3925.6 t	20 t
	(今後実施する予定の取組) ・現在行っている取り組みの継続。 ・前年度より減産計画なので、減産分を織り込んだ目標とした。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ダンボール・雑誌・シュレッダーくずは分別収集して有価物
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現在行っている取り組みの継続

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4102.6 t	0 t
(これまでに実施した取組) 脱水機の脱水フィルターの定期的洗浄 脱水機の保守・点検			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3409.1 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 脱水機の脱水フィルターの定期的洗浄の継続 脱水機の劣化部品の更新、補修			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに、自社で埋立処分または海洋投入処分を行ったことはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き埋立処分又は海洋投入処分する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	603.4 t	15.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	603.4 t	15.8 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 汚泥（脱水） 平成9年9月より、これまで再生土としていたが還元焙焼し製鉄原料として再資源化を図った。			

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
②計画	全処理委託量	516.5	t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	516.5	t	20 t
	再生利用業者への処理委託量	0	t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現在行っている取り組みの継続実施			
※事務処理欄				

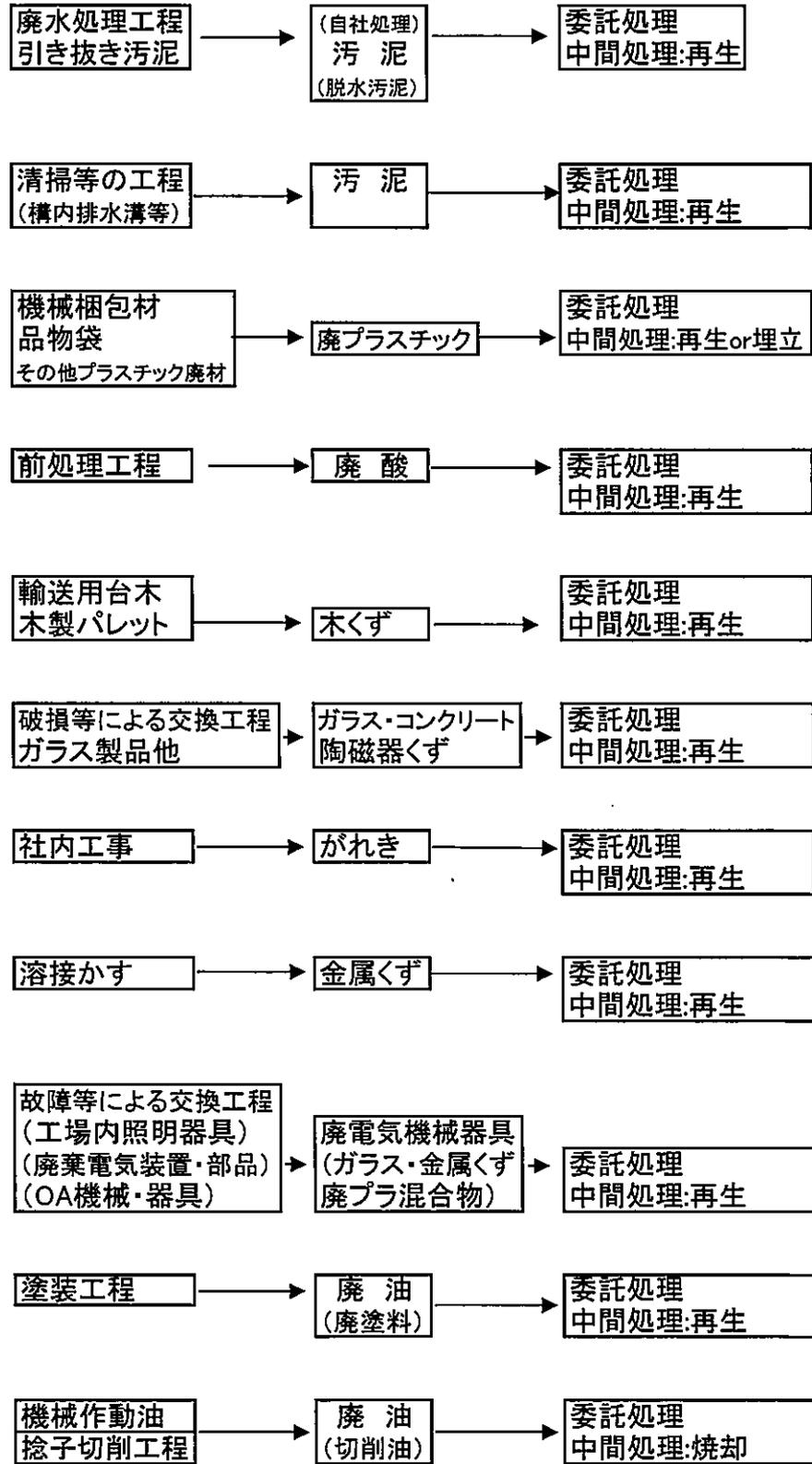
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の一連
の処理の工程



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 6日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0011
 住 所 千葉県市川市高谷新町3番地
 氏 名 JFEガルバテックス株式会社
 代表取締役社長 金子 智弘
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 047-328-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物
 処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	JFEガルバテックス株式会社 高谷工場
事業場の所在地	千葉県市川市高谷新町3番地
事業の種類	E24-金属製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



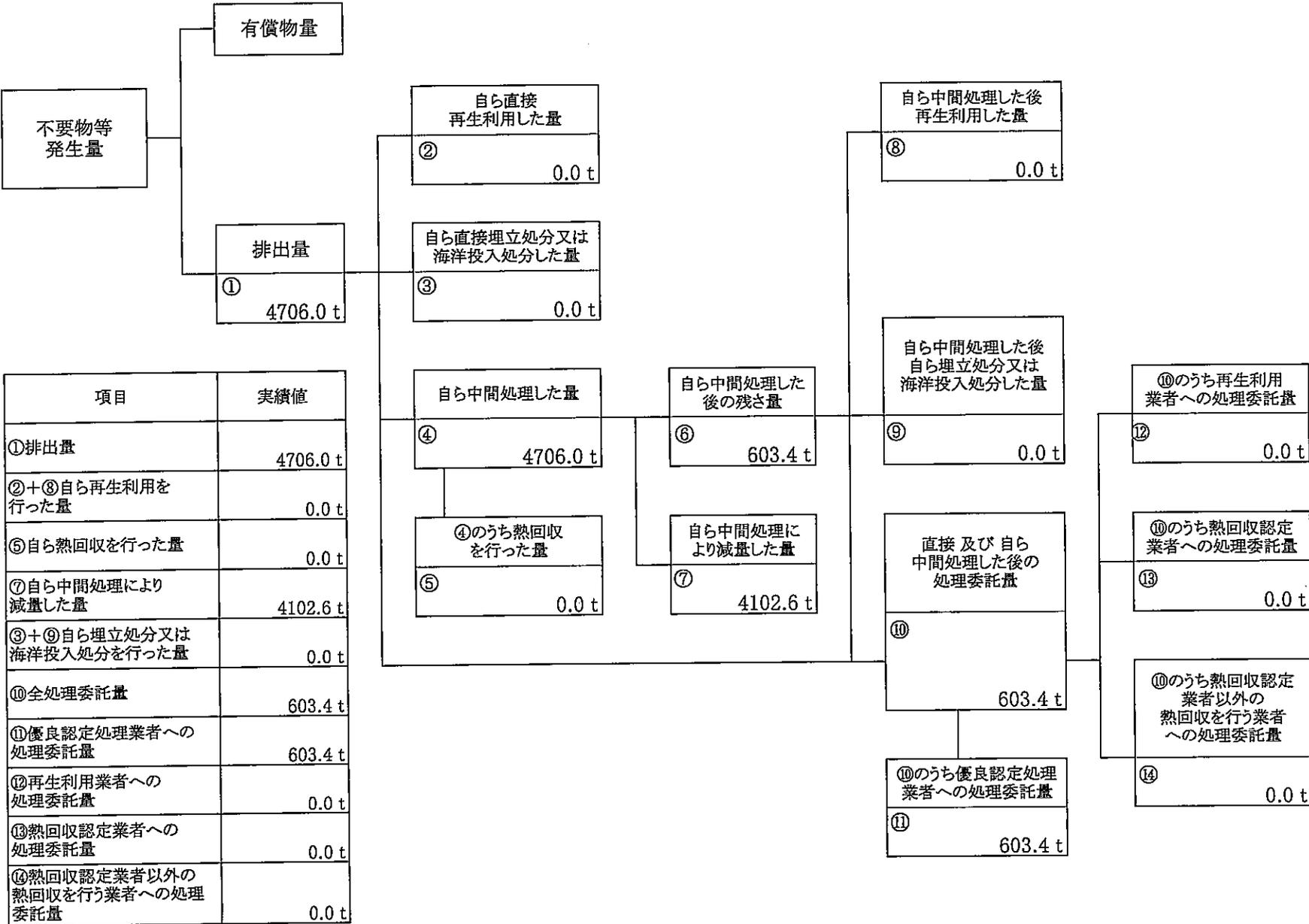
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	5481.1 t	全 処 理 委 託 量	806.1 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	806.1 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4675.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

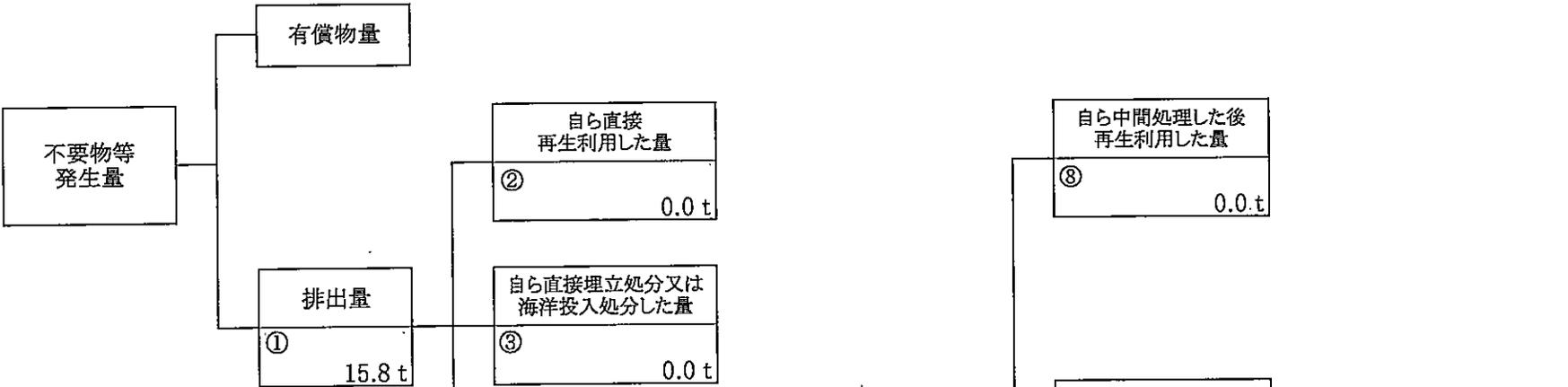
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	4706.0 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	4102.6 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	603.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	603.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

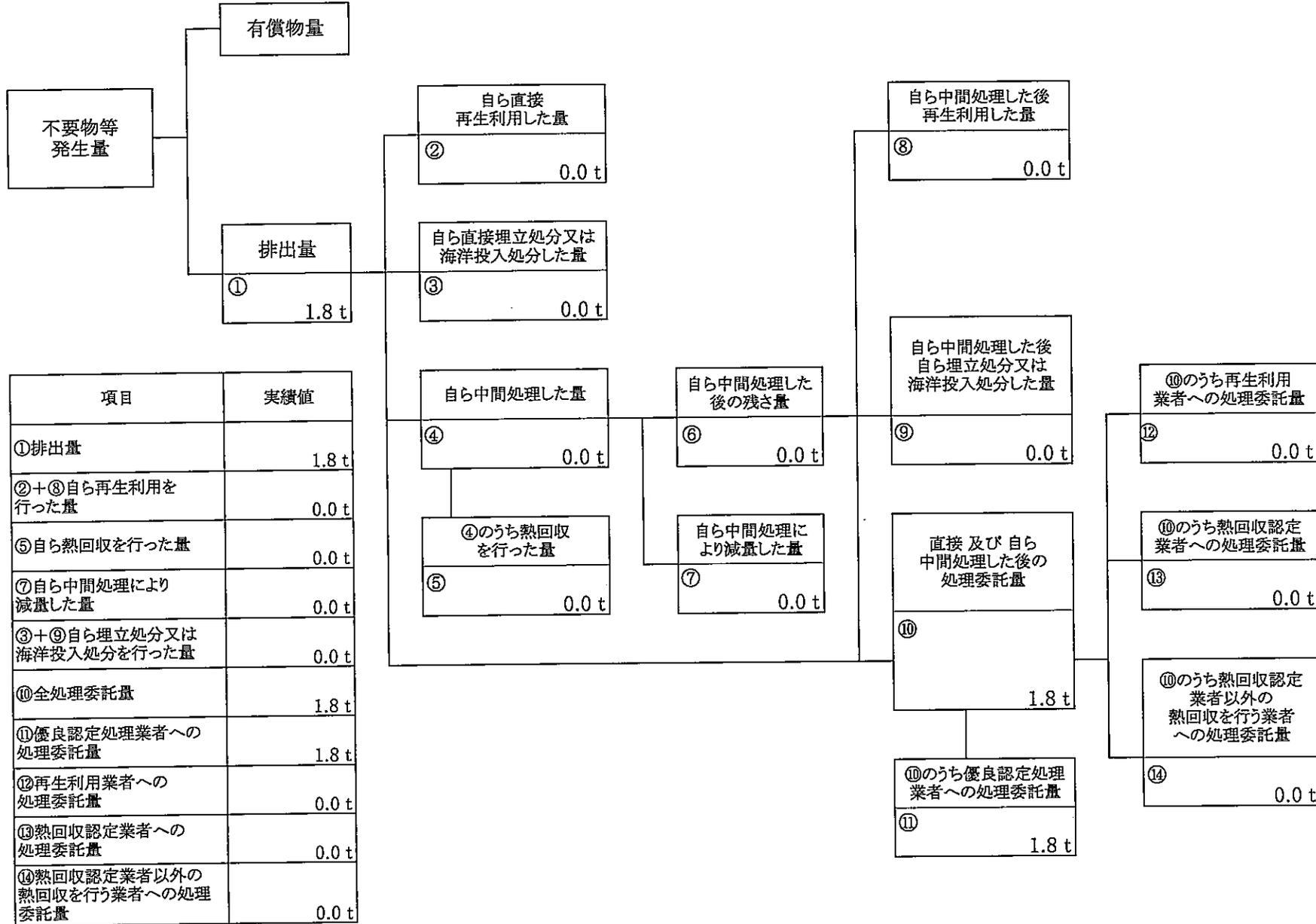
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	15.8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	15.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	15.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

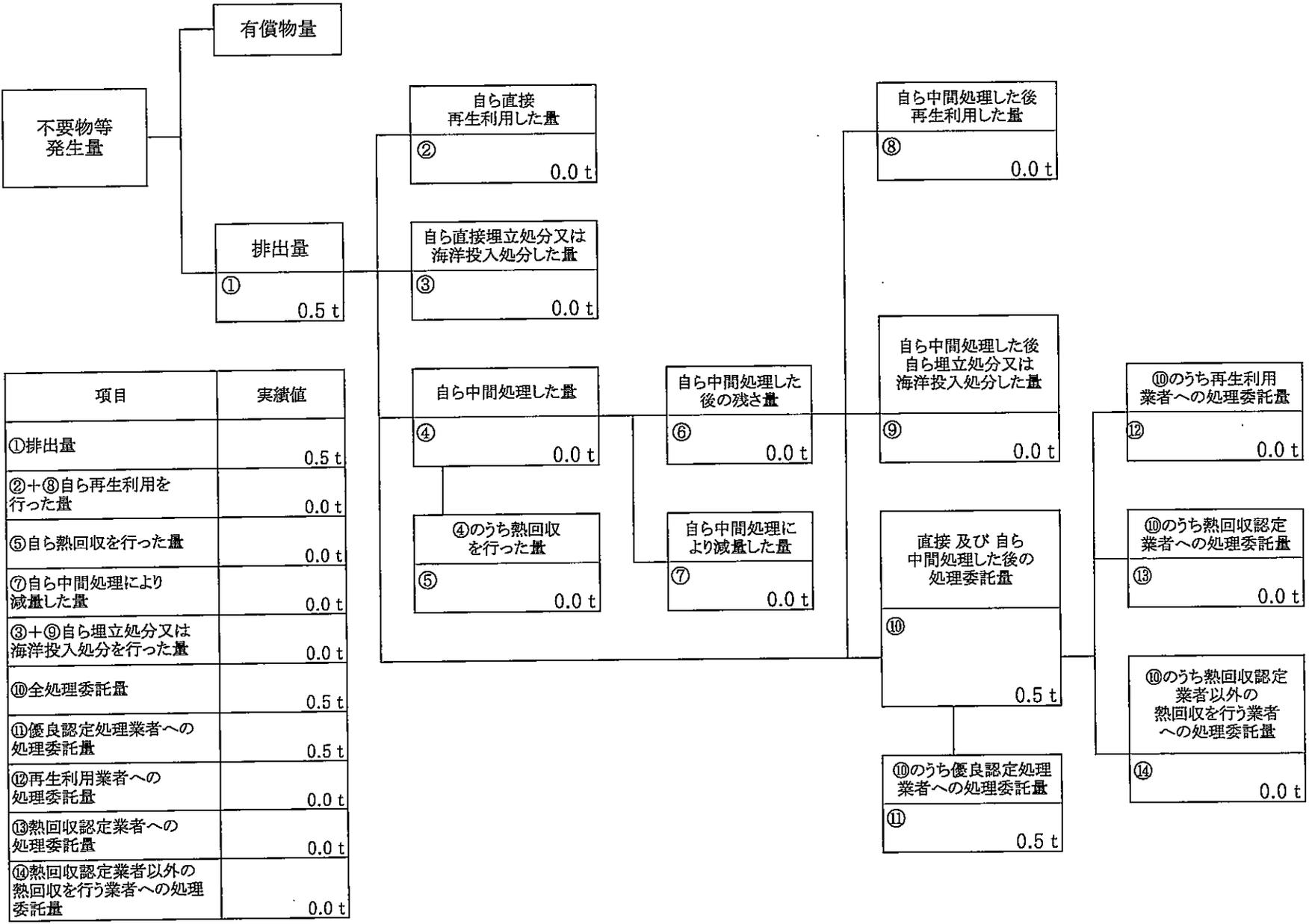
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



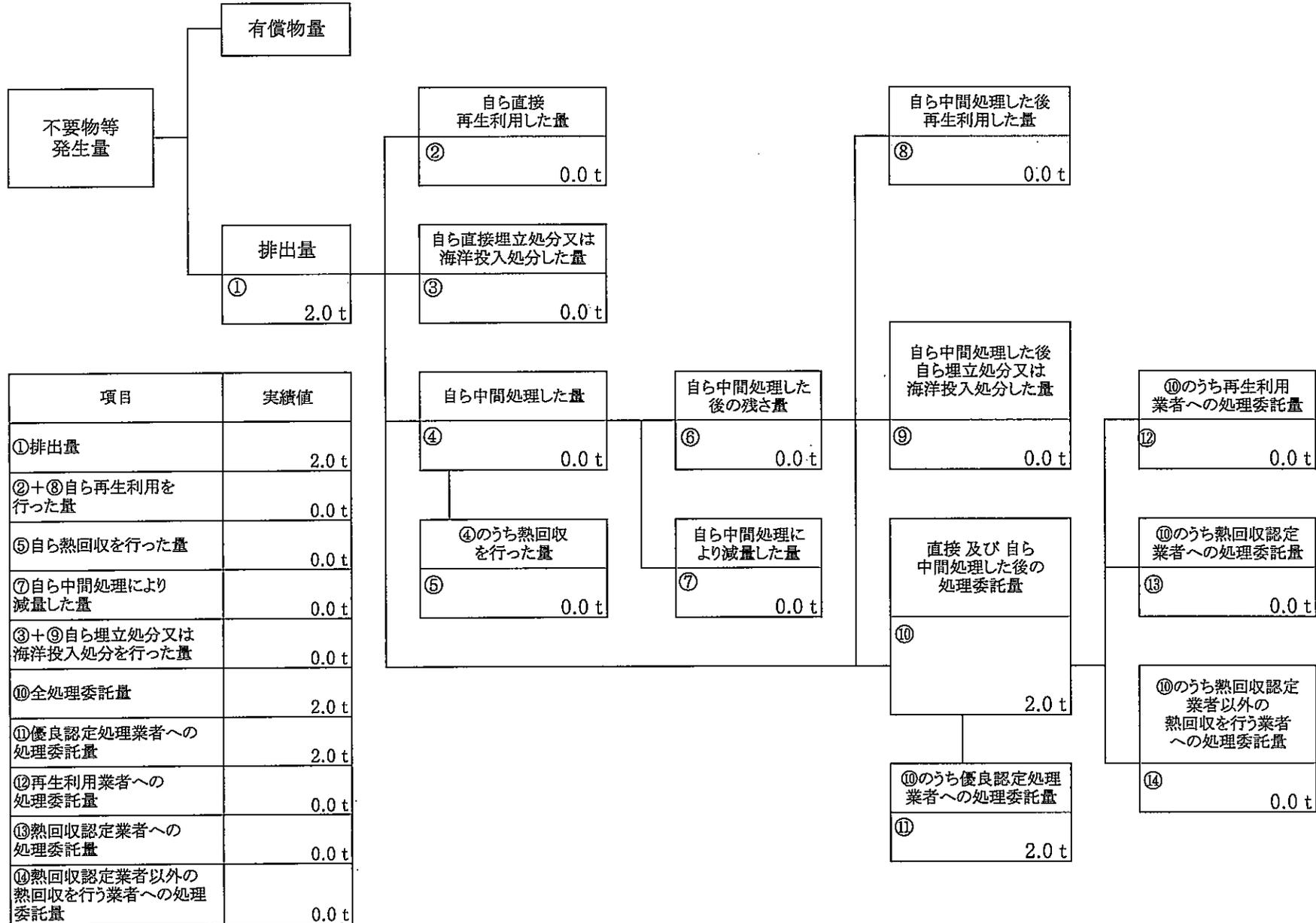
(第2面)

項目	実績値
①排出量	0.5 t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.5 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

がれき類)

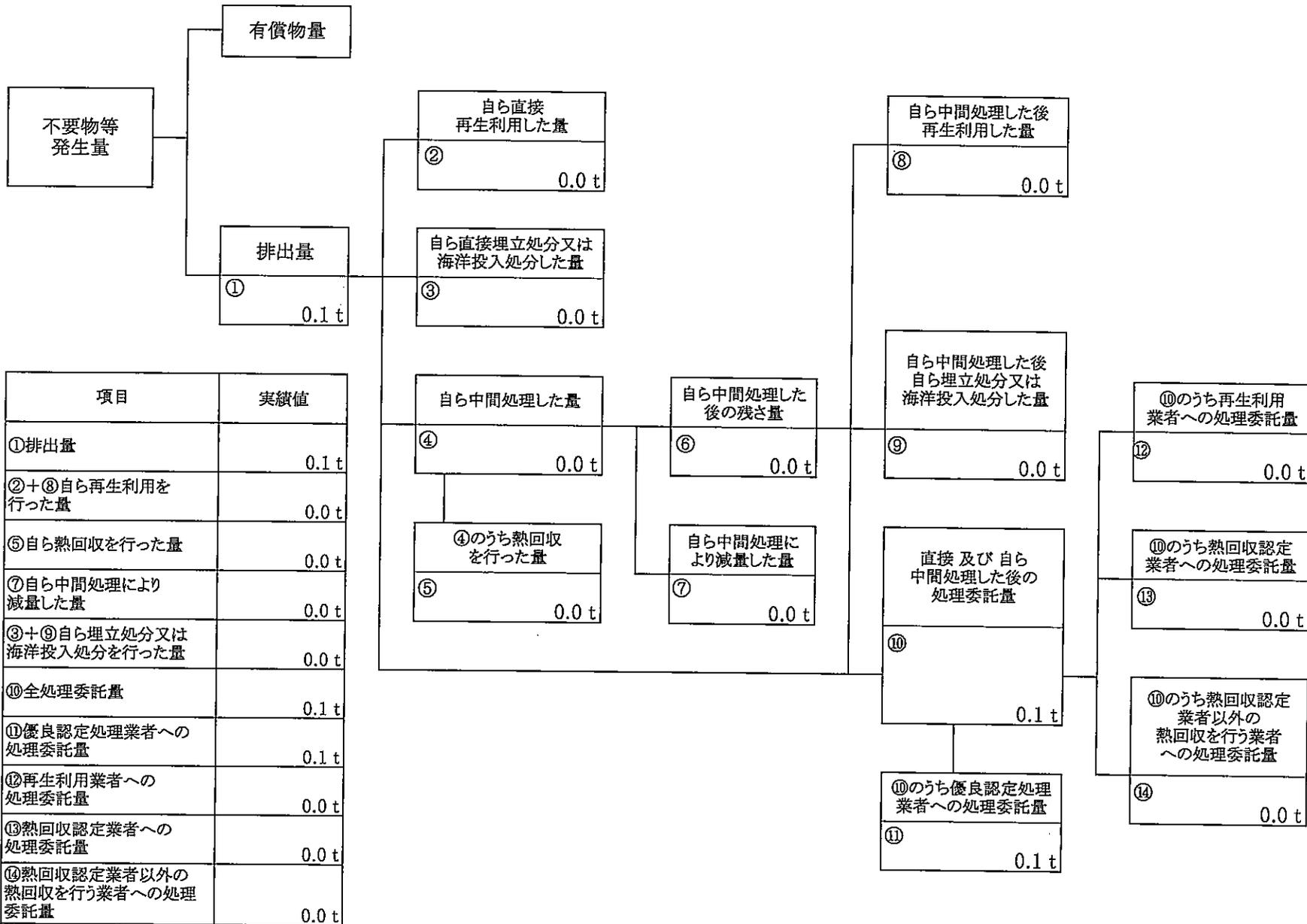


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

電球

)



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月6日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0011

住 所 千葉県市川市高谷新町3番地

氏 名 JFEガルバテックス株式会社

代表取締役社長 金子 智弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-328-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

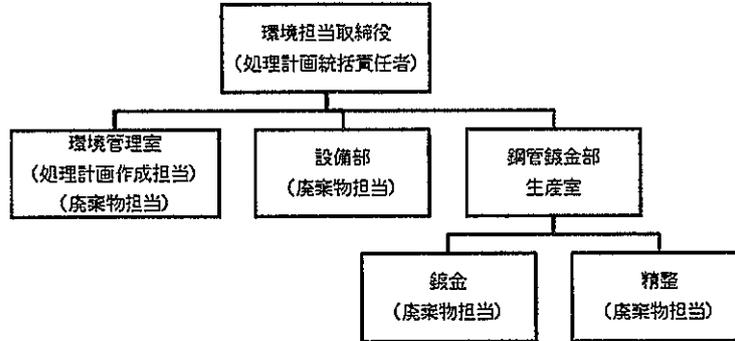
事業場の名称	JFEガルバテックス株式会社 高谷工場
事業場の所在地	千葉県市川市高谷新町3番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E24-金属製品製造業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 18億円
③ 従業員数	160人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (有害)	汚泥 (有害)
	排 出 量	272.6 t	32.7 t
	(これまでに実施した取組) 廃酸 ・発生した廃酸を、産業資源として他社に販売している。 ・新たな有効活用先の開拓。 ・廃棄酸の濃度管理。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (有害)	汚泥 (有害)
	排 出 量	156 t	20 t
	(今後実施する予定の取組) 廃酸 ・産業資源としての販売を継続。 ・新たな有効活用先の開拓の継続。 ・廃棄酸の濃度管理の継続。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄酸は、発生ラインで溶解金属濃度に差がある為、発生ライン別に分別貯蔵。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今までの取組を継続。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃酸を排水処理用凝集剤として有効活用している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今までの取組を継続。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	全処理委託量	272.6 t	32.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	272.6 t	32.7 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・信頼のおける処理業者に処理を委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	全 処 理 委 託 量	156 t	20 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	156 t	20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・今までの取組を継続。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	315.5 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・H22年8月より現在まで、電子マニフェストで運用。今後も継続。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

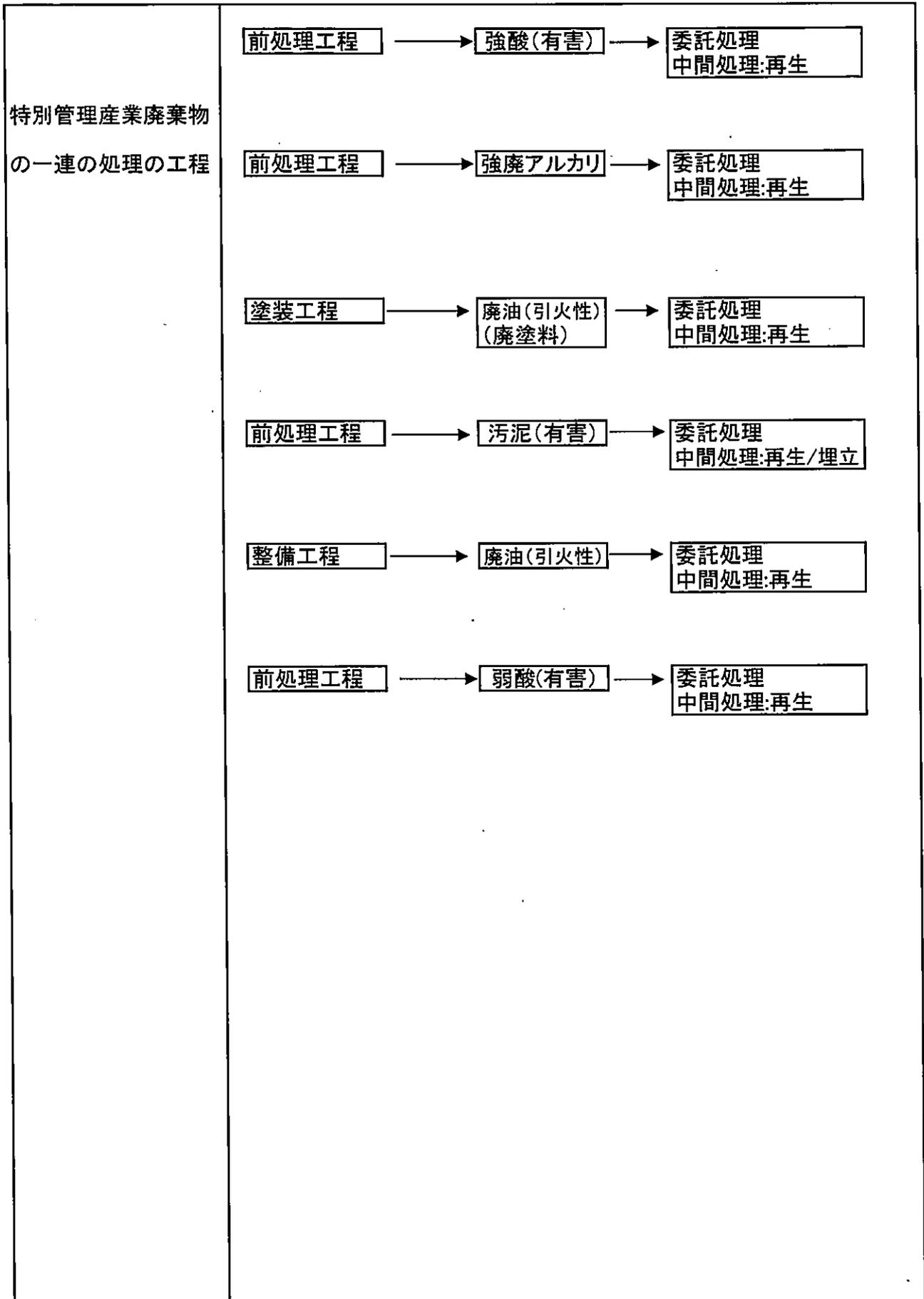
		【前年度（令和6年度）実績】							
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
		【目標】							
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】								
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸						
		全処理委託量	9.1 t	1.0 t	0 t	t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	9.1 t	1.0 t	0 t	t	t	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		【目標】								
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸						
		全処理委託量	0 t	1.0 t	7 t	t	t	t	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.0 t	7 t	t	t	t	t	t
		再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
	排出量	9.1 t	1.0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
	排出量	0 t	1.0 t	7 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	強アルカリ	引火性廃油	弱酸					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

別紙 1



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 6日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0011

住所 千葉県市川市高谷新町3番地

氏名 JFEガルバテックス株式会社

代表取締役社長 金子 智弘

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-328-1171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	JFEガルバテックス株式会社 高谷工場
事業場の所在地	千葉県市川市高谷新町3番地
事業の種類	E24-金属製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	184.0 t	全処理委託量	184.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	184.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	163.0 t
	前年度	315.5 t

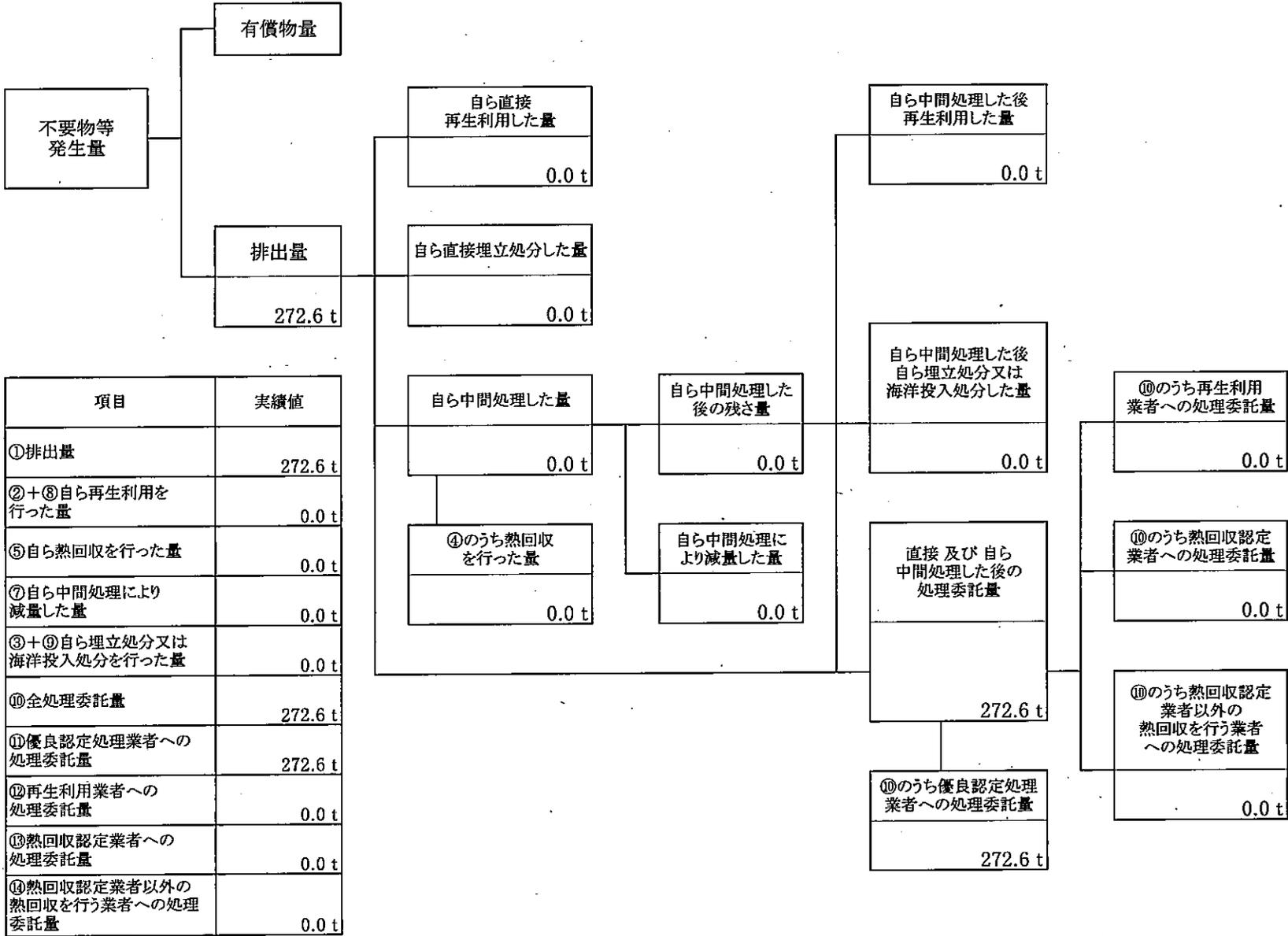
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)



※事務処理欄

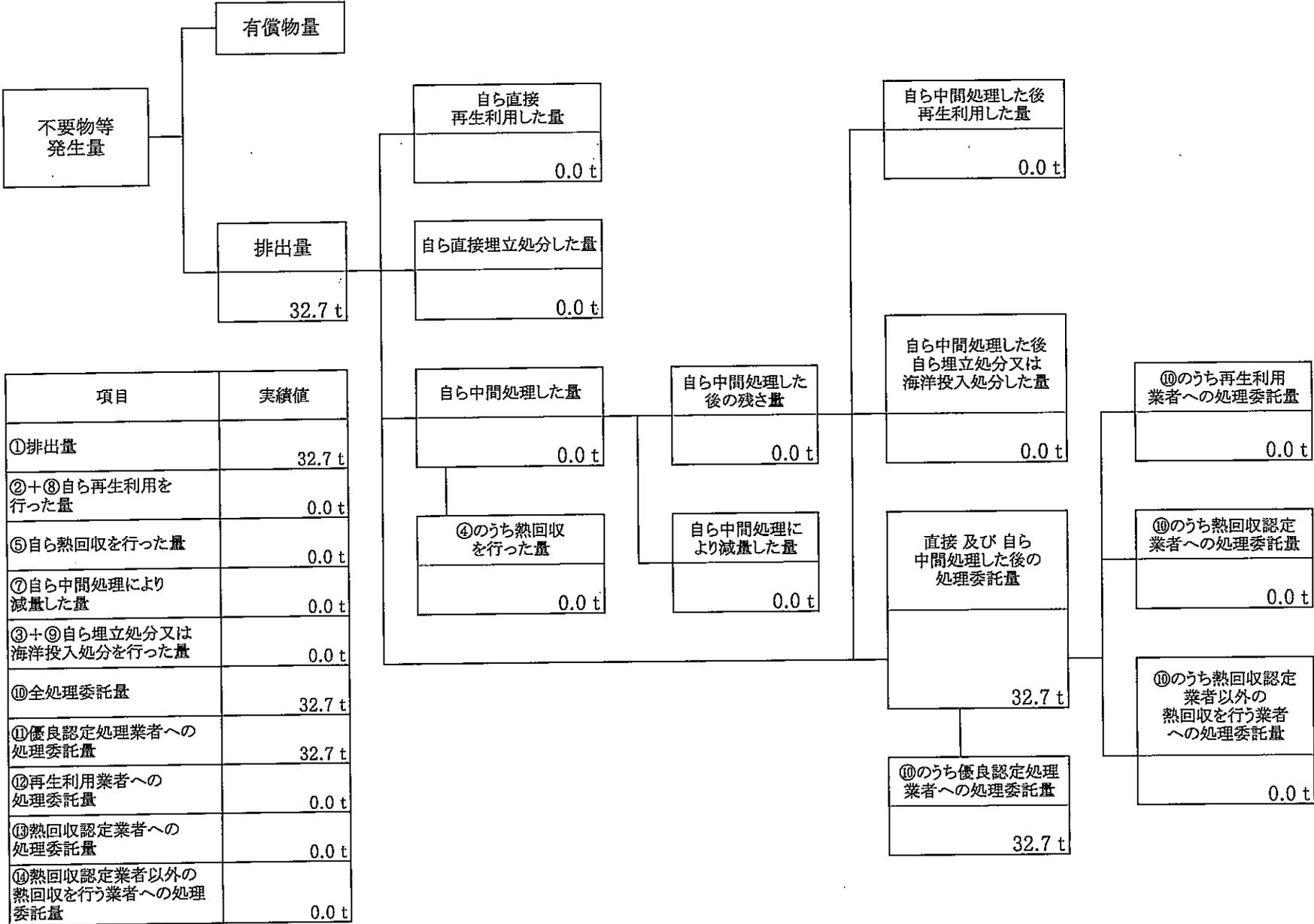
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 強酸(有害))



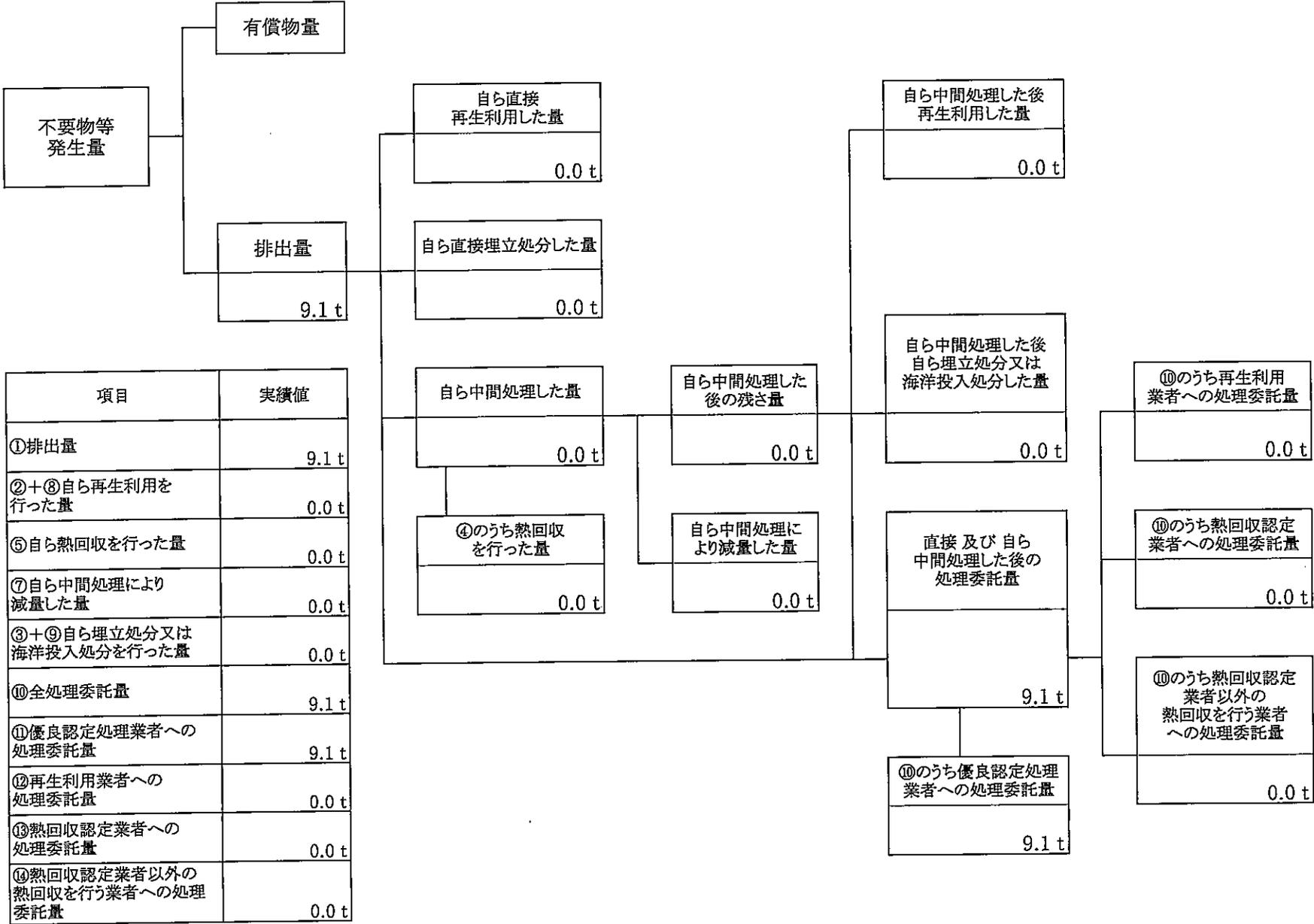
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害))



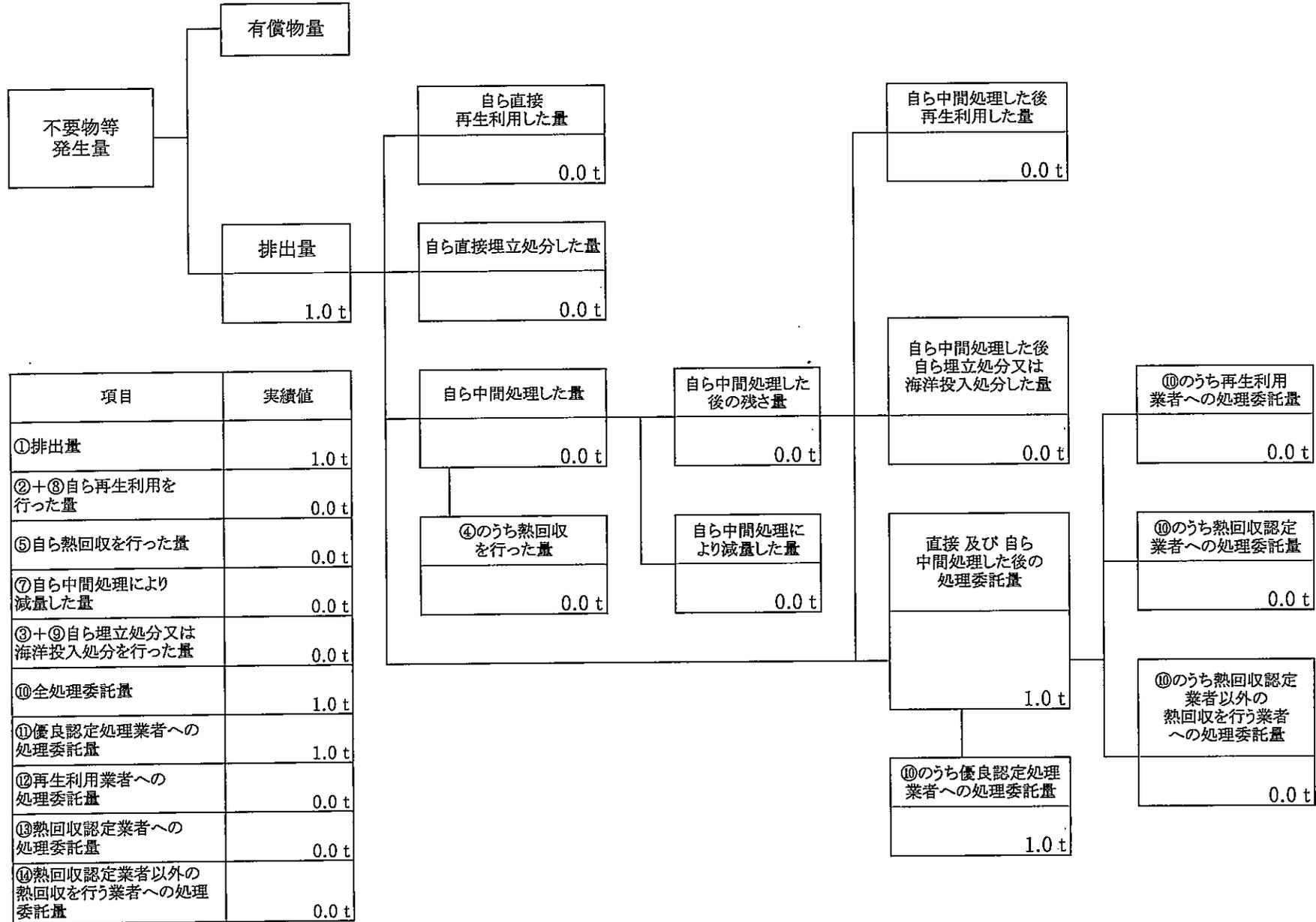
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 強アルカリ)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 30 日

千葉県知事 殿

提出者

住 所 千葉市中央区川崎町1番地

氏 名 JFEスチール株式会社

東日本製鉄所 所長

専務執行役員 永井 肇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-262-2284

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区印旛沼浄水場
事業場の所在地	千葉県佐倉市臼井田2212
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	製品出荷額 4,763億円/年
③従業員数	2,544名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

(日本工業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	86,200 t	
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>製鉄所ゼロウェイスト活動として、①自社から発生する副生物を製鉄所内でリサイクルすること②副生物の利用技術を開発して地域社会で資源として有効利用してもらうことを進めています。浄水場脱水機については維持管理を徹底し脱水能力の向上に努めています。</p>		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	86,200 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>粗鋼生産量が前年比約0.2%と横ばいであるため、令和7年度の排出量は前年度実績値とする。</p>		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>排出する汚泥は単一の種類です。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>排出する汚泥は単一の種類であり、従来の分別を今後も継続します。</p>

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		78,410 t
(これまでに実施した取組) 平成22年に脱水機の老朽更新を実施し、脱水効率の向上を図りました(含水率で約10%改善)。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		78,410 t
(今後実施する予定の取組) 脱水機の維持管理を徹底し、脱水能力の向上に努めます。			

(第4面)

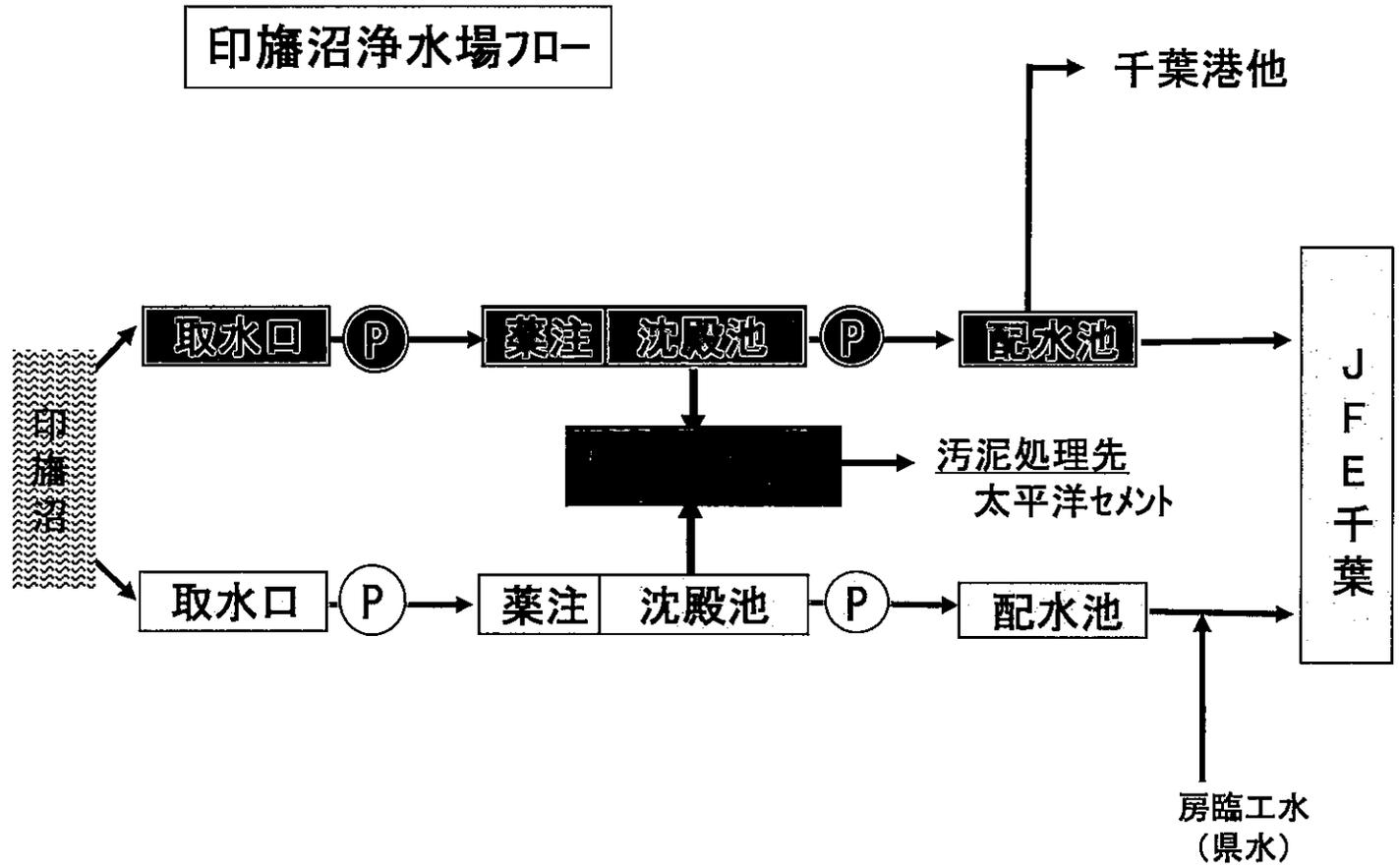
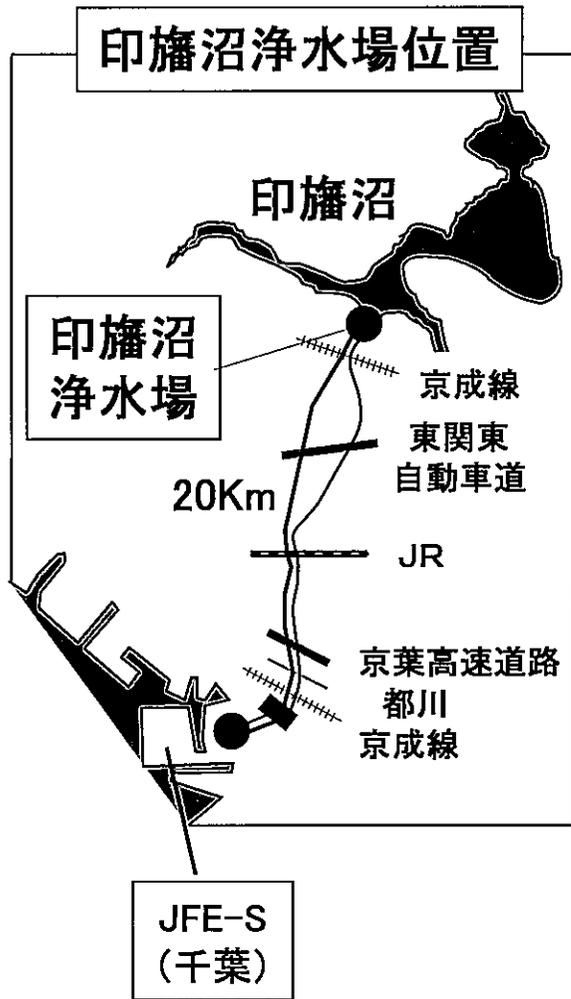
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	7,790 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	7,790 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7,790 t	
	(これまでに実施した取組) ゼロウェイスト活動として、廃棄物はセメント会社に送り、熱回収を実施し、残渣についてはセメントに再利用しています。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	7,790 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	7,790 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	7,790 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>粗鋼生産量が前年比約0.2%と横ばいであるため、令和7年度の排出量は前年度実績値とする。資源としての有効利用を前提に産業廃棄物の中間処理委託を随時見直していきます。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

印旛沼浄水場脱水機(廃棄物処理施設)に関して



別紙2 廃棄物管理組織・体制

統括責任者	所属 環境・防災部 職名 部長	氏名
廃棄物担当組織名称	環境防災部	廃棄物担当組織人数 4人
技術管理者	職名 エネルギー室 資格 認定講習会修了	氏名 連絡先電話番号
特別管理産業廃棄物管理責任者	職名 環境・防災部 主任部員 資格 講習会修了	氏名 連絡先電話番号
特別管理産業廃棄物(感染性)管理責任者	職名 安全健康室 主任部員 資格 医師(産業医)	氏名 連絡先電話番号
産業廃棄物対策組織図	<p style="text-align: center;">東日本製鉄所(千葉地区)環境管理システム(EMS)に基づく管理</p> <pre> graph TD A[所長 副所長] --> B[千葉地区 環境・防災部(事務局) 総括責任者:環境防災部長] B --> C[製鉄部 部長 推進責任者] B --> D[製鋼部 部長 推進責任者] B --> E[エネルギー部 部長 推進責任者] C --> C1[原料工場長] C --> C2[製鉄工場長] C --> C3[製鉄技術室長] C --> C4[コークス工場長] C --> C5[コークス技術室] D --> D1[炉材技術室長] D --> D2[3製鋼工場長] D --> D3[4製鋼工場長] D --> D4[製鋼技術室長] E --> E1[設備室長] E --> E2[エネルギー室長] E --> E3[技術室長] E --> E4[エネルギー] C --- CEMS[部EMS] D --- DEMS[部EMS] E --- EEMS[部EMS] </pre>	
担当部門名	業務内容	
環境・防災部	所内全体の廃棄物の処理・保管状況の管理	
総務部	事業系ごみ(紙くず等)排出状況の管理	
各製造部門	産業廃棄物の排出・処理等の管理	
スチール研究所	産業廃棄物の排出・処理等の管理	

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 30 日

千葉県知事 殿

提出者

住 所 千葉市中央区川崎町1番地

氏 名 JFEスチール株式会社

東日本製鉄所 所長

専務執行役員 永井 肇

電話番号 043-262-2284

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	JFEスチール株式会社東日本製鉄所千葉地区印旛沼浄水場
事業場の所在地	千葉県佐倉市臼井田2212
事業の種類	鉄鋼業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	114,350 t	全処理委託量	10,634 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	10,634 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	103,716 t	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10,634 t

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

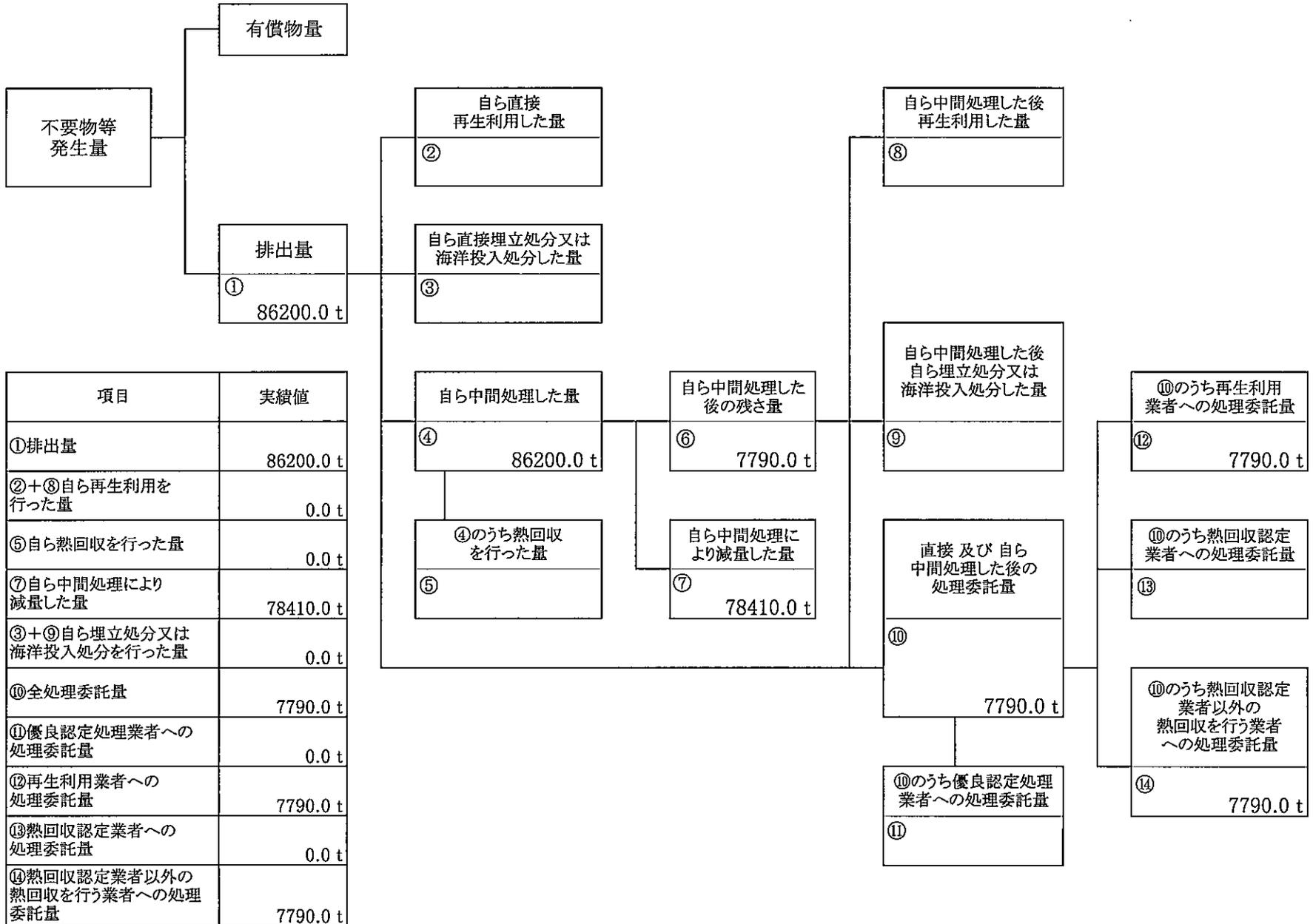
千葉県

-7.6.30

収受

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 18日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒270-0237

住 所 千葉県野田市中里2766

氏 名 敷島製パン株式会社 パスコ利根工場
工場長 外賀 和彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

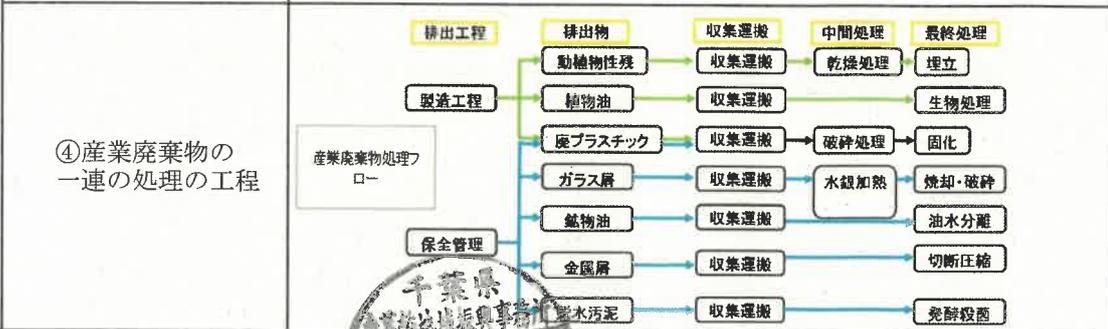
電話番号 04-7127-1191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	敷島製パン株式会社 パスコ利根工場
事業場の所在地	〒270-0237 千葉県野田市中里2766
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E09－食料品製造業
②事業の規模	前年度の標準卸金額 26665百万円
③従業員数	498人

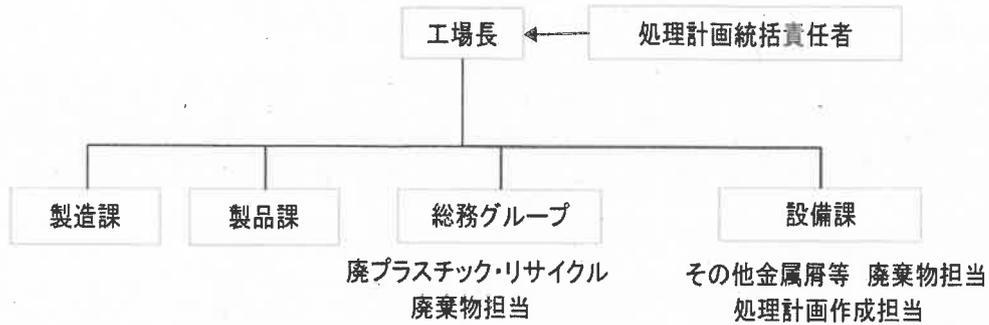


（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	1780.9 t	372.4 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥：生産後洗浄過程で発生する器具の洗浄時にクリーム類の油分、ジャム等を落としてから洗浄するよう指導している。 廃プラスチック：他工場と生産調整を行い良品廃棄数を減らし、包装フィルムの廃棄量を抑制している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	排出量	1750 t	370 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥：排水は下水道に繋がったことで、規制値を超えない範囲内での排水処理を行い、汚泥量の減少につなげていく。 廃プラスチック：引き続き生産調整、注文予測の最適化を行っていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ジャム、クリーム類の包装フィルム内に残渣が少なくなるように絞り装置を導入し、排出量を抑制している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き残渣（原料用包装フィルムの残渣）の減少に努めていく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1366.4 t	0 t
(これまでに実施した取組) 汚泥：排水処理汚泥を脱水処理して排出している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1350 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 汚泥：脱水機による排水汚泥量に含まれる水分含有量は維持できるように、脱水機の保全を行う。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	414.5 t	372.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	273.9 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	400 t	370 t
	優良認定処理業者への処理委託量	270 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>収集運搬面を考慮し、優良認定処理業者と処理契約を結べるように検討していく。</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 297-8622

住 所 千葉県茂原市早野3300番地

法人名 株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場

代表者 福田 晃一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0475-23-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場
事業場の所在地	千葉県茂原市早野3300番地
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 品・デバイス・電子回路
②事業の規模	前年度の製造品出荷額308億円
③従業員数	1388人（正社員1162人、常勤関係職員226人）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 添付管理体制図のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての種類の産業廃棄物は分別し、できる限り再生利用につなげている。 分別ガイド、掲示、処理依頼票の運用などにより、分別の維持を図っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取組を継続する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	- t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	t
	再生利用業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	- t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	t
	再生利用業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり		
※事務処理欄			

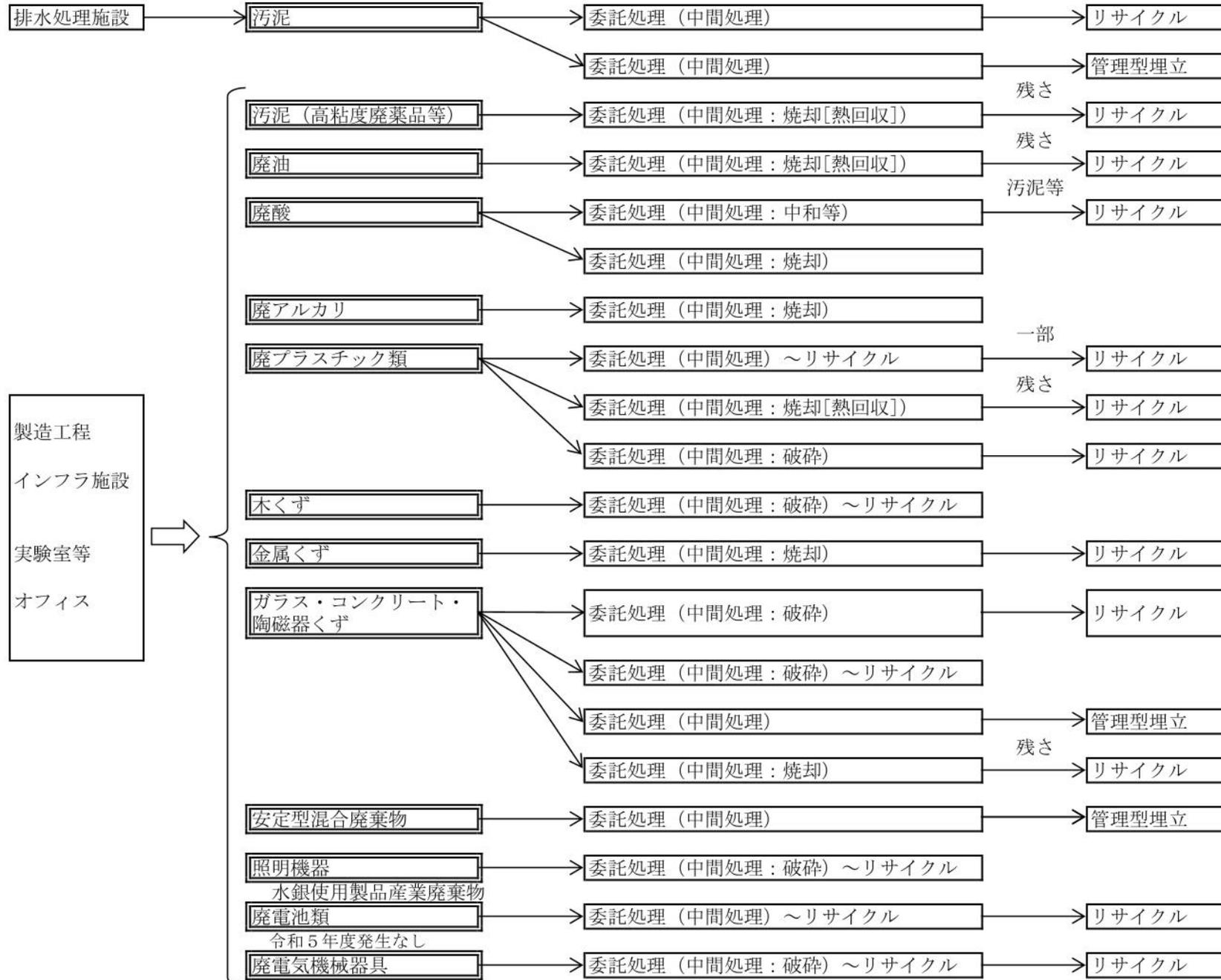
(第6面)

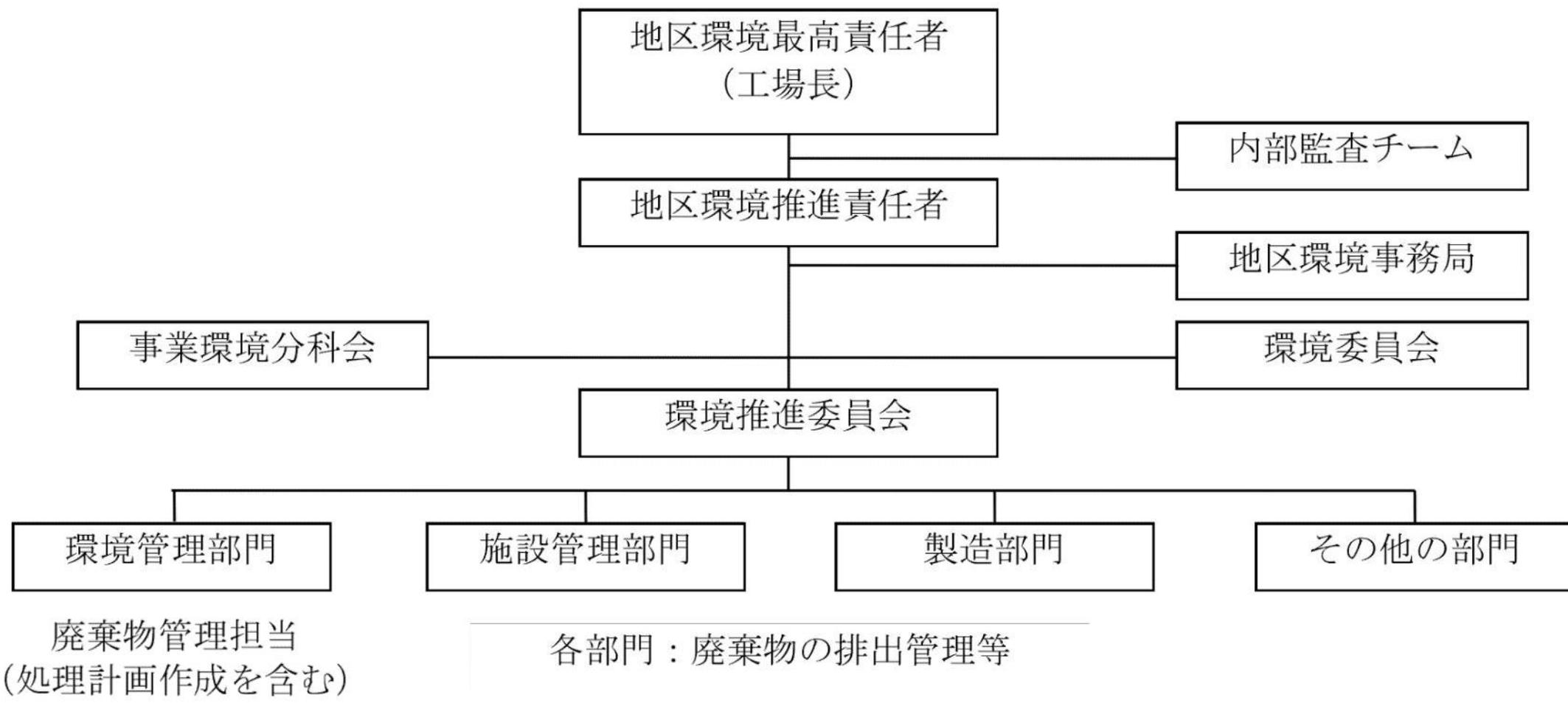
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の一連の処理の工程





別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】														
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	安定型混合廃棄物	照明機器	廃電池類	廃電気機械器具	合計	
①現状	排出量	2921.2 t	17.6 t	0.1 t	0.5 t	50.8 t	2.3 t	1.7 t	251.2 t	0.4 t	1.2 t	0.0 t	27.5 t	3274.5 t
(これまでに実施した取組) ・排水処理プロセスの見直しによる汚泥排出量の削減。 ・ロス削減等によるガラスくず排出量の削減。														
【目標】														
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	安定型混合廃棄物	照明機器	廃電池類	廃電気機械器具	合計	
②計画	排出量	2921.2 t	17.6 t	0.1 t	0.5 t	50.8 t	2.3 t	1.7 t	251.2 t	0.4 t	1.2 t	0.0 t	27.5 t	3274.5 t
(今後実施する予定の取組) ・ロス削減等によるガラスくず排出量の削減。														

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

上記3つの事項については、①現状、②計画ともに全ての産業廃棄物について排出量【0 t】であり、取組もなし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】														
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	安定型混合廃棄物	照明機器	廃電池類	廃電気機械器具	合計	
①現状	全処理委託量	2921.2 t	17.6 t	0.1 t	0.5 t	50.8 t	2.3 t	1.7 t	251.2 t	0.4 t	1.2 t	0.0 t	27.5 t	3274.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2915.4 t	17.6 t	0.1 t	0.5 t	33.1 t	2.3 t	1.7 t	232.7 t	0.4 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	3203.8 t
	再生利用業者への処理委託量	2473.3 t	0.0 t	0.1 t	0.0 t	47.4 t	2.3 t	1.7 t	200.6 t	0.0 t	1.2 t	0.0 t	27.5 t	2754.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	12.1 t	17.6 t	0.0 t	0.0 t	3.4 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	33.1 t
(これまでに実施した取組) ・できる限り、優良認定処理業者に処理を委託している。 ・できる限り、再生利用が可能な業者（最終処分まで考慮）及び熱回収を行っている業者に処理を委託している。														
【目標】														
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	安定型混合廃棄物	照明機器	廃電池類	廃電気機械器具	合計	
②計画	全処理委託量	2921.2 t	17.6 t	0.1 t	0.5 t	50.8 t	2.3 t	1.7 t	251.2 t	0.4 t	1.2 t	0.0 t	27.5 t	3274.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2915.5 t	17.6 t	0.1 t	0.5 t	33.1 t	2.3 t	1.7 t	232.7 t	0.4 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	3203.8 t
	再生利用業者への処理委託量	2473.3 t	0.0 t	0.1 t	0.0 t	47.4 t	2.3 t	1.7 t	200.6 t	0.0 t	1.2 t	0.0 t	27.5 t	2754.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	12.1 t	17.6 t	0.0 t	0.0 t	3.4 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	33.1 t
(今後実施する予定の取組) 上記取組を継続する。														

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月4日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 297-8622

住所 千葉県茂原市早野3300番地

法人名 株式会社ジャパンディスプレイ 茂原工場

代表者 福田 晃一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-23-1111

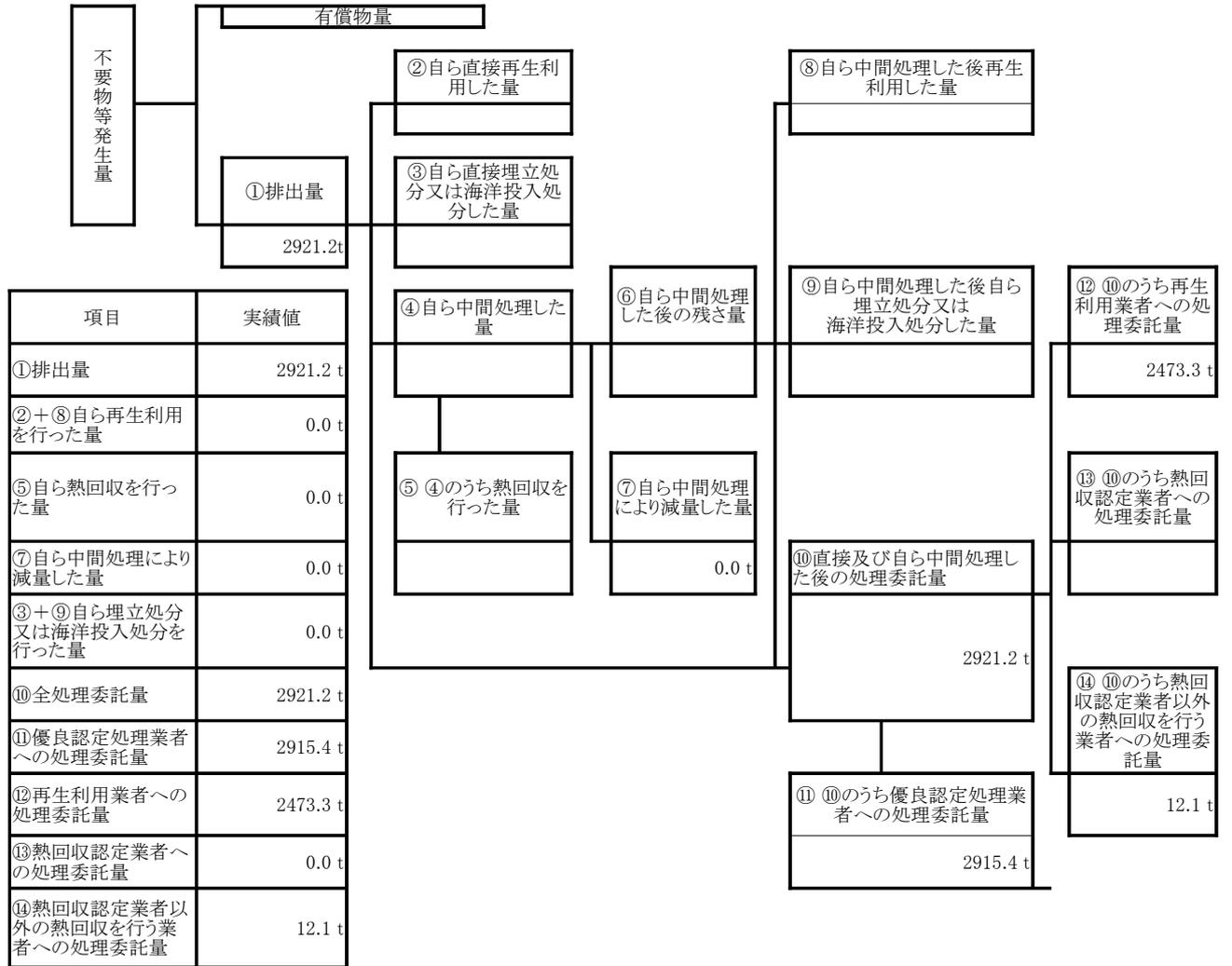
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ジャパンディスプレイ 茂原工場		
事業場の所在地	千葉県茂原市早野3300番地		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 電子部品・デバイス・電子回路製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	4701.3 t	全処理委託量	4701.3 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	4545.2 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	3917.2 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	38 t

(日本産業規格 A列4番)

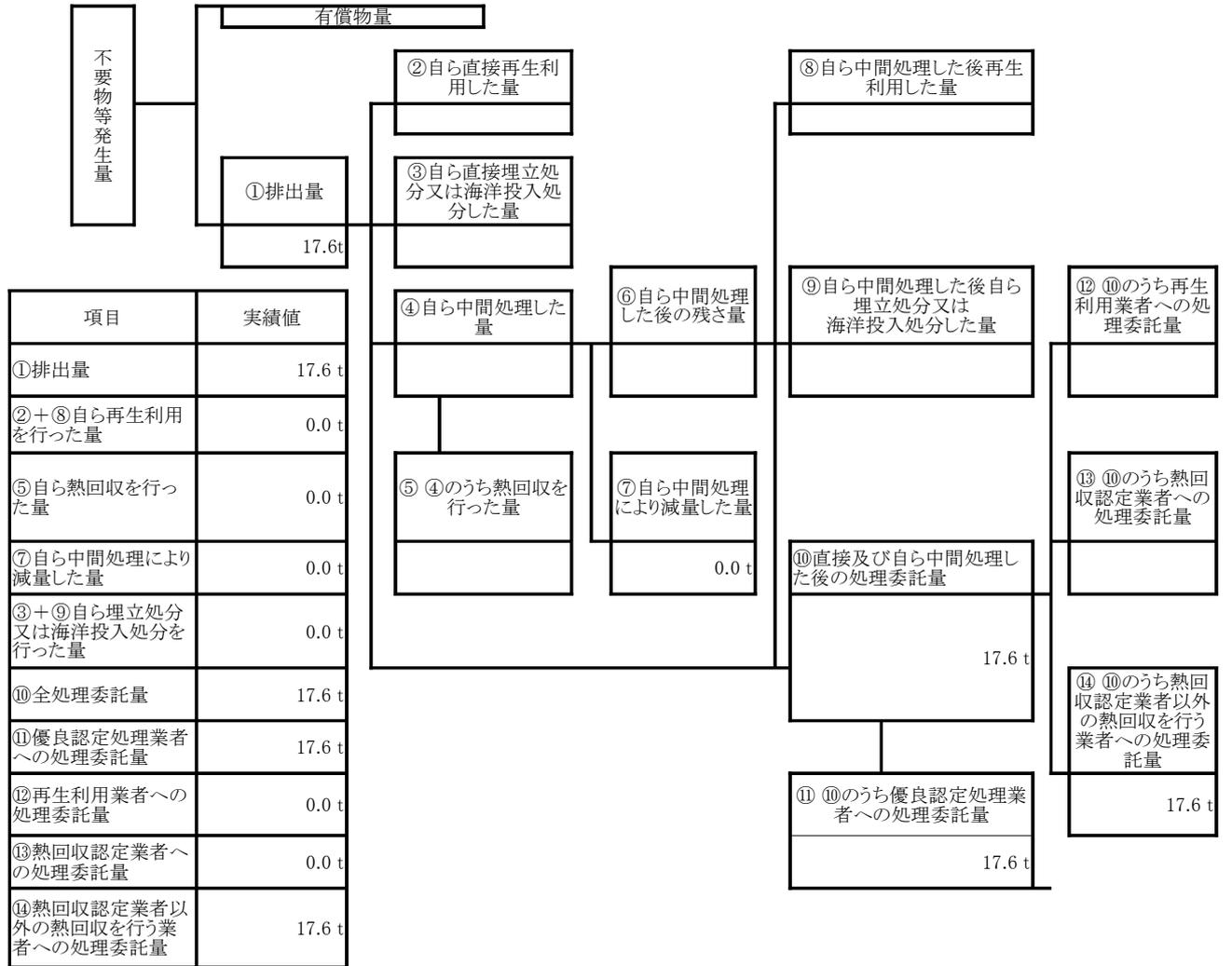
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



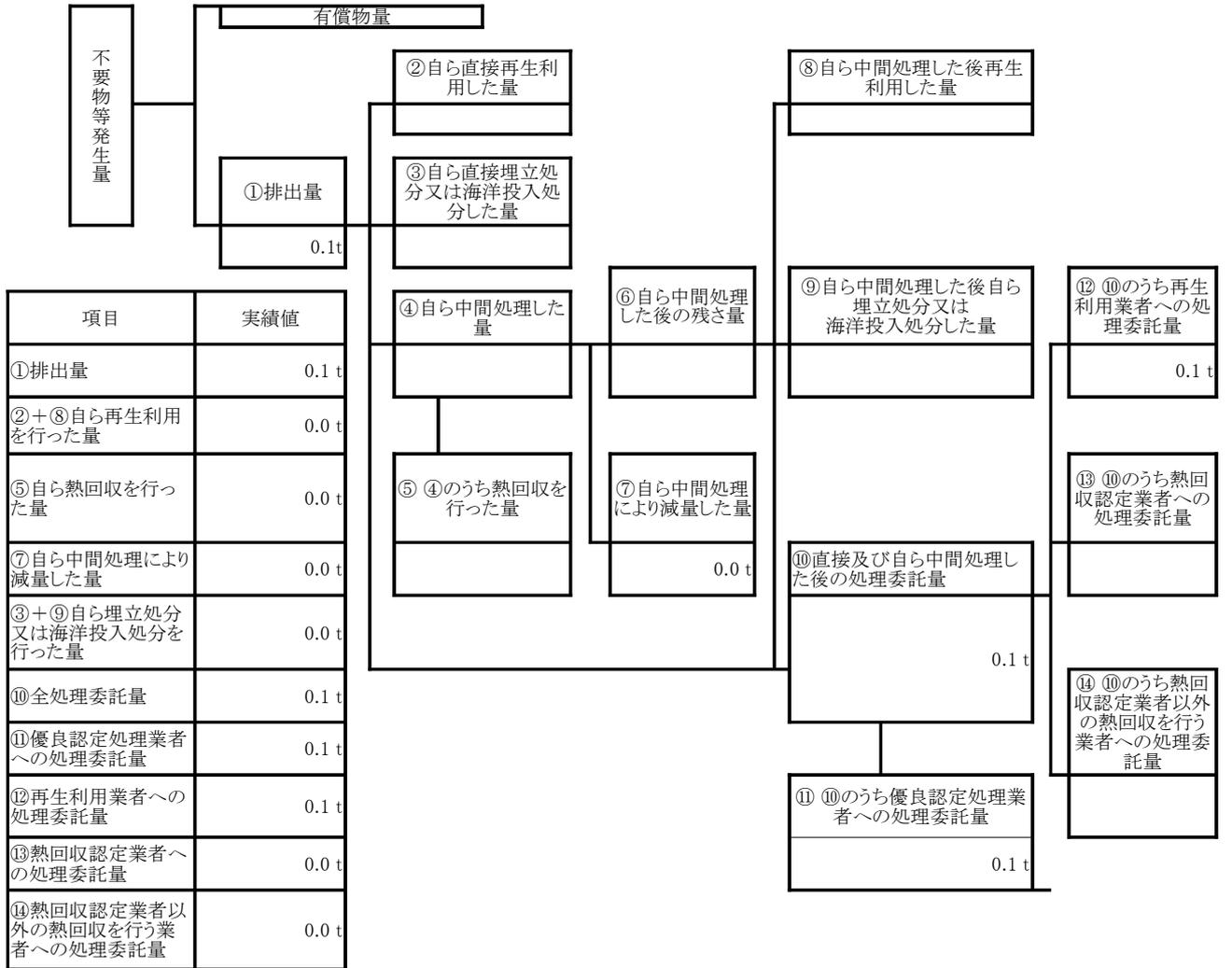
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃油)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



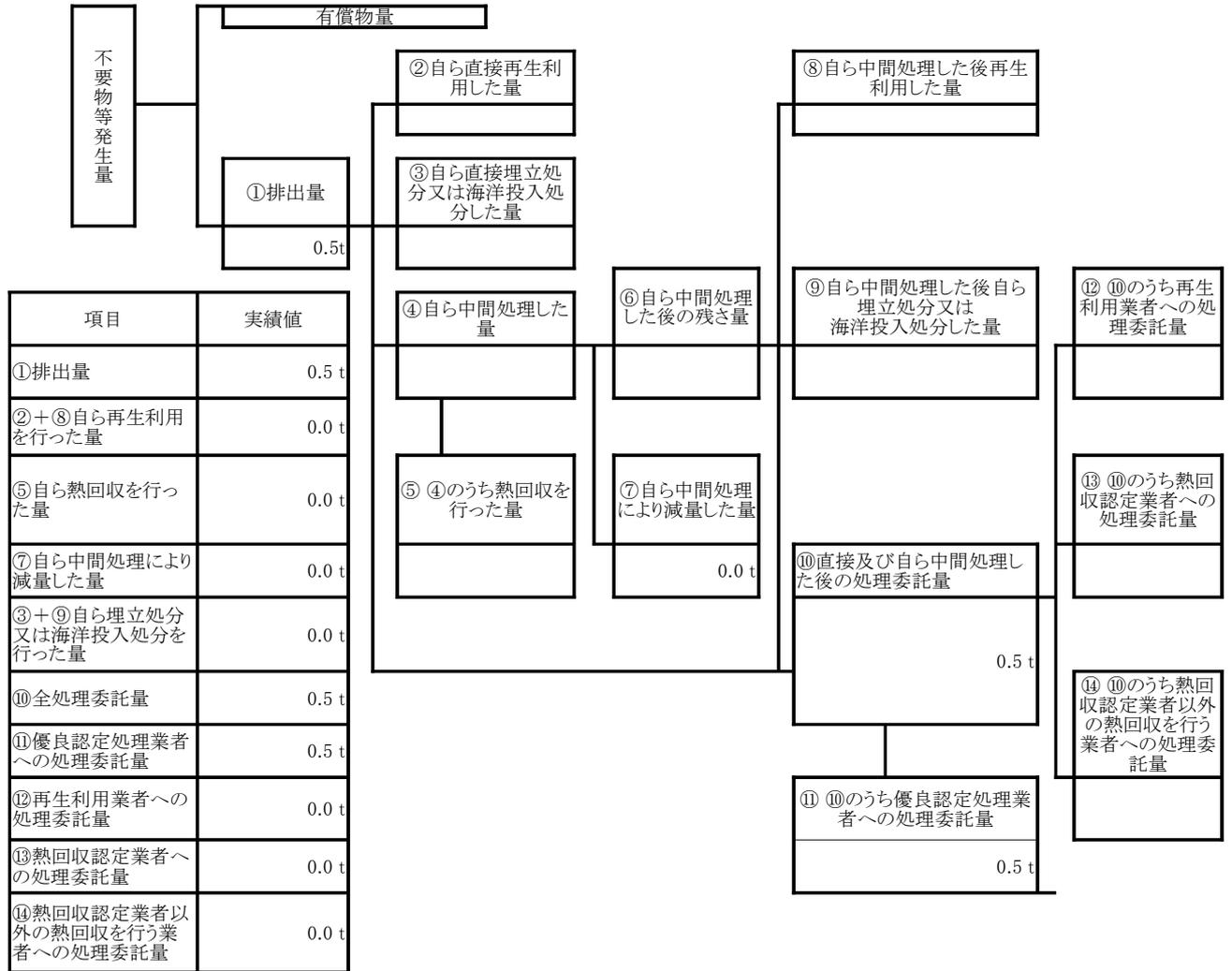
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃酸)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



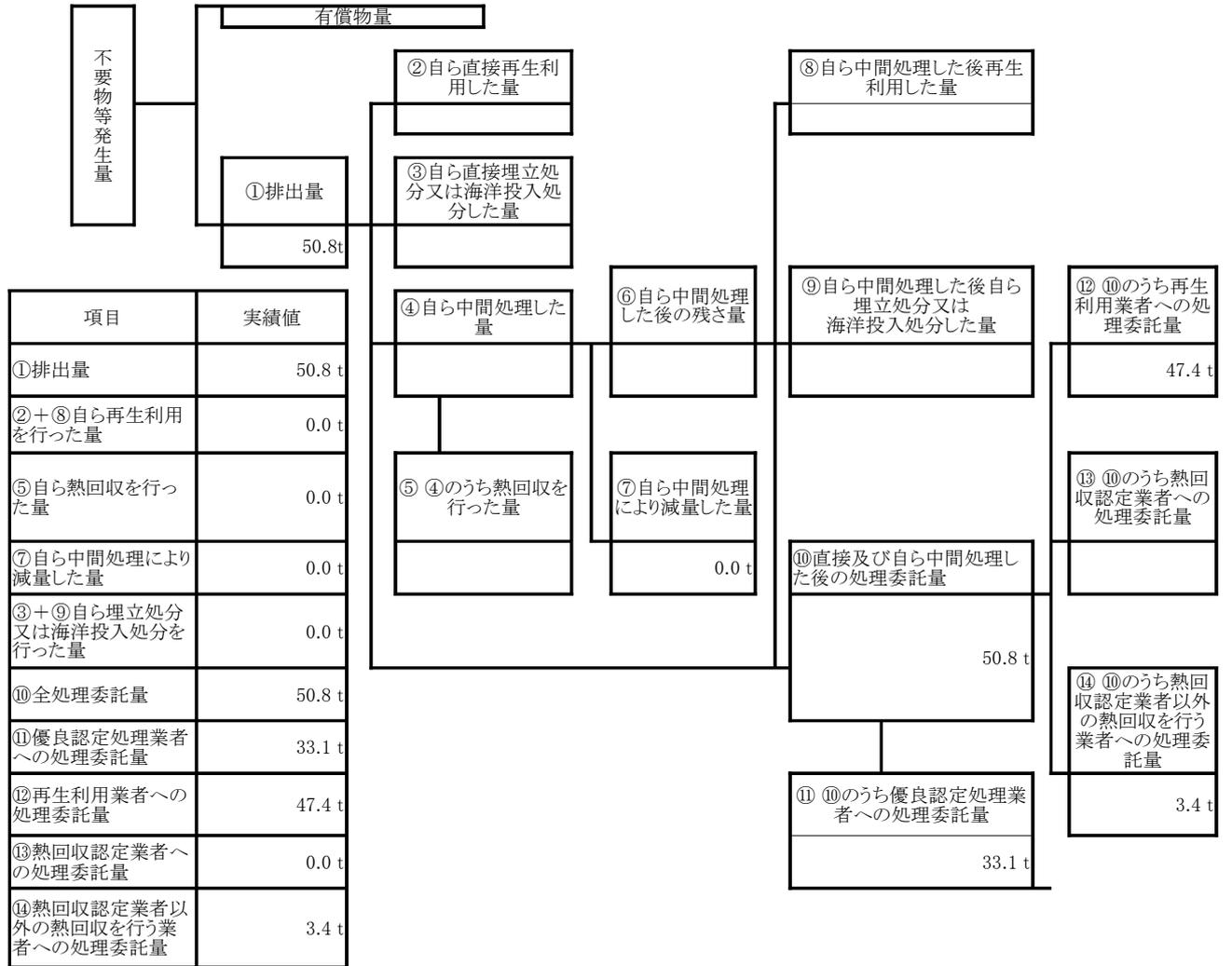
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



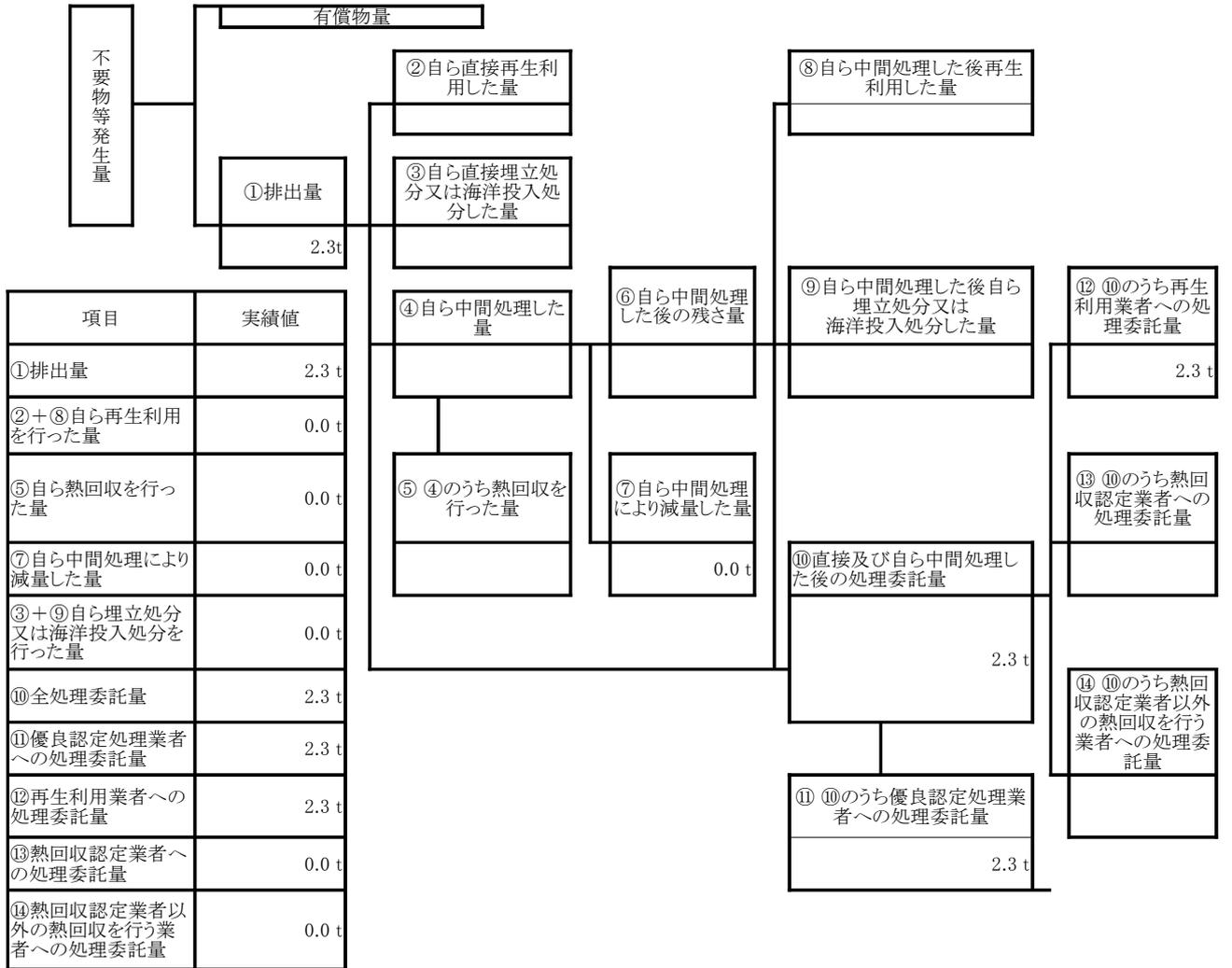
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



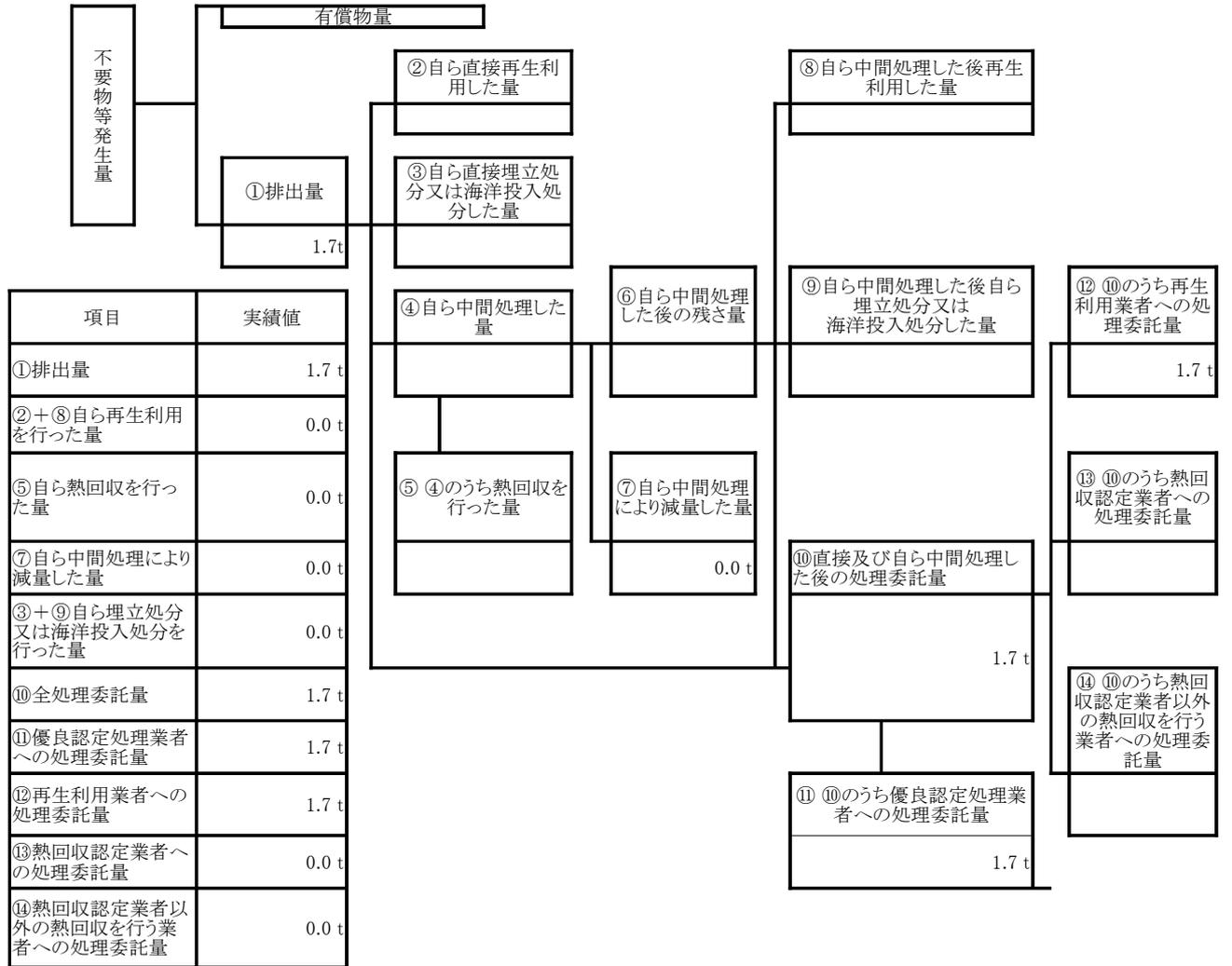
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 木くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 金属くず)

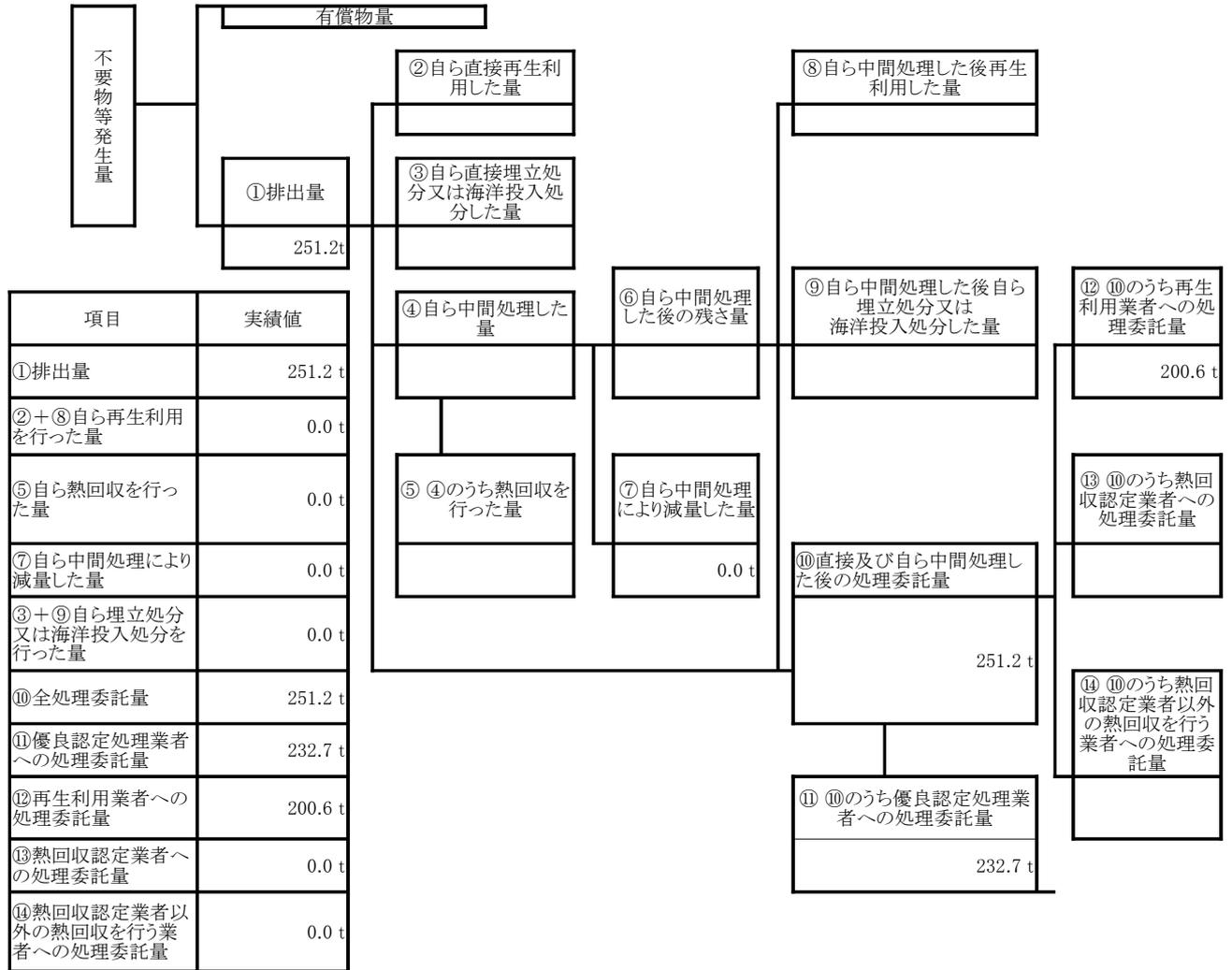
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況

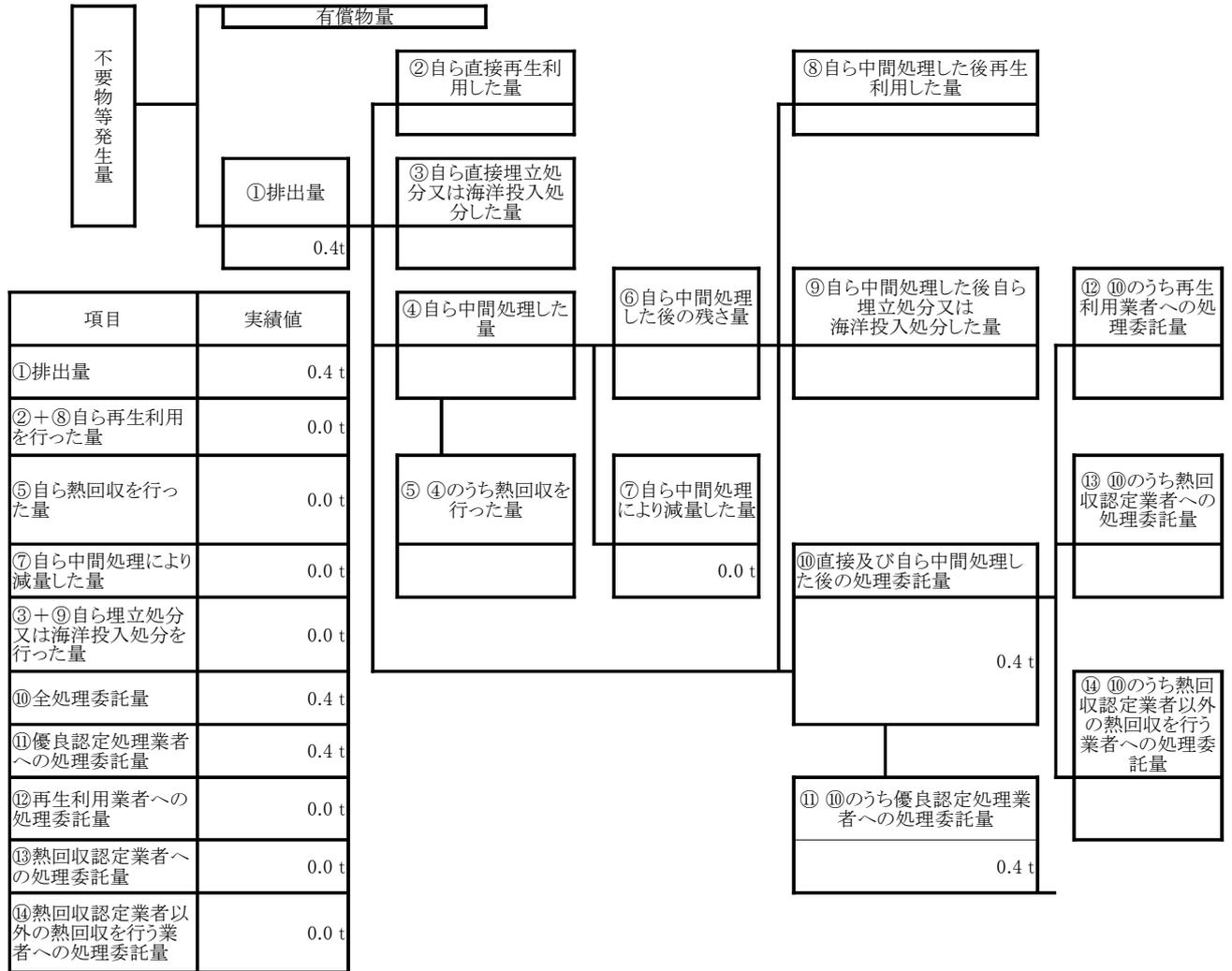
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 安定型混合廃棄物)

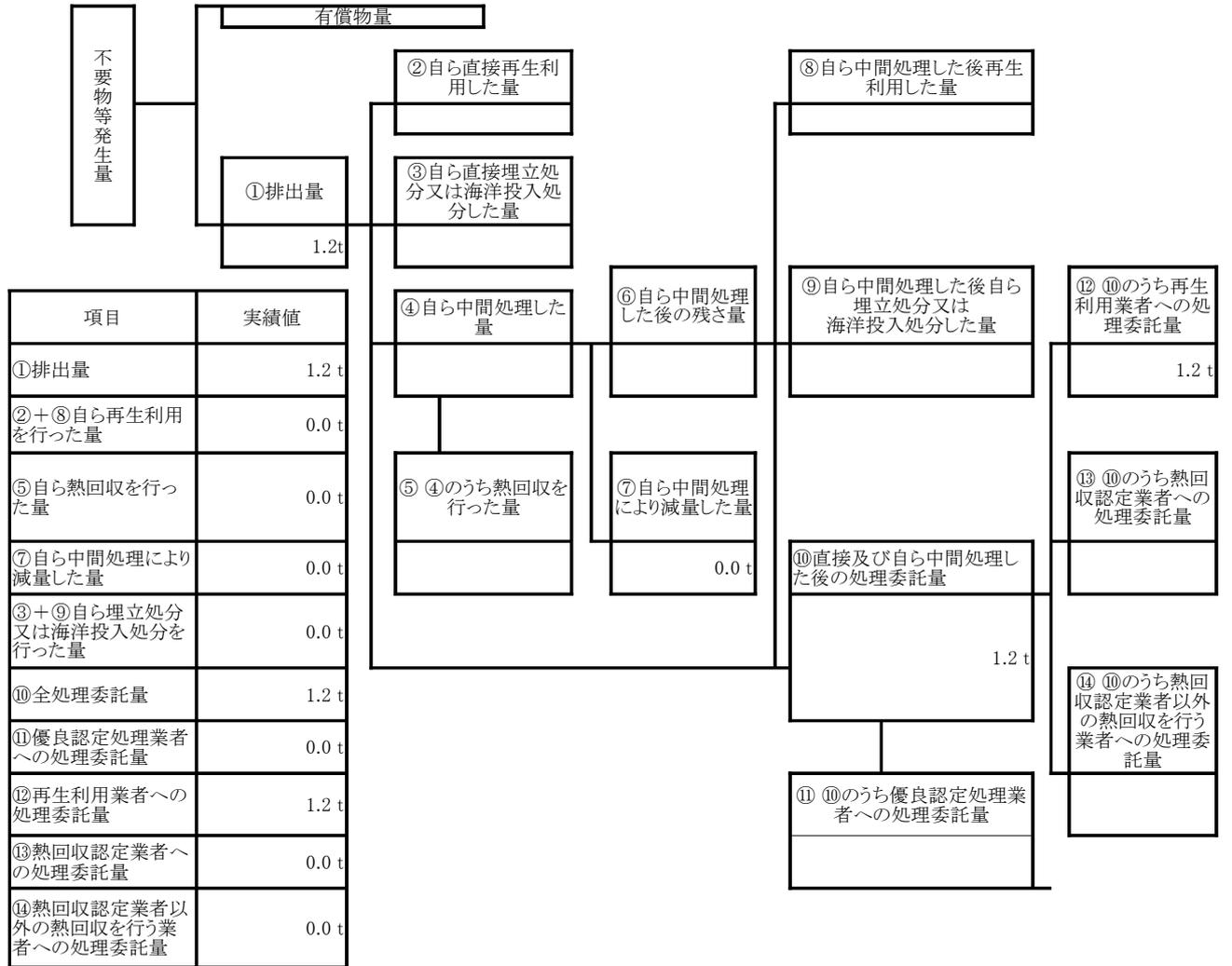
※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



項目	実績値
①排出量	0.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

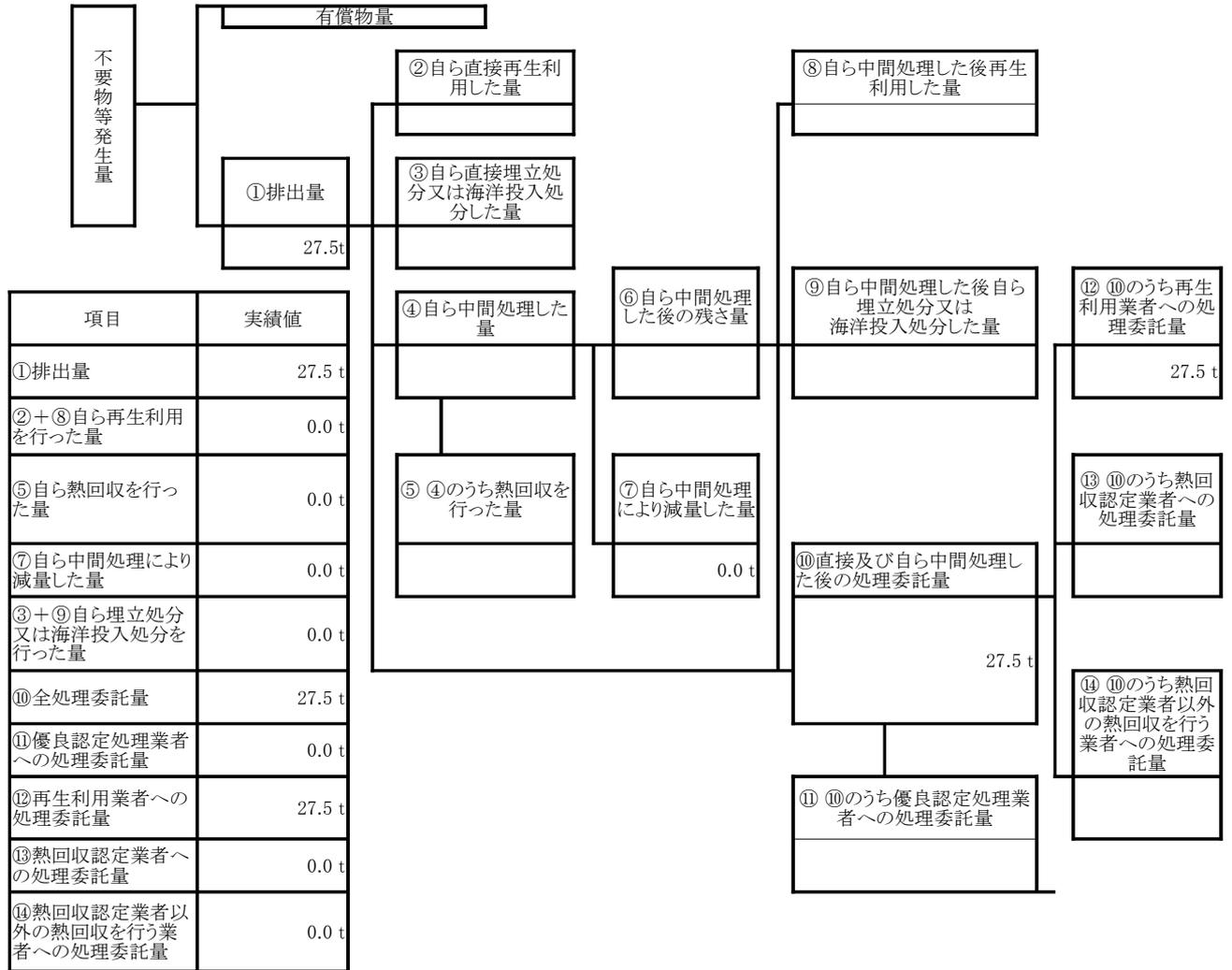
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 照明機器)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 廃電気機械器具)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月4日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 297-8622

住 所 千葉県茂原市早野3300番地

法人名 株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場

代表者 福田 晃一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0475-23-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場
事業場の所在地	千葉県茂原市早野3300番地
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額308億円
③従業員数	1388人（正社員1162人、常勤関係職員226人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 添付管理体制図のとおり	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての種類の特別管理産業廃棄物は分別し、できる限り再生利用につなげている。 処理依頼票の運用などにより、分別の維持を図っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
なし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	- t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	t
	再生利用者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり		

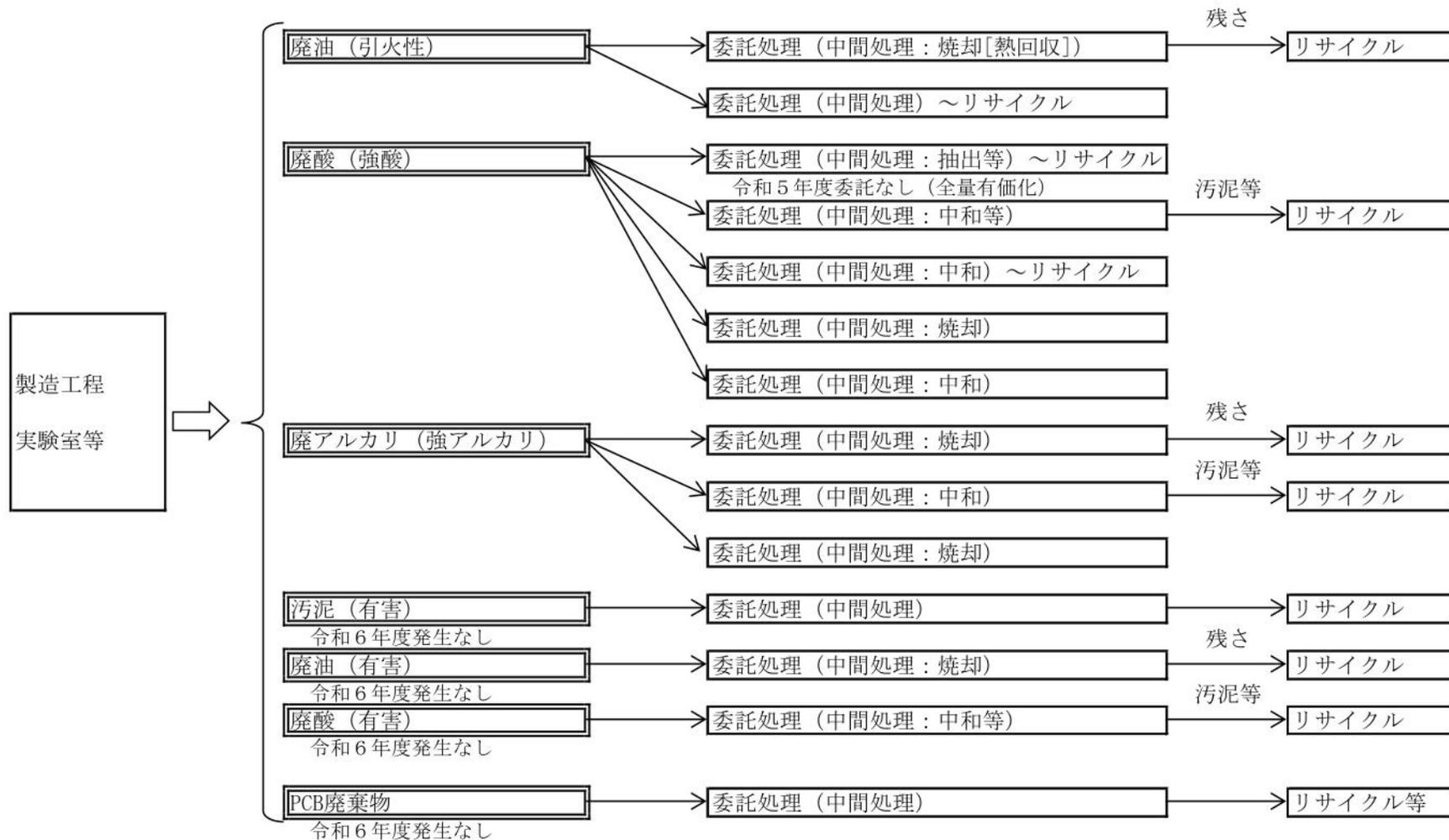
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全 処 理 委 託 量	- t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	t
	再生利用業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	t
(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		420 t
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト100%使用を継続する。			
※事務処理欄			

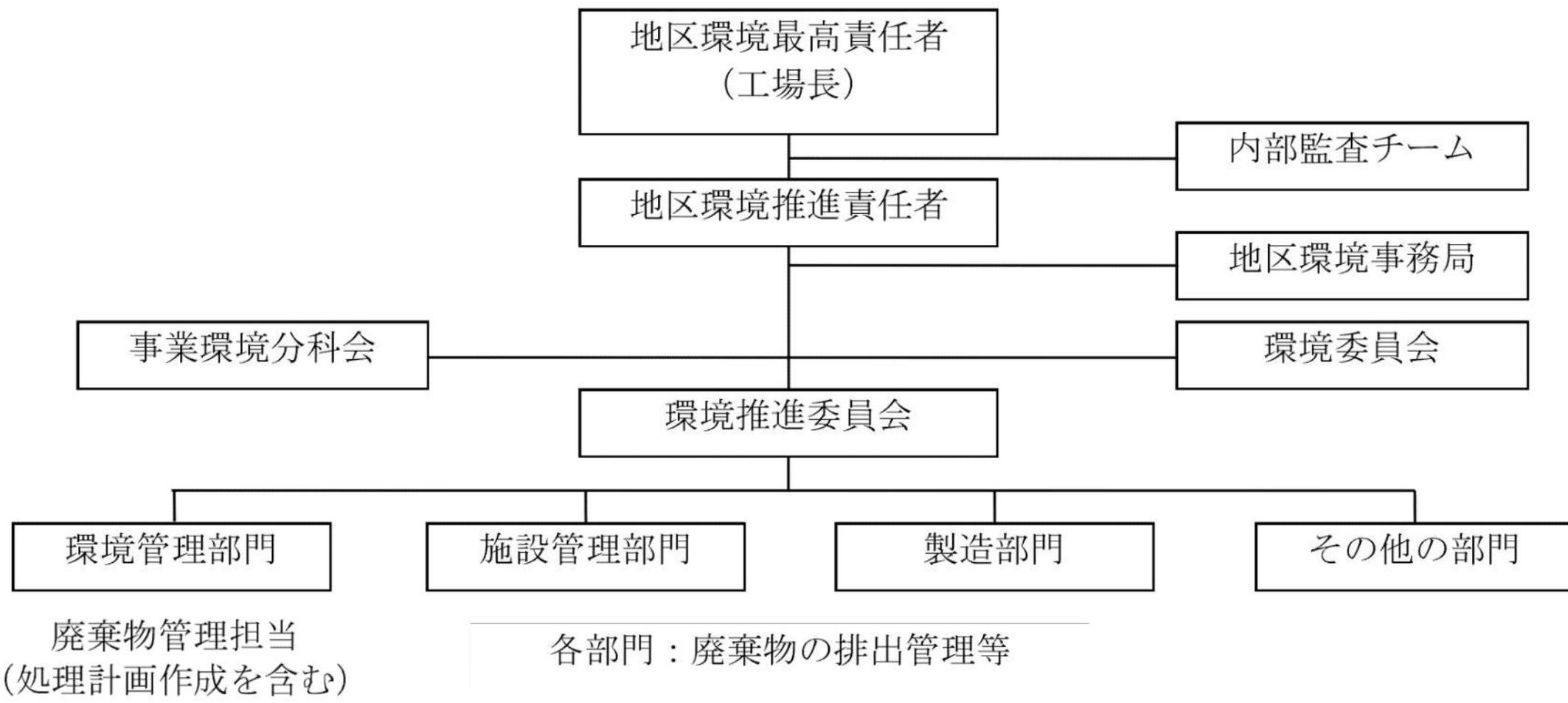
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

別紙 1

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程





別紙2

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】												
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	廃酸(強酸)	廃アルカリ (強アルカリ)	汚泥(有害)	廃酸(有害)	PCB廃棄物	廃油(有害)	—	—	—	合計	
①現状	排出量	6.1 t	127.0 t	286.9 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	420.0 t
(これまで実施した取組) プロセス見直し等による薬品使用量の削減に継続的に取り組んでいる。												
【目標】												
特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	廃酸(強酸)	廃アルカリ (強アルカリ)	汚泥(有害)	廃酸(有害)	PCB廃棄物	廃油(有害)	—	—	—	合計	
②計画	排出量	6.1 t	127.0 t	286.9 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	420.0 t
(今後実施する予定の取組) 上記取組を継続する。												

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

上記3つの事項については、①現状、②計画ともに全ての特別管理産業廃棄物について排出量【0 t】であり、取組もなし

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】											
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	廃酸(強酸)	廃アルカリ (強アルカリ)	汚泥(有害)	廃酸(有害)	PCB廃棄物	廃油(有害)	—	—	—	合計
	全処理委託量	6.1 t	127.0 t	286.9 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	420.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	6.1 t	75.5 t	282.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	364.1 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.4 t	127.0 t	284.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	411.8 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への処理 委託量	5.7 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	5.7 t
(これまでに実施した取組) ・できる限り、優良認定処理業者に処理を委託している。 ・できる限り、再生利用が可能な業者（最終処分まで考慮）に処理を委託している。												
②計画	【目標】											
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性)	廃酸(強酸)	廃アルカリ (強アルカリ)	汚泥(有害)	廃酸(有害)	PCB廃棄物	廃油(有害)	—	—	—	合計
	全処理委託量	6.1 t	127.0 t	286.9 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	420.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	6.1 t	75.5 t	282.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	364.1 t
	再生利用業者への 処理委託量	0.4 t	127.0 t	284.5 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	411.9 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	0.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への処理 委託量	5.7 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	—	—	—	5.7 t
(今後実施する予定の取組) 上記取組を継続する。												

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月4日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 297-8622

住所 千葉県茂原市早野3300番地

法人名 株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場

代表者 福田 晃一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-23-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ジャパンディスプレイ茂原工場		
事業場の所在地	千葉県茂原市早野3300番地		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 電子部品・デバイス・電子回路製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	571.4 t	全処理委託量	571.4 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	122.8 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	561.9 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7.5 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	571.4 t
	前年度(令和6年度)	420 t

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

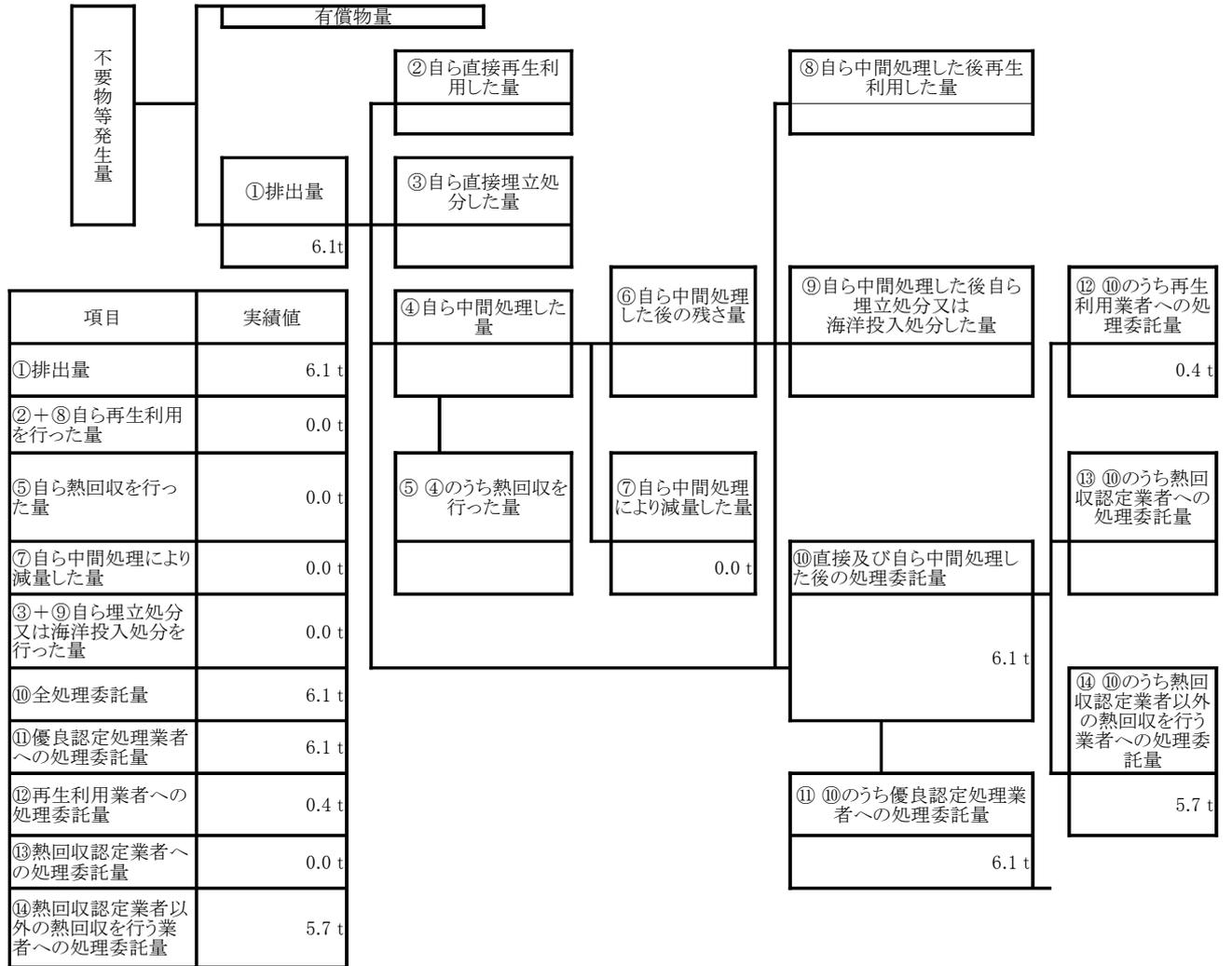
電子マニフェスト100%使用を継続した。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

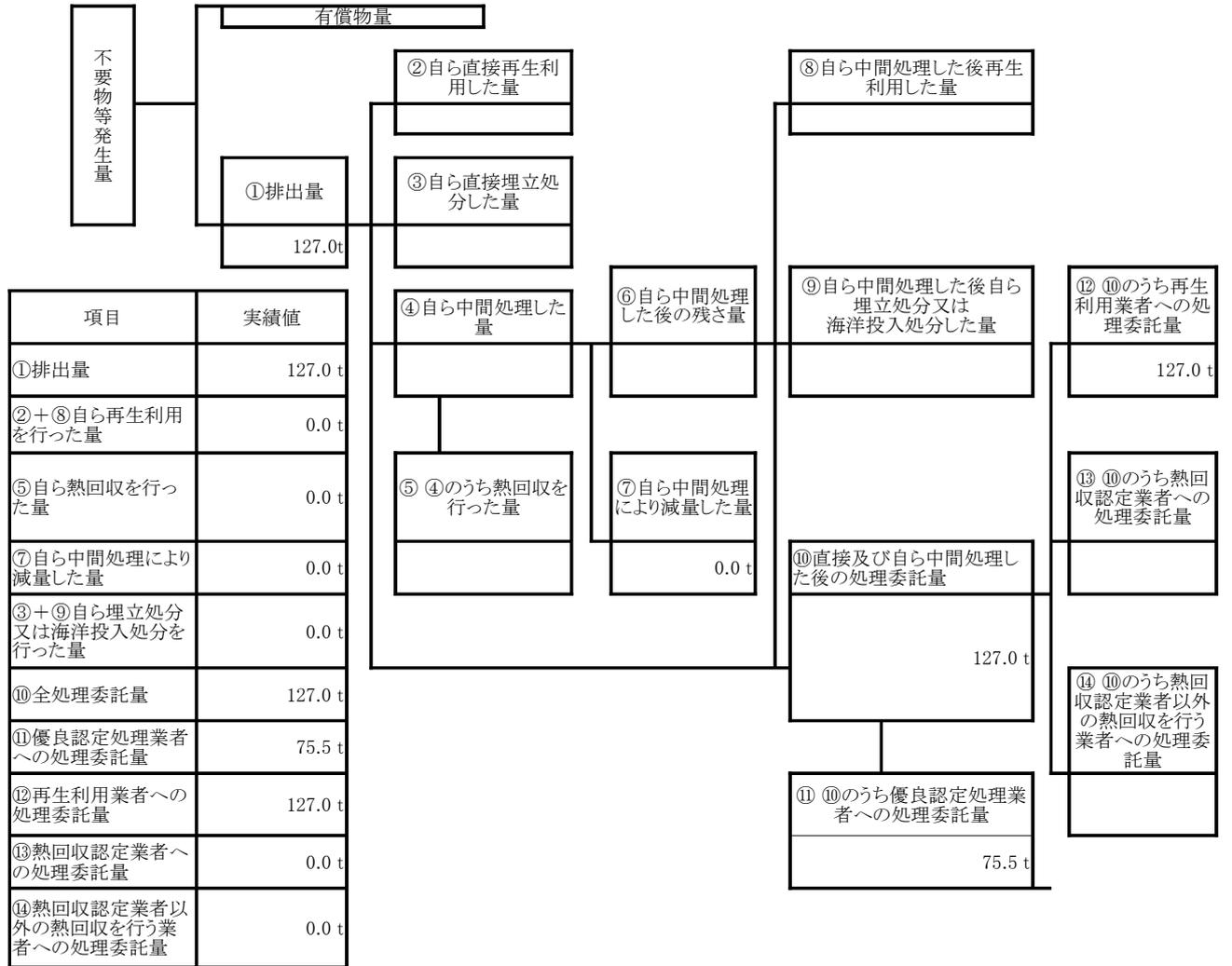


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

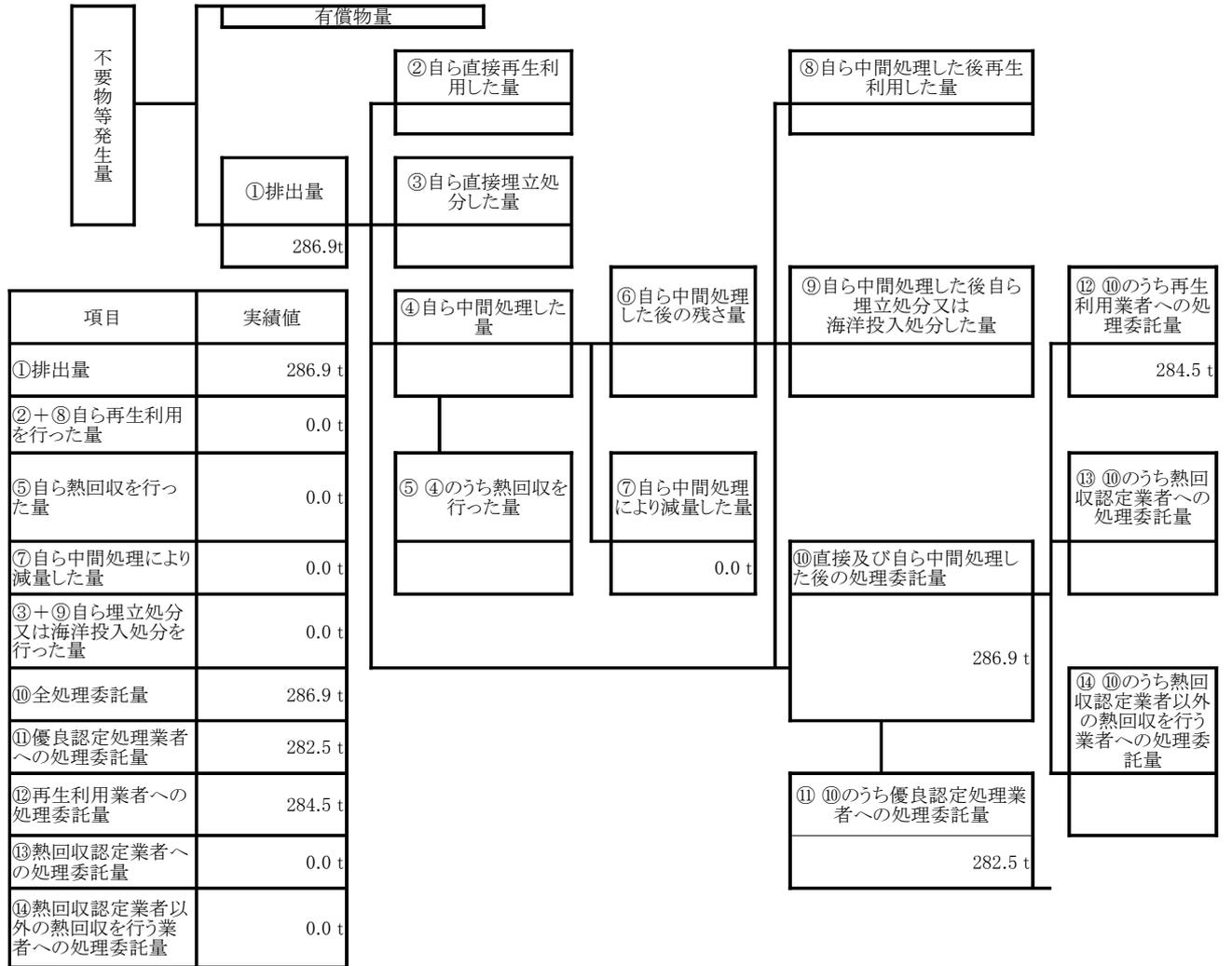
廃酸(強酸)

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ))



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 2日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県長生郡長柄町皿木203番地1

氏 名 ジャパンフーズ株式会社

代表取締役社長 船戸 謙治

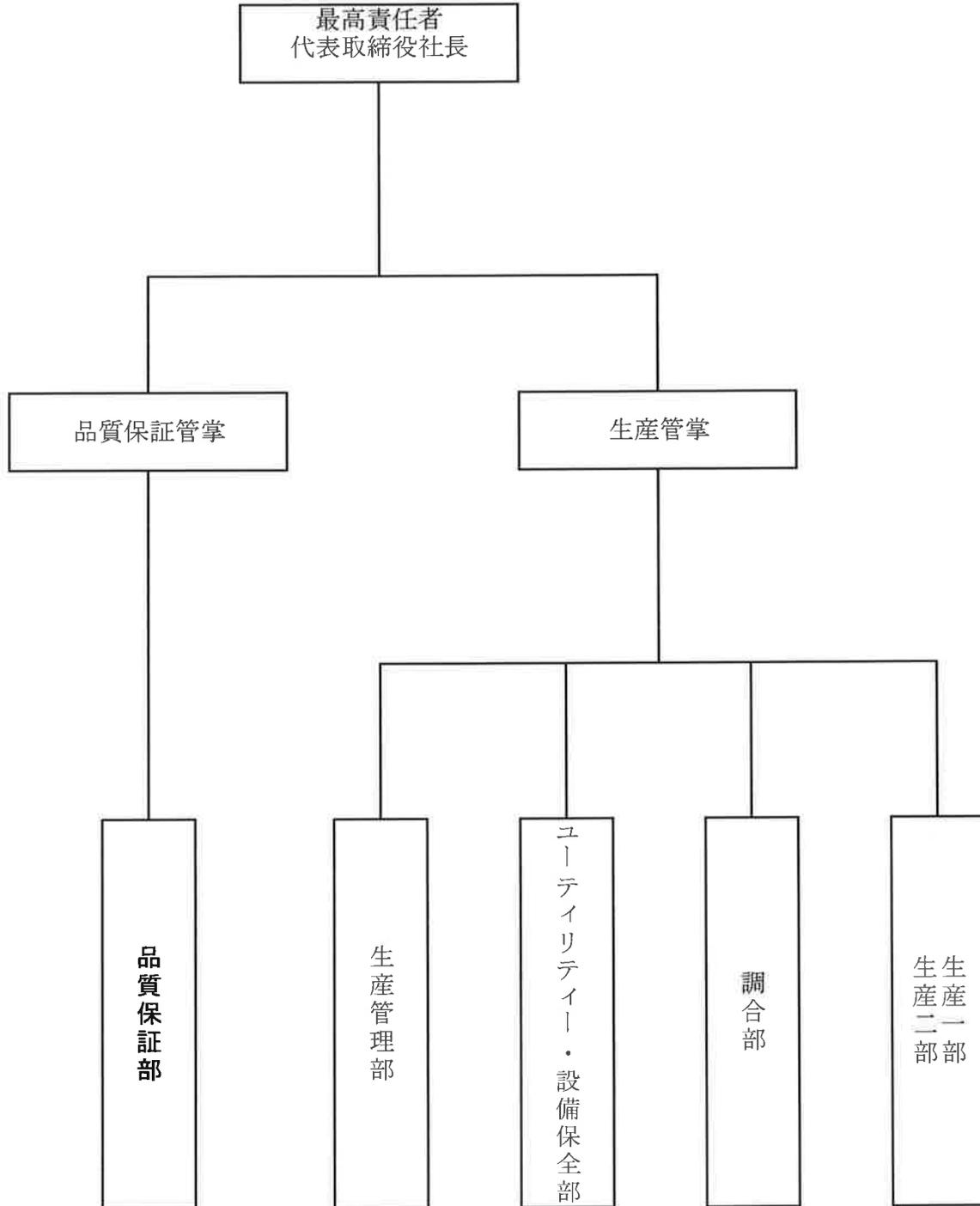
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-35-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジャパンフーズ株式会社
事業場の所在地	千葉県長生郡長柄町皿木203番地1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類:E 製造業 中分類:10 飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 11,885百万円
③従業員数	411人 (正社員:222人、派遣社員:13人、派遣会社:176人)
④産業廃棄物の一連の処理工程	別紙のとおり(別紙1))

産業廃棄物管理組織・体制図



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙のとおり(第2面別紙1))

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度(2024年度)実績】別紙のとおり(第2面別紙2))

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】 別紙のとおり(第2面別紙2))

産業廃棄物の種類

排 出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別紙のとおり(第2面別紙2))

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別紙のとおり(第2面別紙2))

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(2024年度)実績】別紙のとおり(第3面別紙))		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙のとおり(第3面別紙))		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(2024年度)実績】別紙のとおり(第3面別紙))		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】別紙のとおり(第3面別紙))		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(2024年度)実績】別紙のとおり(第4面別紙1))		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】別紙のとおり(第4面別紙1))		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(2024年度)実績】別紙のとおり(第4面別紙2))		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】別紙のとおり(第4面別紙2))	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

第2面 別紙 2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度(2024 年度)実績 】												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	排 出 量	13131.1 t	91.0 t	1342.2 t	118.0 t	168.4 t	2.6 t	19.9 t	2.3 t	0.200 t	0.020 t	0.0 t	110.0 t
	(これまでに実施した取組) ・廃プラスチック、金属、ペットボトル、PPキャップ、PPバンドの分別。(プラスチックパレット有価物化) ・凝集剤自動制御化による汚泥発生量の削減。												
②計画	【 目標 】 産業廃棄物排出量前年比1%削減												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	排 出 量	12999.8 t	90.1 t	1328.8 t	116.8 t	166.7 t	2.57 t	19.7 t	2.28 t	0.198 t	0.019 t	0.00 t	108.9 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃プラスチック類の分別の強化。 ・凝集剤自動制御化による汚泥発生量の削減。 ・有機汚泥(余剰汚泥)削減バイオ製剤の導入検討												

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、金属、ペットボトル、PPキャップ、PPバンドの分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別廃棄を引き続き継続する。

第3面 別紙)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項													
①現状	【 前年度(2024 年度)実績 】												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t				
	(これまでに実施した取組) —												
②計画	【 目標 】												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t				
	(今後実施する予定の取組)												

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項													
①現状	【 前年度(2024 年度)実績 】												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	11892.1 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組) ・脱水剤自動制御化による脱水機の適切な運転管理。													
②計画	【 目標 】 有機汚泥発生量前年比1%削減												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	11773.2 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組) ・脱水剤自動制御化による脱水機の適切な運転管理。 ・有機汚泥(余剰汚泥)削減バイオ製剤の導入テスト試験実施による減量													

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項													
①現状	【 前年度(2024 年度)実績 】												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t				
	(これまでに実施した取組)												
②計画	【 目標 】												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t				
	(今後実施する予定の取組)												
—													
—													

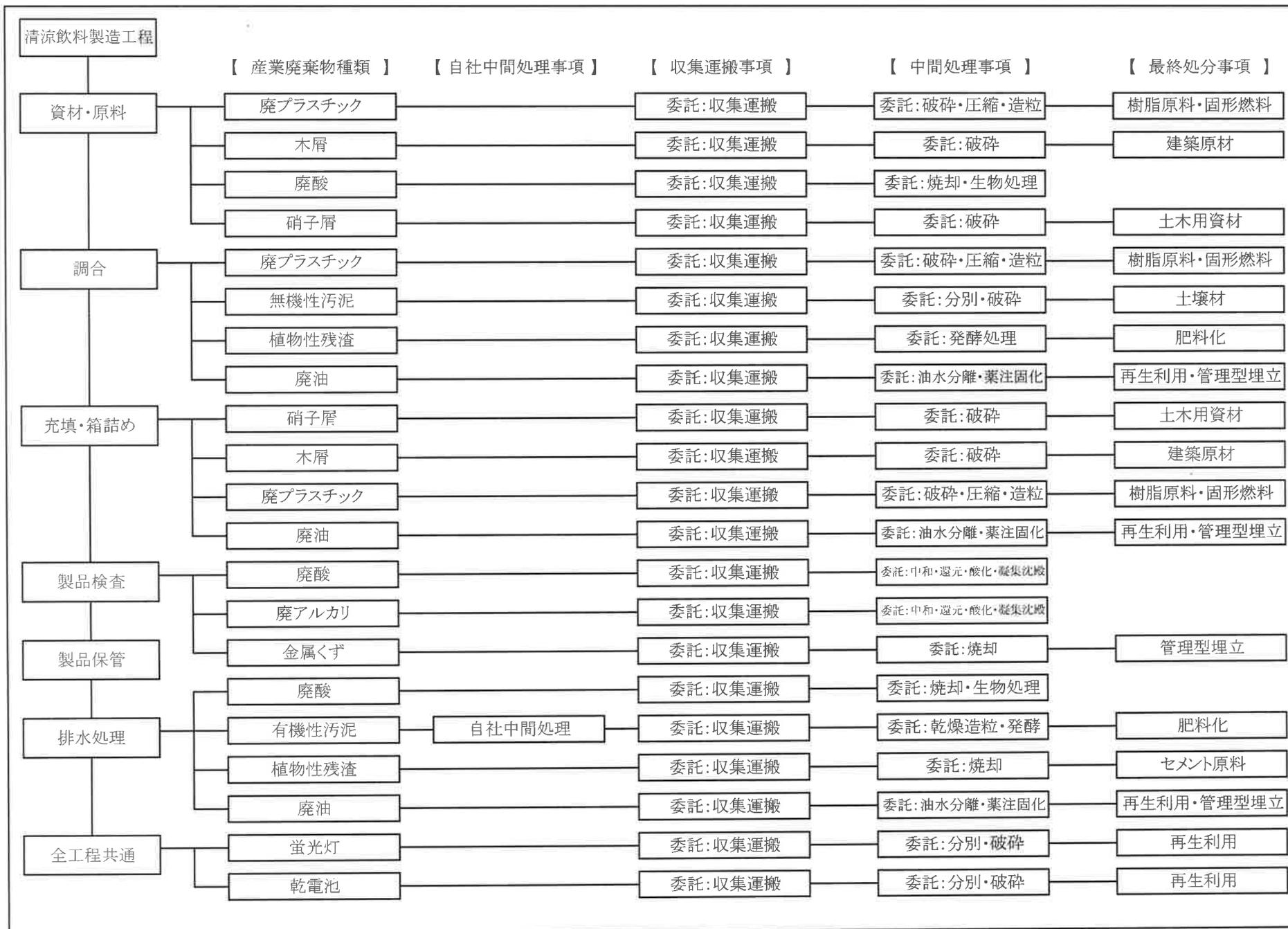
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度(2024 年度)実績 】												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	全処理委託量	1239.0 t	91.0 t	1342.2 t	118.0 t	168.4 t	2.6 t	19.9 t	2.3 t	0.200 t	0.020 t	0.0 t	110.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	29.1 t	89.6 t	4.2 t	53.9 t	138.9 t	2.6 t	0.0 t	2.3 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	110.0 t
	再生利用業者への処理委託量	1239.0 t	91.0 t	1342.2 t	118.0 t	168.4 t	2.6 t	19.9 t	2.3 t	0.200 t	0.020 t	0.0 t	110.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)													
・廃プラスチック(PET容器・ビニール類)を社内で圧縮することで、有償売却し、産業廃棄物としての排出量を削減。また、プラスチックパレットも廃棄物から有償売却し産業廃棄物排出量を削減。													
②計画	【 目標 】 産業廃棄物排出量1%削減。												
	産業廃棄物の種類	有機汚泥	無機汚泥	植物性残渣	廃酸	廃プラスチック	木屑	硝子屑	廃油	蛍光灯	乾電池	廃アルカリ	混合廃棄物
	全処理委託量	1226.6 t	90.1 t	1328.8 t	116.8 t	166.7 t	2.57 t	19.7 t	2.28 t	0.198 t	0.019 t	0.0 t	108.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	28.8 t	88.7 t	4.2 t	53.4 t	137.5 t	2.57 t	0.0 t	2.28 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	108.9 t
	再生利用業者への処理委託量	1226.6 t	90.1 t	1328.8 t	116.8 t	166.7 t	2.57 t	19.7 t	2.28 t	0.198 t	0.019 t	0.0 t	48.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組)													
・引き続き排水処理での嫌気処理を効率よく動かし汚泥排出量を削減。・活性汚泥処理における有機汚泥(余剰汚泥)削減バイオ製剤の導入化。													

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行う際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1) 様式第二号の八(第八条の四の五関係)④産業廃棄物の一連の処理工程



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 2日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県長生郡長柄町皿木203番地1

氏 名 ジャパンフーズ株式会社

代表取締役社長 船戸 謙治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-35-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

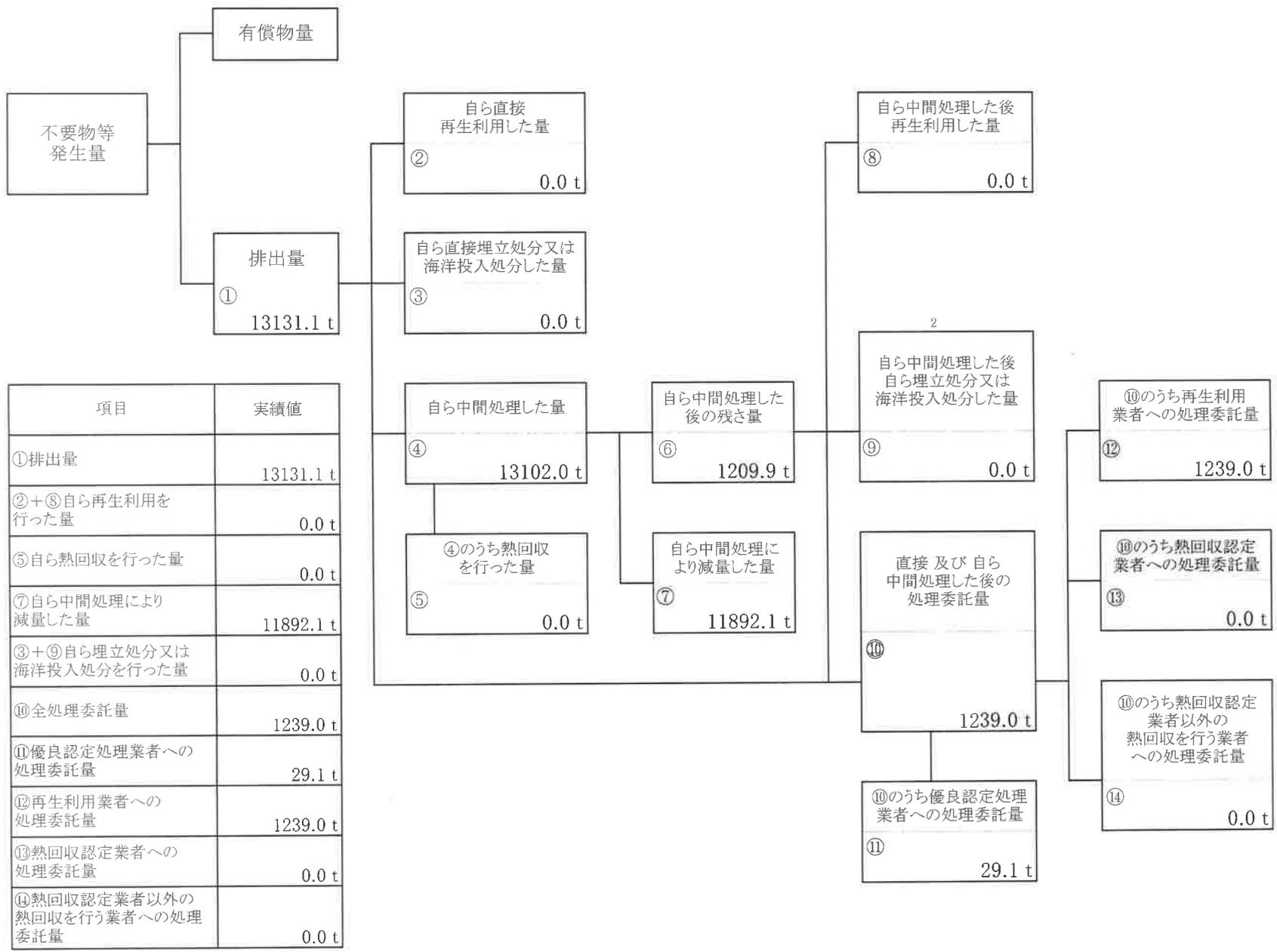
事業場の名称	ジャパンフーズ株式会社
事業場の所在地	千葉県長生郡長柄町皿木203番地1
事業の種類	大分類:E 製造業 中分類:10 飲料・たばこ・飼料製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	15818.4 t	全処理委託量	3149.9 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	279.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	3107.4 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	12668.5 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況

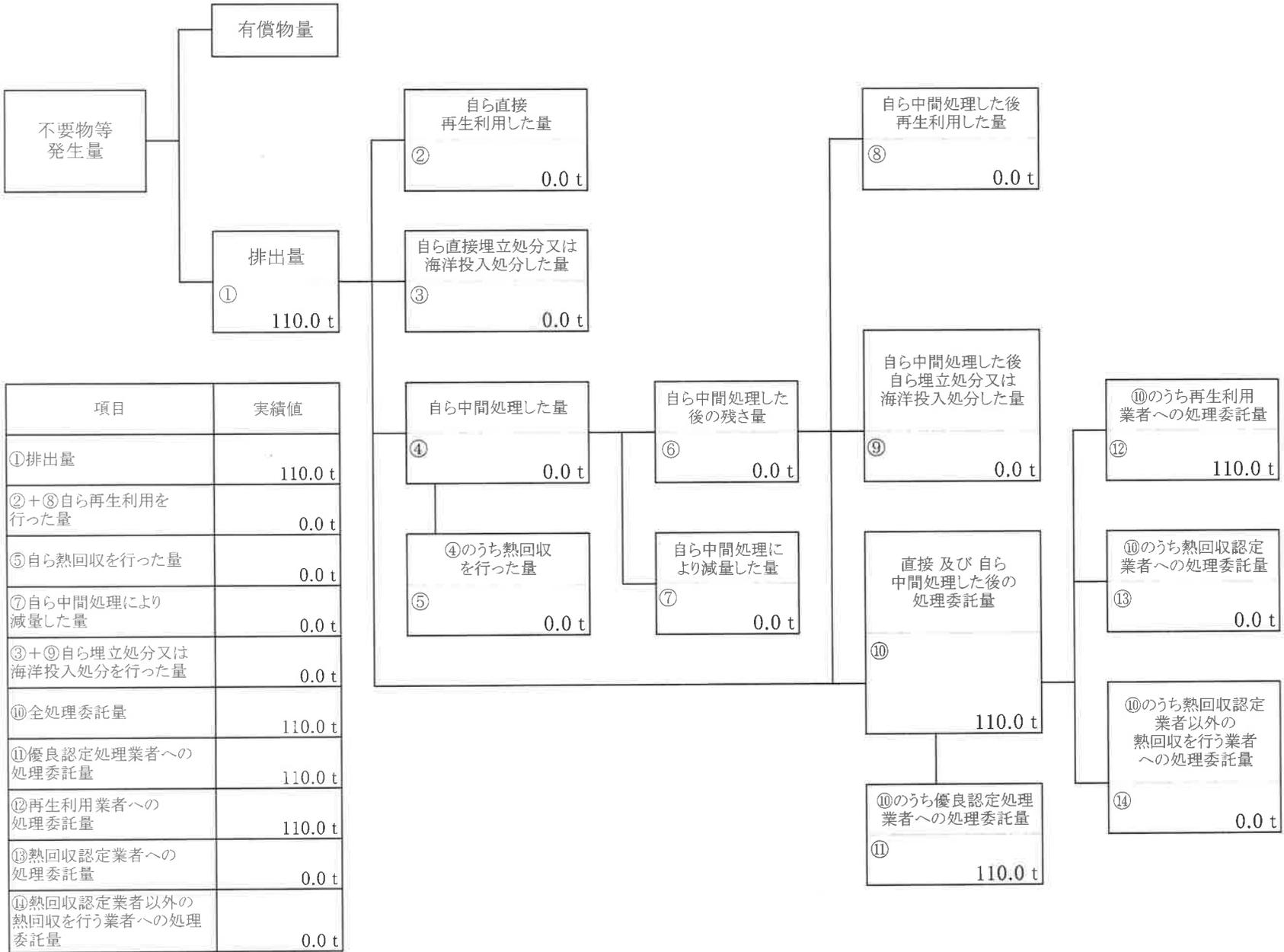
(産業廃棄物の種類: 有機性汚泥)



項目	実績値
①排出量	13131.1 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	11892.1 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1239.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	29.1 t
⑫再生利用者への処理委託量	1239.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

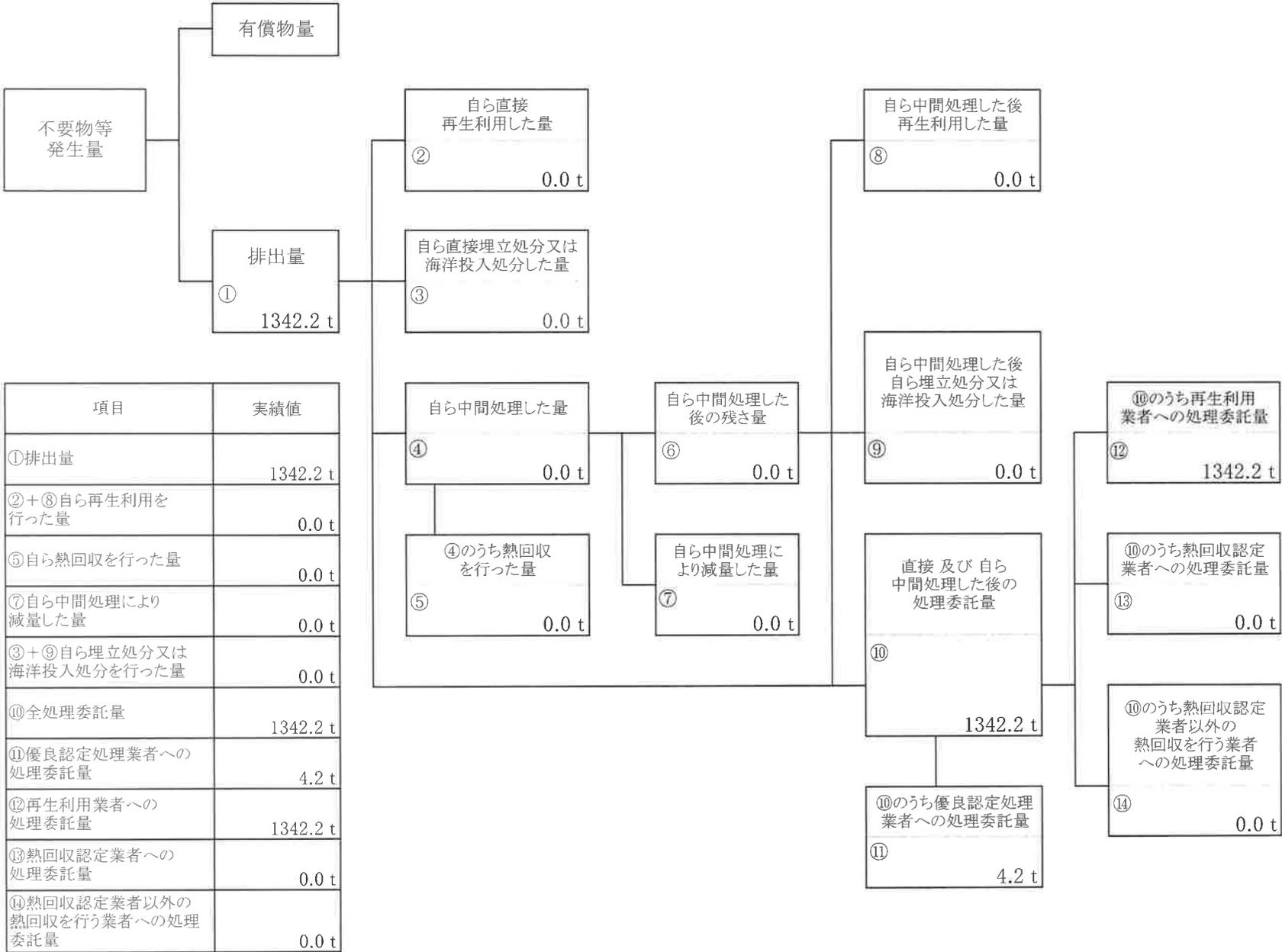
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)



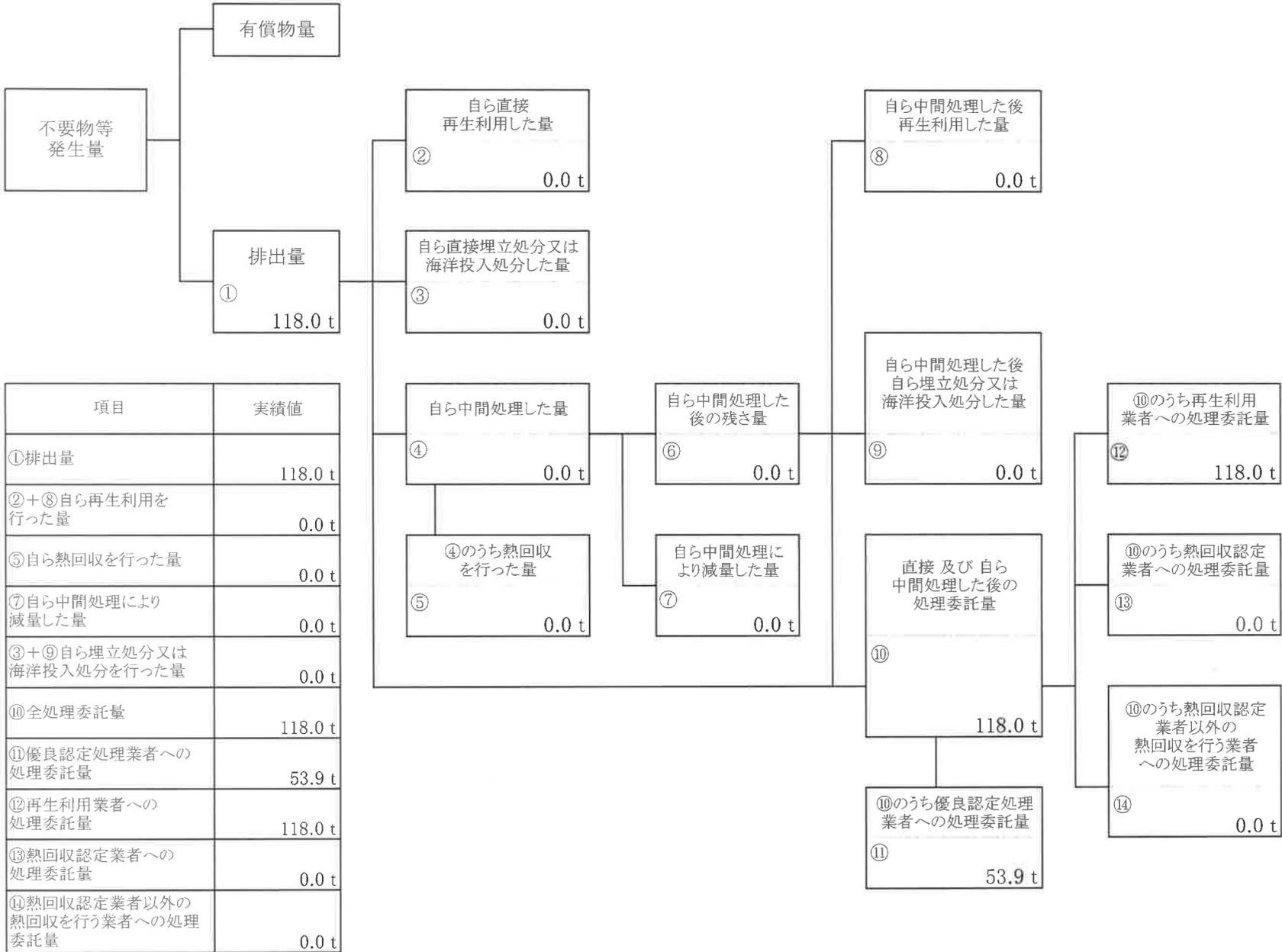
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動植物性残さ)



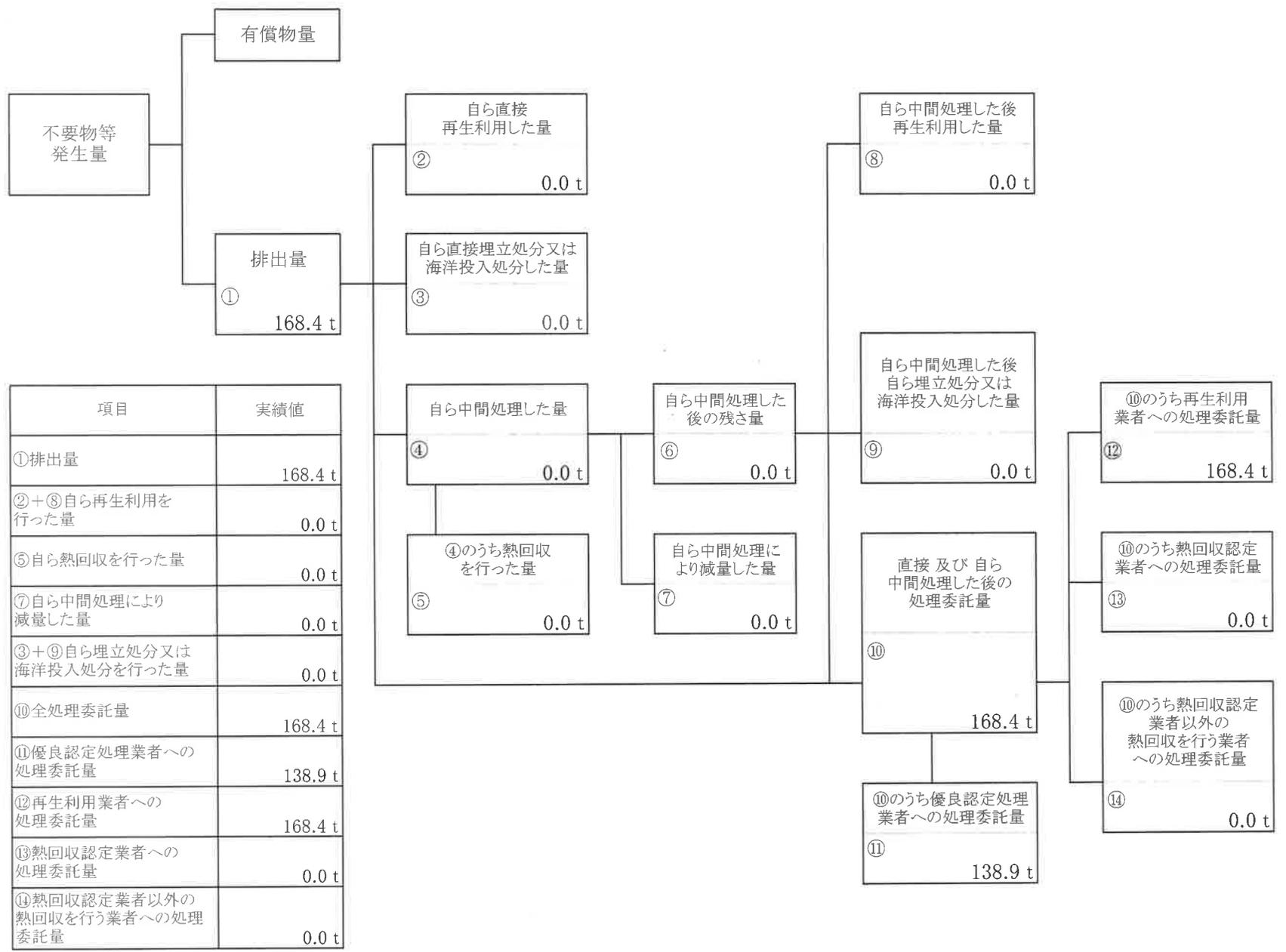
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)



計画の実施状況

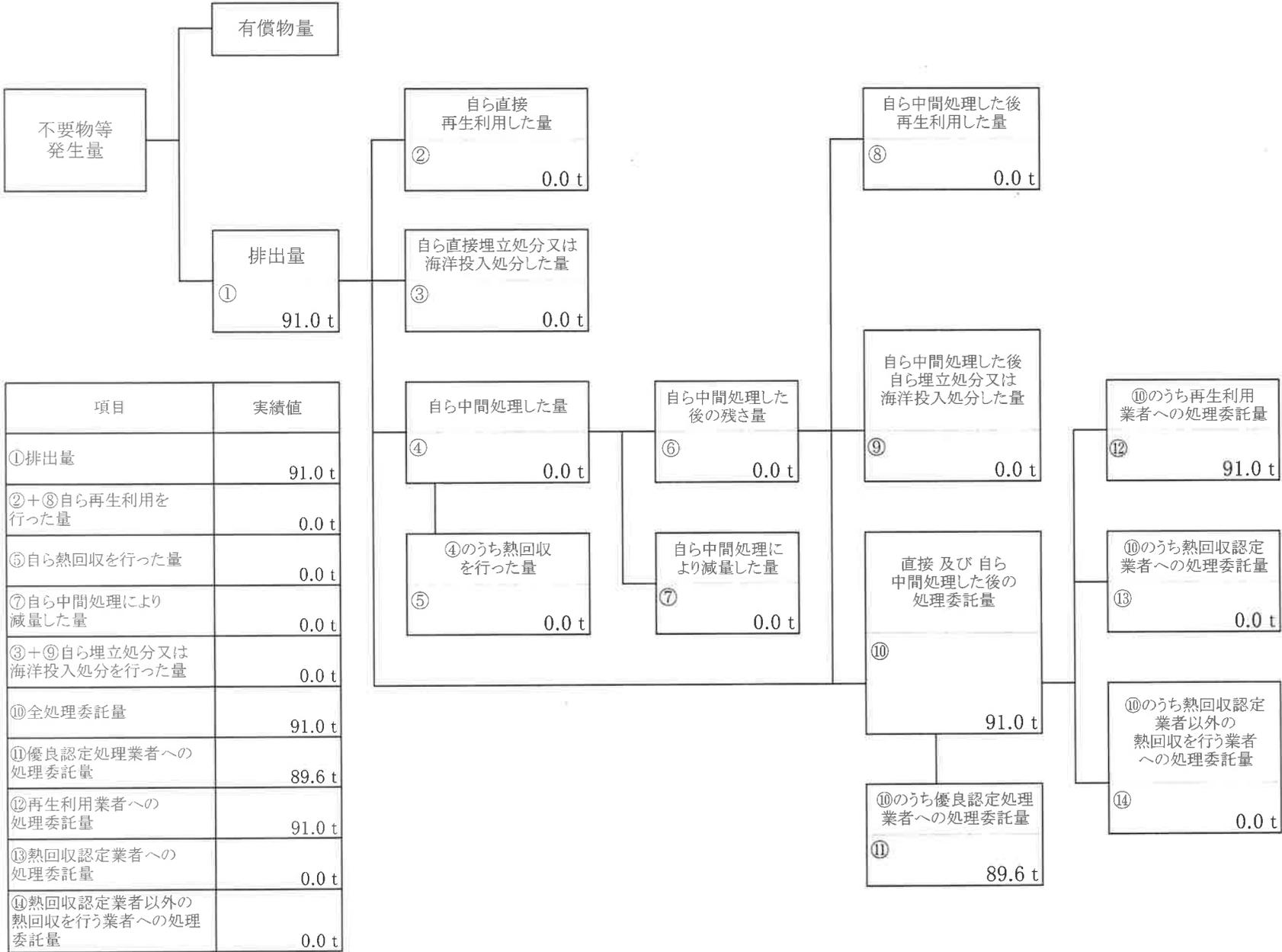
(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	168.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	168.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	138.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	168.4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

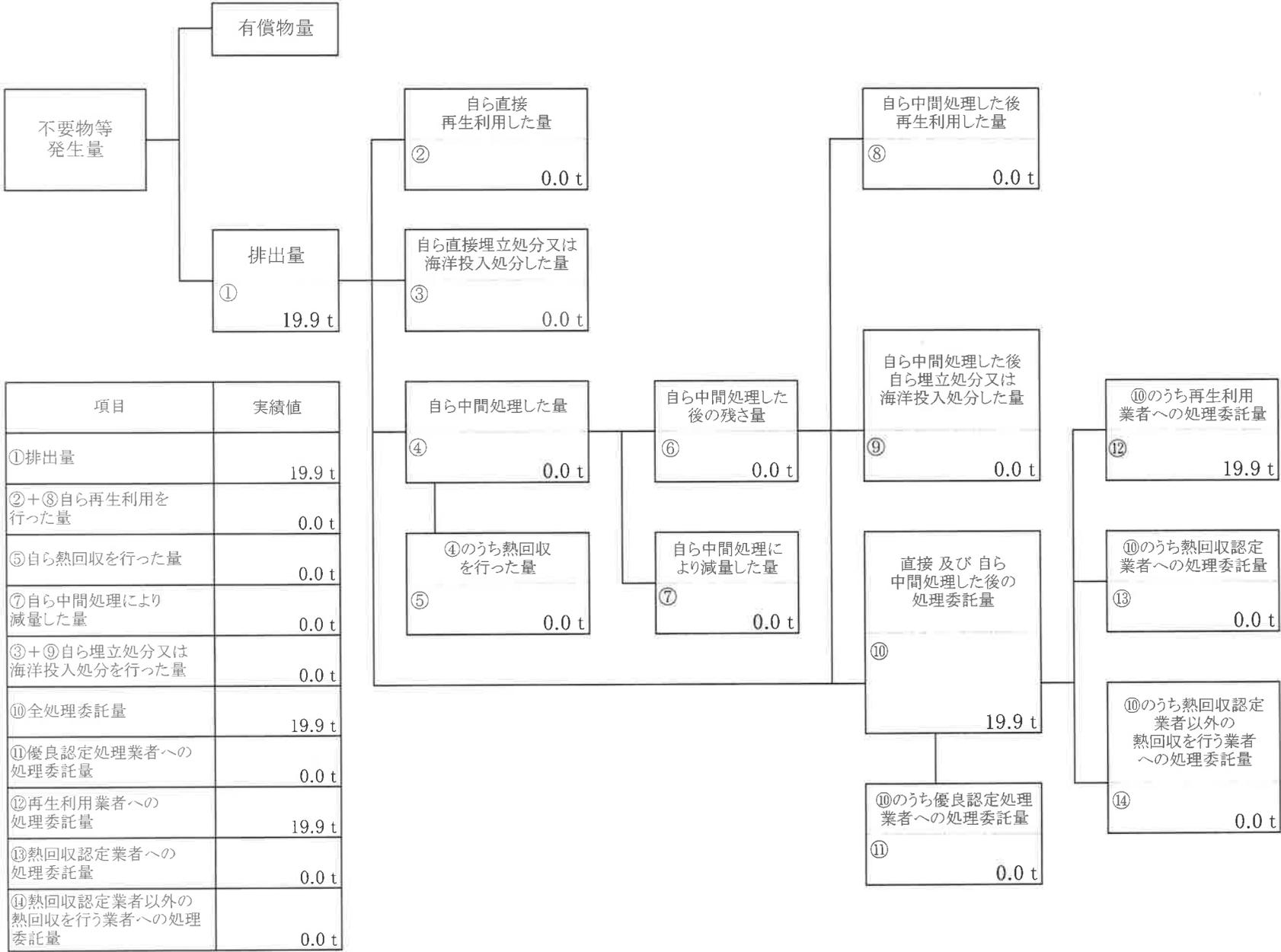
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 無機性汚泥)



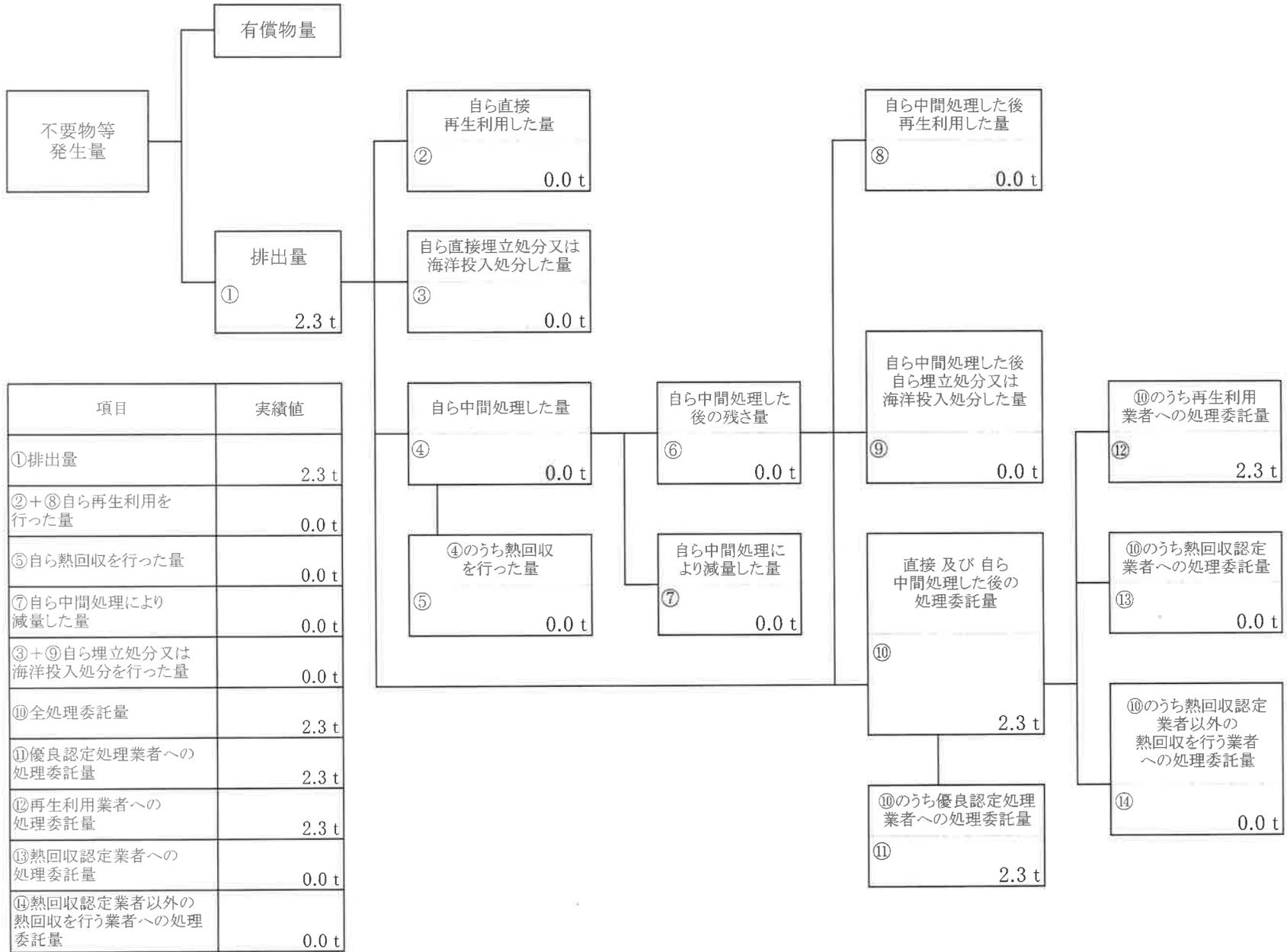
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



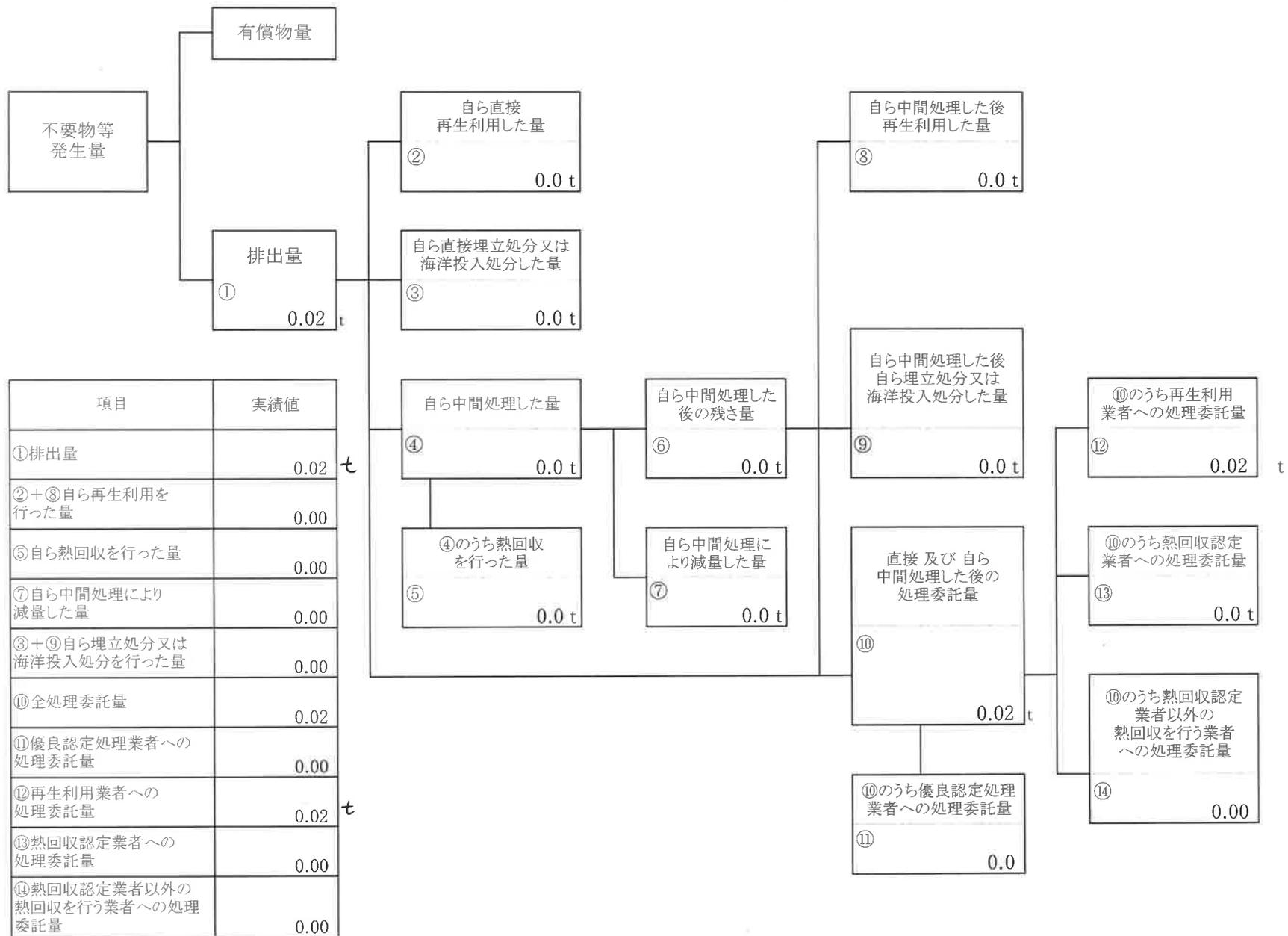
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

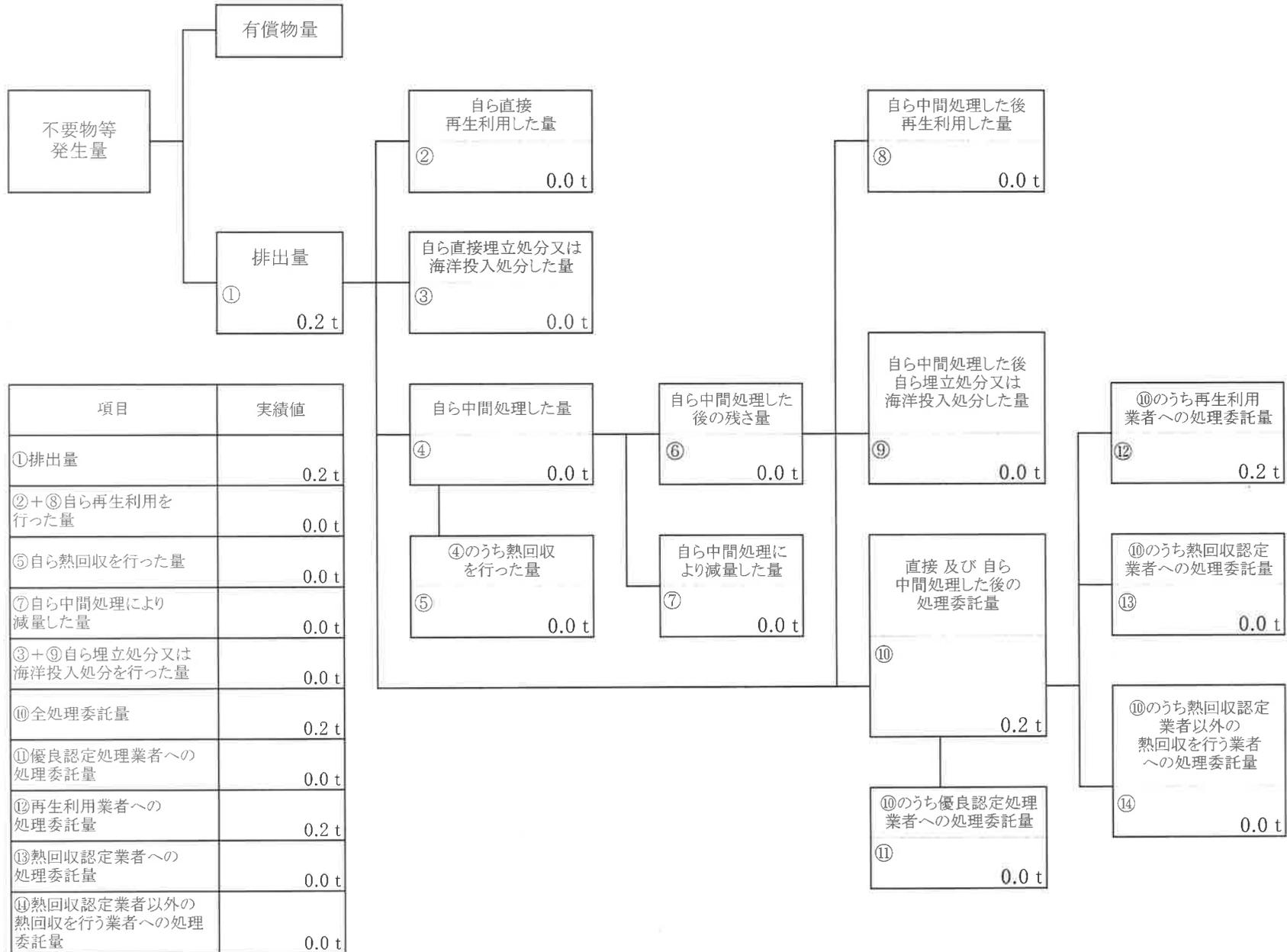
(産業廃棄物の種類: 金属屑・汚泥(乾電池))



項目	実績値
①排出量	0.02 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00
⑤自ら熱回収を行った量	0.00
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00
⑩全処理委託量	0.02
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00
⑫再生利用業者への処理委託量	0.02 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

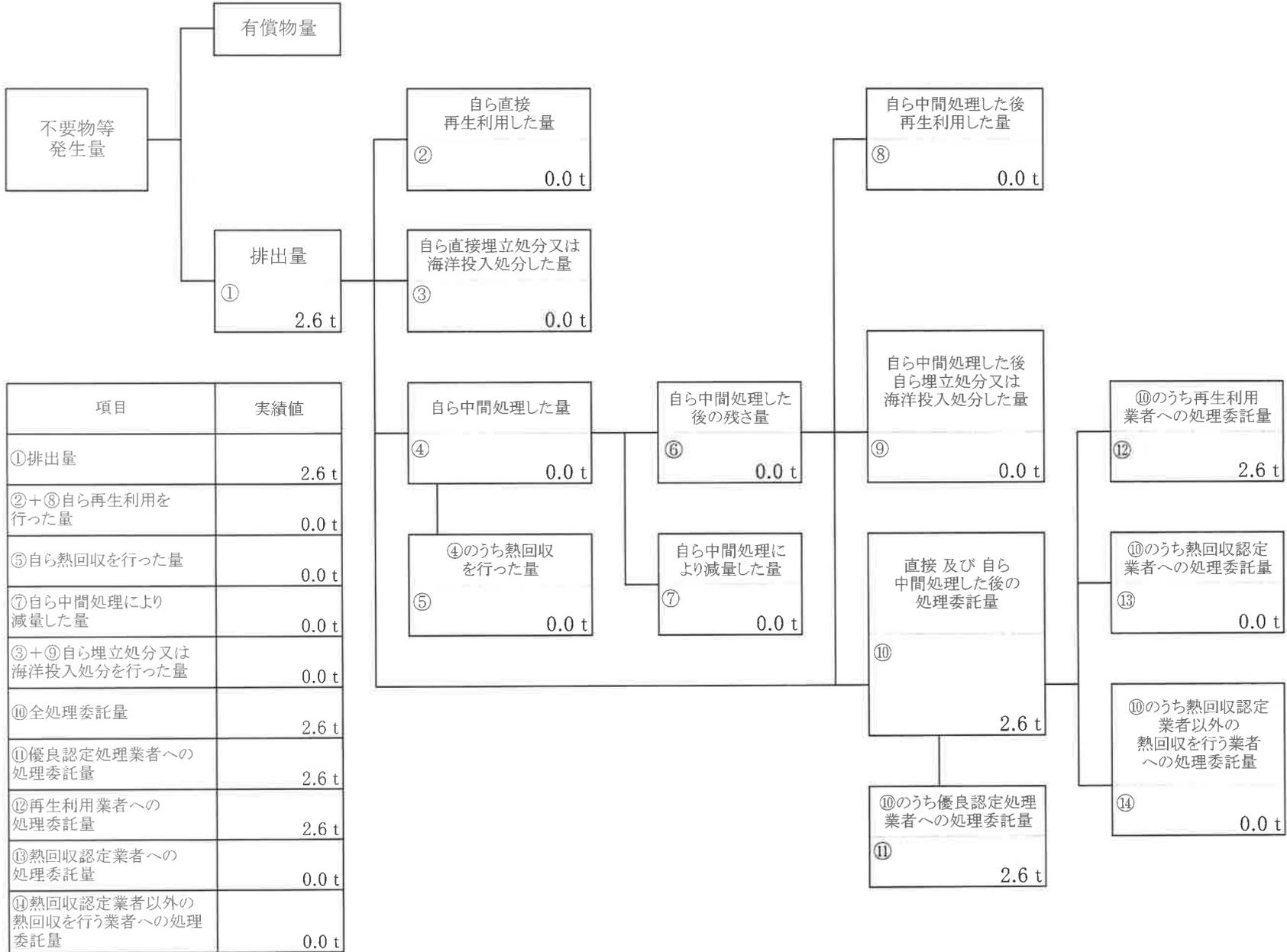
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラスくず・金属屑・廃プラスチック類(蛍光灯))



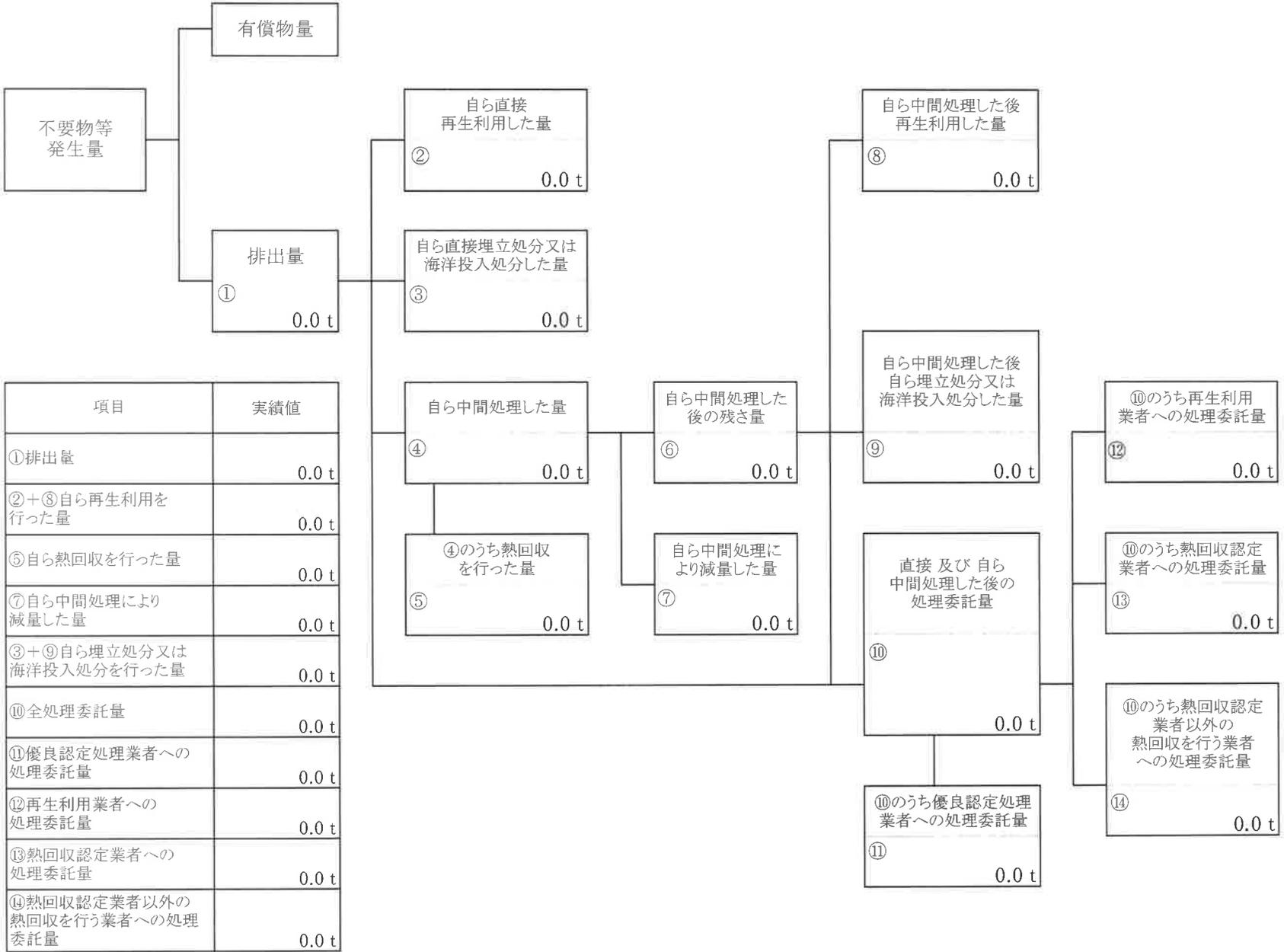
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年5月19日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 283-0112

住 所 千葉県山武郡九十九里町藤下773-1

法人名 昭永ケミカル株式会社 千葉工場

代表者 山見 浩

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0475-76-4121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	昭永ケミカル株式会社 千葉工場
事業場の所在地	千葉県山武郡九十九里町藤下773-1
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： E16-化学工業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 35億円
③従業員数	65人（正社員61人、常勤関係職員4人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙（処理工程）」

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
「別紙 (管理体制)」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排出量	179.2 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程内洗浄溶剤のリサイクル推進 ・ 不良品発生防止の為にヒューマンエラー防止教育 ・ 濾過機変更によるロス削減 ・ 同一製品の異ロットを連続製造可能な様に <small>（混産品の洗浄、工程組みの工夫を行い）</small> 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	排出量	170 t	t
	(今後実施する予定の取組) 製造所の稼働に大きな変動があるので、製造所間での溶剤リサイクルが損なわれることが無い様に配慮するとともに、燃料の原料としての有価物にし廃棄物の排出を削減できるように努めていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃塗料と洗浄溶剤の分別、洗浄溶剤のクリヤー系と油性塗料系の分別が上手くいき排出先の選定に役立っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの分別方法を確実に継続する事で、再生利用業者への排出量の増と有価物としての扱いを目指す。

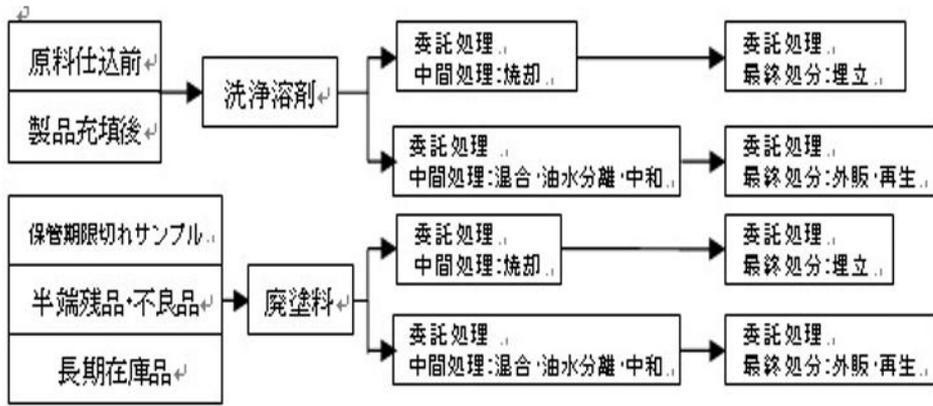
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油
	全処理委託量	179.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	179.2 t
	再生利用業者への処理委託量	171.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7.6 t
(これまでに実施した取組)		
焼却処分している廃棄物を再生利用業者への委託に変更し焼却処分量を減らす事ができた。		

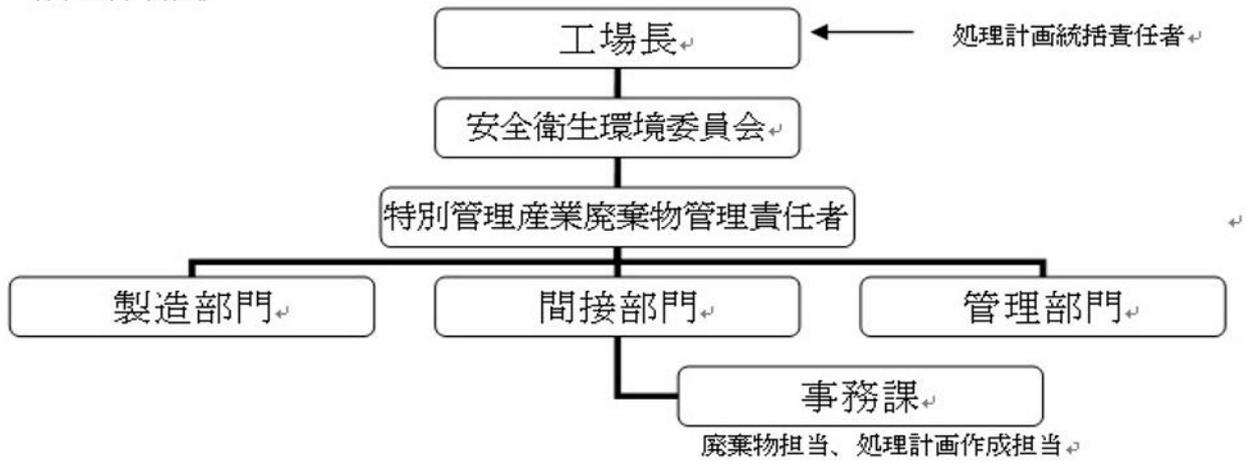
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	
	全 処 理 委 託 量	170 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	170 t	t
	再生利用業者への処理委託量	165 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	5 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生利用業者への委託量を増やすと共に、引き続き有価物として扱う業者をさがしていく。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		179.2 t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストは導入済みだが、利用100%を確実にするために、新規取引時にも条件の一つとする。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。



(管理体制図) ↙



(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月19日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 283-0112

住所 千葉県山武郡九十九里町藤下773-1

法人名 昭永ケミカル株式会社 千葉工場

代表者 山見 浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0475-76-4121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	昭永ケミカル株式会社 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県山武郡九十九里町藤下773-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	175 t	全処理委託量	175 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	175 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	165 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	10 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	185 t
	前年度(令和6年度)	179.2 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 特別管理産業廃棄物について電子マニフェスト化できている		

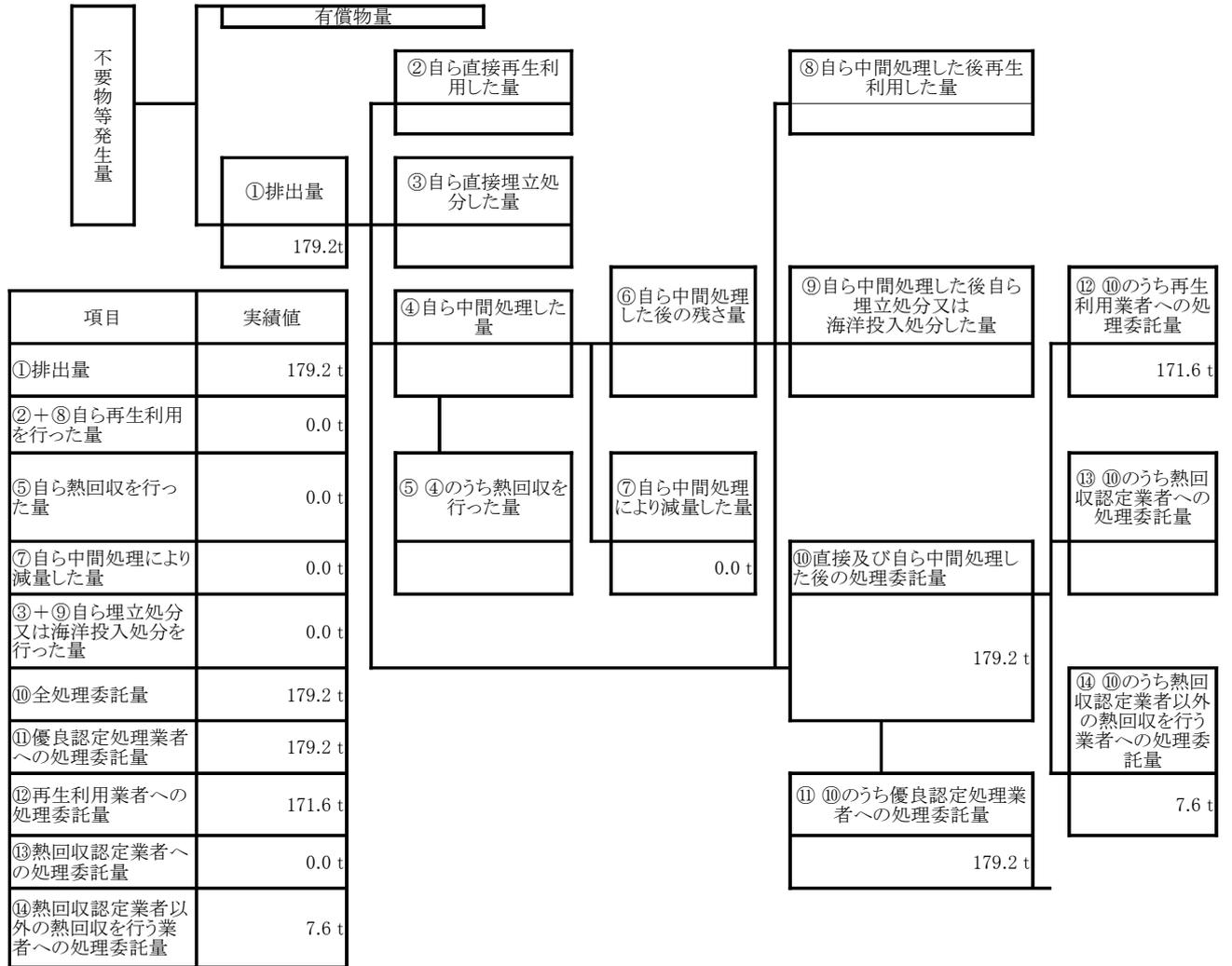
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 270-1406

住 所 千葉県白井市中402-1

法人名 株式会社シルド

代表者 八木 克敏

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-492-0912

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社シルド 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県白井市中402-1		
計画期間	令和7年4月1日	から	令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	大分類： 製造業	中分類：	鉄鋼業
②事業の規模	前年度製造出荷額 3,975百万円		
③従業員数	67名		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	酸洗及び皮膜処理→収集運搬→中間処理→最終処分		

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長→製造部→環境管理室：1. 特別管理産業廃棄物処理計画書の作成2. 産業廃棄物業者との契約
3. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理4. 行政及び産業廃棄物業者からの情報収集及び社内
伝達5. 排水処理施設の運用管理

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	32.62 t	t
	（これまでに実施した取組） 硫酸廃液の自己処理（平成15年度に1度実施）→排水処理施設に少量ずつ送った→石灰液では中和能力が足りず、苛性ソーダフレークを追加投入→凝集沈殿に長時間を要し、断念		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	排出量	51.7 t	t
	（今後実施する予定の取組） 令和7年度の景気動向は不明確であるが、2年前と比較すると製造出荷額は2割減と芳しくない為、前年度1割減の計画とした。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 酸洗処理、潤滑被膜処理共に種類別で処理槽を設けている。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き分別回収を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全処理委託量	32.62 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	12.87 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定事業者への委託を心掛けている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	
	全 処 理 委 託 量	51.7 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	20.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 今後も優良認定事業者への委託を継続する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		62.74 t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを導入済。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（有害）	廃アルカリ					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（有害）	廃アルカリ					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（有害）	廃アルカリ					
	全処理委託量	32.62 t	27.81 t	2.31 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	12.87 t	27.81 t	2.31 t	t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	廃酸	廃酸（有害）	廃アルカリ					
	全処理委託量	51.7 t	56.8 t	17.6 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	20.4 t	56.8 t	17.6 t	t	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月30日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 270-1406

住所 千葉県白井市中402-1

法人名 株式会社シルド

代表者 石川 幸男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-492-0912

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社シルド 千葉工場		
事業場の所在地	千葉県白井市中402-1		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	140.1 t	全処理委託量	140.1 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	109.5 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	100.59 t
	前年度(令和6年度)	62.74 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 電子マニフェストを推進している。		

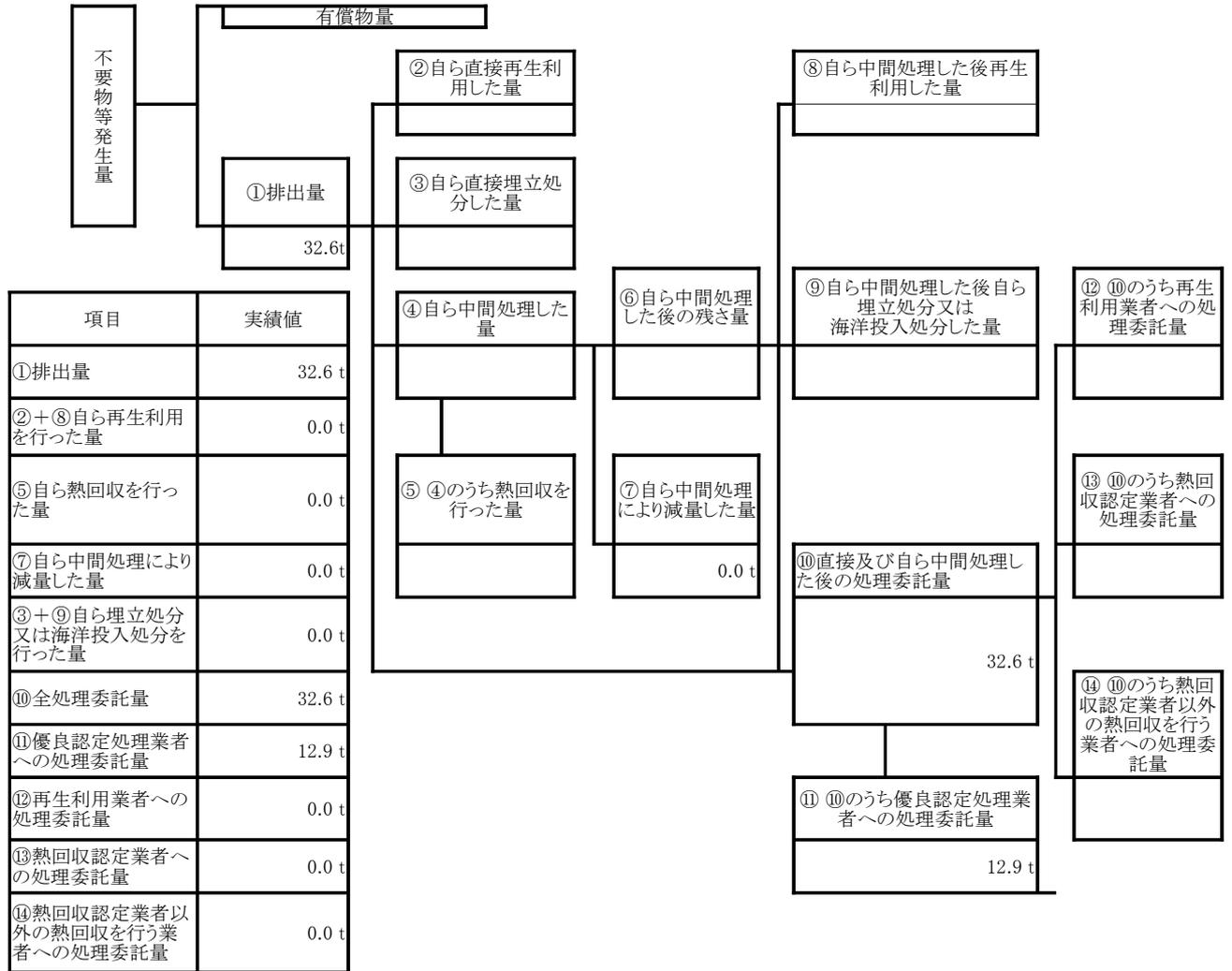
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃酸

)

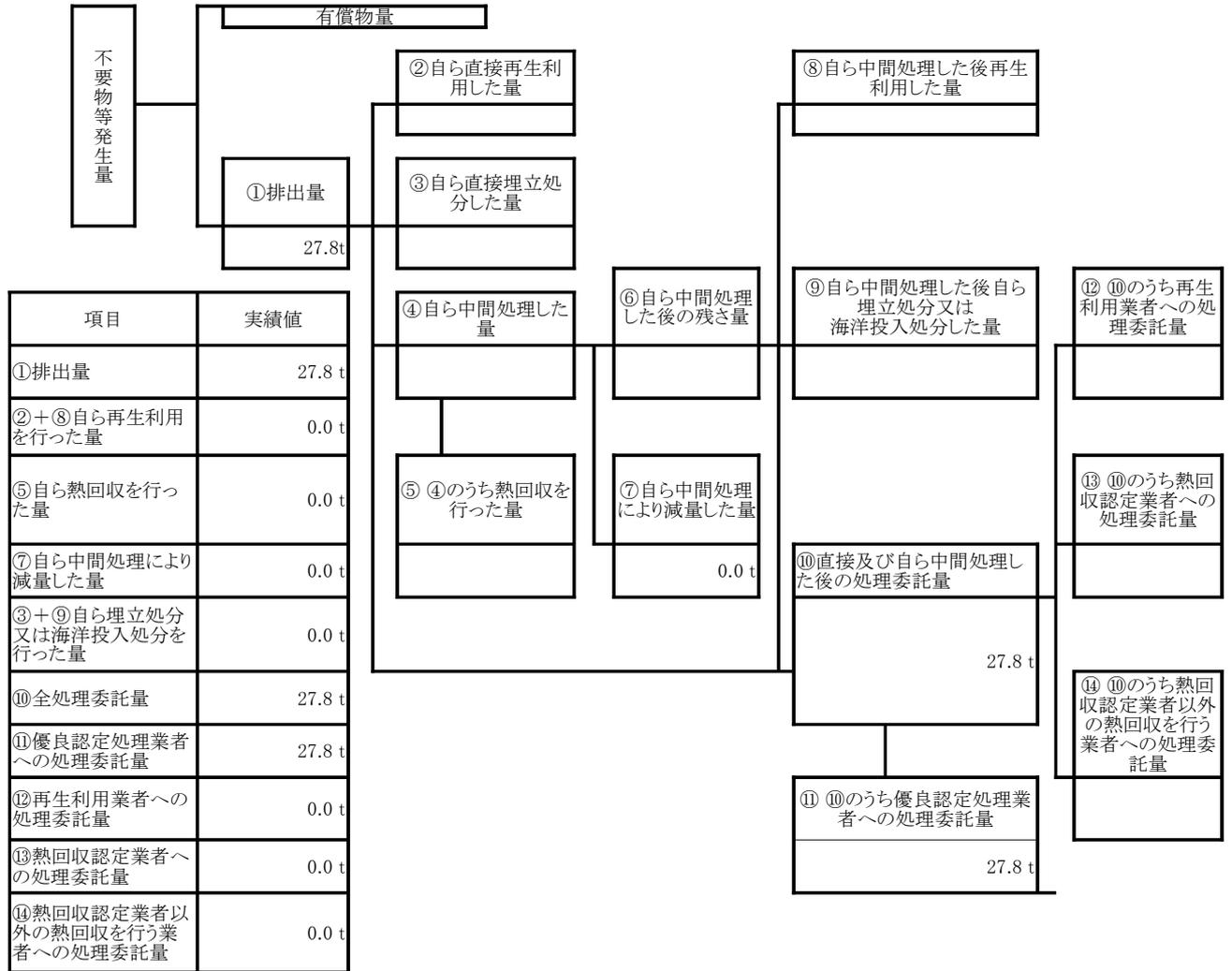


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

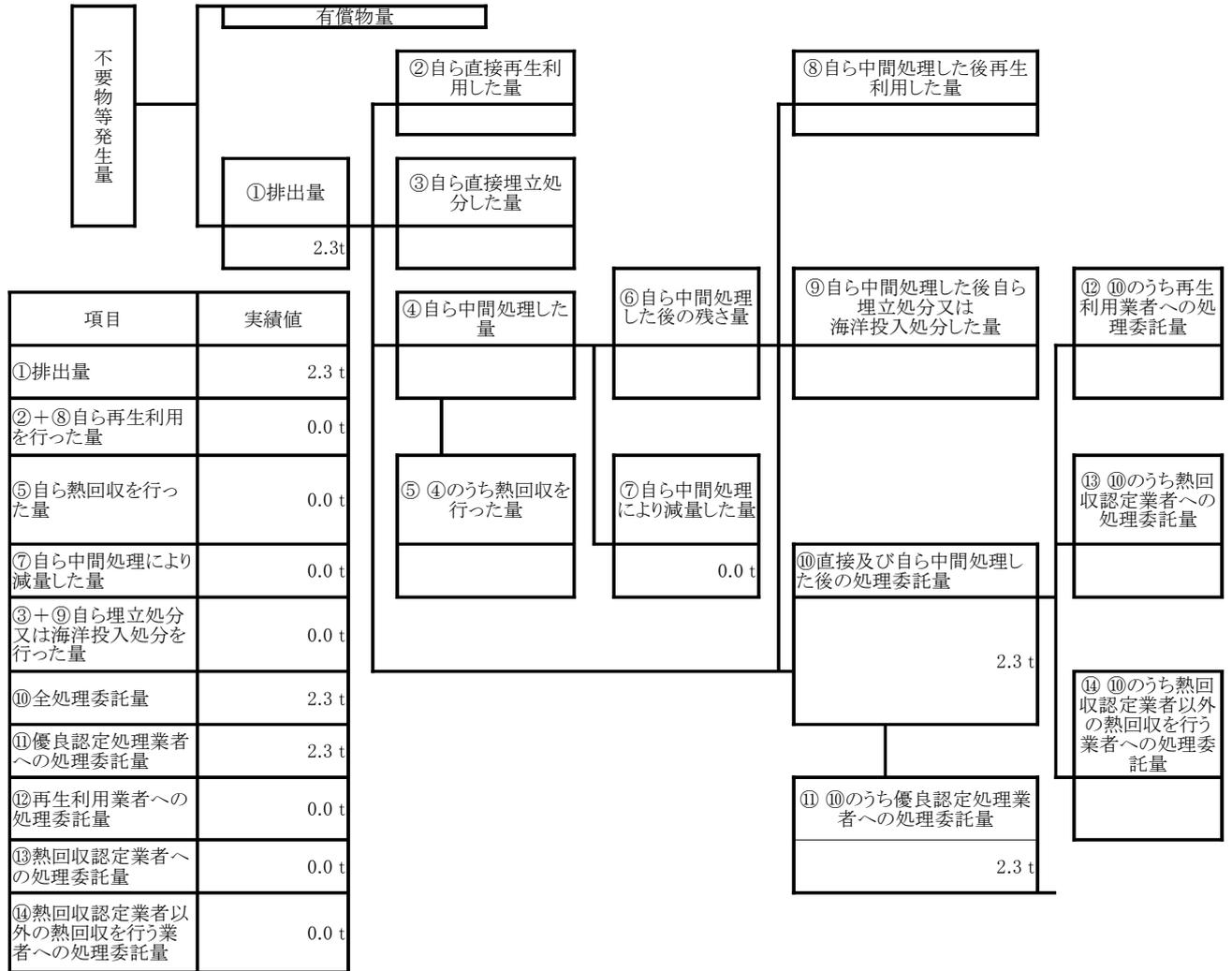
廃酸(有害)

)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ))



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月25日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0046

住 所 千葉県八千代市大和田新田711-1

氏 名 神東塗料株式会社千葉事業所

事業所長 遠藤 聡

電話番号 047-450-3181

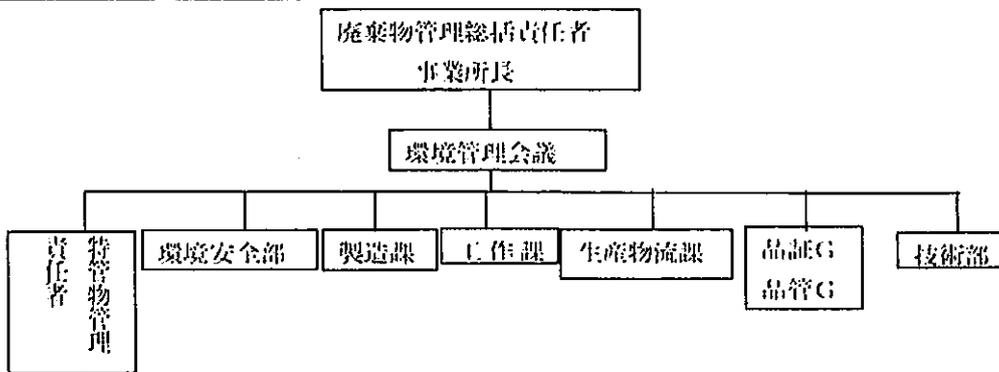
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	神東塗料株式会社 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田711-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 6,261百万円
③ 従業員数	104人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-5参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	3625.7 t	120.3 t
	(これまでに実施した取組) ・水系樹脂反応を同系統順に行う洗浄回数減により洗浄水を減らすことによる汚泥量の削減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	3553.1 t	117.8 t
	(今後実施する予定の取組) ・1回あたりの洗浄水の低減化 ・生産順序を考慮し、連続生産による洗浄回数削減 ・ガラスビーズを篩で分別し、大きなサイズ再使用		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・排水汚泥と顔料樹脂、塗料原料の分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ガラスビーズの汚れ度合で分別し、洗浄用ビーズは再利用可能な業者へ処理を委託する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3196.4 t	t
(これまでに実施した取組)			
・脱水機フィード量調整による汚泥（無機）含水率の低下			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3132.4 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・水系塗料製造設備の洗浄方法見直しによる排水の削減			
・脱水機の最適運転条件を検討し、汚泥含水量を低減させる			
・汚泥ホッパー内に溜まった水分を随時排出する。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	429.3 t	120.3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	219.7 t	119.9 t
	再生利用業者への処理委託量	429.3 t	120.3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥（有機）は再生利用業者選定により埋設が0となった ・陶磁器屑について可能な限り、再生利用業者に依頼した 			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	420.7 t	117.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	215.3 t	117.5 t
	再生利用業者への処理委託量	420.7 t	117.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・脱水機の最適運転条件を検討し、汚泥の含水率を下げることで処理委託量を低減する。 ・汚泥ホッパーに溜まった水分を随時排出することで、処理委託量を低減する。 ・水系塗料製造設備の洗浄方法見直しによる排水の削減		
※事務処理欄			

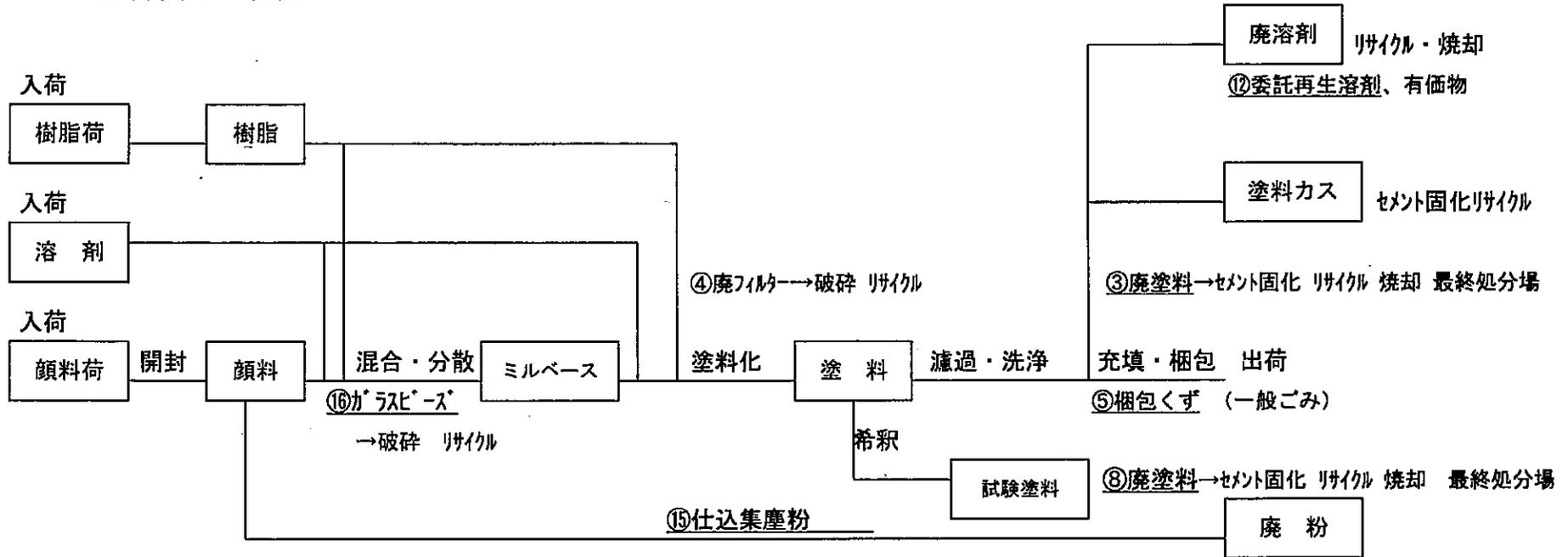
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④. 製造等工程図

④-1 塗料製造工程図



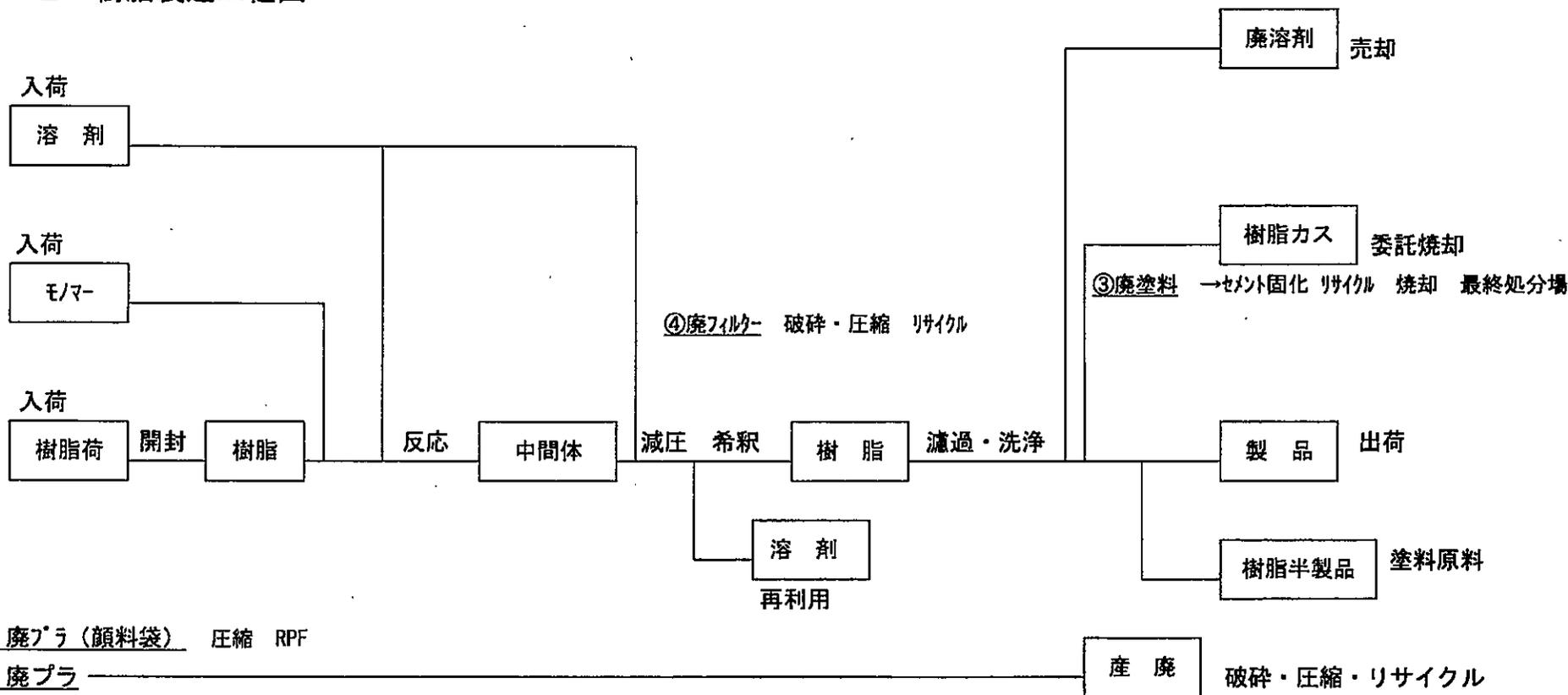
- ① 廃プラ 圧縮 RPF
- ② 廃プラ 破砕 リサイクル
- ⑦ 木くず (廃パレット) → 破砕 燃料 (有価物)
- ⑩ 金属くず (廃 1t コンテナ)

産 廃 破砕・圧縮・リサイクル

注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。
 注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また5（1）廃棄物処理実績総括表、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。
 注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-2 樹脂製造工程図



① 廃プラ (顔料袋) 圧縮 RPF

② 廃プラ

産廃 破碎・圧縮・リサイクル

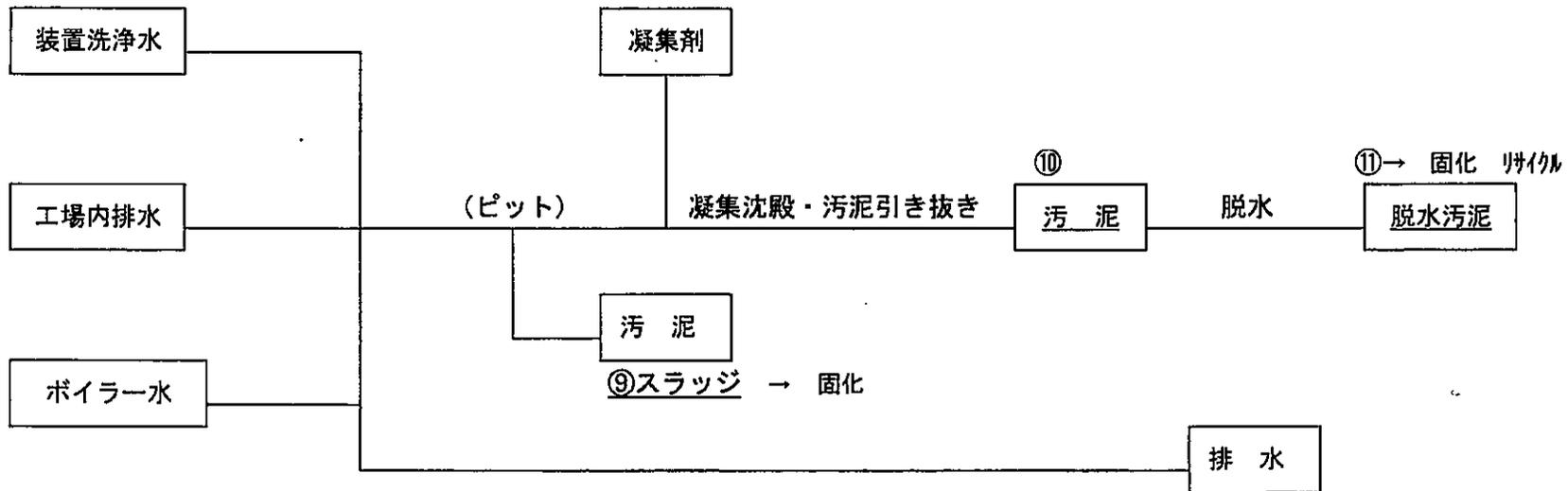
注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるよう具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-3 排水処理工程図



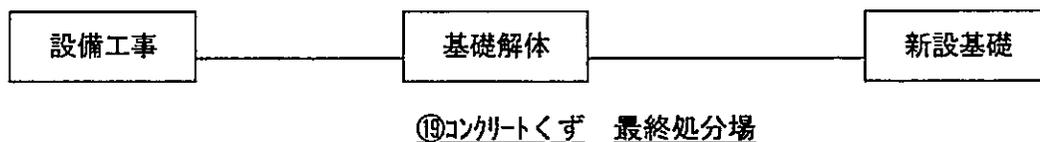
注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させこと。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-5 設備工事工程図



注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させこと。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0046

住所 千葉県八千代市大和田新田711-1

氏名 神東塗料株式会社 千葉事業所

事業所長 遠藤 聡

電話番号 047-450-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	神東塗料株式会社 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田711-1
事業の種類	E16-化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

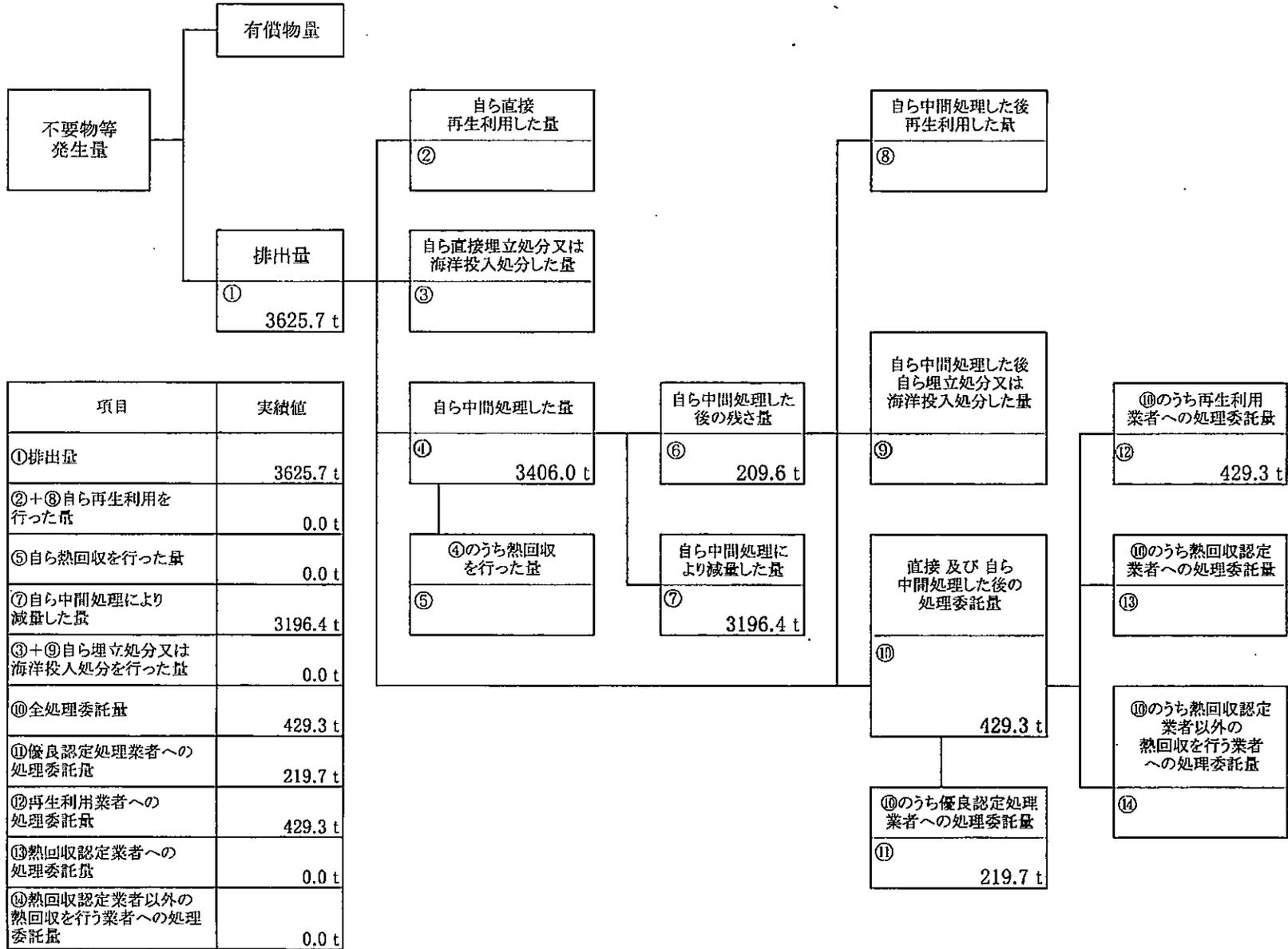
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3171.5 t	全処理委託量	819.2 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	411.4 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	220.2 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2352.3 t	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

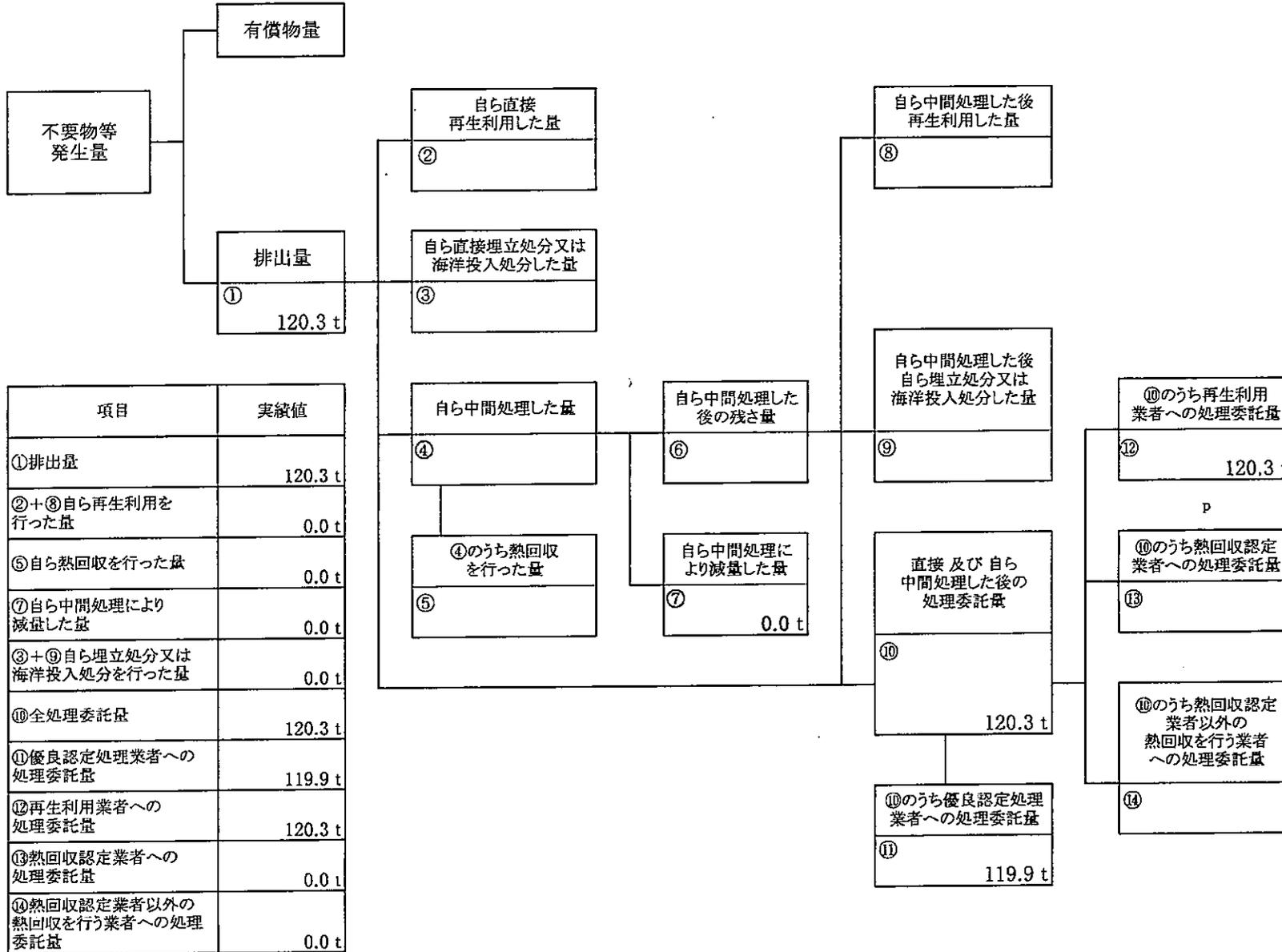


項目	実績値
①排出量	3625.7 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	3196.4 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	429.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	219.7 t
⑫再生利用業者への処理委託量	429.3 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

(第2面)

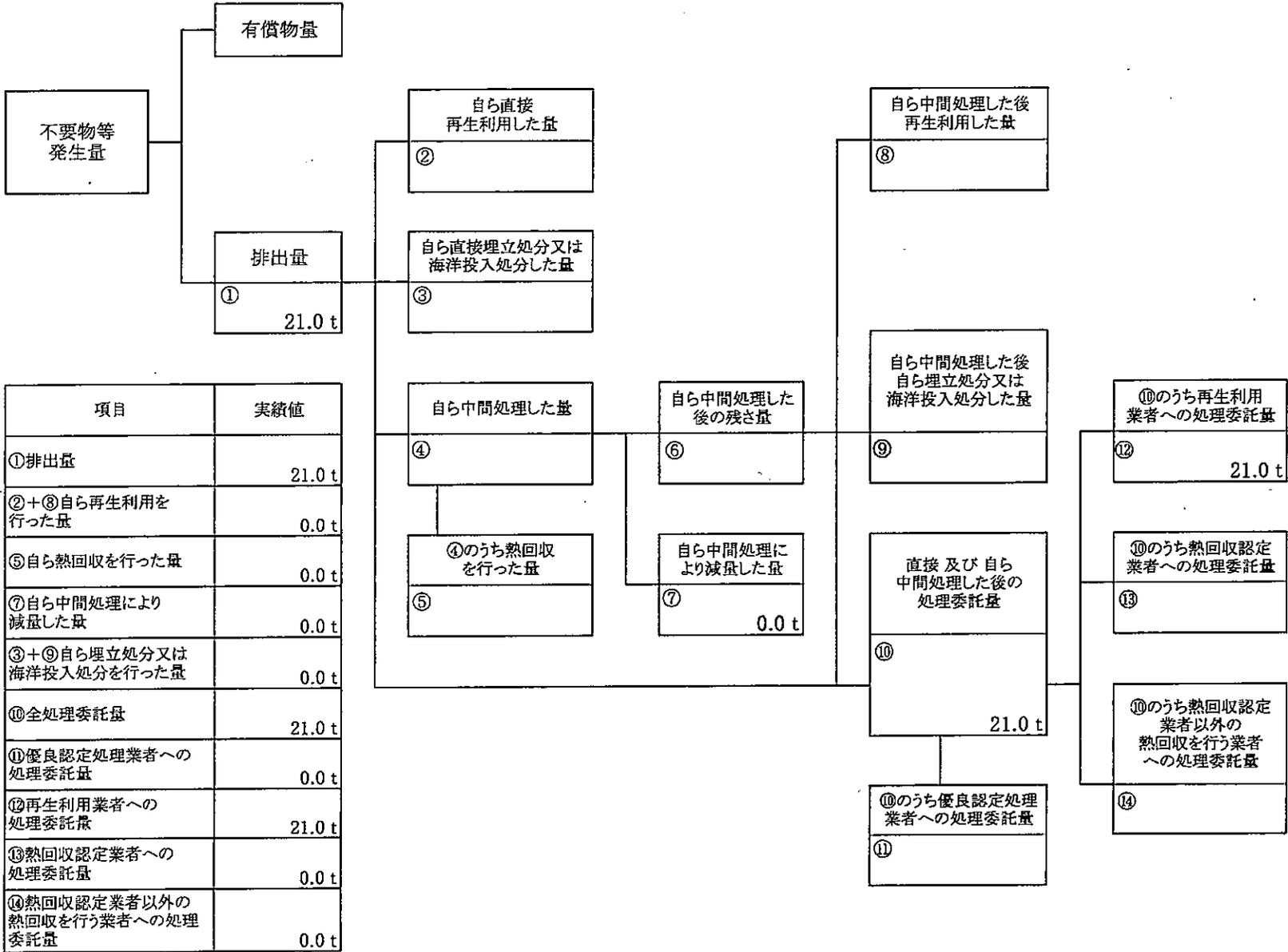
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

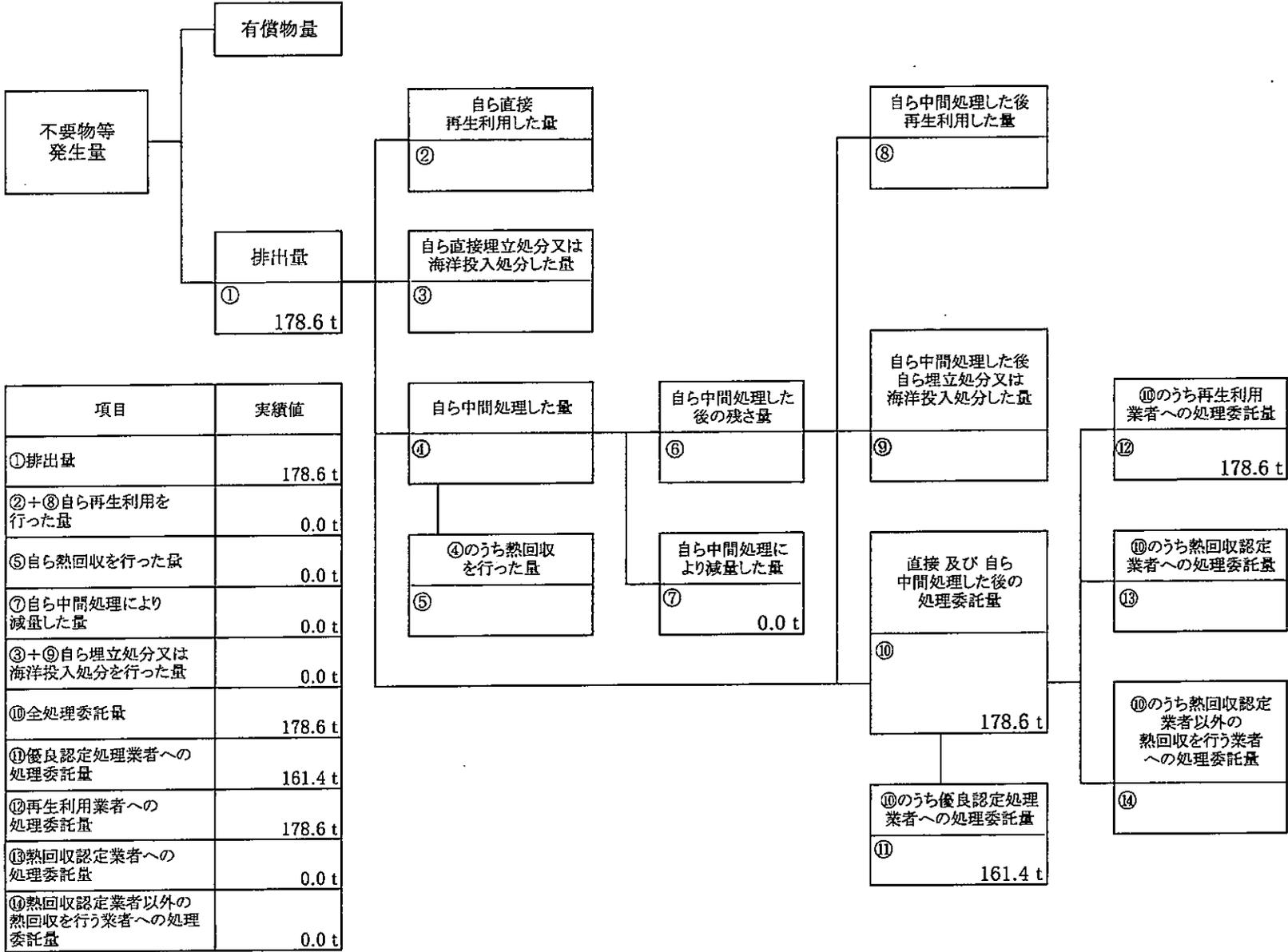
(産業廃棄物の種類: 木屑)



項目	実績値
①排出量	21.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	21.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	21.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



項目	実績値
①排出量	178.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	178.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	161.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	178.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

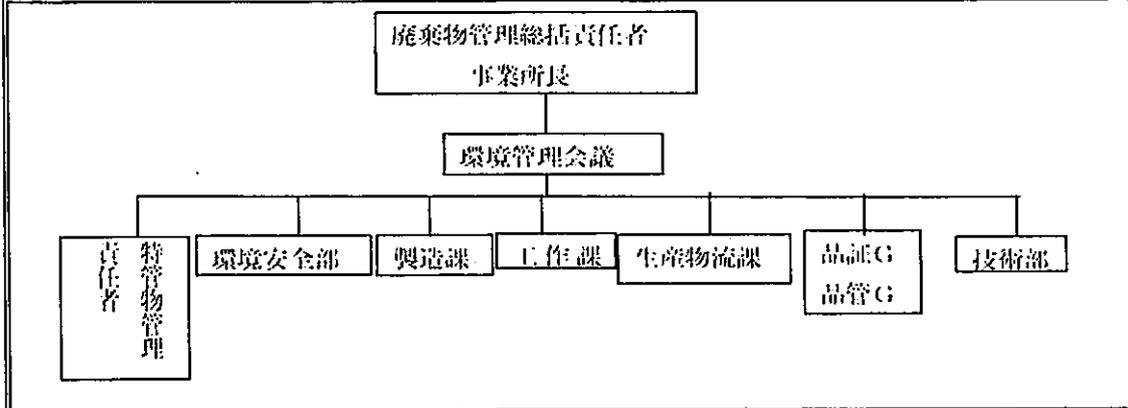
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和7年6月25日 千葉県知事 熊谷 俊人 殿 提出者 〒276-0046 住 所 千葉県八千代市大和田新田711-1 氏 名 神東塗料株式会社千葉事業所 事業所長 遠藤 聡 電話番号 047-450-3181 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	神東塗料株式会社千葉事業所
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田711-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 6,261百万円
③ 従業員数	104人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-5参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	93.8 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃溶剤の委託蒸留により洗浄溶剤として再利用 ・ 洗浄溶剤の循環洗浄（粗洗→中洗→仕上げ）により量の削減 ・ 廃溶剤の一部有償化 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	91.9 t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続生産による洗浄回数の低減 ・ 仕込ミスの防止など廃棄塗料の削減 ・ 有償化の比率アップ 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶剤と塗料を分別 ・ 廃溶剤の一部を委託蒸留し、洗浄溶剤として再利用 ・ 廃溶剤の一部を有償化
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃溶剤の一部を委託蒸留し、再生溶剤として再利用

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度・(令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	93.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	93.8 t	t
	再生利用業者への処理委託量	93.8 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・廃溶剤の有償化率 70%			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全 処 理 委 託 量	91.9 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	91.9 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	91.9 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・ 廃溶剤の有償化率アップ			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	93.8	t
(今後実施する予定の取組等) 平成31年4月より電子マニフェストへ全面移行済み			
※事務処理欄			

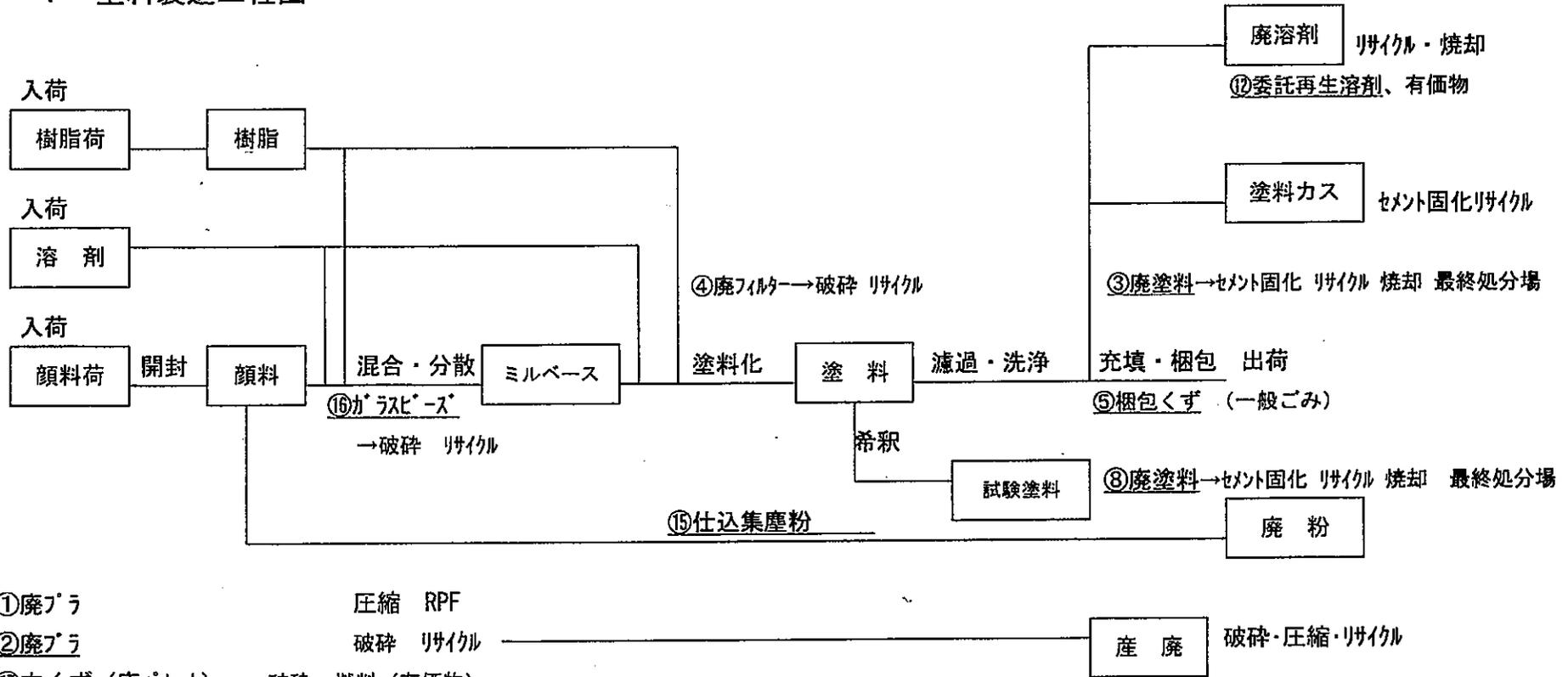
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

④. 製造等工程図

④-1 塗料製造工程図



- ① 廃プラ 圧縮 RPF
- ② 廃プラ 破碎 リサイクル
- ⑦ 木くず (廃パレット) → 破碎 燃料 (有価物)
- ⑩ 金属くず (廃1tコンテナ)
- ⑫ 委託再生溶剤、有価物
- ⑬ 塗料カス セメント固化リサイクル
- ⑮ 仕込集塵粉 廃粉
- ⑯ 産廃 破碎・圧縮・リサイクル

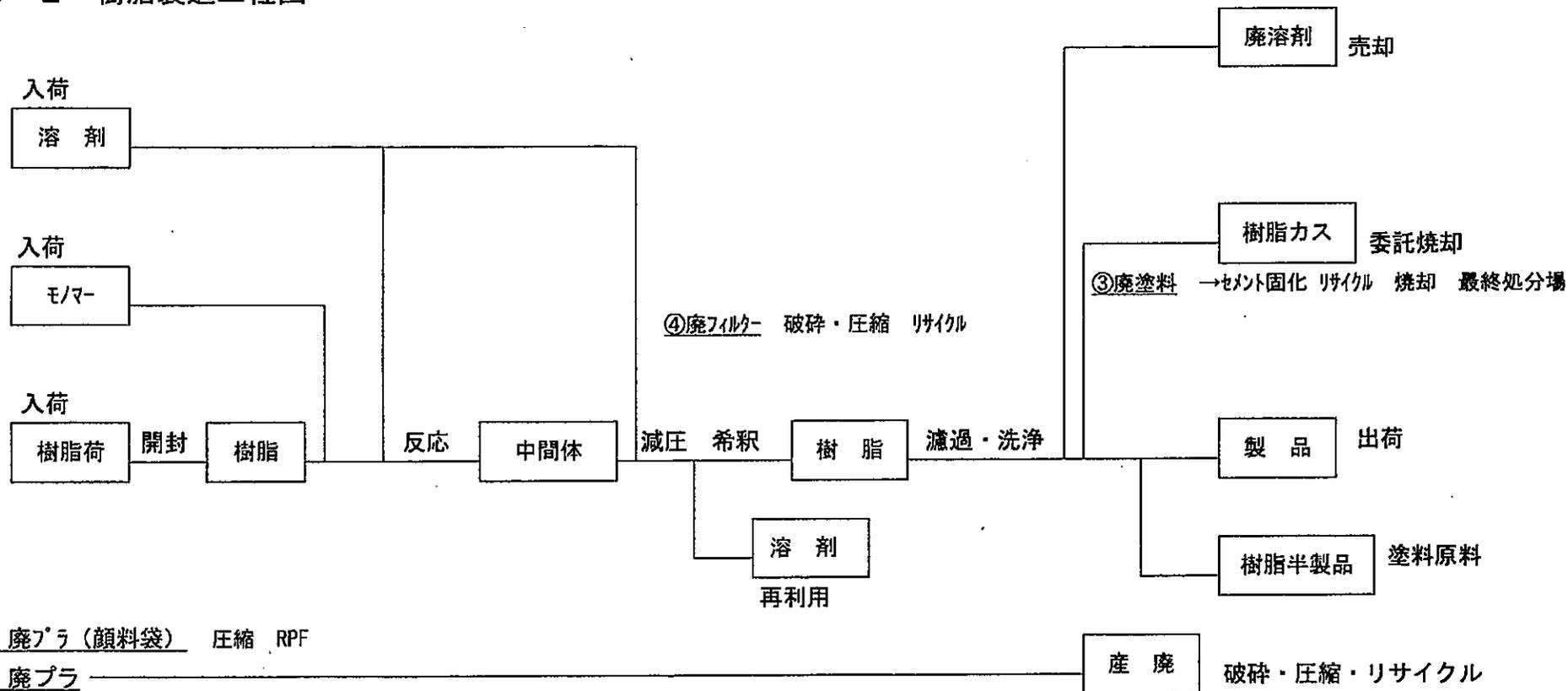
注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また5（1）廃棄物処理実績総括表、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-2 樹脂製造工程図



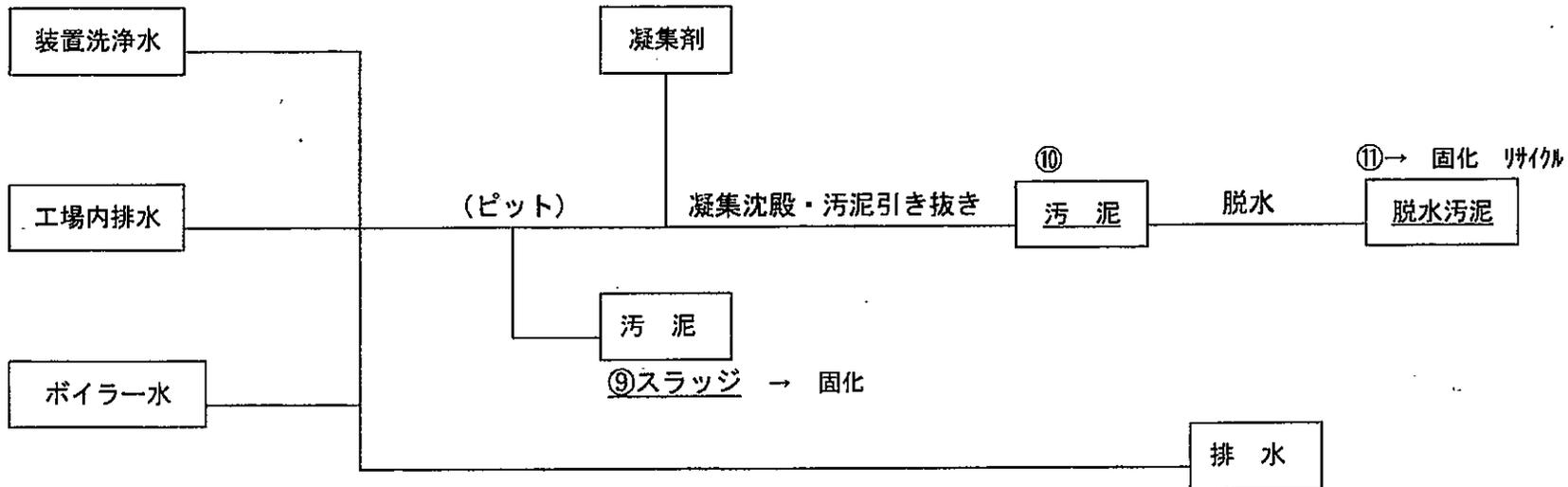
① 廃プラ (顔料袋) 圧縮 RPF

② 廃プラ

- 注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるよう具体的に記入すること。
- 注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。
- 注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-3 排水処理工程図



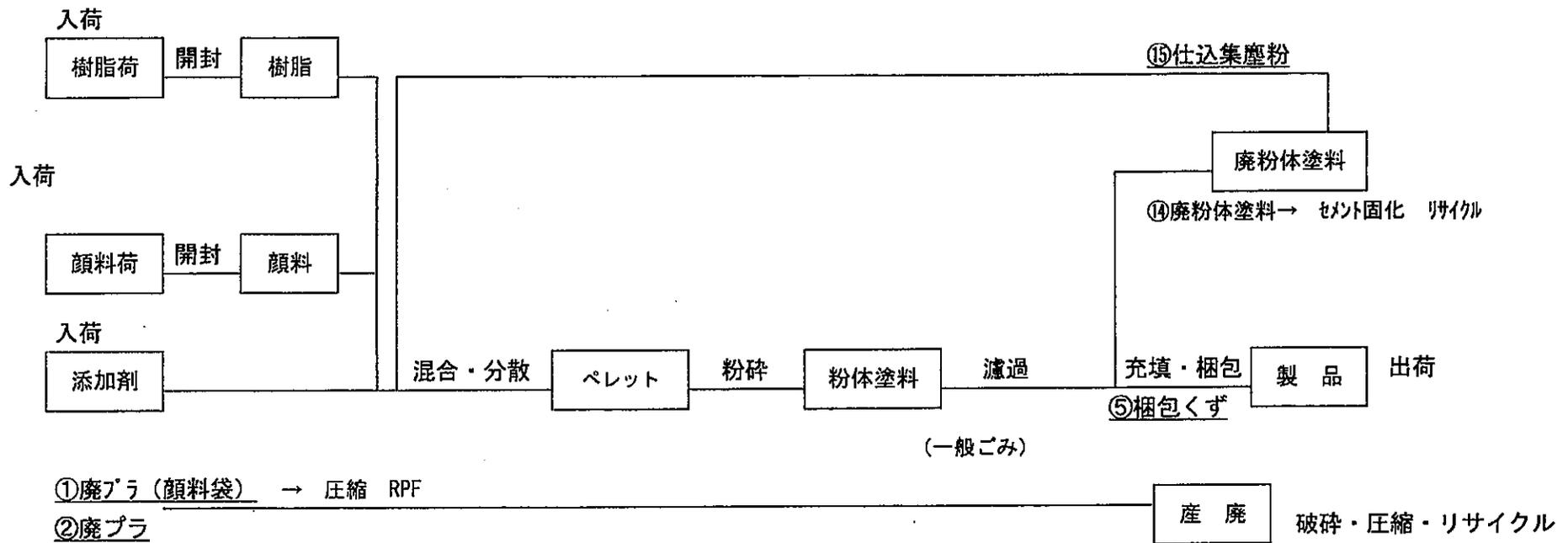
注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させこと。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

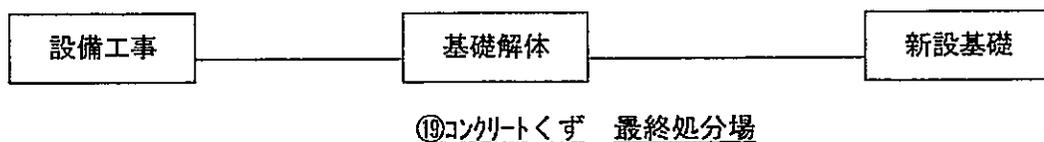
④-4 粉体塗料製造工程図



- 注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。
- 注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させること。
- 注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

④. 製造等工程図

④-5 設備工事工程図



注1. 作業の工程、製造品目ごとに工程図を作成し、各段階で発生する廃棄物（一般廃棄物を含む）を性状がわかるように具体的に記入すること。

注2. 発生する廃棄物には番号を付け、産業廃棄物にはアンダーラインを付けること。また、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2、5（2）産業廃棄物処理実績フローの廃棄物の番号と連動させこと。

注3. この表のほか、5（1）廃棄物処理実績総括表、別表1、別表2については一般廃棄物についても記載してください。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0046

住所 千葉県八千代市大和田新田711-1

氏名 神東塗料株式会社千葉事業所

事業所長 遠藤 聡

電話番号 047-450-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	神東塗料株式会社千葉事業所
事業場の所在地	千葉県八千代市大和田新田711-1
事業の種類	F16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	136.4 t	全処理委託量	136.4 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	91.4 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	91.4 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

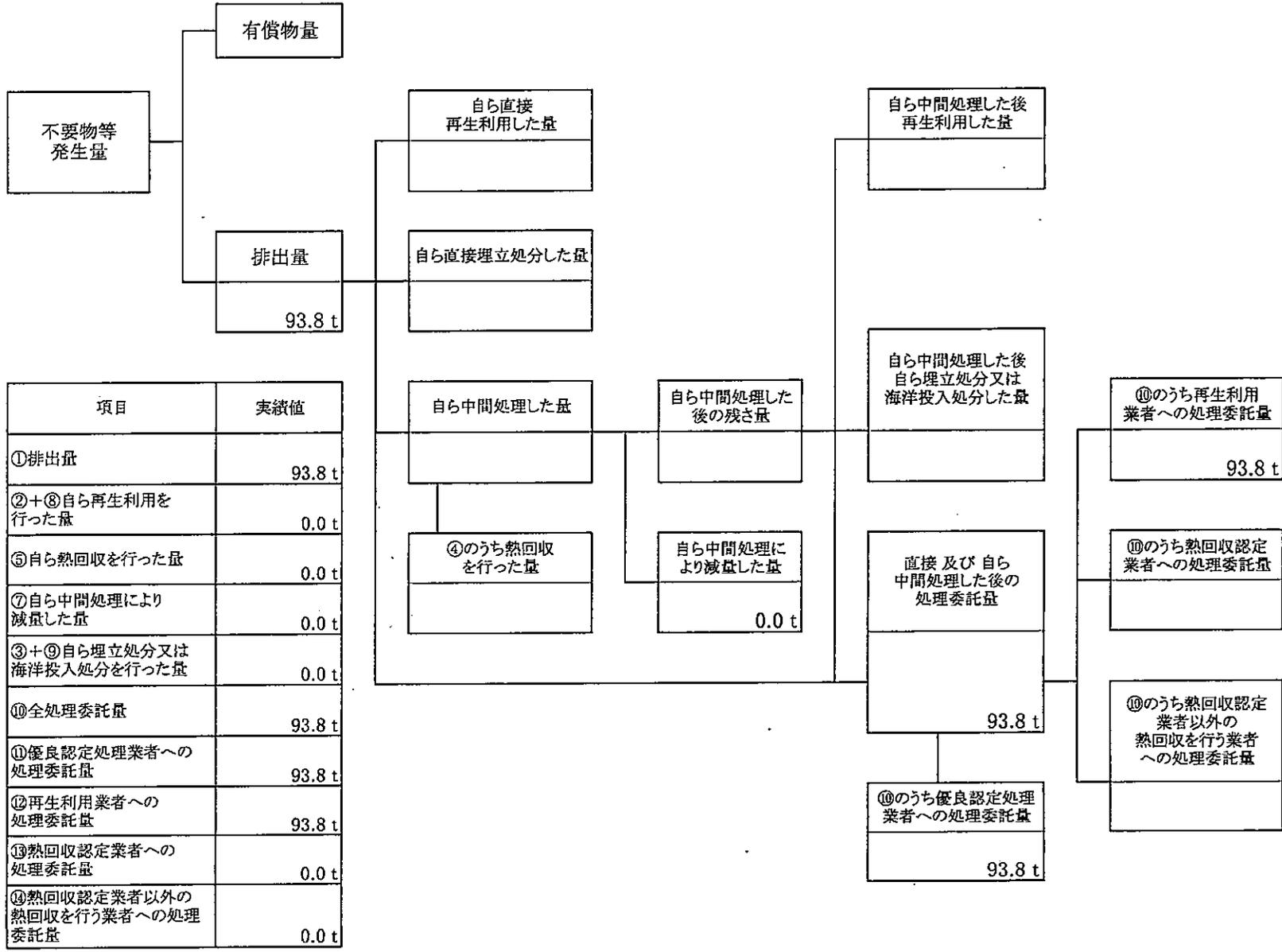
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	139.2 t
	前年度	93.8 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
平成31年4月より電子マニフェストへ全面移行済み		

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油 工程表No.③、⑧、⑫)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 20 日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 東京都武蔵野市西久保1-25-8

氏 名 株式会社すかいらくホールディングス

代表取締役社長 金谷 実

電話番号 0422-51-8111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社すかいらくホールディングス 酒々井MDセンター
事業場の所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨1577-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：食料品製造業
② 事業の規模	前年度の生産高 7,023 百万円
③ 従業員数	560人（正社員30名、準社員530名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	製品製造工程→動植物性残渣→自社処理（中間処理：脱水） →委託処理（中間処理：醗酵・圧縮） 廃プラスチック類→委託処理（中間処理：破碎・圧縮） 廃プラスチック類→委託処理（中間処理：焼却） 廃油→委託処理（中間処理：加熱分） 排水処理設備→汚泥→委託処理（中間処理：脱水）

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙1のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	1163.1 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	1151.5 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残さ：ビニールなどの飼料化できないものの混入を排除し、再資源化率を上げた。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残さ：ビニールなどの飼料化できないものの混入を排除し、再資源化率をさらに上げる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣、廃プラスチックほか	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行った事はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣、廃プラスチックほか	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	109.02 t	t
(これまでに実施した取組) 破砕機により破砕を行い脱水を行っている			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	107.93 t	t
(今後実施する予定の取組) 破砕機により破砕を行い脱水を行う			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣、廃プラスチックほか	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行った事はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣、廃プラスチックほか	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

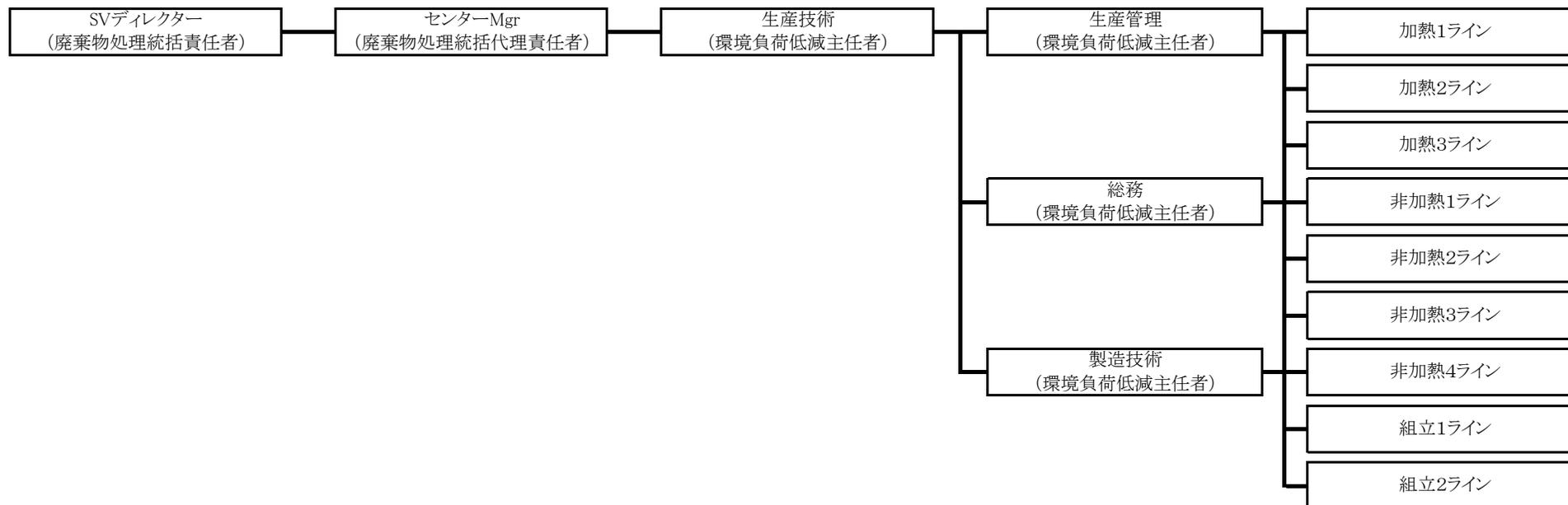
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1

管理体制図



別紙2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣
	排出量	346.42 t
	(これまでに実施した取込み) ・工程ごとの落下対策	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣
	排出量	342.93 t
	(今後実施する予定の取組) ・工程ごとの落下対策の強化	

① 現状	【前年度(6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	232.4 t
	(これまでに実施した取込み) ・工程ごとの落下対策	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排出量	230.1 t
	(今後実施する予定の取組) ・工程ごとの落下対策	

① 現状	【前年度(6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック
	排出量	564.6 t
	(これまでに実施した取込み) ・社内にて分別・計量し排出量の把握及び抑制を実施 ・通い容器使用によるビニール関連の使用量低減	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック
	排出量	559.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・社内にて分別・計量し排出量の把握及び抑制を実施 ・通い容器使用によるビニール関連の使用量低減	

① 現状	【前年度(6年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	廃油
	排出量	7.3 t
	(これまでに実施した取込み) ・社内にて分別・計量し排出量の把握及び抑制を実施	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	廃油
	排出量	7.2 t
	(今後実施する予定の取組) ・社内にて分別・計量し排出量の把握及び抑制を実施	

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	
	排出量	8.6 t	t
	(これまでに実施した取組み) ・廃棄物にならぬように分別廃棄の徹底。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	
	排出量	8.5 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・分別廃棄の徹底		

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃乾電池	
	排出量	0.2 t	t
	(これまでに実施した取組み) ・廃棄物にならぬように分別廃棄の徹底。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃乾電池	
	排出量	0.2 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・分別廃棄の徹底		

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	
	排出量	3.6 t	t
	(これまでに実施した取組み)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	
	排出量	3.6 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	蛍光灯類	
	排出量	0.0 t	t
	(これまでに実施した取組み)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	蛍光灯類	
	排出量	0.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

別紙3 産業廃棄物処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	全処理委託量	237.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	237.4 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組み) 自社内で野菜ゴミの脱水処理 工程ごとの落下防止 排出された残差について分別化			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	全処理委託量	235.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	235.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組み) 自社内で野菜ゴミの脱水処理 工程ごとの落下防止 排出された残差について分別化			

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	
	全処理委託量	564.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	564.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組み)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	
	全処理委託量	559.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	559.0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組み)			

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	7.3 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	7.3 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組み)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	
	全処理委託量	7.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	7.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組み)			

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	232.4 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	232.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組み)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	230.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	230.1 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組み)			

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	
	全処理委託量	8.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	8.6 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組み) 排出された残差について分別化			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	
	全処理委託量	8.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	8.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組み) 排出された残差について分別化			

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	
	全処理委託量	3.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組み)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他混合廃棄物	
	全処理委託量	3.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組み)			

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃乾電池	
	全処理委託量	0.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組み)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃乾電池	
	全処理委託量	0.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組み)			

① 現状	【前年度(6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	蛍光灯類	
	全処理委託量	0.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組み)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	蛍光灯類	
	全処理委託量	0.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組み)			

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2025年 6月 20日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 東京都武蔵野市西久保1-25-8

氏 名 株式会社 すかいらーくホールディングス

代表取締役社長 金谷 実

電話番号 0422-51-8111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社すかいらーくホールディングス 酒々井MDセンター
事業場の所在地	千葉県印旛郡酒々井町墨1577-1
事業の種類	大分類:製造業 中分類:食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

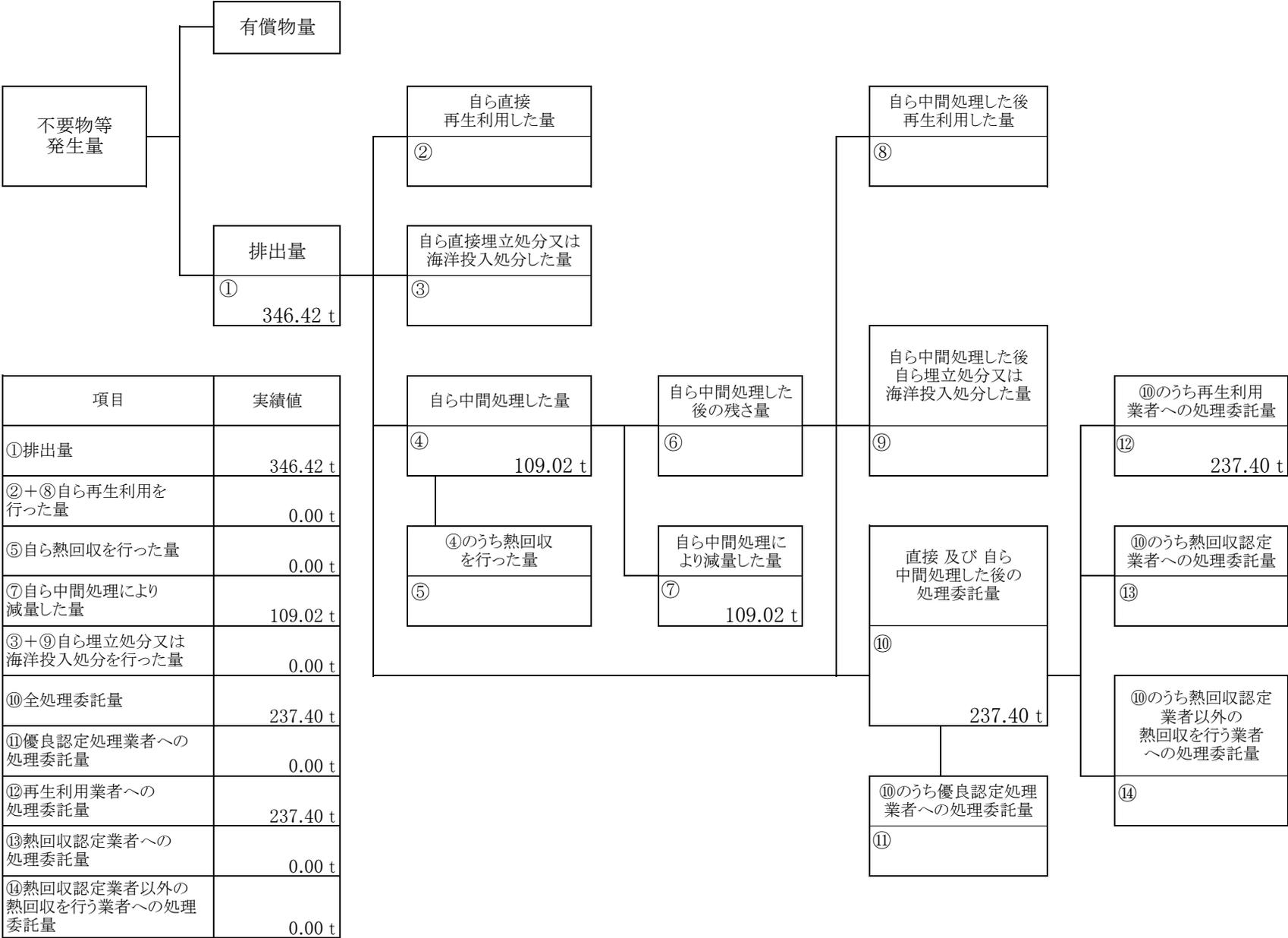
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1129.2 t	全処理委託量	1039.1 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	803.3 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	235.6 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	90.1 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

※事務処理欄

計画の実施状況

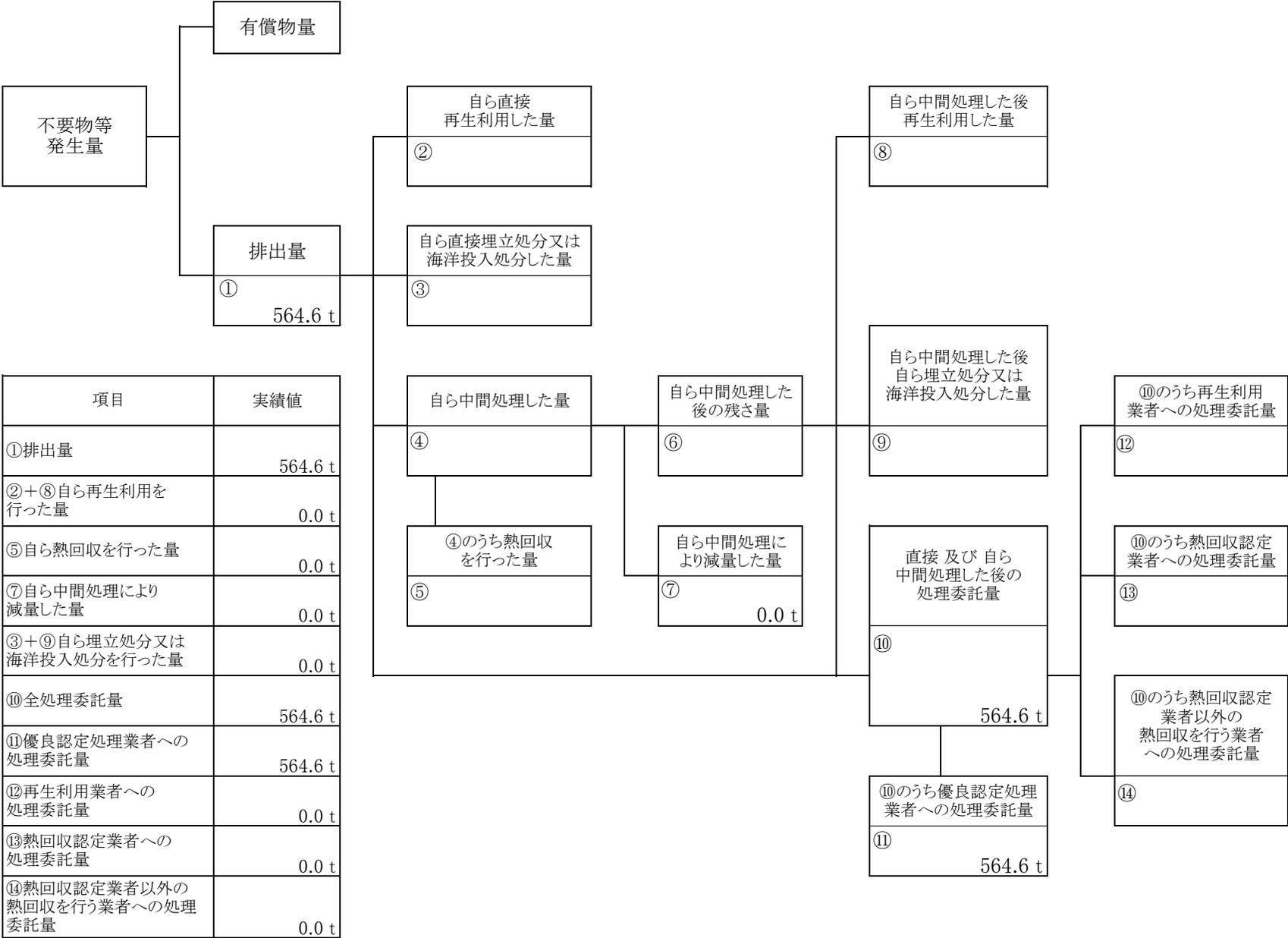
(産業廃棄物の種類: 動植物性残さ)



項目	実績値
①排出量	346.42 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦自ら中間処理により減量した量	109.02 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩全処理委託量	237.40 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫再生利用業者への処理委託量	237.40 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

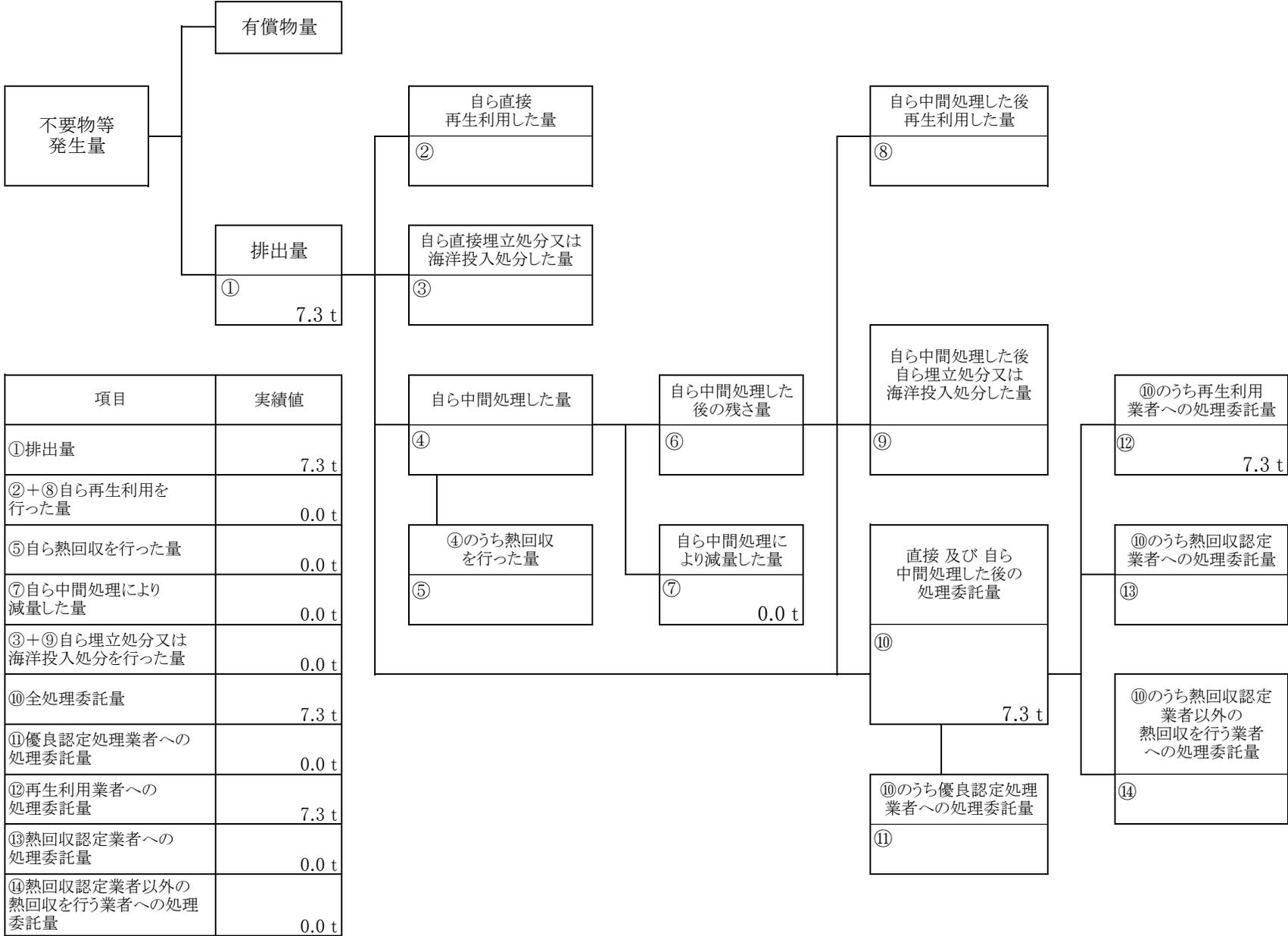
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



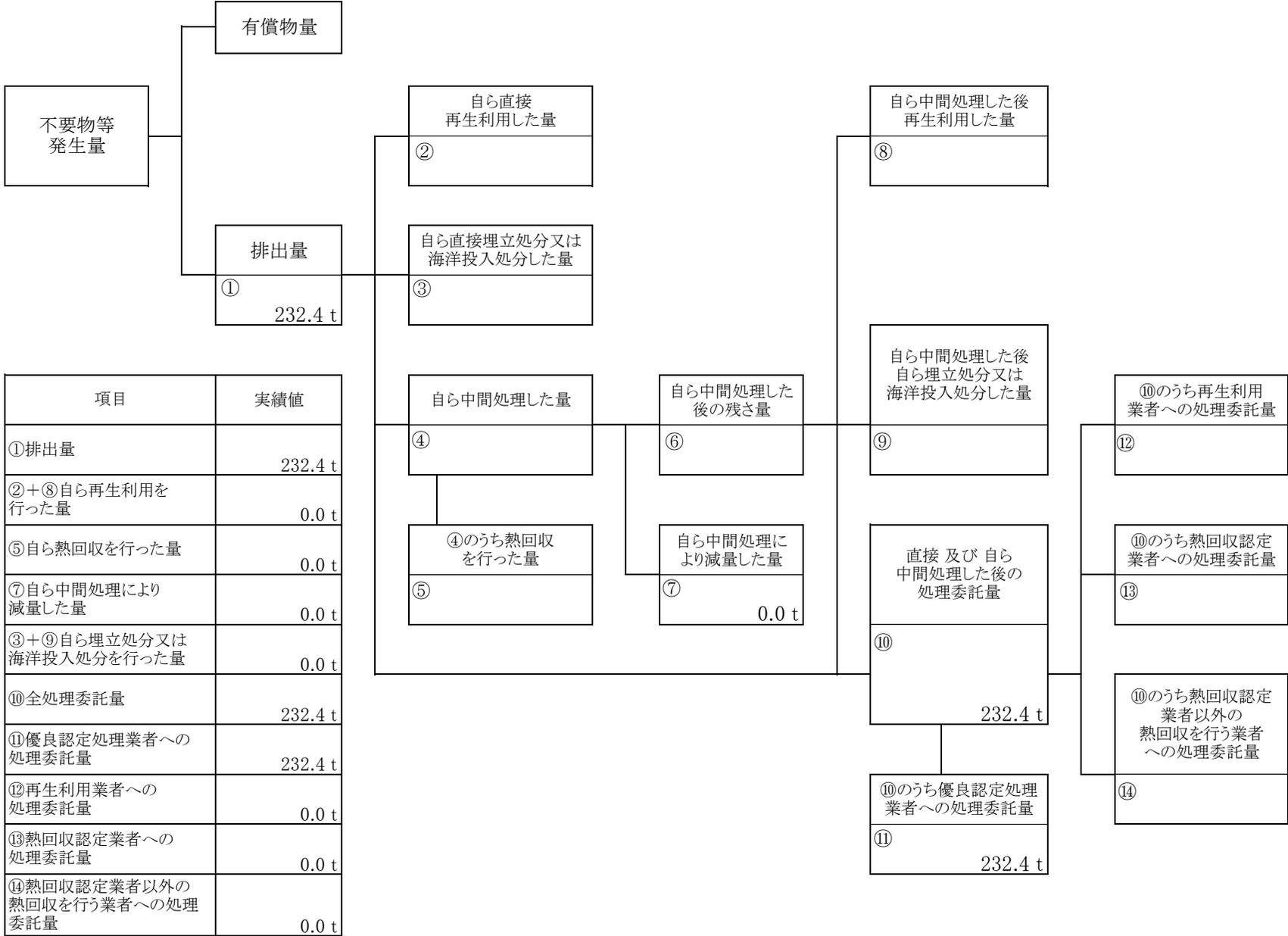
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



計画の実施状況

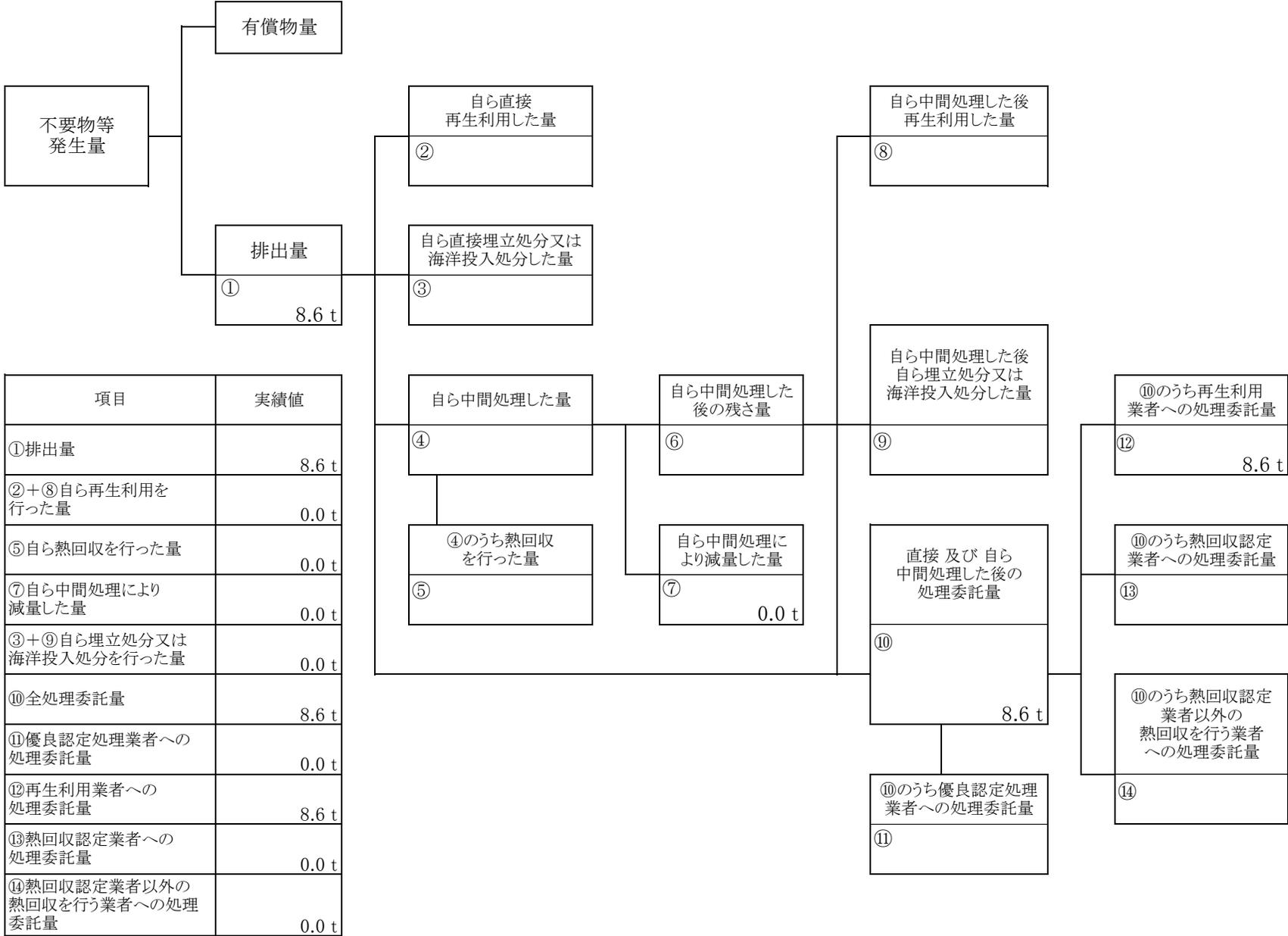
(産業廃棄物の種類: 汚泥)



項目	実績値
①排出量	232.4 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	232.4 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	232.4 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

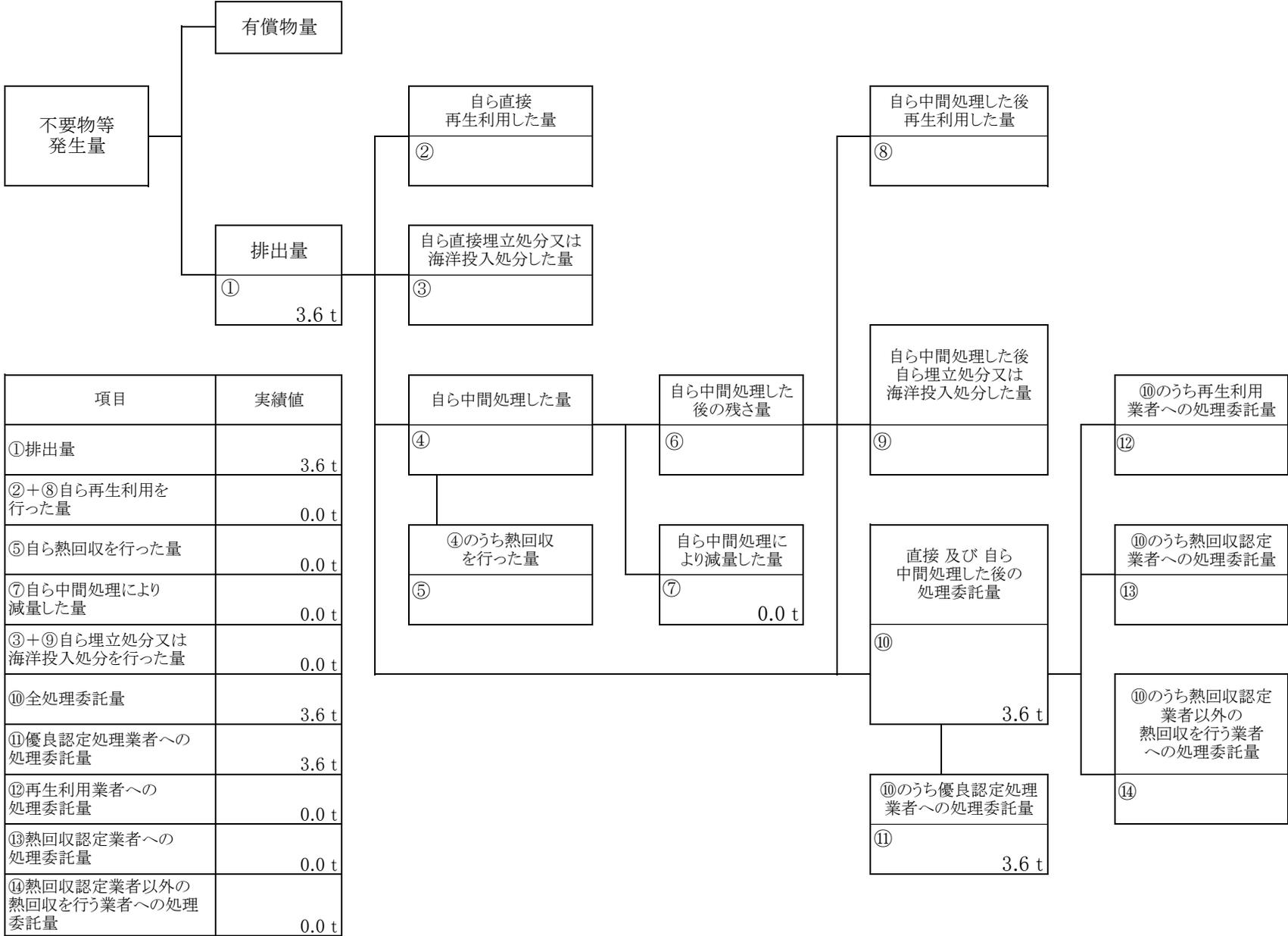
(産業廃棄物の種類: 金属くず)



項目	実績値
①排出量	8.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	8.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	8.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

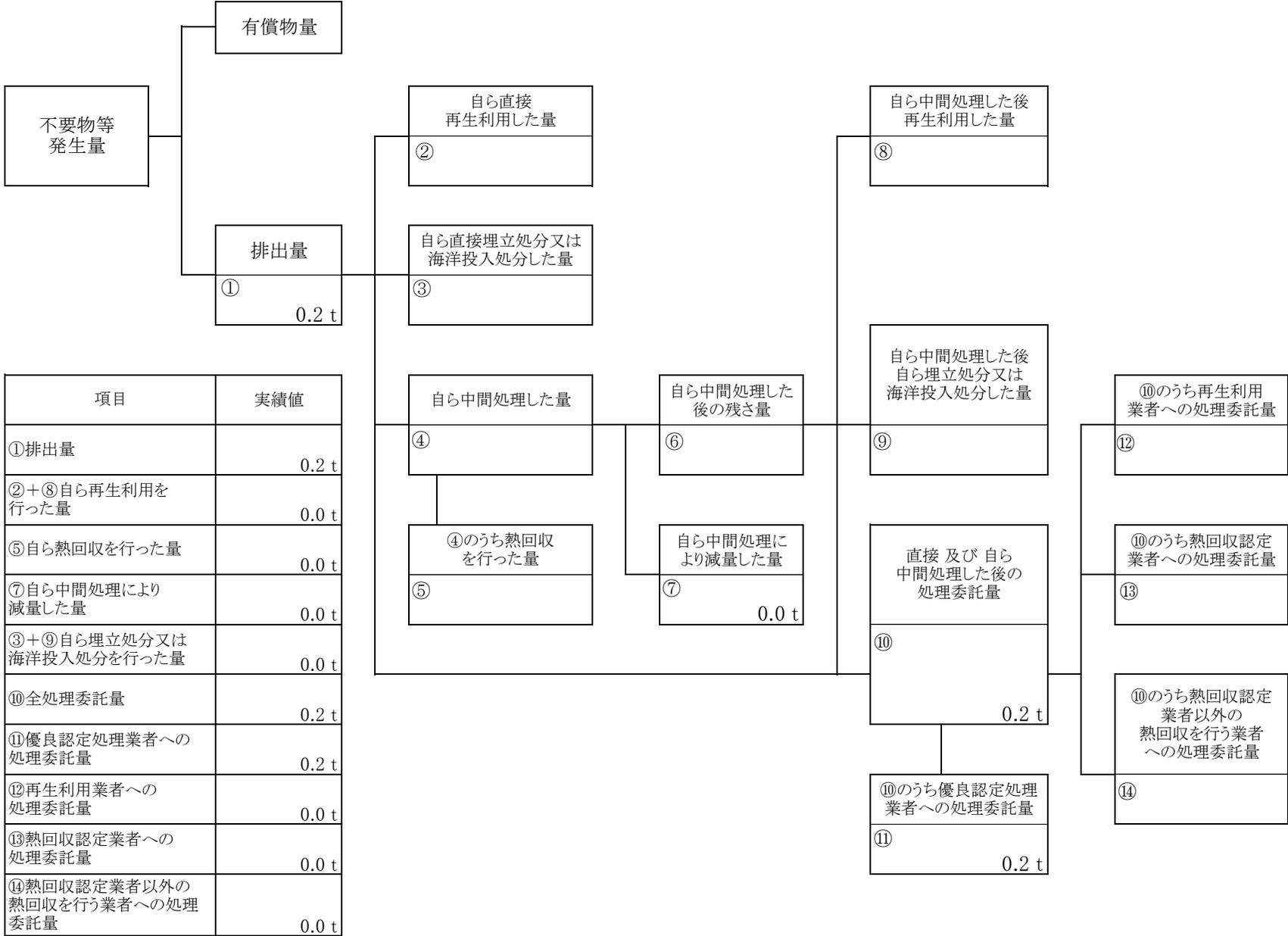
(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)



項目	実績値
①排出量	3.6 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	3.6 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

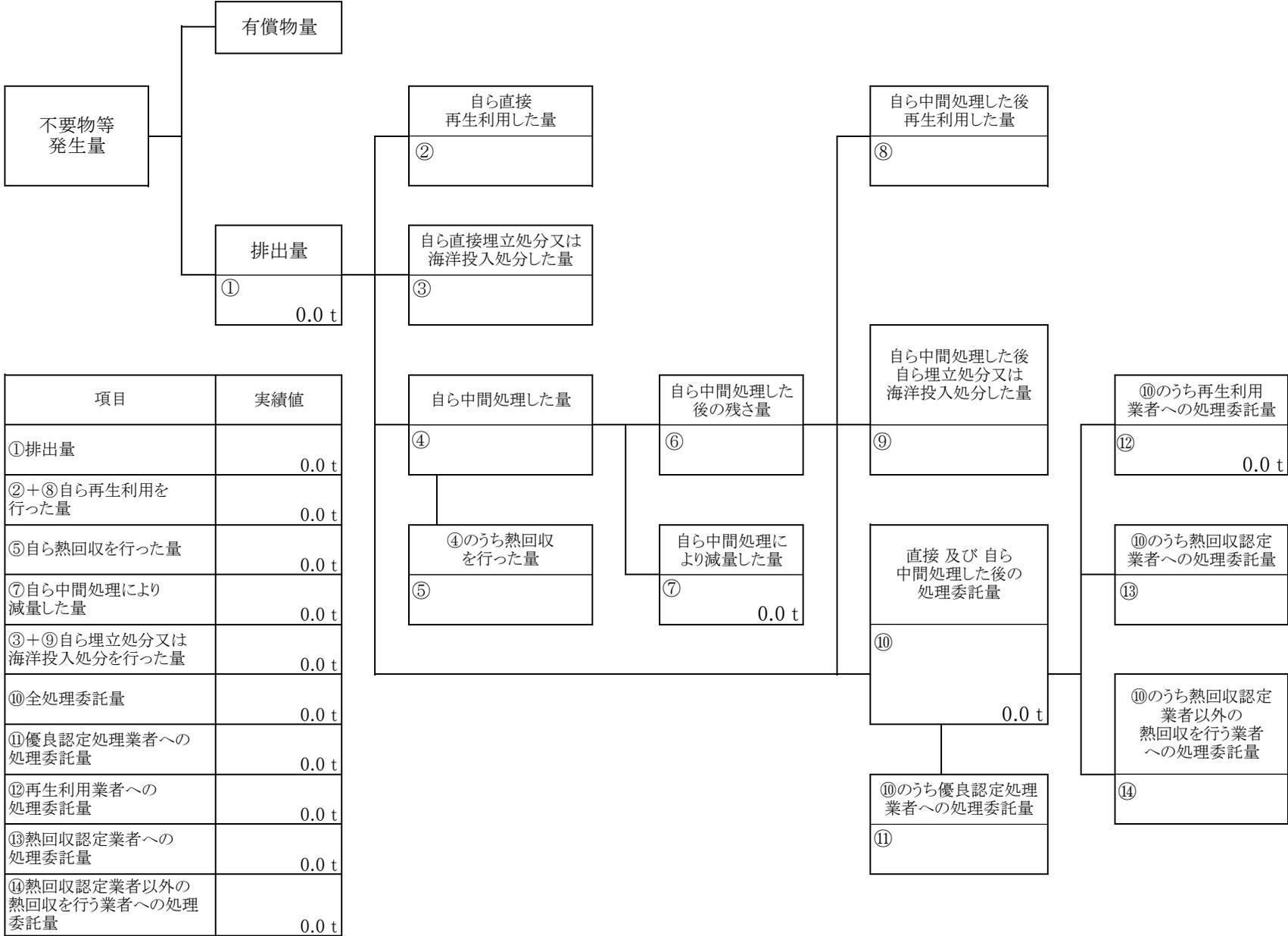
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃乾電池**)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 蛍光灯類)



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書



令和7年6月25日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒131-0042

住所 東京都墨田区東墨田3丁目1番12号

氏名 株式会社 杉田製線
代表取締役社長 杉田光一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

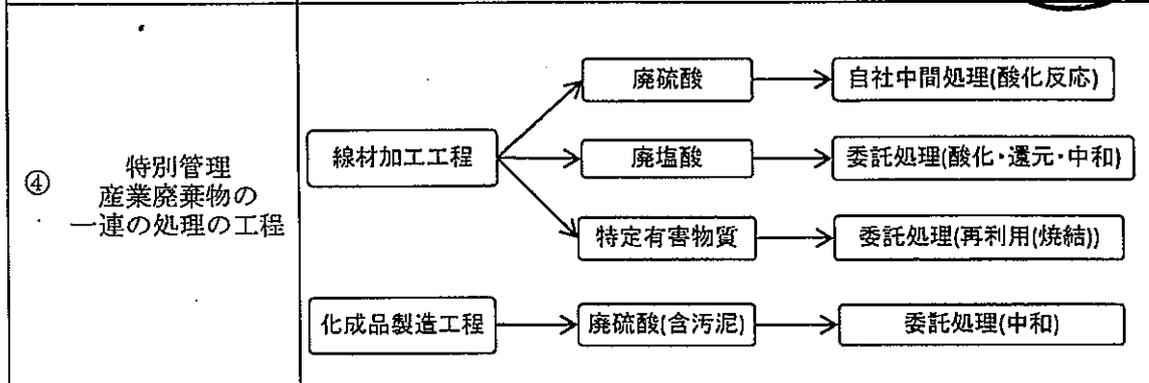
電話番号 03(3617)0601

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 杉田製線 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市二俣新町17番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

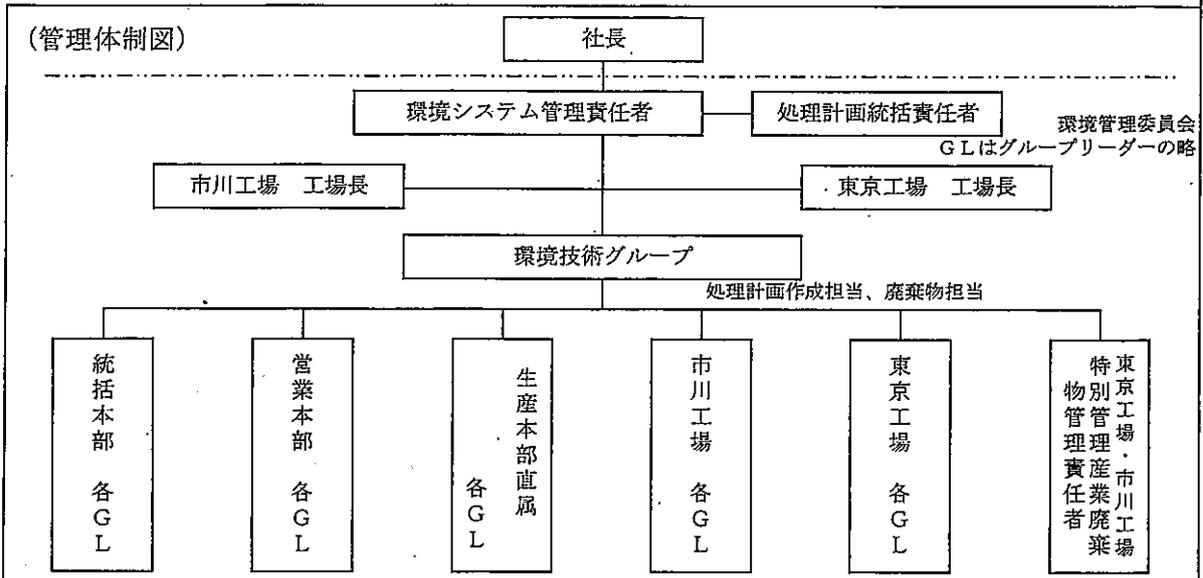
① 事業の種類	E22-鉄鋼業
② 事業の規模	製品出荷量 46,688 t
③ 従業員数	178人



(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 [廃硫酸、廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)]	特定有害汚泥
	排出量	2743.61 t	16.12 t
	(これまでに実施した取組) 廃硫酸の自社内再資源化を実施、排出量の管理徹底		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 [廃硫酸、廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)]	特定有害汚泥
	排出量	2600.0 t	20.0 t
	(今後実施する予定の取組) 廃硫酸の濃度管理徹底による排出量の減少		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃硫酸、廃塩酸を分別し再生有効利用を促進
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（廃硫酸）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	2447 t	t
	（これまでに実施した取組） 自社内再生有効利用による再資源化（無機高分子凝集剤）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（廃硫酸）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	2400.0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 同上の資源化事業の推進		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	———	———
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	———	———
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸〔廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)〕	特定有害汚泥
	全処理委託量	296.61 t	16.12 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	12.72 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
再生利用業者の情報収集を行い委託量を増やしてきた			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸 [廃塩酸、 廃硫酸(含汚泥)]	特定有害汚泥
	全 処 理 委 託 量	200.0 t	20.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	100.0 t	20.0 t
	認定熱回収業者への処理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
再生利用業者及び優良認定処理業者への委託量を増やすために一層の情報 収集を行う			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2759.73	t
(今後実施する予定の取組等)			
実施済			
※事務処理欄			

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書



令和7年 6月25日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒131-0042
 住所 東京都墨田区東墨田3丁目1番12号
 氏名 株式会社 杉田製線
(法人にあつては、名称及び代表者の名前) 代表取締役社長 杉田光一
 電話番号 03(3617)0601

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 杉田製線 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市二俣新町17番地
事業の種類	E22-鉄鋼業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2675.0 t	全処理委託量	225.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	2450.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	125.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

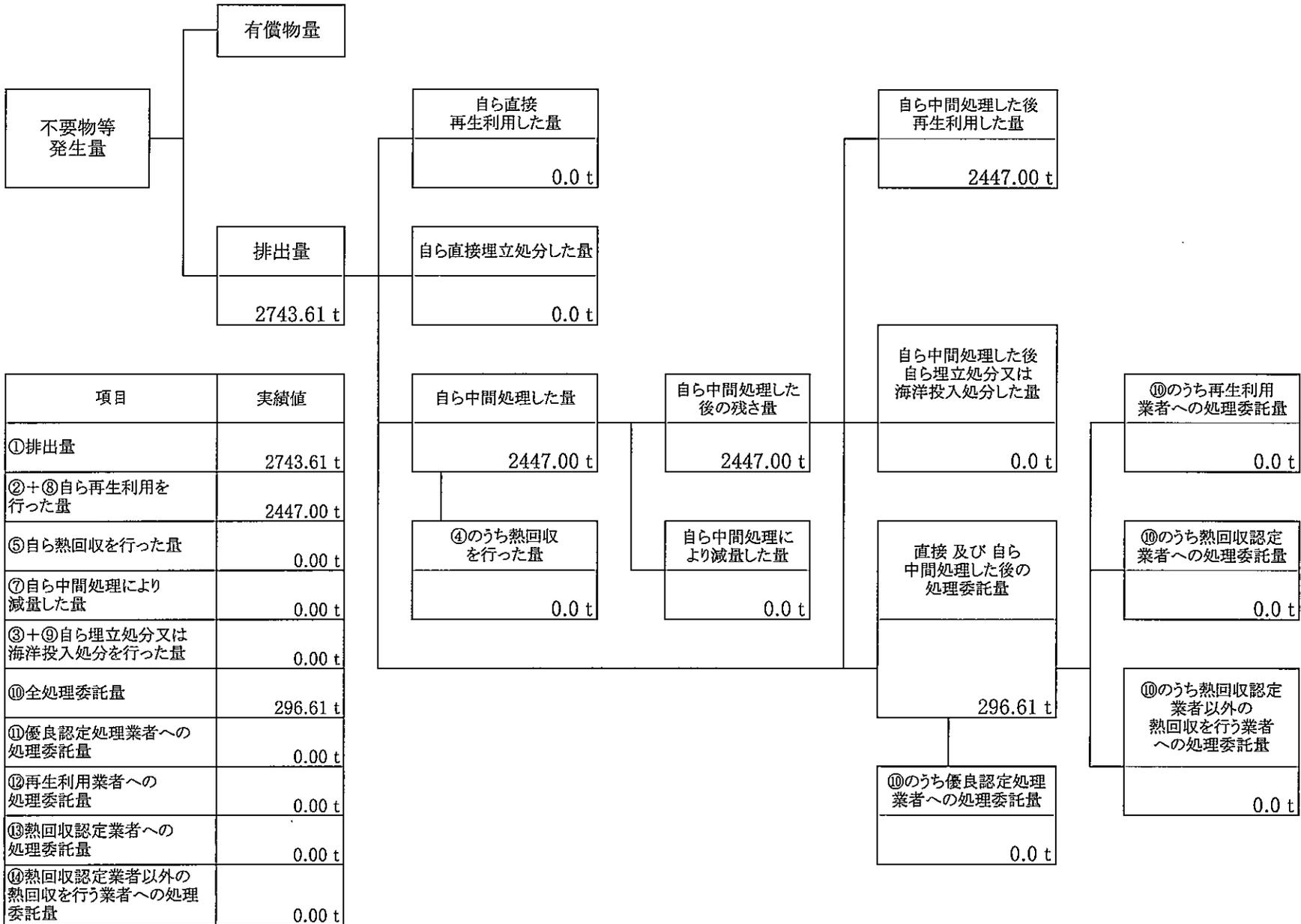
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 2745.20 t 前年度 2759.73 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
電子マニフェスト使用義務者として2019年度登録完了。 2020年度運用開始。	



※事務処理欄

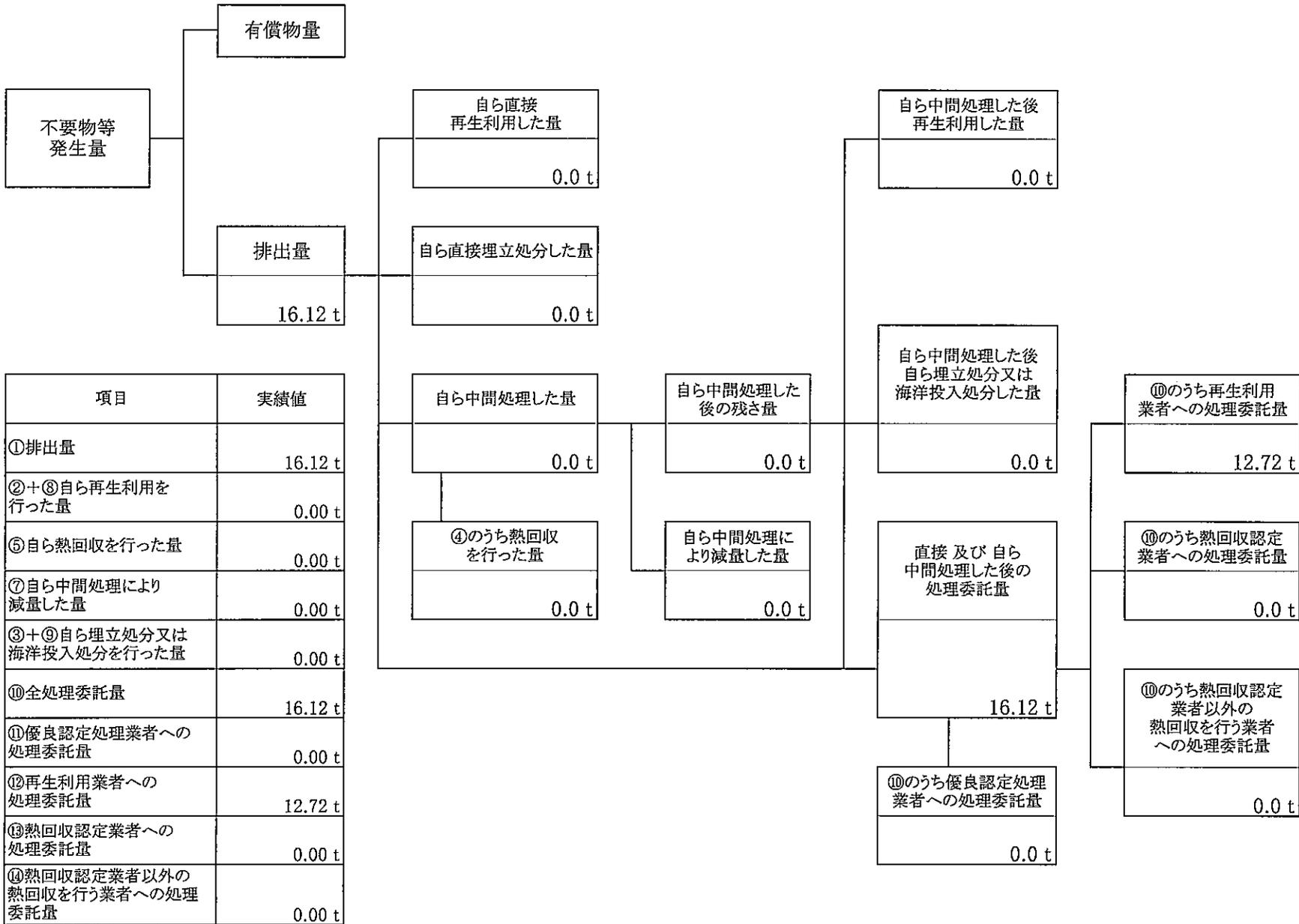
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸(強酸))



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害))



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月12日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒272-0014

住 所 千葉県市川市田尻3-2-10

氏 名 有限会社鈴喜屋建材

代表取締役 坂本 孝治

電話番号 047-379-0066

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社鈴喜屋建材 市川工場
事業場の所在地	千葉県市川市田尻3-2-10
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

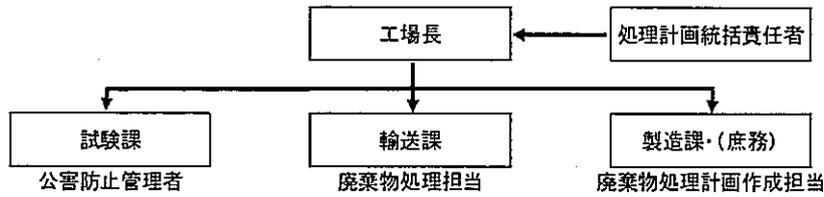
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：窯業・土石製品製造業 (小分類：セメント・同製品製造業)
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 1,720,000千円
③ 従業員数	32人(正規社員15人・有期契約社員16人・嘱託1人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph TD A[生コンクリート製造出荷工程] --> B[コンクリート殻] A --> C[残コン・戻コン] B --> D[再生砕石製造] D --> E[再生砕石販売] </pre>



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	排出量	5,980 t	t
	(これまでに実施した取組) 生コン打設の現場と密に連絡を取り合い、残コン・戻りコンの量を少なくするだけでは解決しないため、再生砕石(RC40-0)を製造し安定的な販売を行っています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	排出量	5,500 t	t
	(今後実施する予定の取組) 生コン打設の現場と密に連絡を取り合い、残コン・戻りコンの量を少なくする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別することは設備上考えていない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状のまま

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	5,980 t	t
	(これまでに実施した取組) 移動式クラッシャーを使用し、RC40-0に再生処理して販売している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	5,500 t	t
	(今後実施する予定の取組) RC40-0の利用業者の販路拡大		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理の委託はないようにする		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート殻	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 処理の委託はないようにする		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年5月12日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉縣市川市田尻3-2-10

氏 名 有限会社鈴喜屋建材

代表取締役 坂本 孝治

電話番号 047-379-0066

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	有限会社鈴喜屋建材
事業場の所在地	千葉縣市川市田尻3-2-10
事業の種類	大分類:製造業 中分類:窯業・土石製品製造業 (小分類:セメント・同製品製造業)
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日

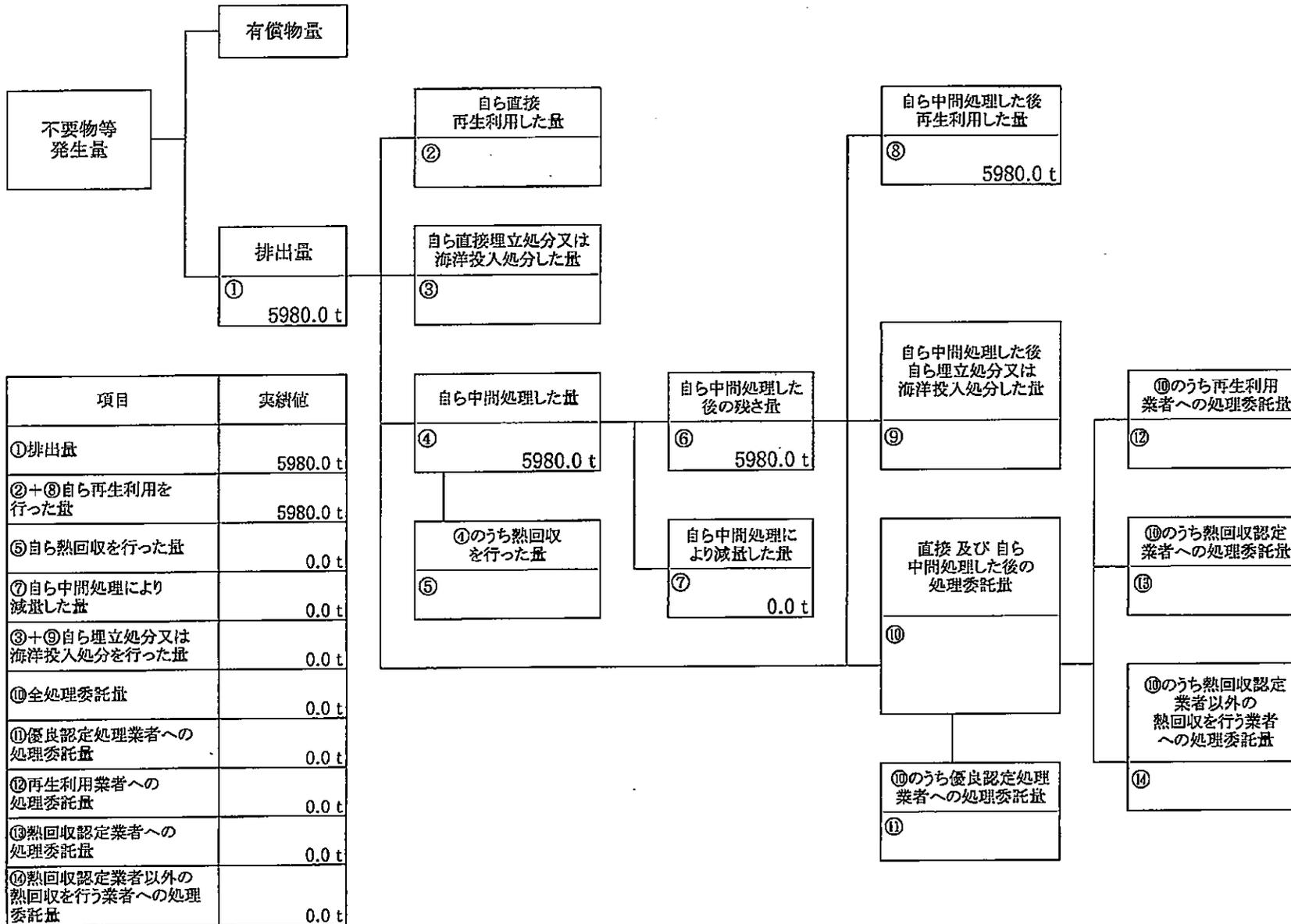
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	5,500.0 t	全処理委託量	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	5,500.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
※事務処理欄			



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	5980.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	5980.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 274-8601

住所 千葉県船橋市豊富町585番地

法人名 住友大阪セメント株式会社

代表者 高機能品事務所長 井賀 智

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-457-0350

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	住友大阪セメント株式会社 市川事業所
事業場の所在地	千葉県市川市二俣新町22-1
事業の種類	大分類 製造業 中分類 窯業・土石製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	42.8 t	全処理委託量	42.8 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	42.8 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	全前年度(令和5年度)	61.2 t
	前年度(令和6年度)	40.02 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		

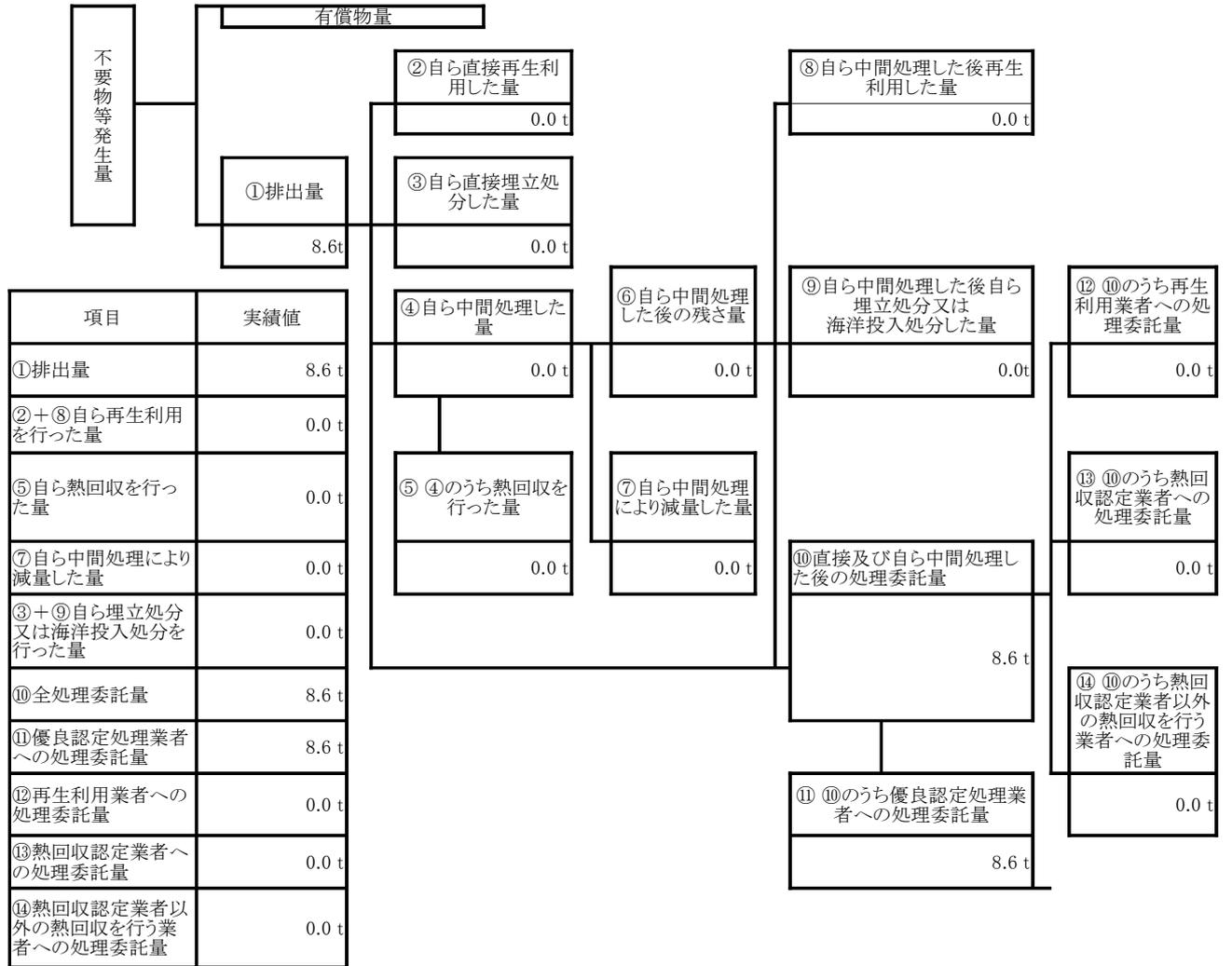
(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

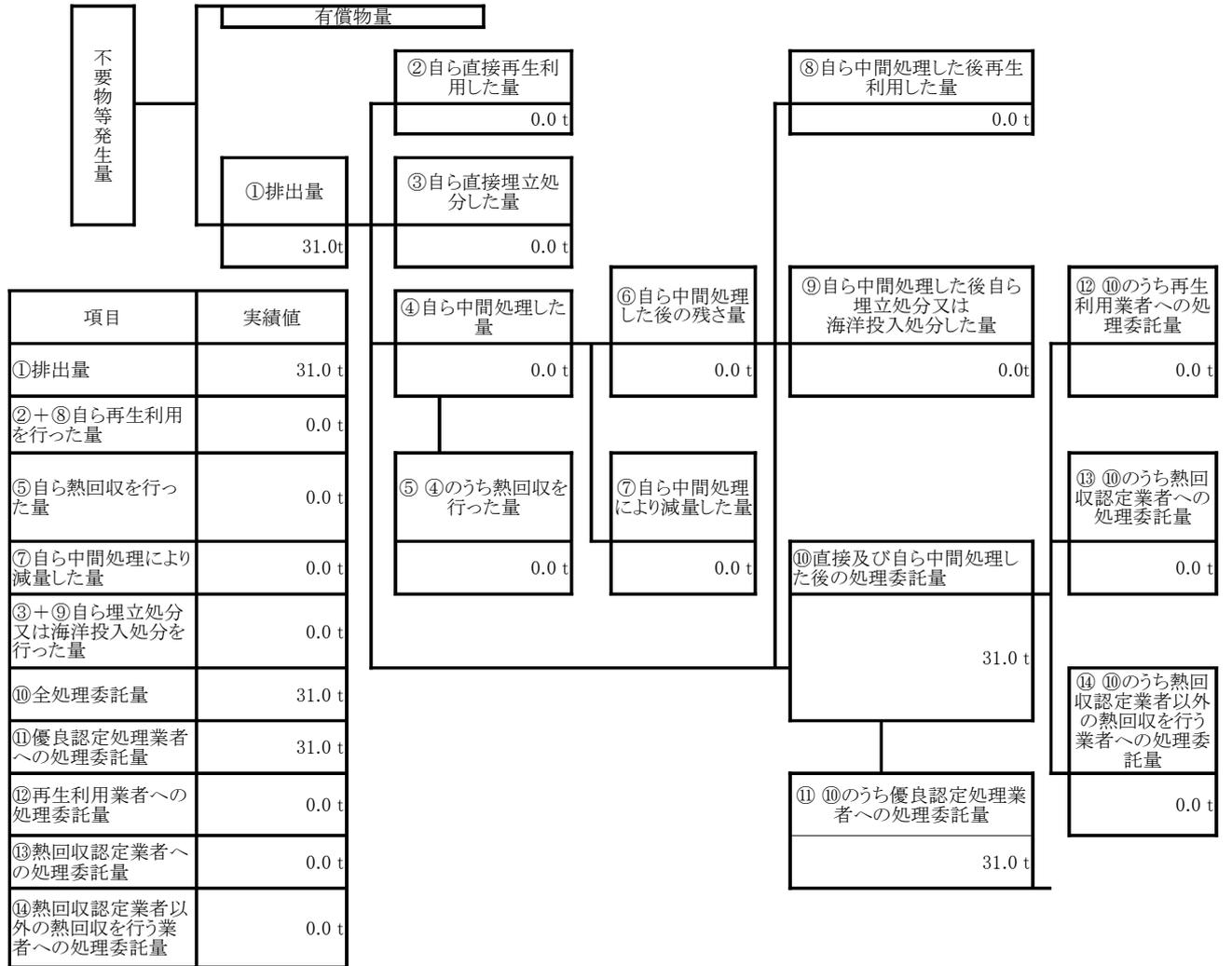


計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

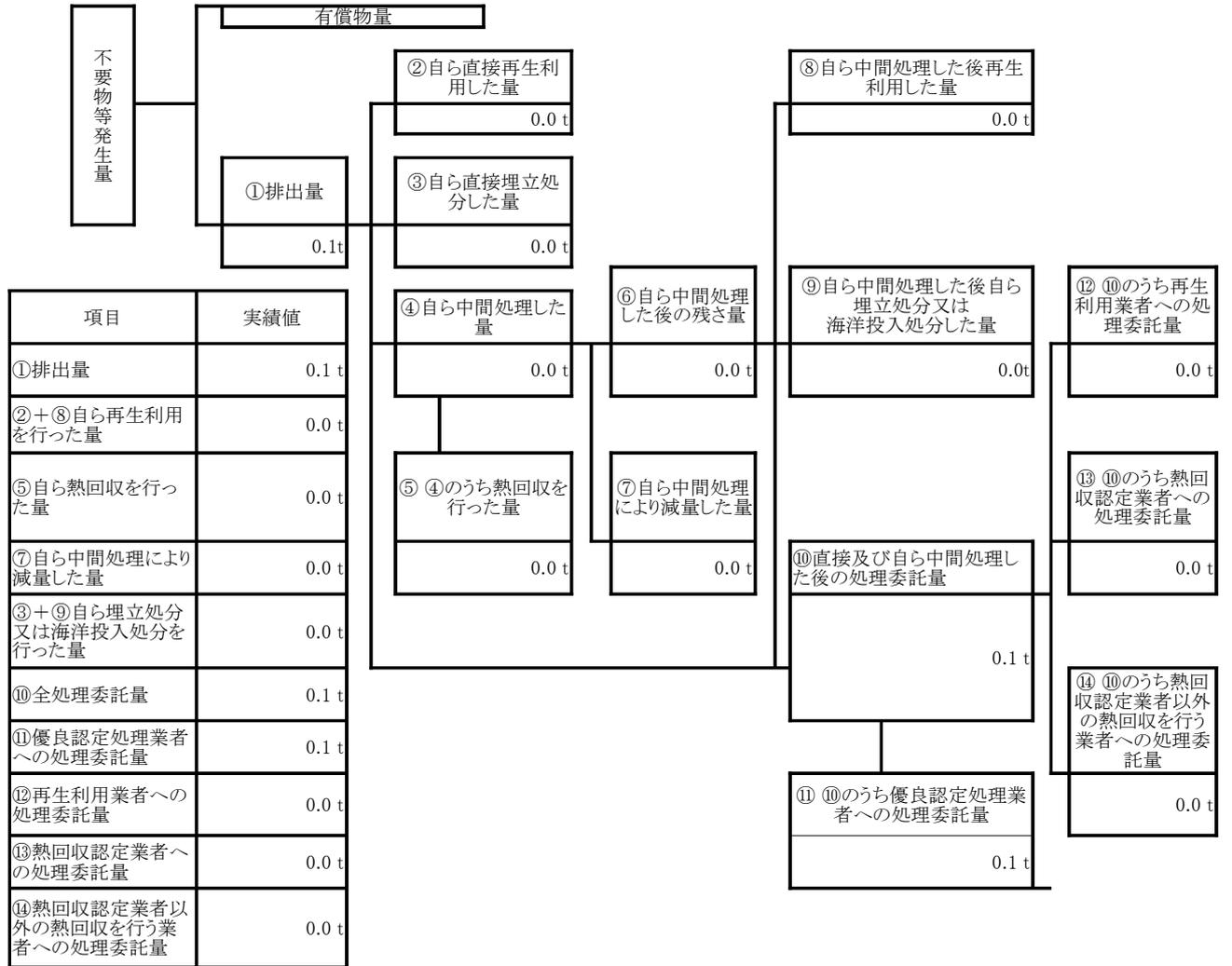
廃酸(強酸)

)



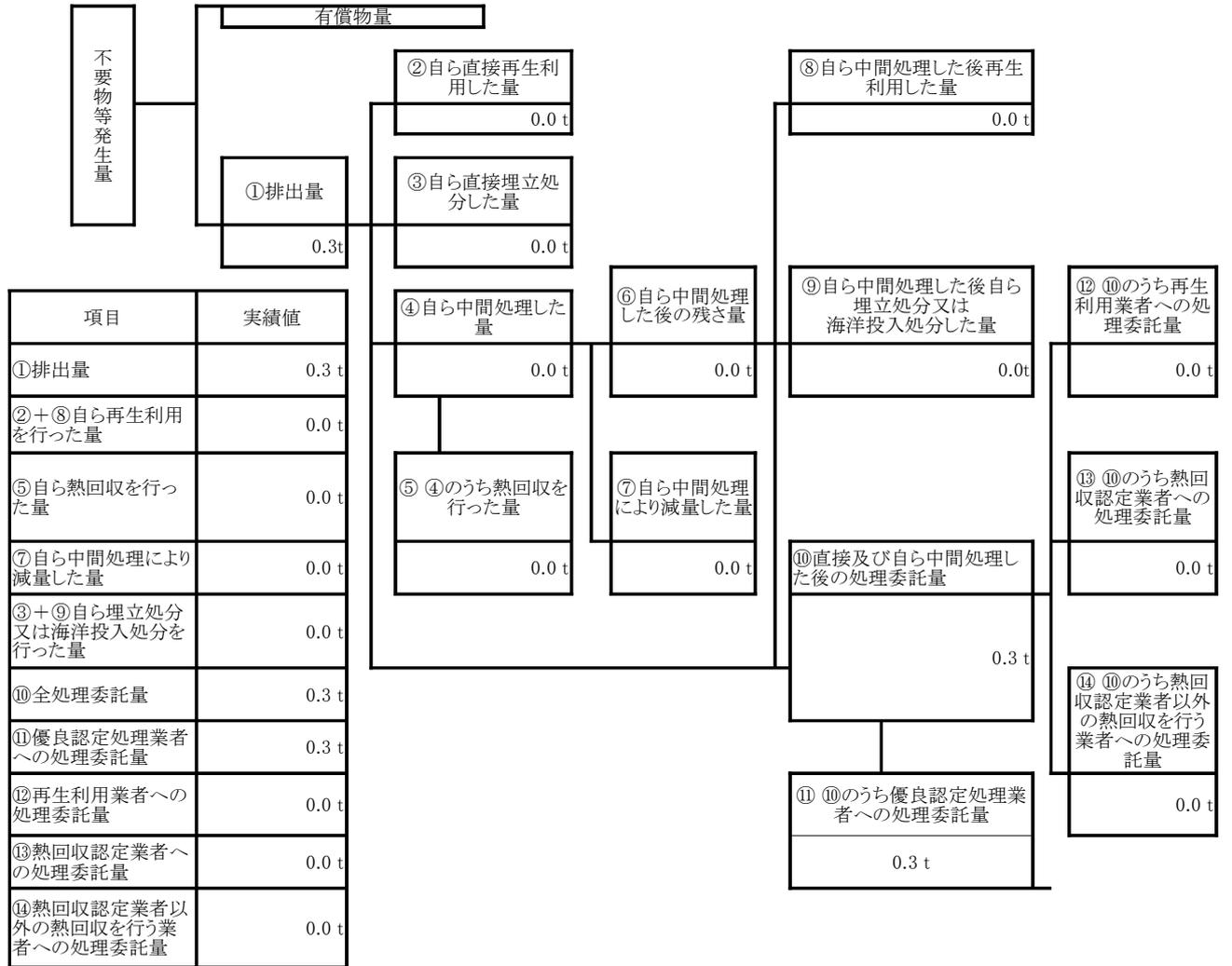
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 炭) (基準値を超える有害物質を)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 基準値を超える有害物質を含む)



備考

1 翌年度の6月30日までに提出すること。

2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。

4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量

(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量

(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量

(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量

(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量

(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量

(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量

(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量

(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量

(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量

(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量

(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量

5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。

6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 13日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

提出者

住 所 千葉県市原市姉崎海岸5番地1
住友化学株式会社 千葉工場(姉崎地区)
氏 名 常務執行役員千葉工場長 奥 憲章
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0436-61-1319

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場(姉崎地区)
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎海岸5番地1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
② 事業の規模	前年度(令和6年度)の製造品出荷額 736億円
③ 従業員数	422名 (令和7年3月1日時点)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1のとおり」

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項									
(管理体制図) 「別紙2のとおり」									
特別管理産業廃棄物の処理の抑制に関する事項									
①現状	【前年度(令和6年度)実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)							合計
	排出量(t)	1,294.5							1,294.5
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 1997.6.26付でISO14001の認証を取得し、毎年度、「環境管理実施計画」を作成している。 また、この中で廃棄物の減量化、排出抑制及び有効利用の推進を行っている。 ISO14001の取組みを継続し、「環境管理実施計画」を作成し、確実に実施。 取組状況は、実績評価を2回/年実施し、進捗度管理を行ない、次年度計画に反映させている。 								
②計画	【目標(令和7年度)】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)							合計
	排出量(t)	1,300							1,300
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> 今後もこれまでの取組みを継続する。 								
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項									
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 工場の「廃棄物処理規則・要領」を定め、この中で、分類基準を作成し、廃棄物の性状、処理方法に応じた分類を実施している。 これにより、工場内で発生する全ての廃棄物は登録(番号付け)され、リスト化して管理している。 全ての特別管理産業廃棄物について、管理体制(分析による分別等)を徹底し、法的に有効な保管場所を定めている。 不用物となった高濃度PCB機器(安定器)について、専門業者に依頼し、減量化を行っている。 								
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 今後もこれまでの取組みを継続する。 								

自ら行なう特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)								合計
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	0								0
	(これまでに実施した取組) ・実績なし。									
②計画	【目標(令和7年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)								合計
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	0								0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。									
自ら行なう特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)								合計
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0								0
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0								0
(これまでに実施した取組) ・実績なし。										
②計画	【目標(令和7年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)								合計
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0								0
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0								0
(今後実施する予定の取組) ・予定なし。										

自ら行なう特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度(令和6年度)実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)							合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の	0							0
	(これまでに実施した取組) ・昭和62年に設置届を提出し、遮断型最終処分場を保有しているが、平成12年度以降埋立実績はありません。								
②計画	【目標(令和7年度)】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)							合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0							0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。								
特別管産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度(令和6年度)実績】								
	特別管産業廃棄物の種類	廃油(引火性)							合計
	全処理委託量(t)	1,294.5							1,294.5
	優良認定処理業者への処理委託量	123.0							123.0
	再生利用業者への処理委託量	76.6							76.6
	認定熱回収業者への処理委託量	45.4							45.4
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.0							1.0
(これまでに実施した取組) ・引火性廃油の委託は、焼却処理よりも、有効利用の中間処理(最終)業者の比率を高めてきている。 ・全ての特別管理産業廃棄物の処分委託は、埋立て処分ではない、有効利用の中間処理(最終)業者へ委託している。 ・焼却処理については、廃棄物処理法第3条の自己処理責任の精神により、工場構内に設置した焼却炉で処分することを原則とする。 ・既存の契約先への優良認定及び認定熱回収取得の働きかけ。 ・高度の再資源化技術を持つ委託先の開拓。									

【目標(令和7年度)】										
産業廃棄物の種類	廃油(引火性)									合計
全処理委託量	1,300									1,300
優良認定処理業者への 処理委託量	160									160
再生利用業者への 処理委託量	80									80
認定熱回収業者への 処理委託量	90									90
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2									2
(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取組み(優良評価委託先の優先、認定熱回収業者の優先、再利用・再資源化優先、分別徹底、減量化等)の継続。										
電子情報処理組織の使用に関する事項		【前年度(令和6年度)実績】								
		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)						1,375.5 t		
		(今後実施する予定の取組等) ・現状、100%電子マニフェスト化している。今後も100%電子マニフェスト化を継続する。								
※事務処理欄										

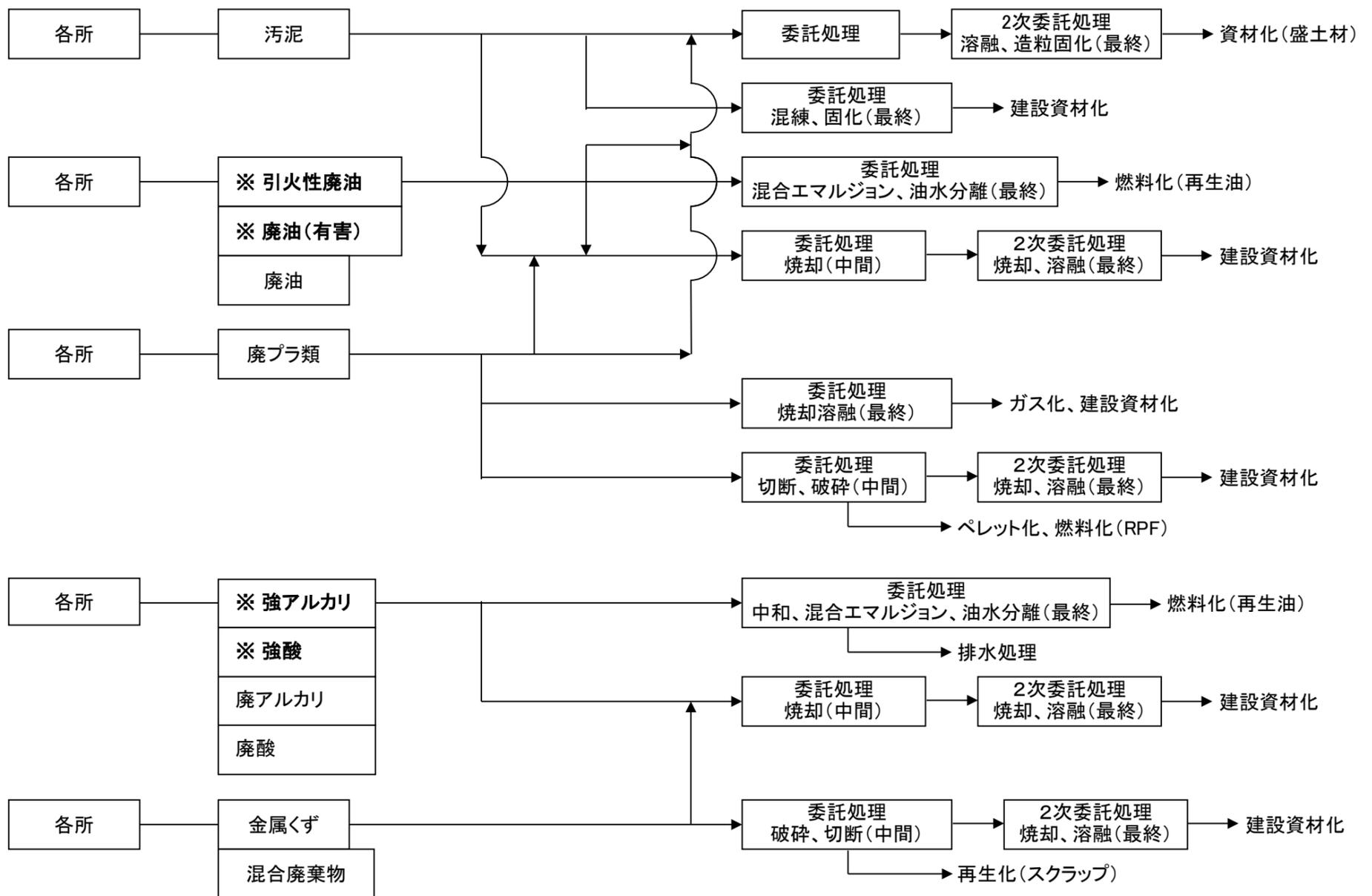
(第6面)

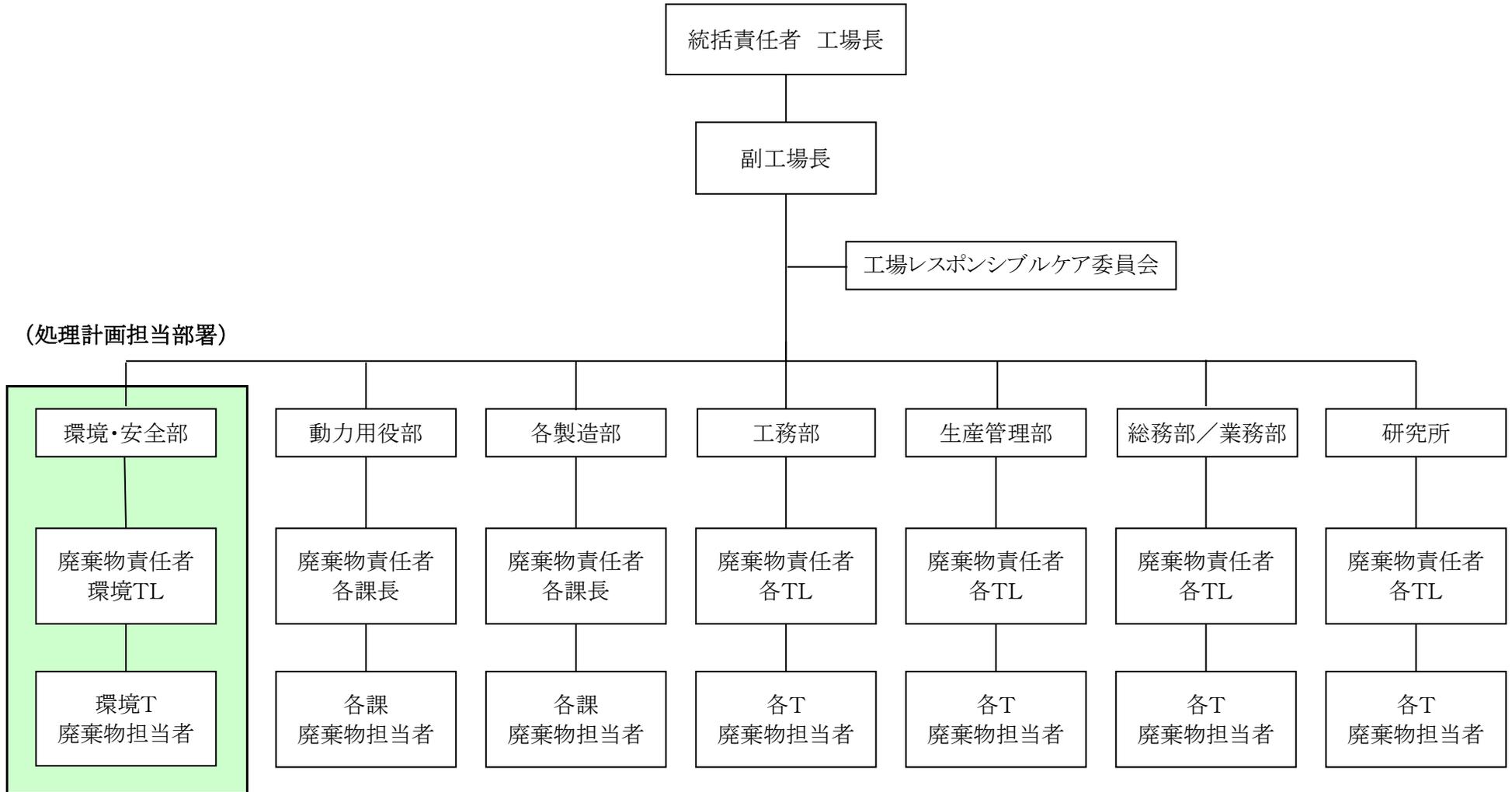
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の一連の処理工程(姉崎地区)

※ … 特別管理産業廃棄物





※T=チーム、TL=チームリーダー

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉縣市原市姉崎海岸5番地1

住友化学株式会社 千葉工場(姉崎地区)

氏名 常務執行役員千葉工場長 奥 憲章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0436-61-1319

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場(姉崎地区)
事業場の所在地	千葉縣市原市姉崎海岸5番地1
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1500.0 t	全処理委託量	1500.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	200.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	90.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	100.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	2.0 t

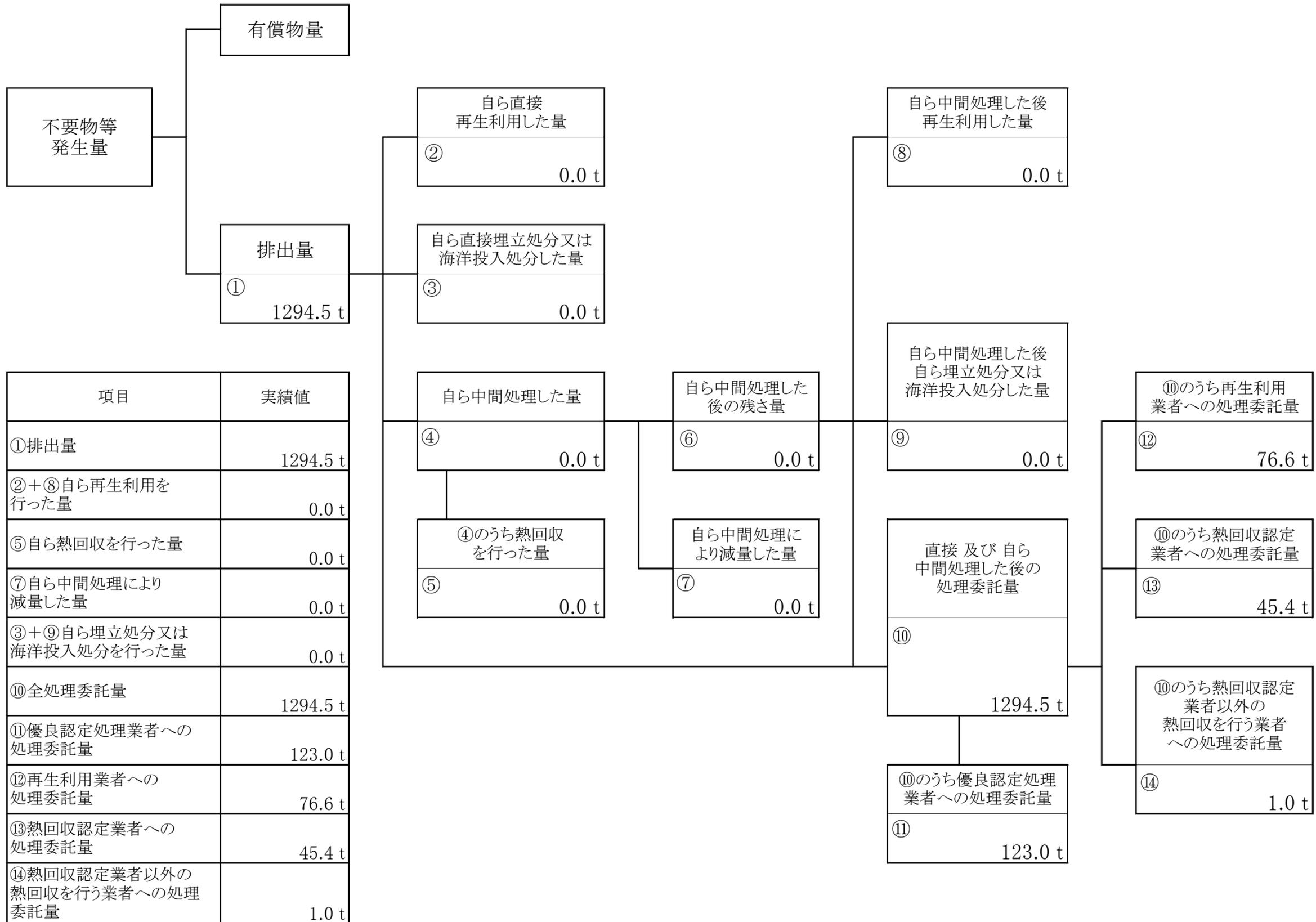
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度(令和5年度)	1375.5 t
	前年度(令和6年度)	1294.5 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
現状、100%電子マニフェスト化している。		

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性))



項目	実績値
①排出量	1294.5 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1294.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	123.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	76.6 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	45.4 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 13日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

提出者

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1
住友化学株式会社 千葉工場 (袖ヶ浦地区)
氏 名 常務執行役員千葉工場長 奥 憲章
電話番号 0438-63-1212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場 (袖ヶ浦地区)
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業 小分類：有機化学工業製品製造業
② 事業の規模	前年度(令和6年度)の製造品出荷額 1,698億円
③ 従業員数	813名 (令和7年3月1日時点)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1のとおり」

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
「別紙2のとおり」

産業廃棄物の処理の抑制に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】															
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラ陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計	
①現状	排出量(t)	3,918.9	3,445.3	0.001	0.0	785.2	268.9	0.001	132.3	21.0	1.2	0.0	0.8	0.0	8,573.6
(これまでに実施した取組)															
<ul style="list-style-type: none"> ・汚でい、廃プラスチック類を焼却処理する場合は、燃えガラ等の残渣をすべて有効利用できる中間処理(最終)業者に委託している(埋立処分はゼロ)。 ・廃プラスチック類の委託は、有効利用に転化する中間処理(最終)業者を優先している。 ・廃油の委託は、焼却処理よりも有効利用(再生油等)に転化する中間処理(最終)業者を優先している。 ・生産調整を目的の一部の工場(製造プラント)を計画停止し、汚泥等の発生量を削減した。 ・ポリエチレン製造工場のグレード変更回数を最小化し、廃プラスチック類の発生量を削減した。 ・老朽化設備の計画更新や保守点検を強化し、設備トラブルに起因する産業廃棄物の発生量を削減した。 ・運転管理の強化や運転技能教育を強化しミスオペに起因する産業廃棄物の発生量を削減した。 ・品質管理に係わる教育や監査を強化し品質トラブルに起因する産業廃棄物の発生量を削減した。 ・樹脂ペレットの輸送方法をフレコンバッグからローリーや専用貨車に振り替え廃フレコンの発生量を削減した。 ・各種産廃:品質、保安、環境のマネジメントシステムを有効活用し産廃削減を推進(ミスオペ、設備トラブル等に起因する産廃発生抑制)。 ・廃触媒:製造プラントの反応条件やプロセスの安定制御等により、触媒寿命を延長させ産業廃棄物の発生量を削減している。 ・汚泥:洗浄工程の排水再使用を強化し汚染水の排水処理に伴う汚泥発生量を削減している。 ・廃油(一般):設備の計画的な老朽化更新、及び潤滑油不要の回転機器へ転化等で廃油発生量を削減している。 															
【目標(令和7年度)】															
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラ陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計	
②計画	排出量(t)	3,800	3,300	1	1	600	250	1	130	20	1	10	1	57	8,172
(今後実施する予定の取組)															
<ul style="list-style-type: none"> ・今後もこれまでの取組みを継続する。 ・廃プラスチック類:ケミカルリサイクルにて、廃プラスチック類発生量を削減する。 															

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類(フレコン、パレット等)、金属屑、ガラ陶など各所で発生する不要物については、直接廃棄ではなく、一度敷地内のリサイクルセンター(集積場)に持込み、再利用品及び有償品と廃棄物に分別(選別)した後、廃棄するようにしている。 ・有償・逆有償問わず、売却にも柔軟に対応し、廃棄物減少に努めている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・今後もこれまでの取組みを継続する。

自ら行なう産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラ陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計
①現状	産業廃棄物の種類														
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(これまでに実施した取組)		・実績なし													
【目標(令和7年度)】		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラ陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計
②計画	産業廃棄物の種類														
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(今後実施する予定の取組)		・予定なし													

自ら行なう産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(令和6年度)実績】		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラ陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計
①現状	産業廃棄物の種類														
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(これまでに実施した取組)		・実績なし													
【目標(令和7年度)】		汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラ陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計
②計画	産業廃棄物の種類														
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(今後実施する予定の取組)		・予定なし													

自ら行なう産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラス陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) ・実績なし。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②計画	【目標(令和7年度)】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラス陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・予定なし。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラス陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻	合計
	全処理委託量(t)	3,918.9	3,445.3	0.001	0.0	785.2	268.9	0.001	132.3	21.0	1.2	0.0	0.8	0.0	8,573.6
	優良認定処理業者への 処理委託量	200.3	86.9	0.001	0.0	78.8	0.0	0.001	88.2	16.9	1.2	0.0	0.8	0.0	473.1
	再生利用業者への 処理委託量	2.1	85.2	0.0	0.0	339.0	268.9	0.0	77.0	21.0	1.2	0.0	0.8	0.0	795.0
	認定熱回収業者への 処理委託量	187.3	1.7	0.0	0.0	33.9	0.0	0.0	52.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	275.3
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2.4	0.1	0.0	0.0	0.3	0.0	0.001	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・産廃を焼却処理する場合は、その燃えガラ等を路盤材料等に転化する中間処理業者を優先。 ・廃プラ類の外部委託先は、固形燃料や再生に転化する中間処理(最終)業者を優先。 ・廃油の外部委託先は、焼却処理より、混合等で有効利用する中間処理(最終)業者を優先。 ・廃保温材やガラス陶の委託先は、埋立てではなく、熔融固化後、路盤材料に転化する中間処理(最終)業者を優先。 ・焼却処理については、廃棄物処理法第3条の自己処理責任の精神により、工場構内に設置した焼却炉で処分することを原則としている。 ・既存の契約先への優良認定及び認定熱回収取得の働きかけ。 ・高度の再資源化技術を持つ委託先の開拓。 														

		【目標(令和7年度)】													
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ類	木くず	金属くず	ガラス陶屑	混合	水銀製品	石綿含有	廃電池類	燃え殻
②計画	全処理委託量	3,800	3,300	1	1	600	250	1	130	20	1	10	1	57	8,172
	優良認定処理業者への 処理委託量	200	80	1	1	70	0	1	90	15	1	0	1	0	460
	再生利用業者への 処理委託量	2	80	0	0	300	250	0	70	20	1	10	1	57	791
	認定熱回収業者への 処理委託量	200	2	0	0	30	0	0	50	0	0	0	0	0	282
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	2	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
		(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取組み(優良評価委託先の優先、認定熱回収業者の優先、再資源化優先、分別徹底、減量化等)を継続する。													
※事務処理欄															

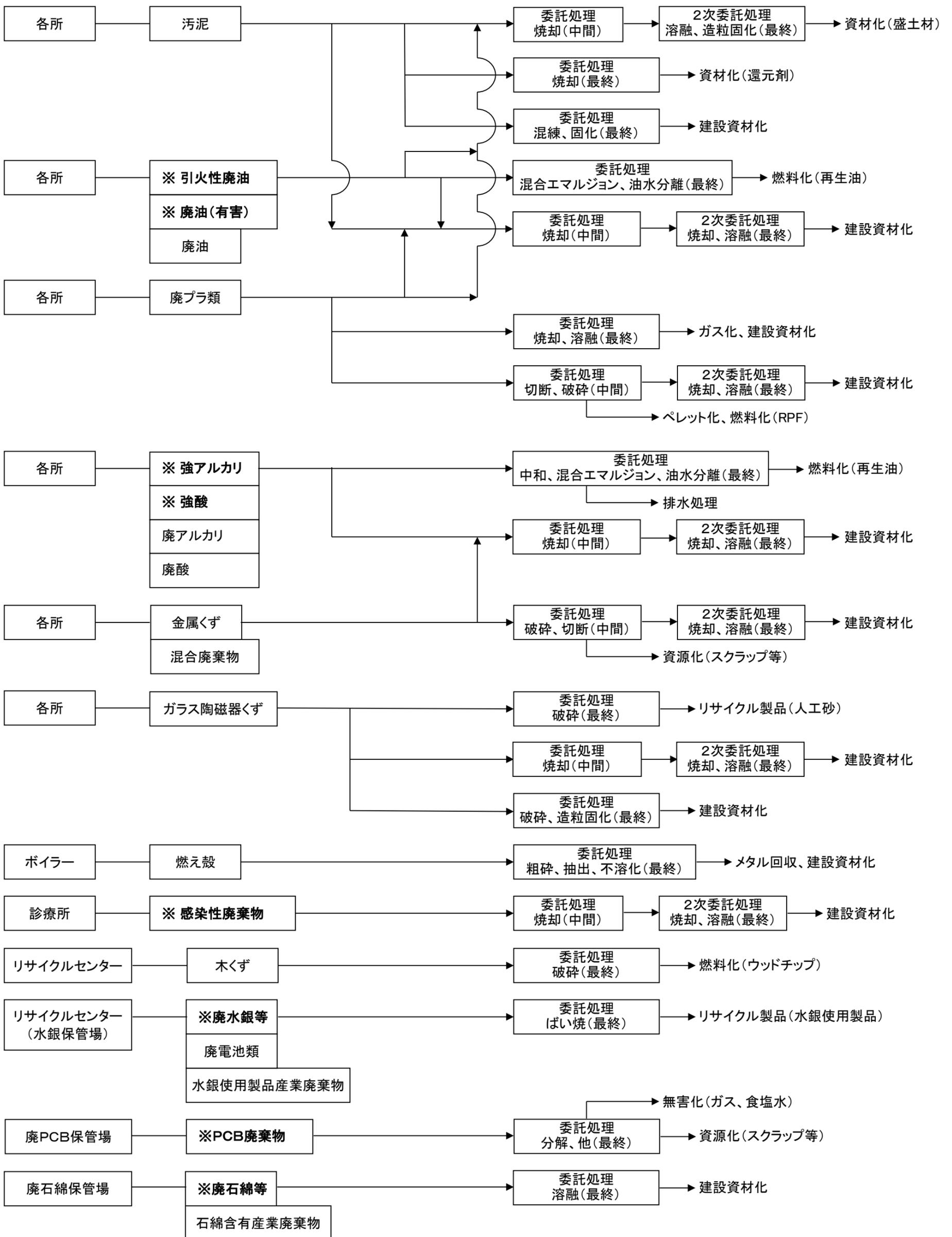
(第6面)

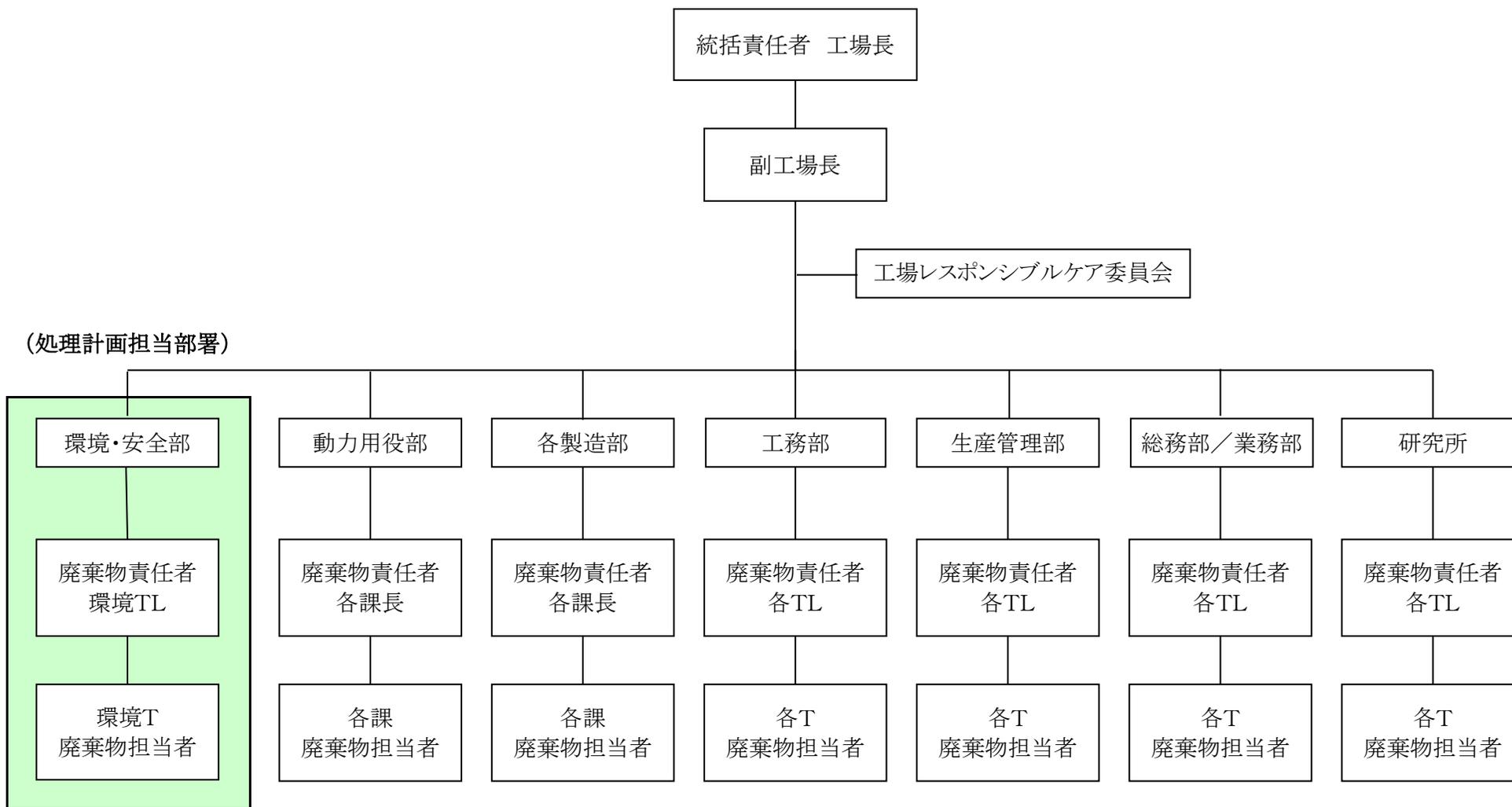
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の一連の処理工程(袖ヶ浦地区)

※ … 特別管理産業廃棄物





※T=チーム、TL=チームリーダー

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月13 日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1

住友化学株式会社 千葉工場(袖ヶ浦地区)

氏 名 常務執行役員千葉工場長 奥 憲章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-63-1212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場(袖ヶ浦地区)
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業 小分類:有機化学工業製品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

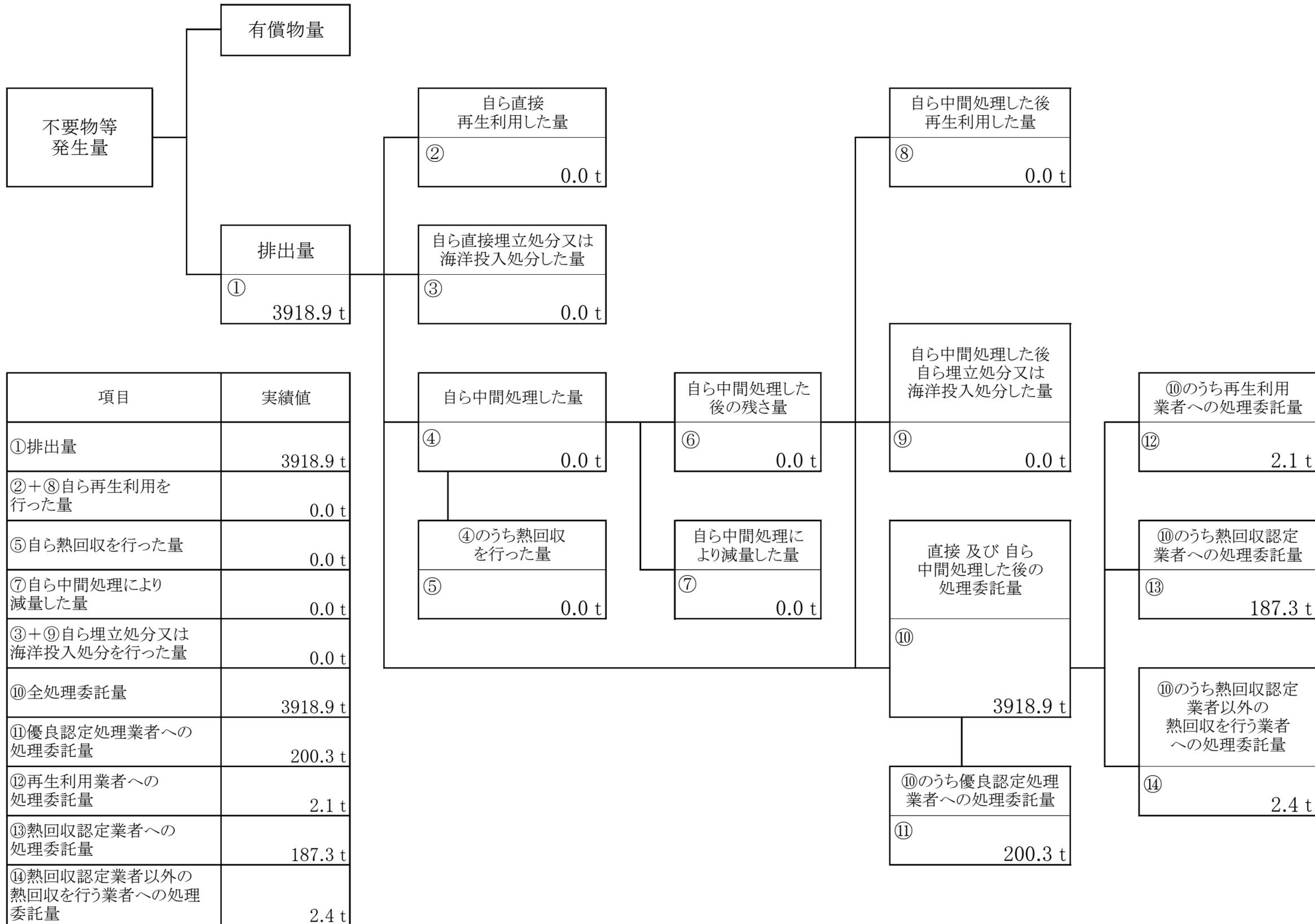
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3582.0 t	全処理委託量	3582.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	729.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	792.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	245.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	71.0 t

※事務処理欄

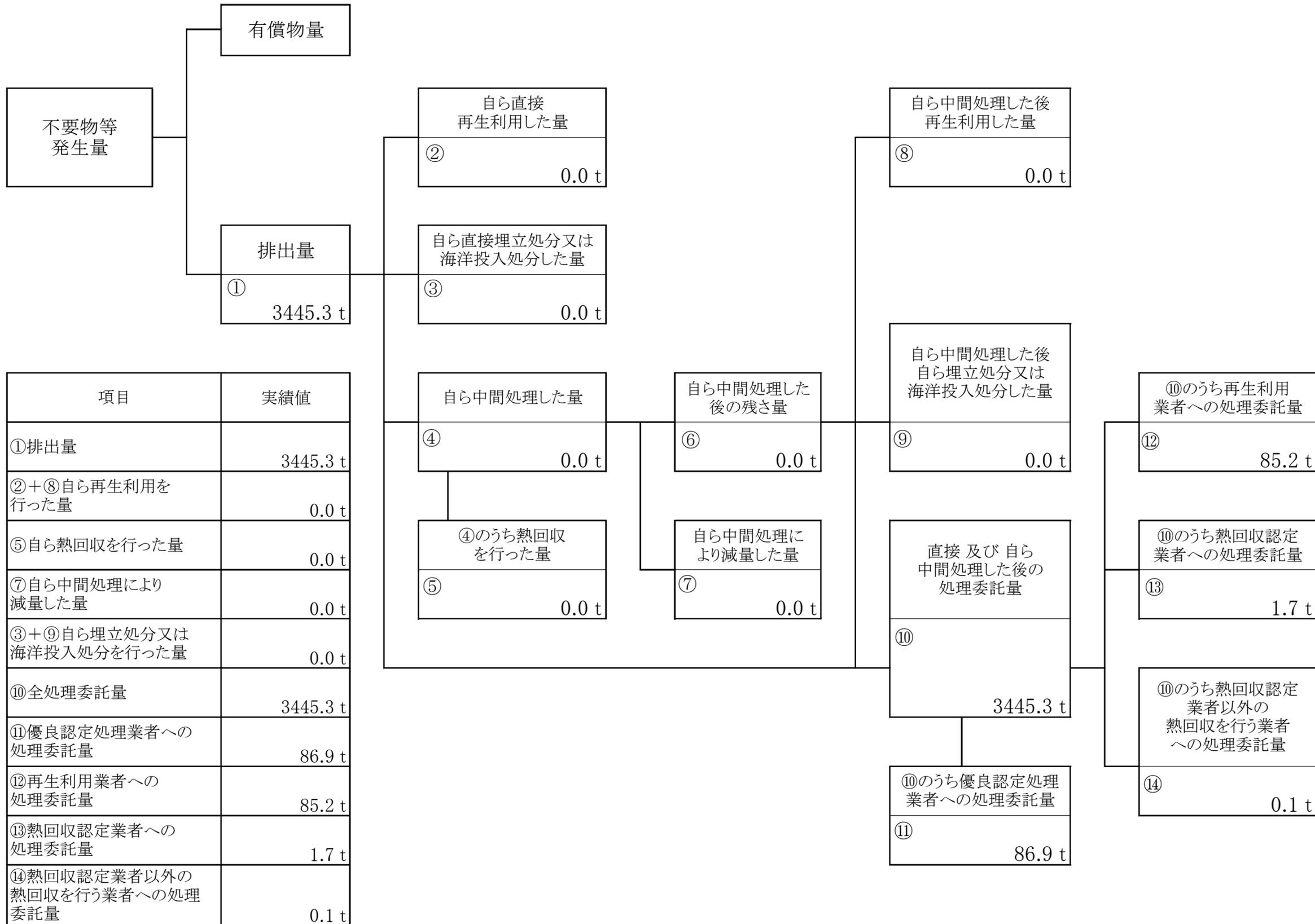
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)



計画の実施状況

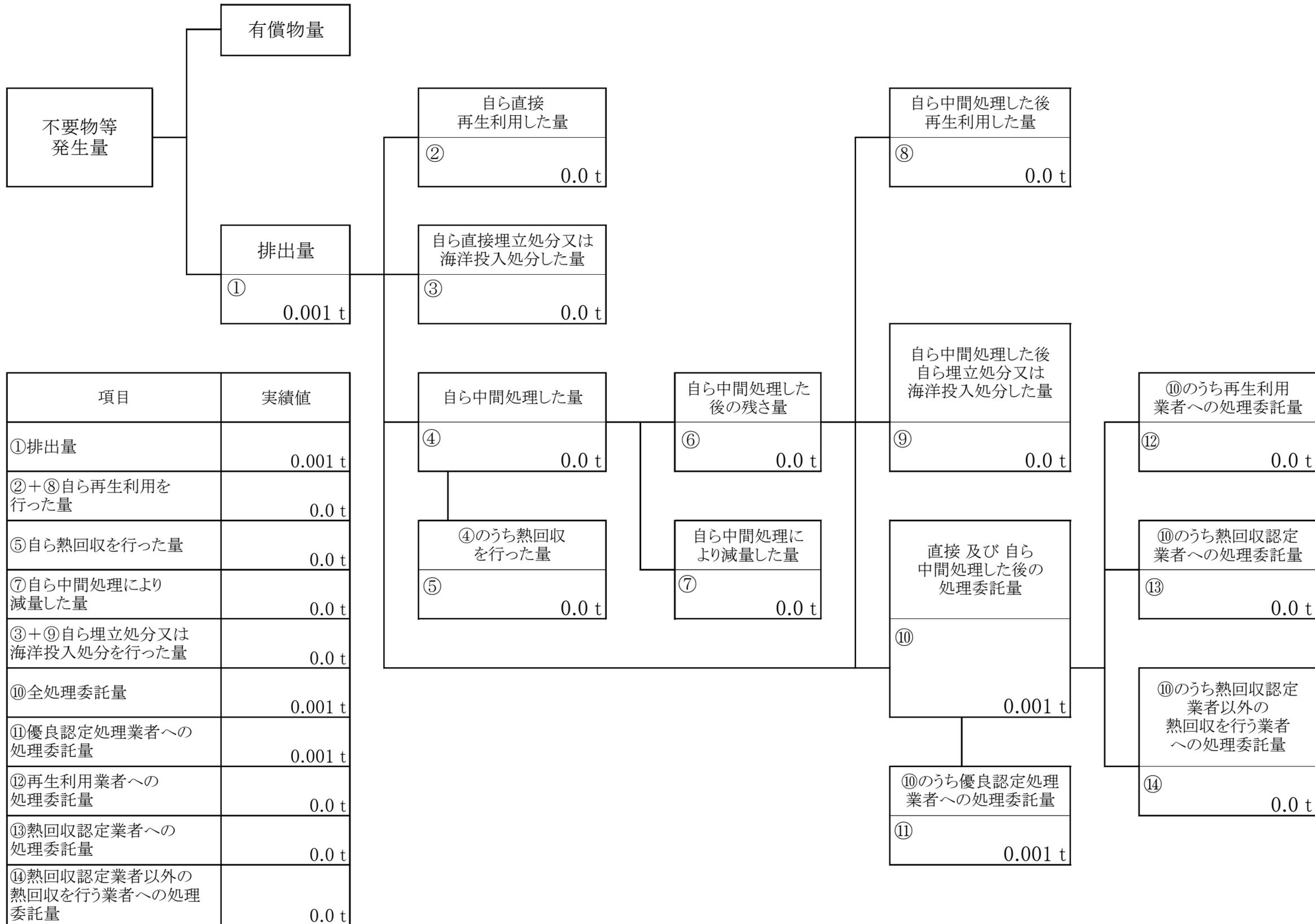
(産業廃棄物の種類: 廃油)



項目	実績値
①排出量	3445.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	3445.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	86.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	85.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	1.7 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.1 t

計画の実施状況

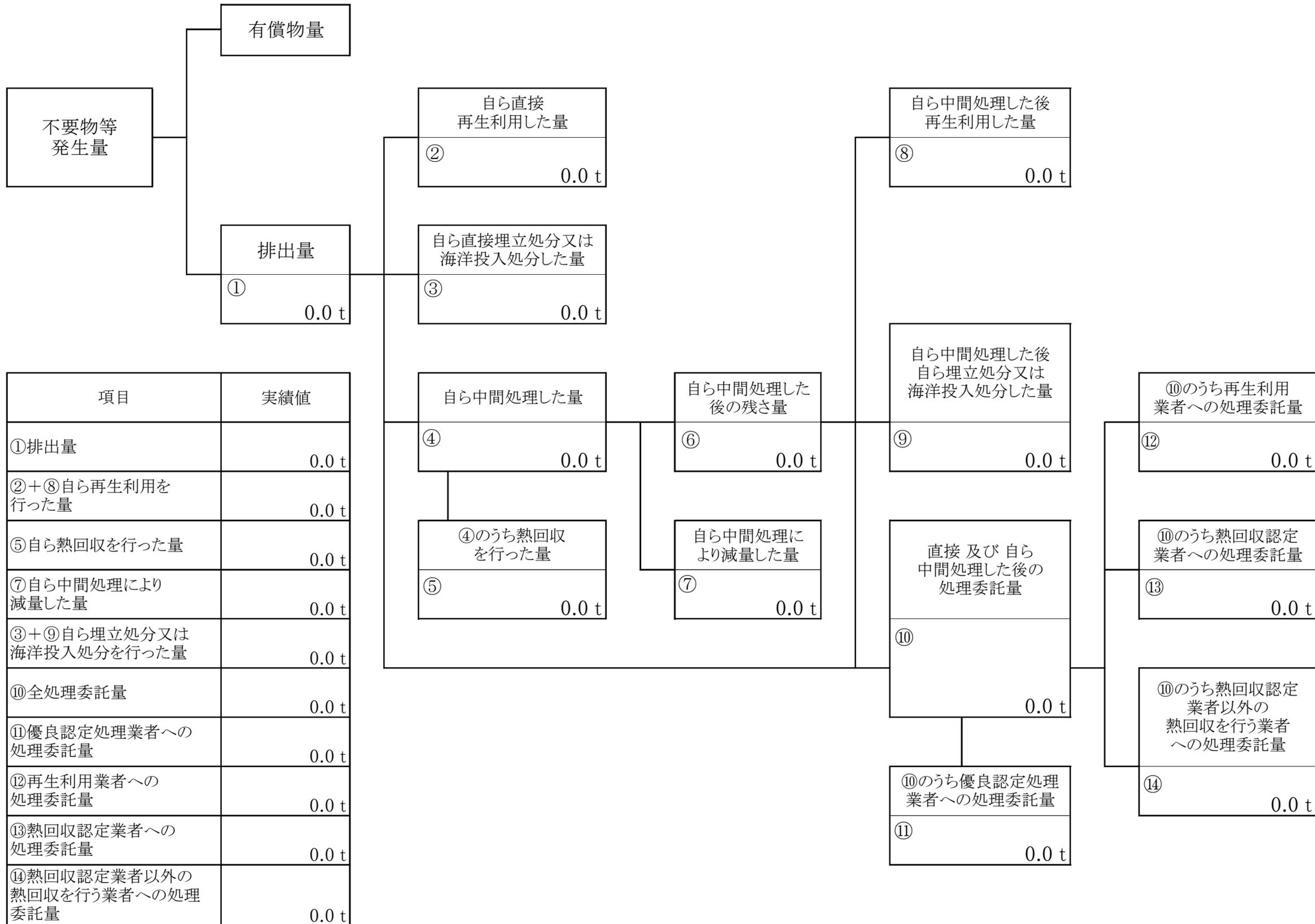
(産業廃棄物の種類: 廃酸)



項目	実績値
①排出量	0.001 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.001 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.001 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

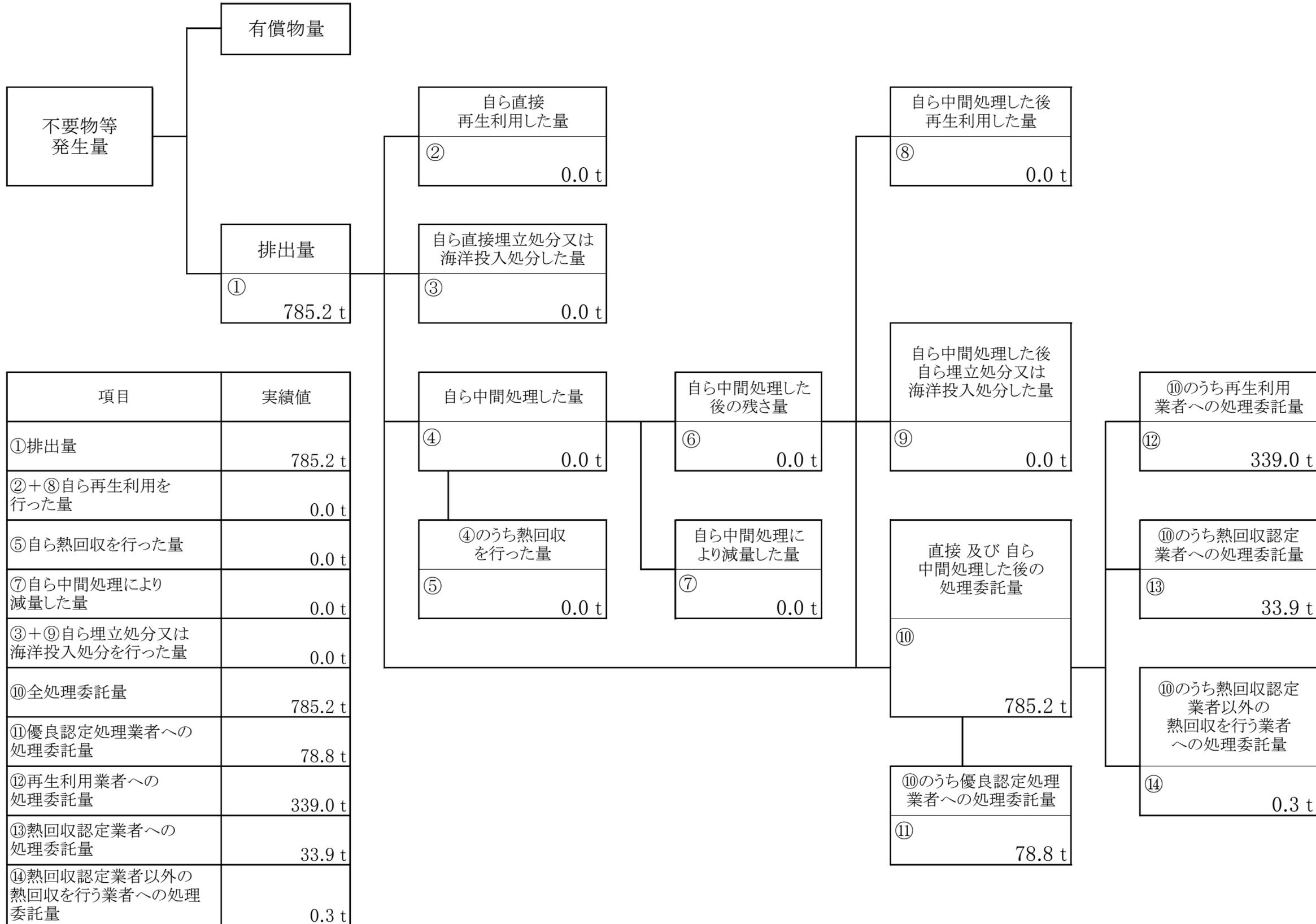
(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

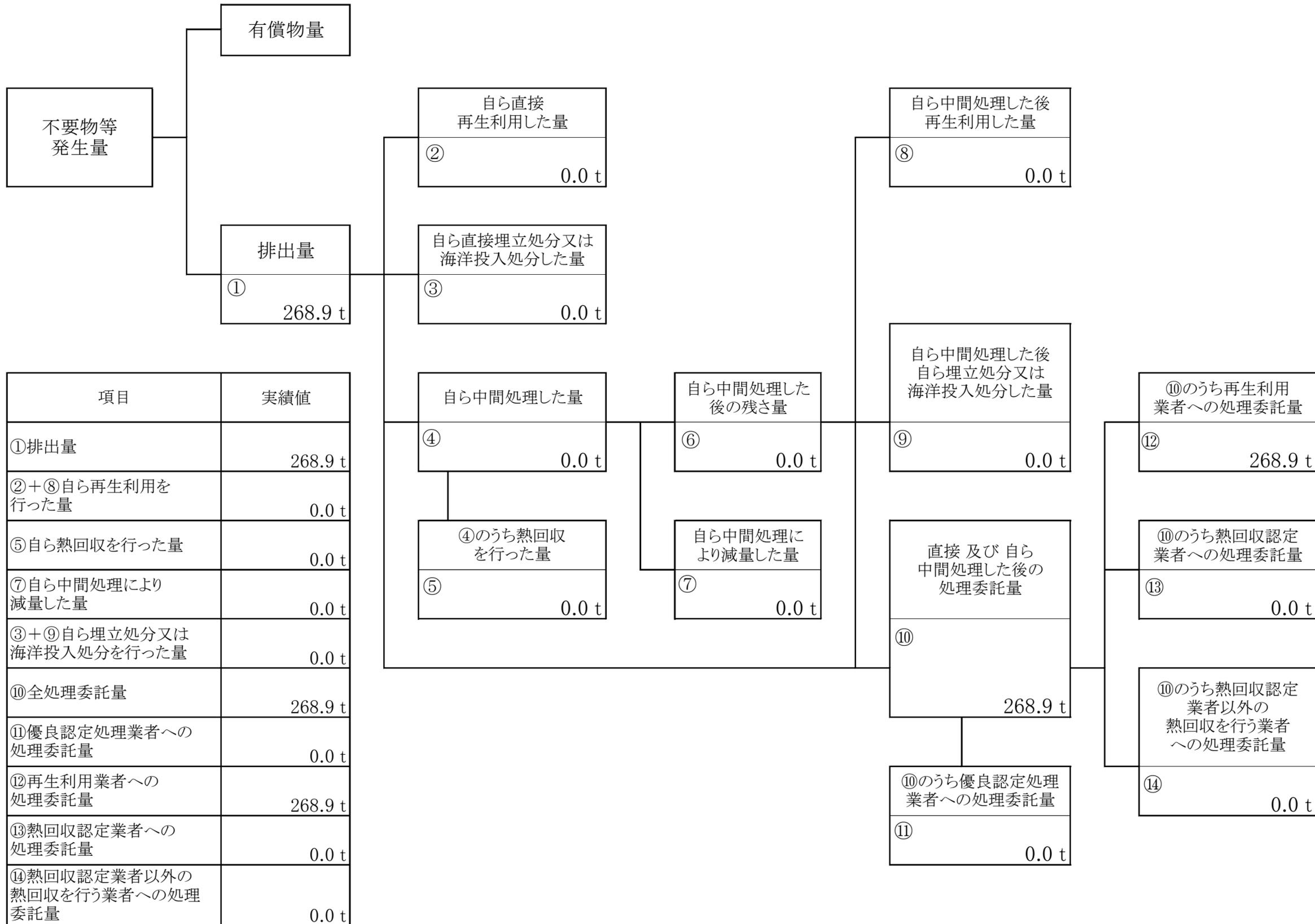
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



計画の実施状況

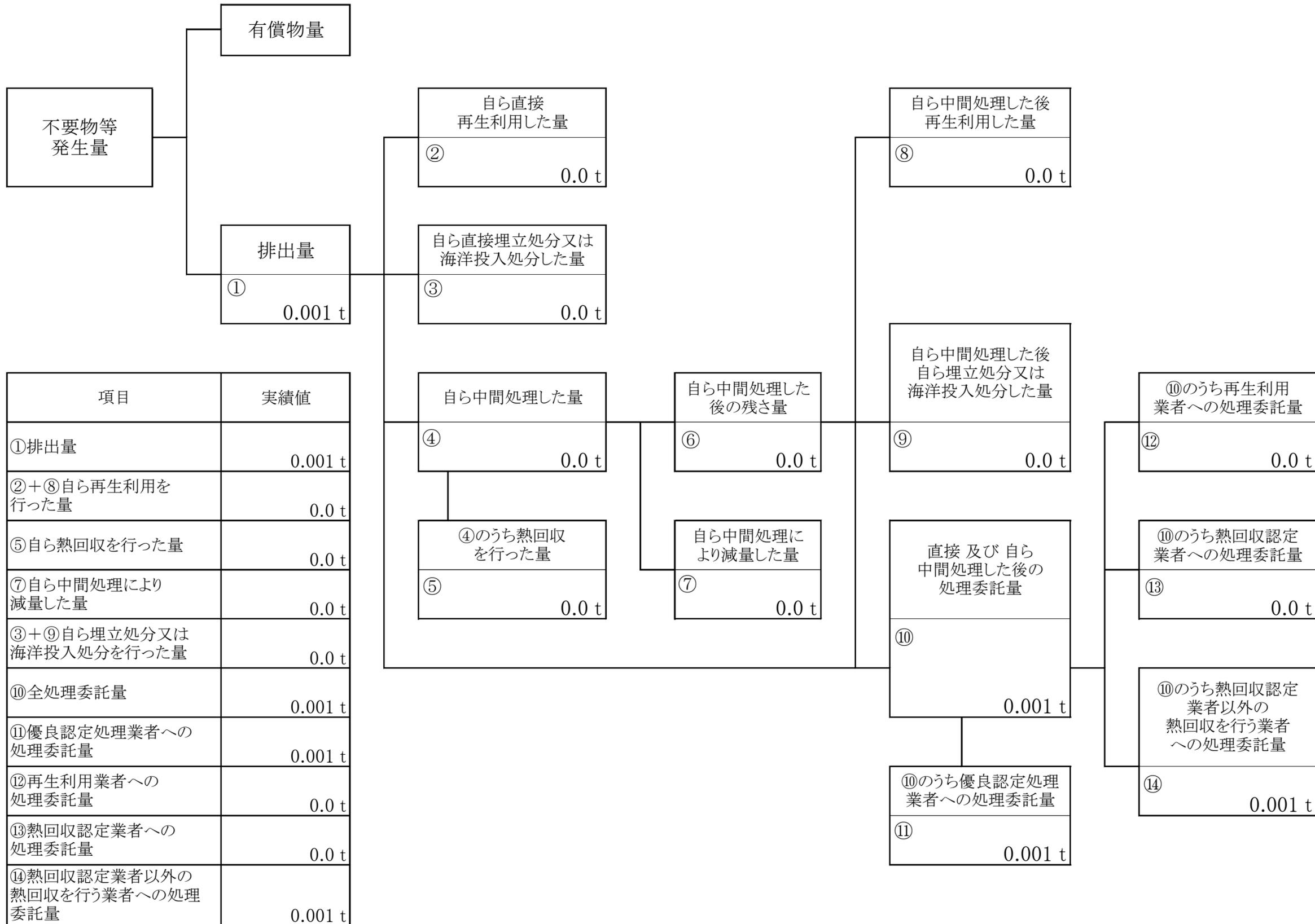
(産業廃棄物の種類: 木くず)



項目	実績値
①排出量	268.9 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	268.9 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	268.9 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

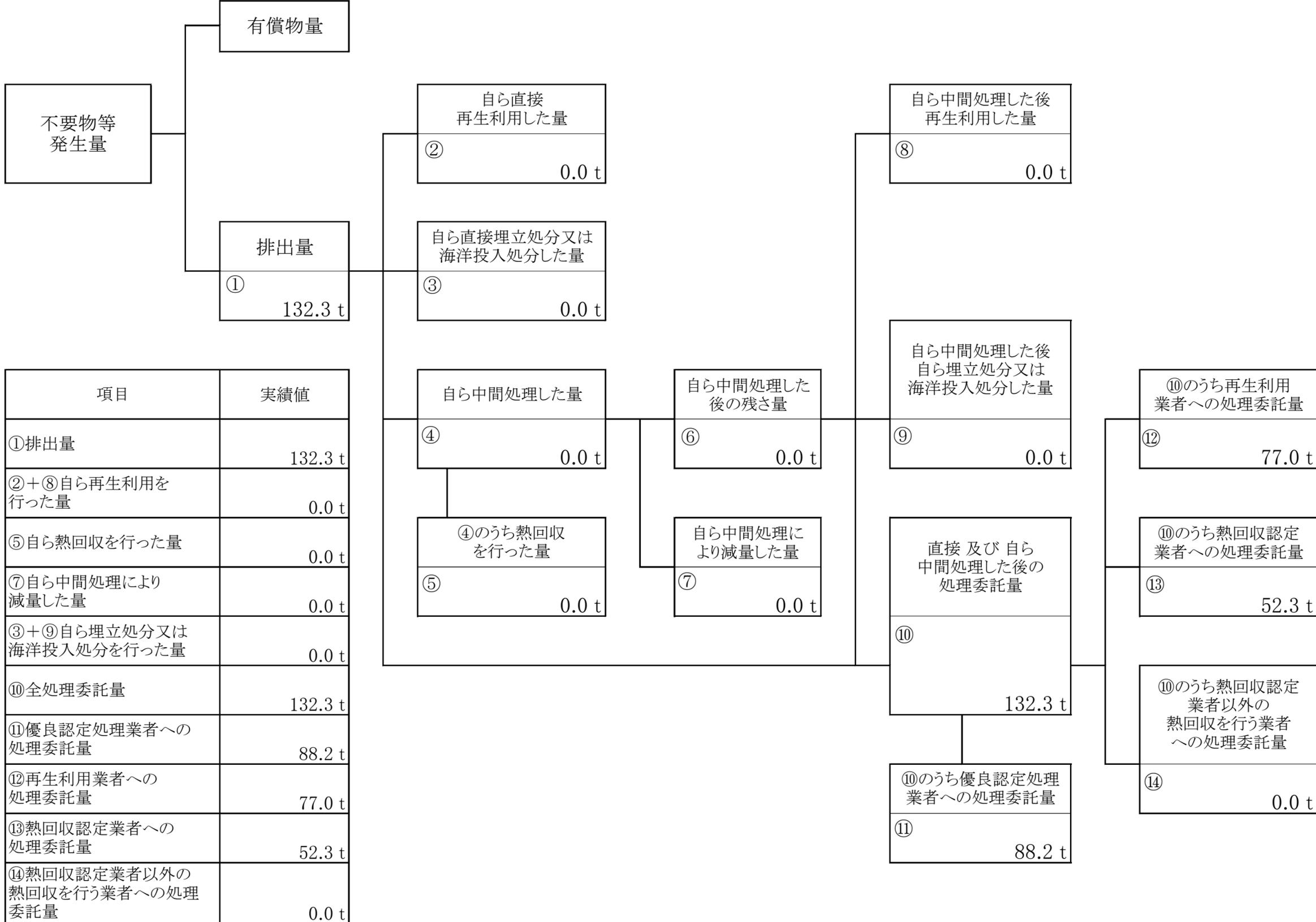
(産業廃棄物の種類: 金属くず)



項目	実績値
①排出量	0.001 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.001 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.001 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.001 t

計画の実施状況

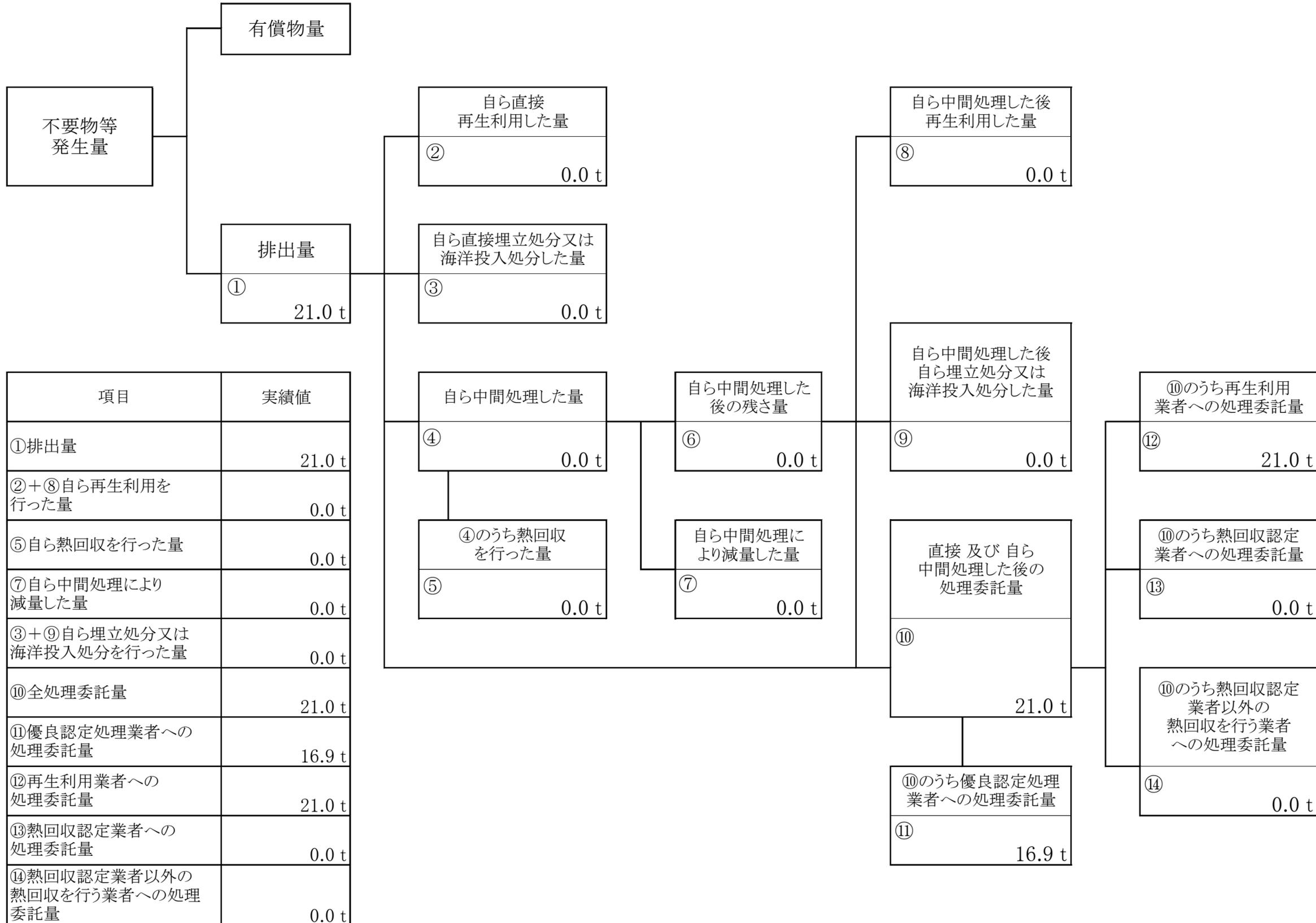
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	132.3 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	132.3 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	88.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	77.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	52.3 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

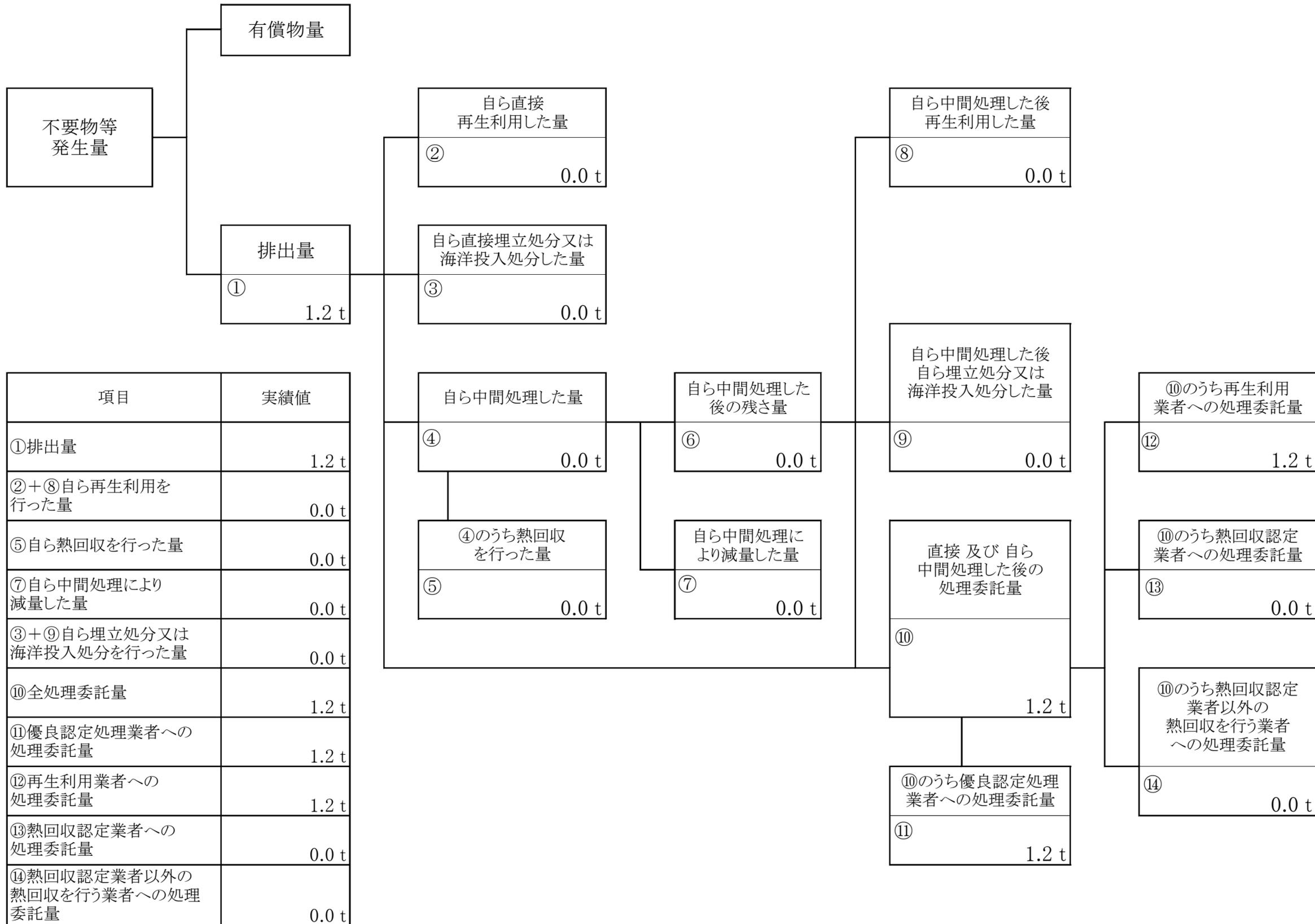
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: その他混合廃棄物)



計画の実施状況

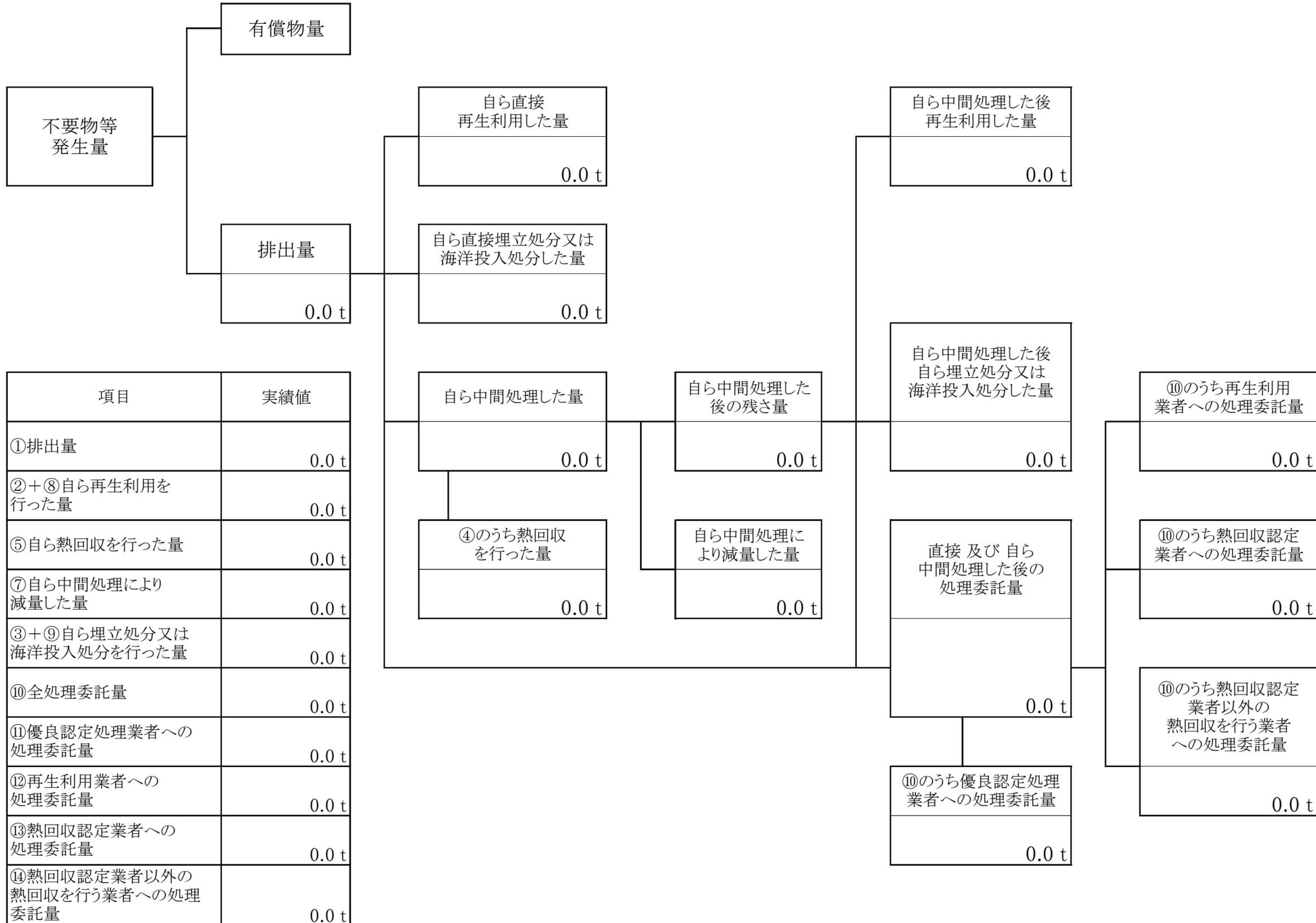
(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品産業廃棄物)



項目	実績値
①排出量	1.2 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	1.2 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.2 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1.2 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

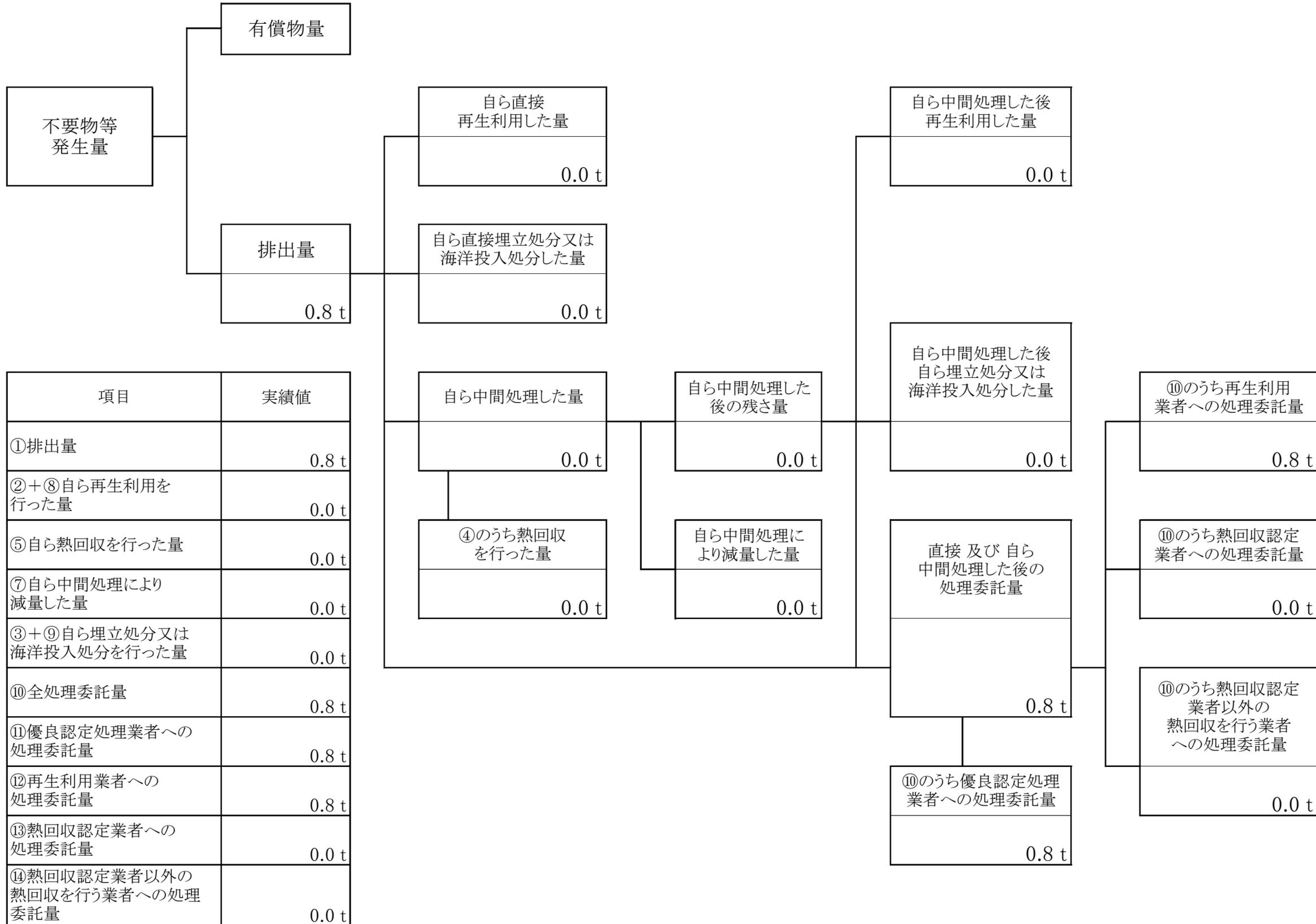
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 石綿含有産業廃棄物)



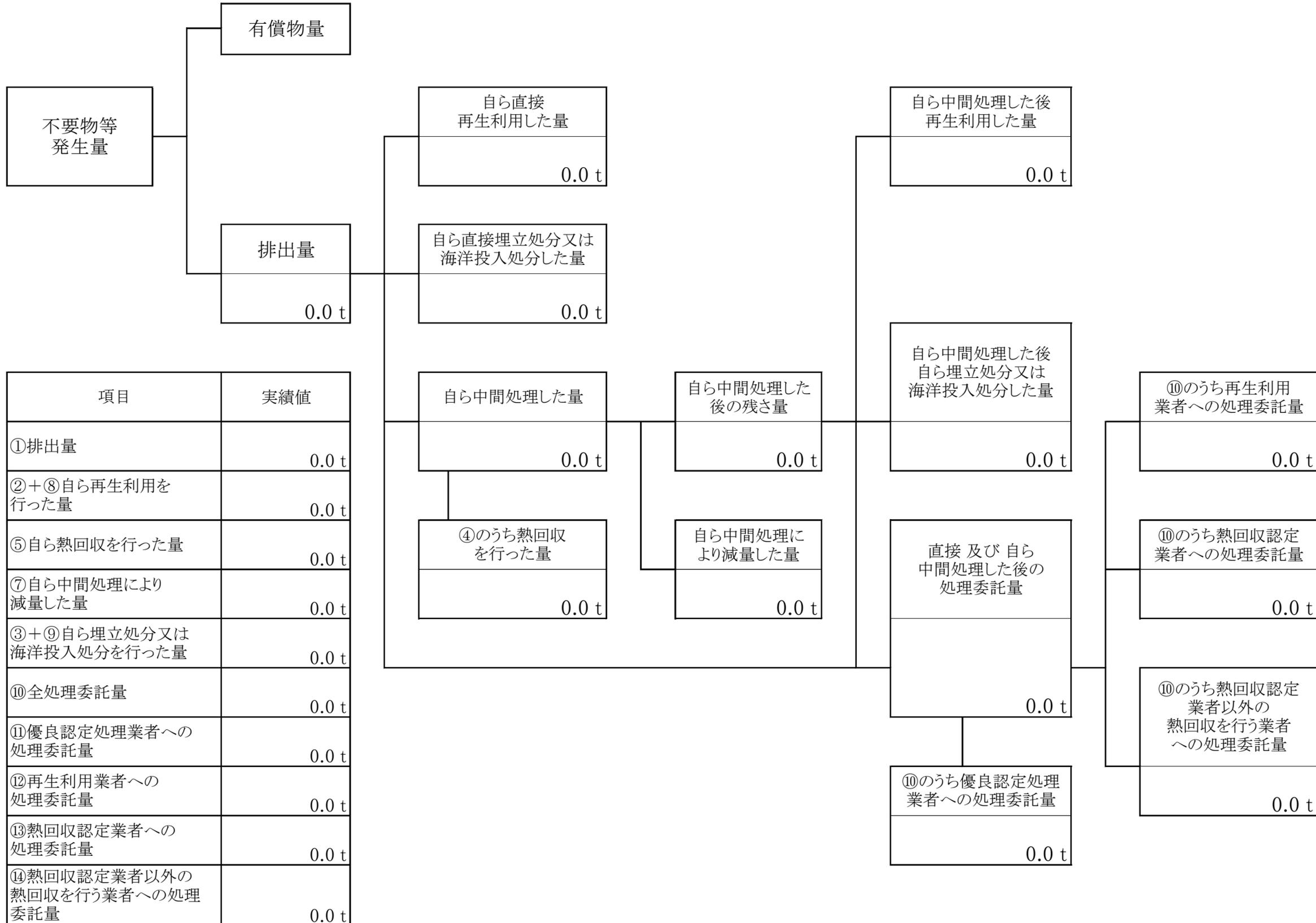
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃電池類)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 燃え殻)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 13日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

提出者

住 所 千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1
住友化学株式会社 千葉工場 (袖ヶ浦地区)
氏 名 常務執行役員千葉工場長 奥 憲章
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0438-63-1212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場 (袖ヶ浦地区)
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1
計画期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業 小分類：有機化学工業製品製造業
② 事業の規模	前年度(令和6年度)の製造品出荷額 1,698億円
③ 従業員数	813名 (令和7年3月1日時点)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1のとおり」

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図) 「別紙2のとおり」										
特別管理産業廃棄物の処理の抑制に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	排出量(t)	278.5	145.0	0.004	36.0	0.005	0.004	0.003	0.0002	459.5
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> 1997.6.26付でISO14001の認証を取得し、毎年度、「環境管理実施計画」を作成している。 また、この中で廃棄物の減量化、排出抑制及び有効利用の推進を行っている。 ISO14001の取組みを継続し、「環境管理実施計画」を作成し、確実に実施。 取組状況は、実績評価を2回/年実施し、進捗度管理を行ない、次年度計画に反映させている。 										
②計画	【目標(令和7年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	排出量(t)	260	100	0.1	10	0.1	0.1	0.1	0.1	370.5
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> 今後もこれまでの取組みを継続する。 										
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 工場の「廃棄物処理規則・要領」を定め、この中で、分類基準を作成し、廃棄物の性状、処理方法に応じた分類を実施している。 これにより、工場内で発生する全ての廃棄物は登録(番号付け)され、リスト化して管理している。 全ての特別管理産業廃棄物について、管理体制(分析による分別等)を徹底し、法的に有効な保管場所を定めている。 不用物となった高濃度PCB機器(安定器)について、専門業者に依頼し、減量化を行っている。 									
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 今後もこれまでの取組みを継続する。 									

自ら行なう特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組) ・実績なし。									
②計画	【目標(令和7年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。									
自ら行なう特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(これまでに実施した取組) ・実績なし。										
②計画	【目標(令和7年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(今後実施する予定の取組) ・予定なし。										

自ら行なう特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) ・昭和62年に設置届を提出し、遮断型最終処分場を保有しているが、平成12年度以降埋立実績はありません。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②計画	【目標(令和7年度)】									
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・予定なし。	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別管産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
①現状	【前年度(令和6年度)実績】									
	特別管産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計
	全処理委託量(t)	278.5	145.0	0.004	36.0	0.005	0.004	0.003	0.0002	459.5
	優良認定処理業者への処理委託量	0.6	145.0	0.004	26.9	0.005	0.004	0.003	0.0002	172.4
	再生利用業者への処理委託量	0.0	0	0	30.4	0	0	0	0.0002	30.4
	認定熱回収業者への処理委託量	0.4	0	0	0	0	0	0	0	0.4
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.2	0	0	0	0.005	0.002	0.003	0	0.2	
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・引火性廃油の委託は、焼却処理よりも、有効利用の中間処理(最終)業者の比率を高めてきている。 ・全ての特別管理産業廃棄物の処分委託は、埋立て処分ではない、有効利用の中間処理(最終)業者へ委託している。 ・焼却処理については、廃棄物処理法第3条の自己処理責任の精神により、工場構内に設置した焼却炉で処分することを原則とする。 ・既存の契約先への優良認定及び認定熱回収取得の働きかけ。 ・高度の再資源化技術を持つ委託先の開拓。 										

【目標(令和7年度)】										
産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	強アルカリ	強酸	PCB廃棄物	感染性廃棄物	汚泥(有害)	廃油(有害)	廃水銀等	合計	
全処理委託量	260	100	0.1	10	0.1	0.1	0.1	0.1	371	
優良認定処理業者への 処理委託量	200	80	0.1	10	0.1	0.1	0.1	0.1	291	
再生利用業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0.1	0	
認定熱回収業者への 処理委託量	10	0	0	0	0	0	0	0	10	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	50	0	0.1	0	0.1	0.1	0.1	0	50	
(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取組み(優良評価委託先の優先、認定熱回収業者の優先、再利用・再資源化優先、分別徹底および減量化等)の継続。										
【前年度(令和6年度)実績】										
電子情報処理組織の使用に関する事項 特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 423.5 t										
(今後実施する予定の取組等) ・現状、100%電子マニフェスト化している。今後も100%電子マニフェスト化を継続する。										
※事務処理欄										

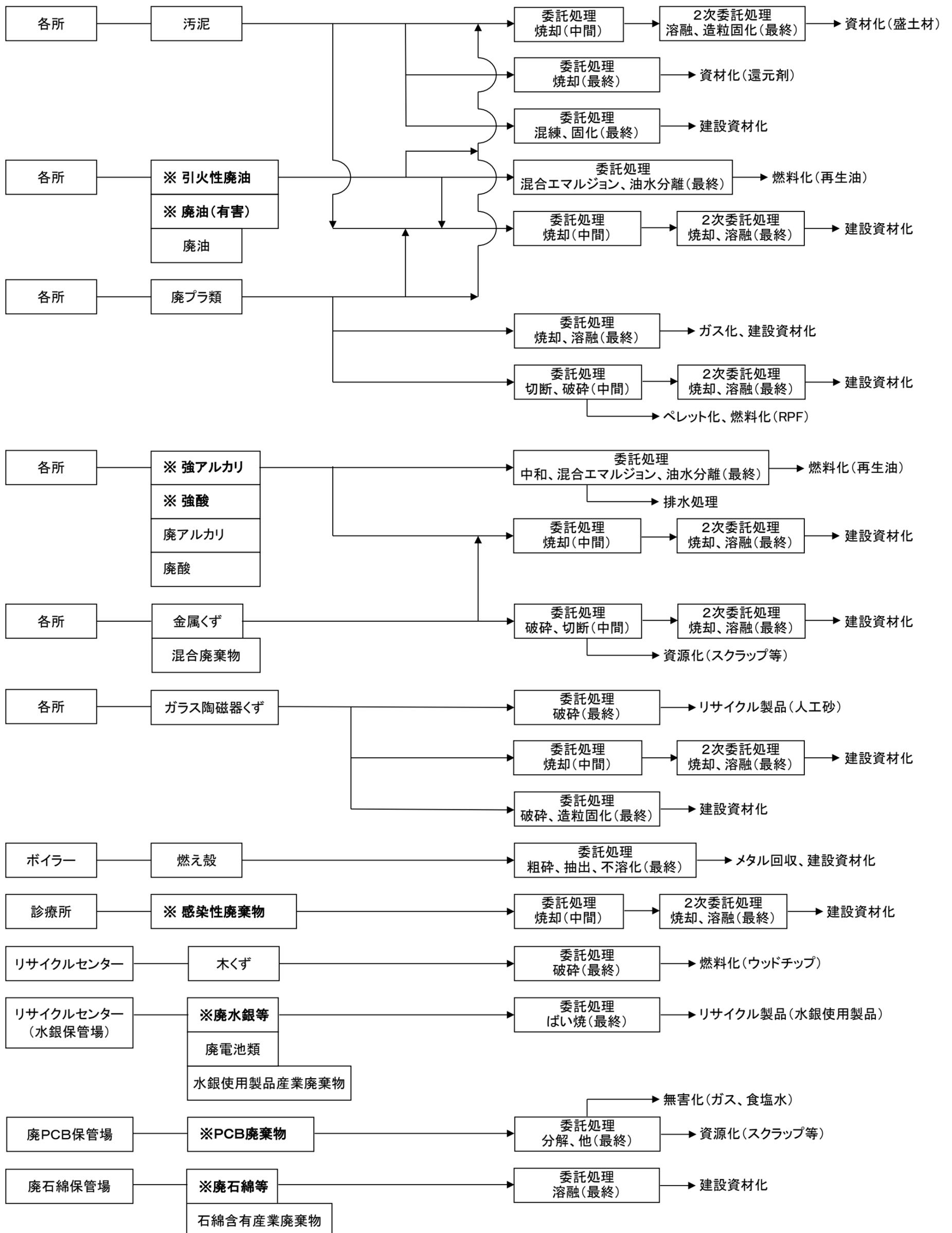
(第6面)

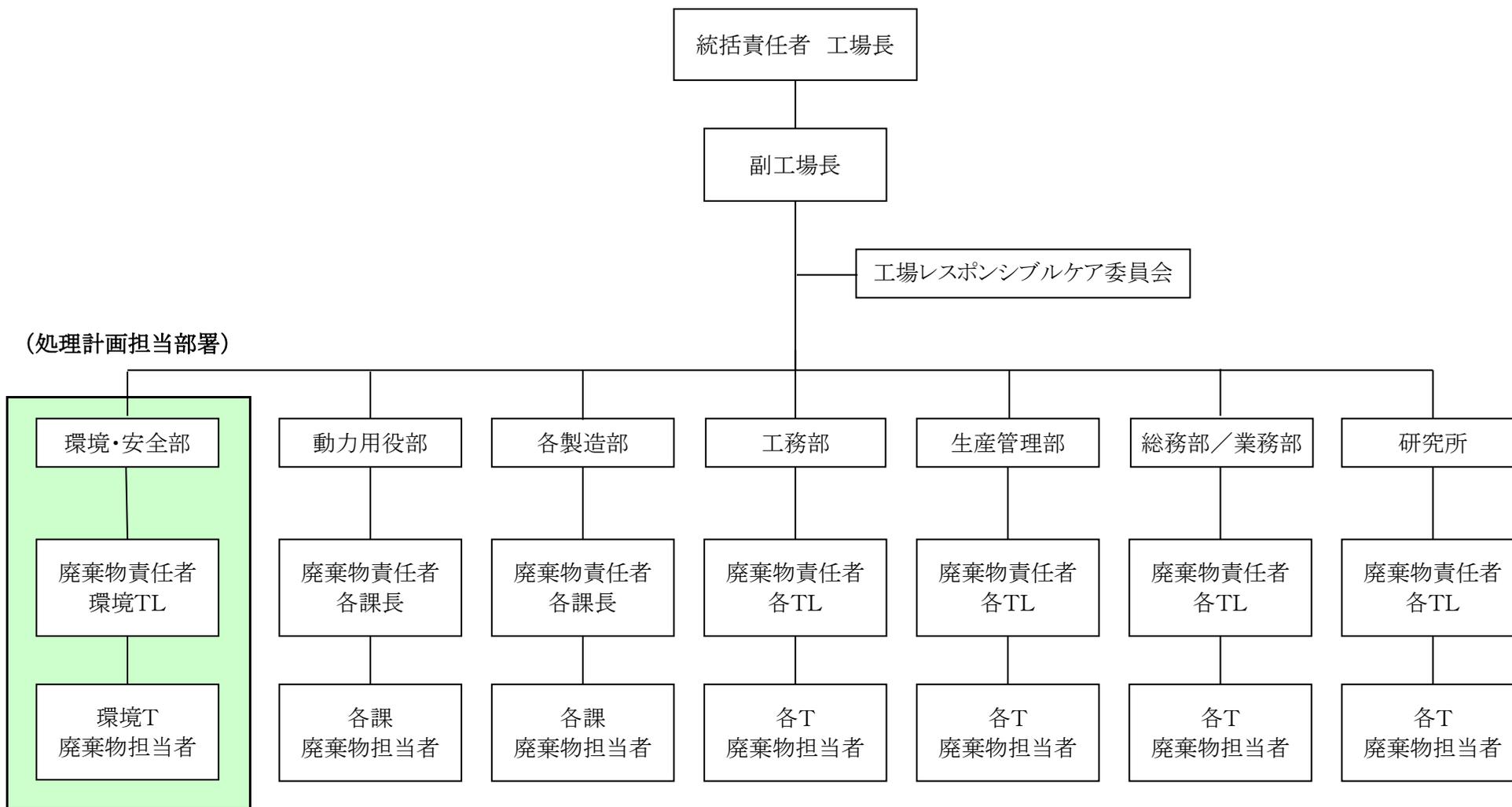
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の一連の処理工程(袖ヶ浦地区)

※ … 特別管理産業廃棄物





※T=チーム、TL=チームリーダー

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月13日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者

住所 千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1

住友化学株式会社 千葉工場(袖ヶ浦地区)

氏名 常務執行役員千葉工場長 奥 憲章

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-63-1212

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場(袖ヶ浦地区)
事業場の所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖9番地1
事業の種類	大分類:製造業 中分類:化学工業 小分類:有機化学工業製品製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	605.0 t	全処理委託量	605.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	335.0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	0.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	15.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	60.0 t

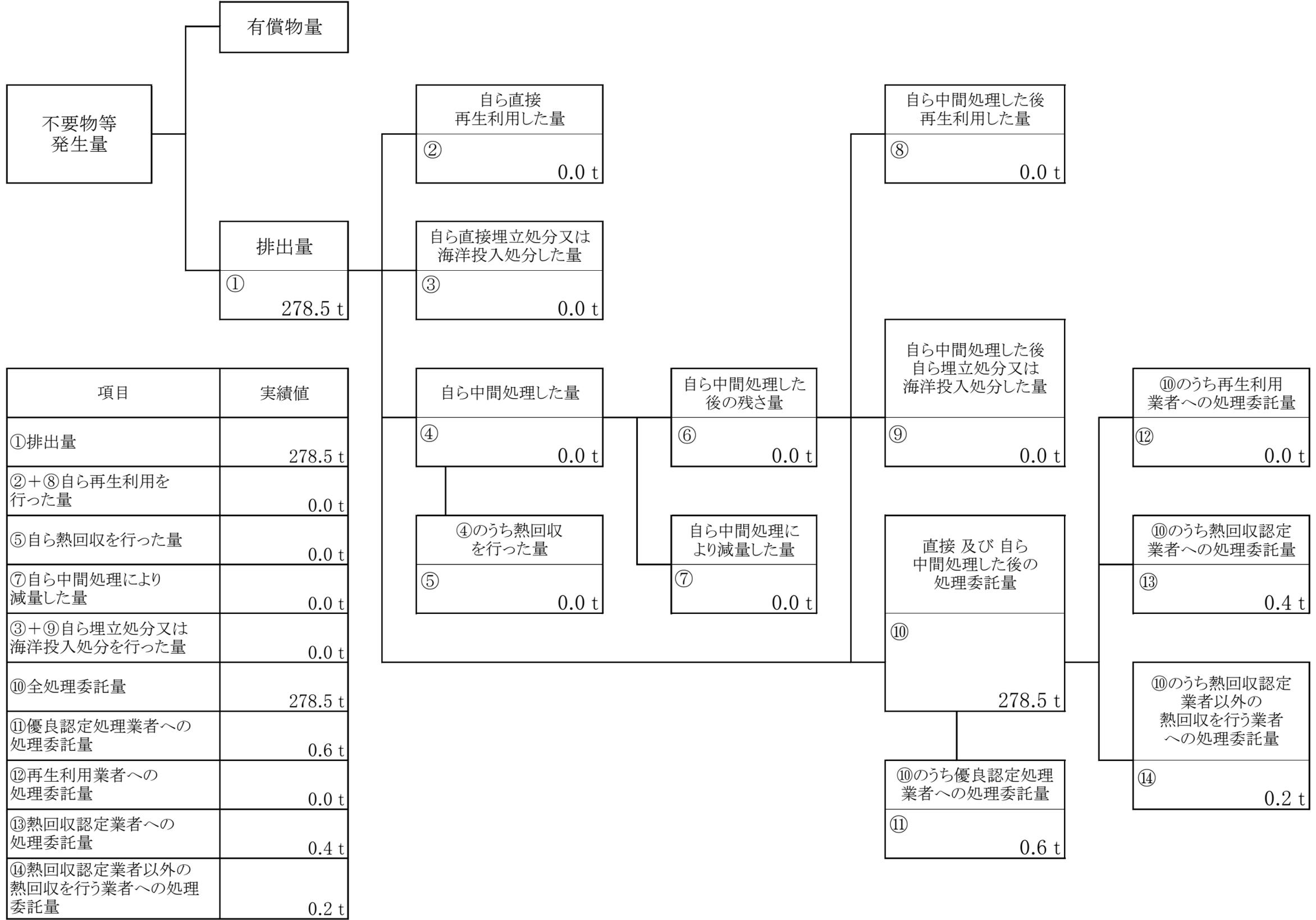
電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度(令和5年度)	676.3 t
	前年度(令和6年度)	423.5 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
現状、100%電子マニフェスト化している。		

※事務処理欄

計画の実施状況

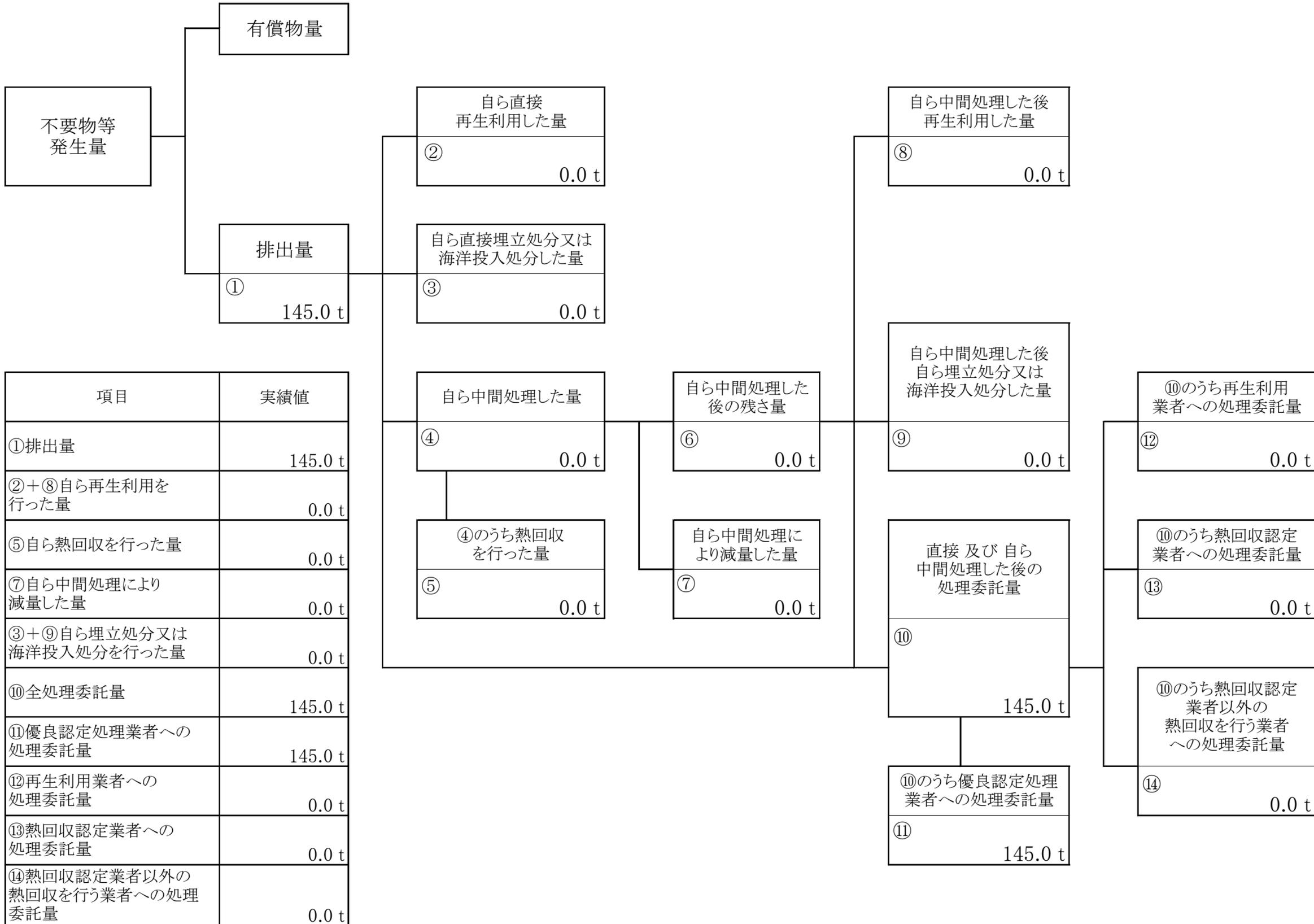
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(引火性))



項目	実績値
①排出量	278.5 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	278.5 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.6 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.4 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.2 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ(強アルカリ))



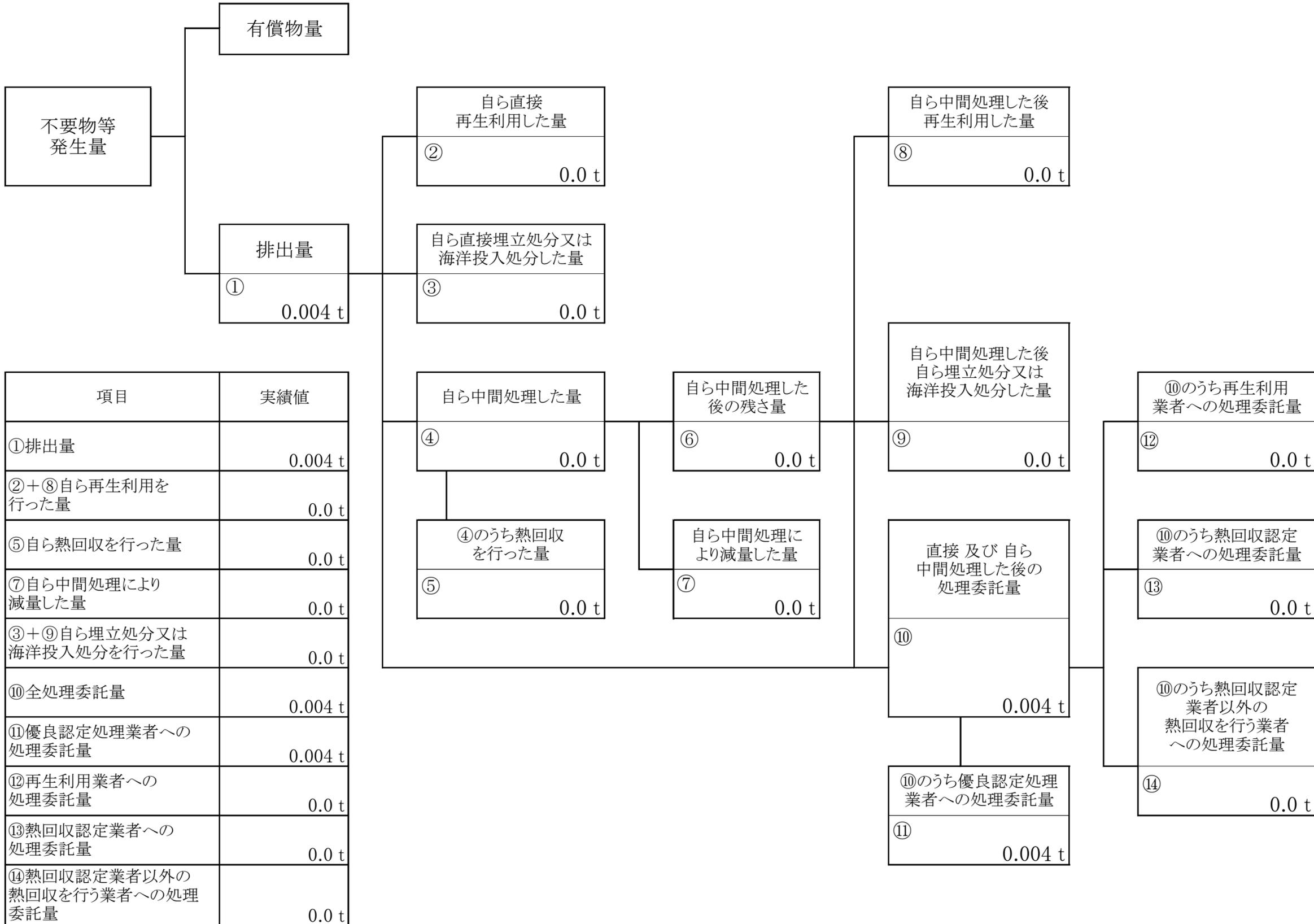
項目	実績値
①排出量	145.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	145.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	145.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

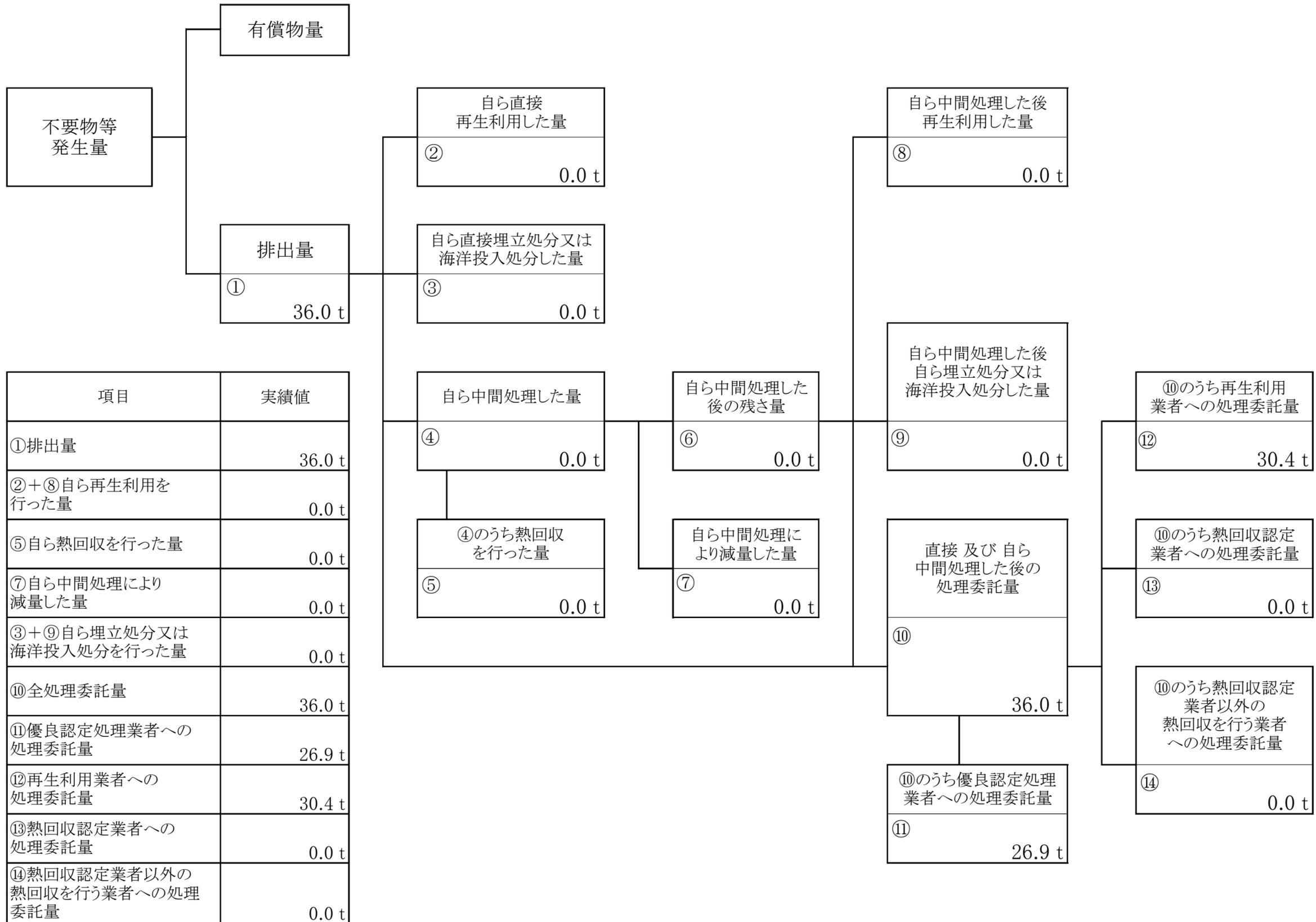
廃酸(強酸)

)



計画の実施状況

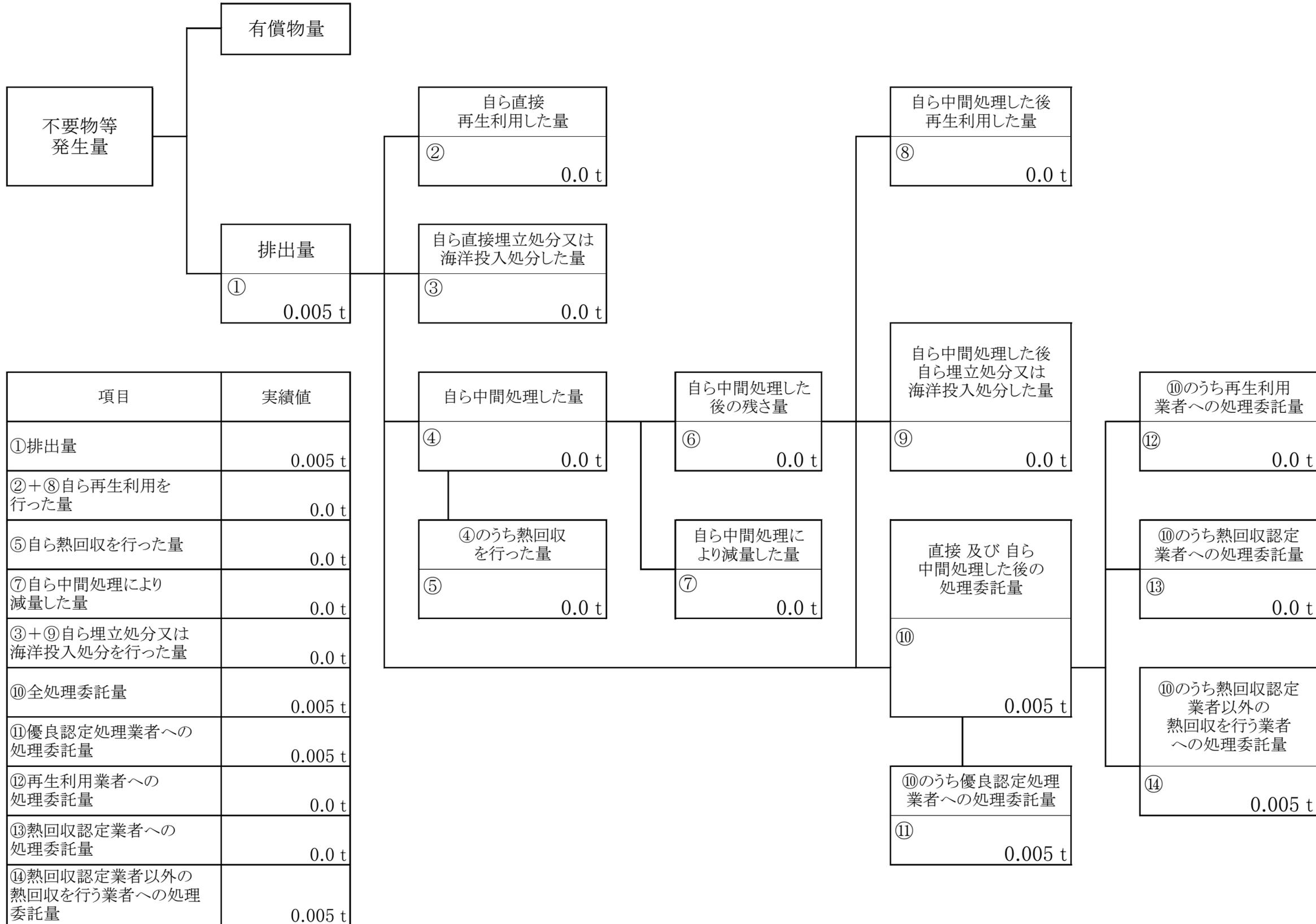
(特別管理産業廃棄物の種類: PCB廃棄物)



項目	実績値
①排出量	36.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	36.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	26.9 t
⑫再生利用業者への処理委託量	30.4 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

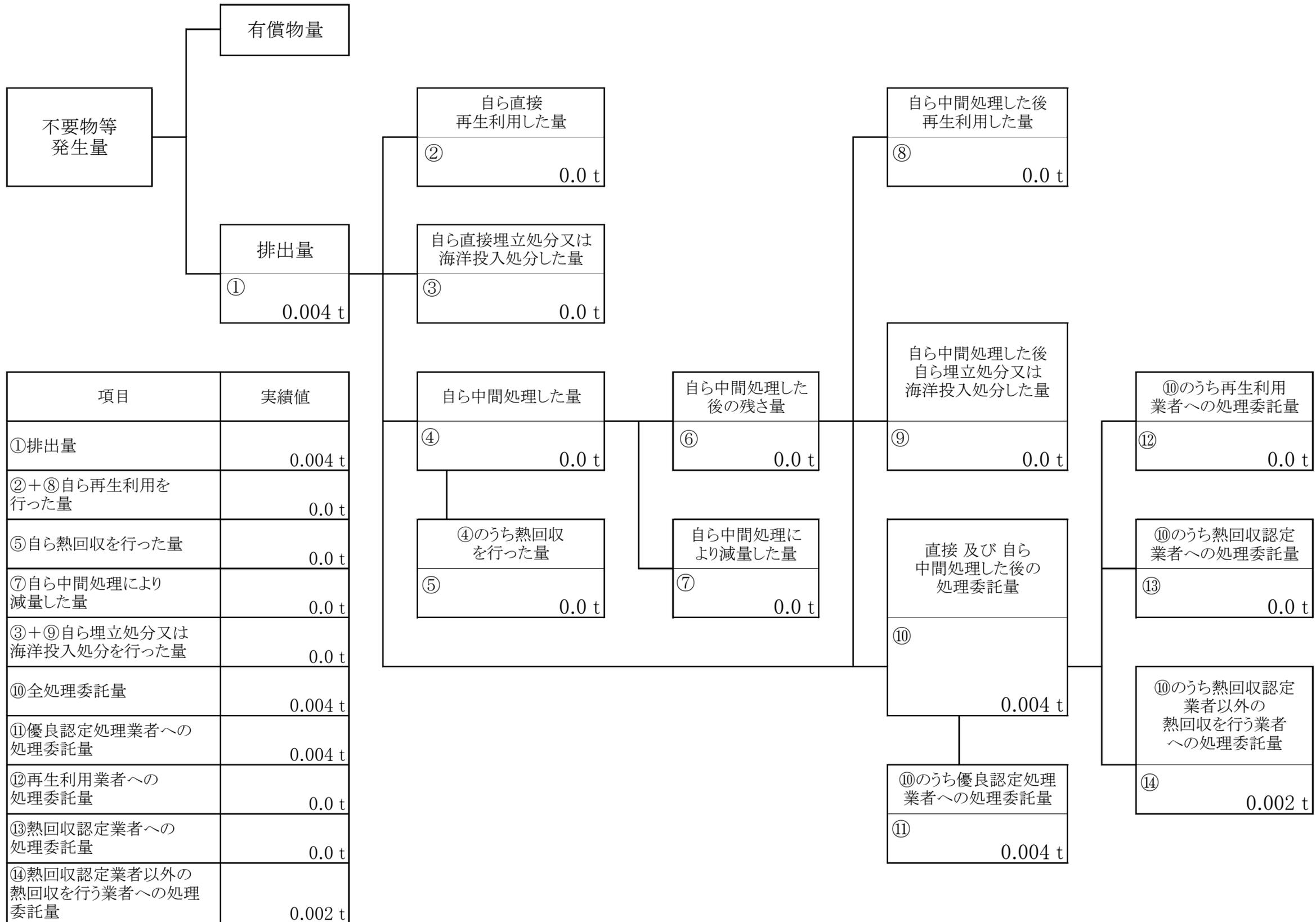
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 感染性廃棄物)



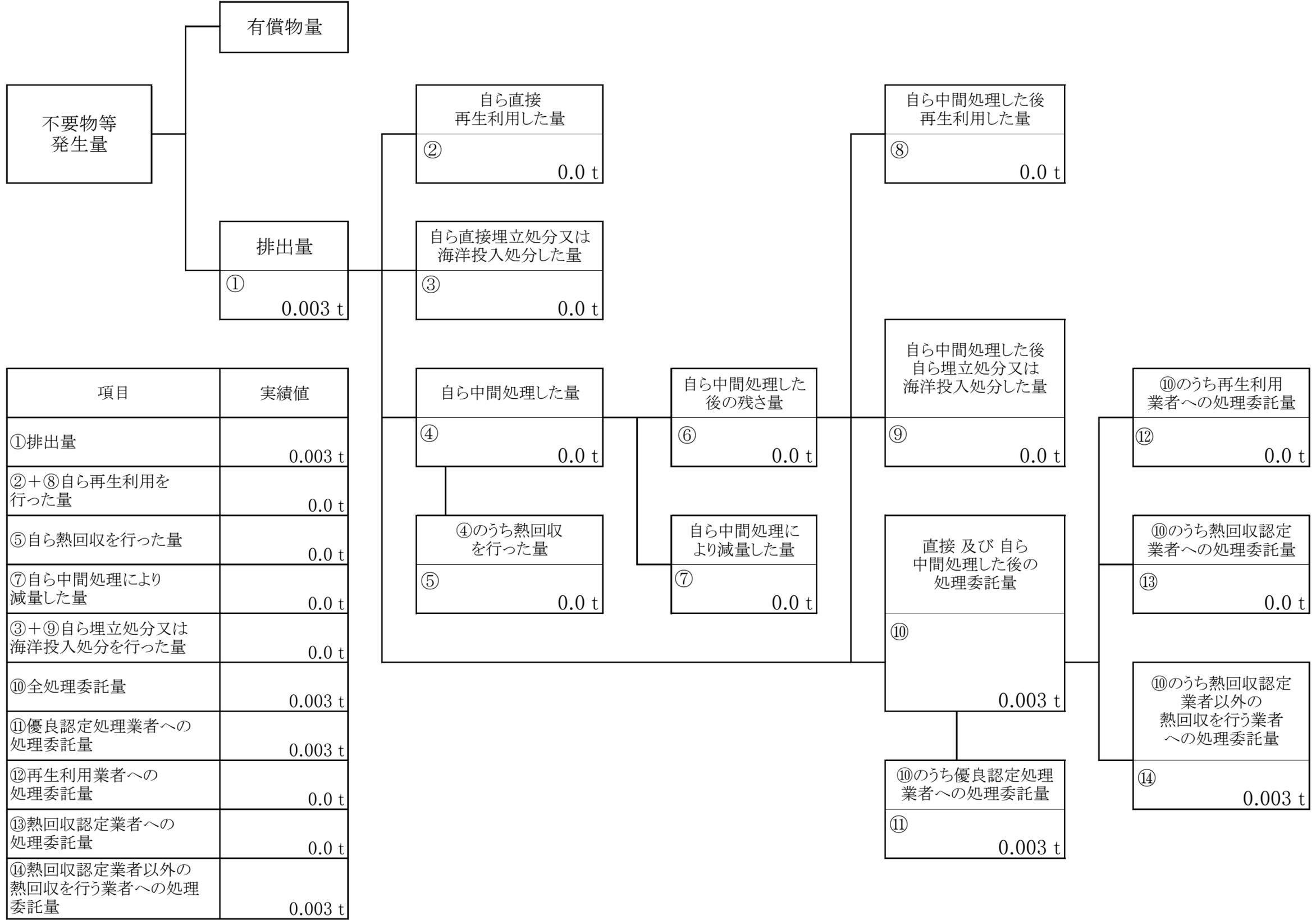
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 汚泥(有害))



計画の実施状況

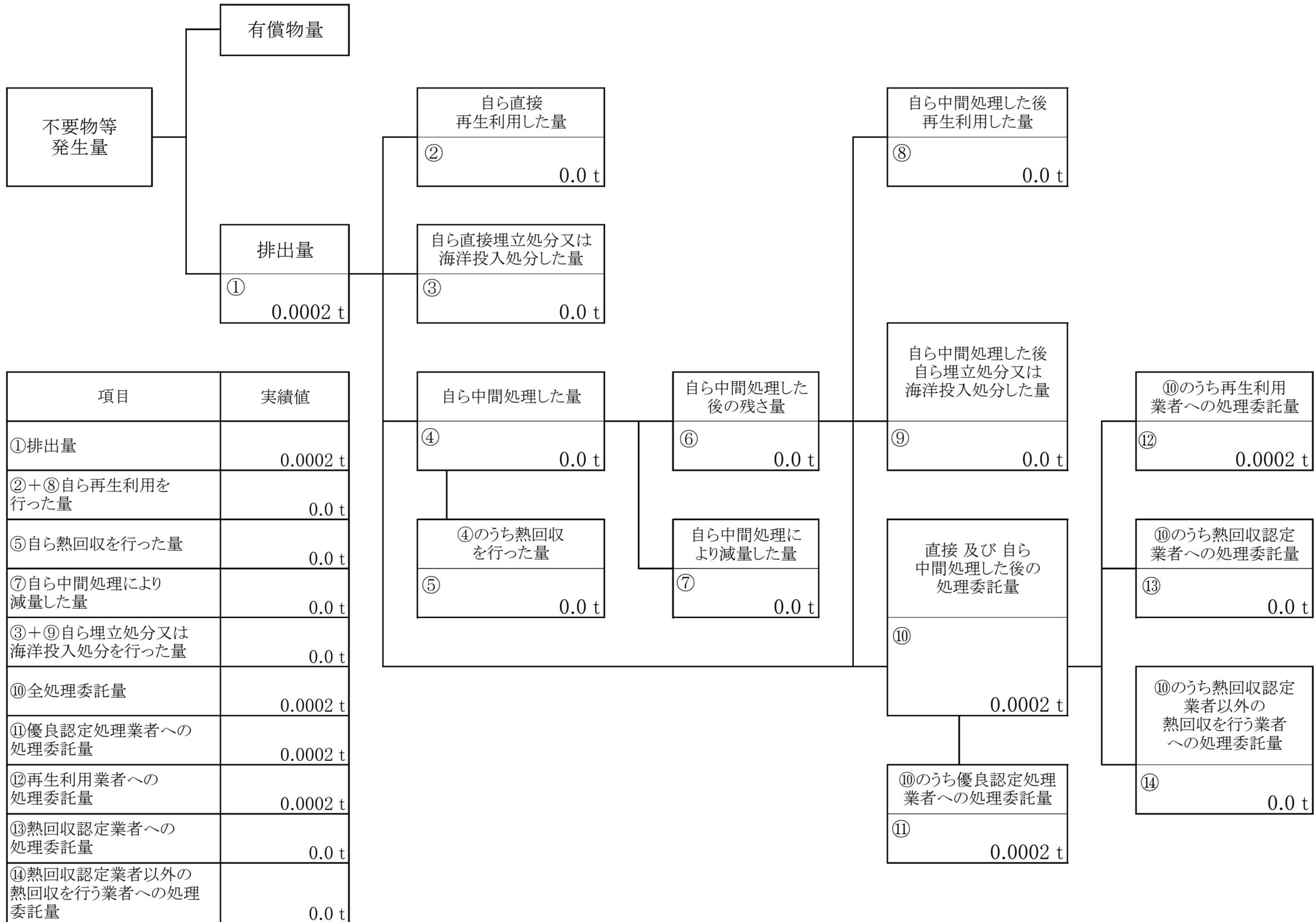
(特別管理産業廃棄物の種類: 廃油(有害))



項目	実績値
①排出量	0.003 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.003 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.003 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.003 t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 廃水銀等)



項目	実績値
①排出量	0.0002 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0002 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0002 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0002 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月3日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒276-0022
住 所 千葉県八千代市上高野1384-1
氏 名 住友精化株式会社 千葉工場
工場長 青木 崇幸
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 047-483-0115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友精化株式会社 千葉工場
事業場の所在地	〒276-0022 千葉県八千代市上高野1384番地ノ1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

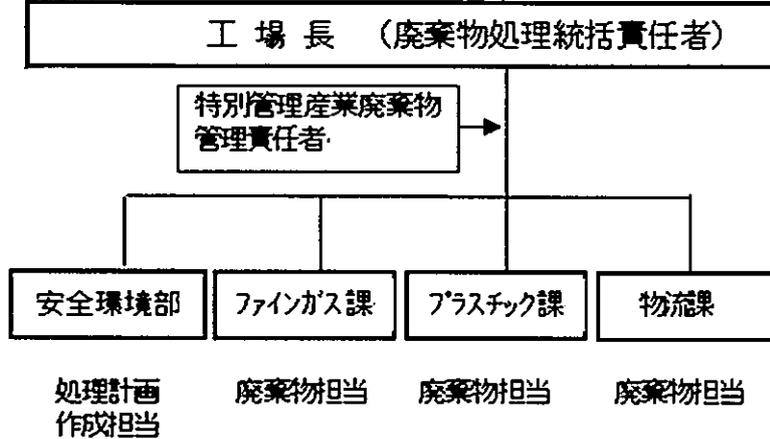
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	前年度の製品出荷額 50億円
③ 従業員数	159人 (正社員120人、常勤関係職員39人) (2025年3月末時点)

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙-1) 参照
----------------------	-----------



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙－2の通り			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙－2の通り			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内の保管場所では産業廃棄物の種類ごとに分別・表示を行って区分けしており、発生部門からの廃棄物を分別保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 区分方法は従来通りとし、表示方法・保管責任者を明確にして、分別保管を更に徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(これまでに実施した取組)		
別紙－2の通り		

(第5面)

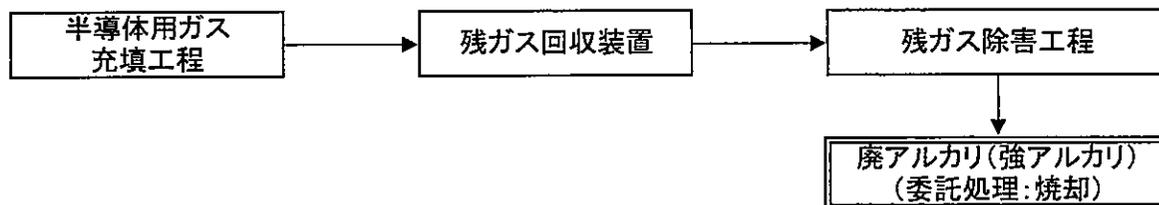
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)	別紙－2の通り	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	52.8	t
	(今後実施する予定の取組等)		
	既に、電子マニフェストを導入済。		
※事務処理欄			

(第6面)

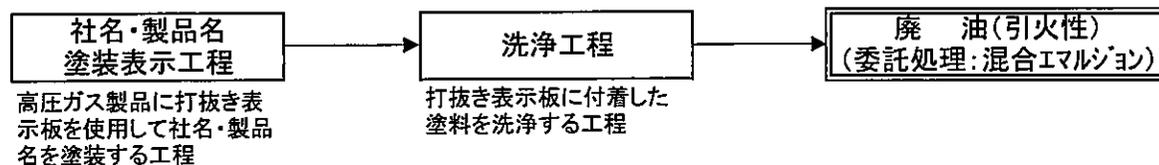
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

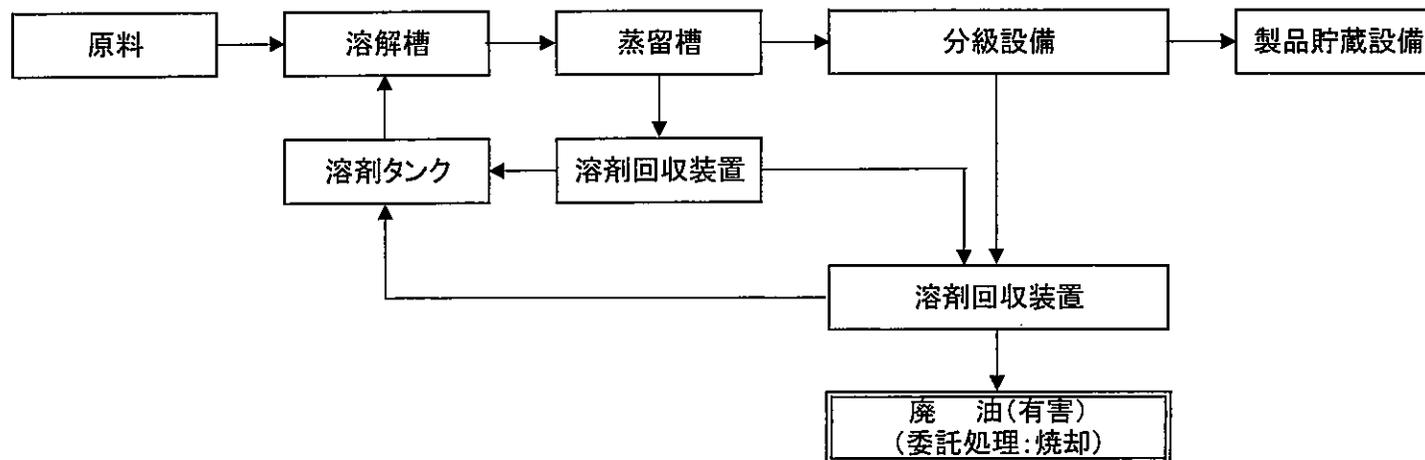
【 半導体用ガス充填工程 】



【 高圧ガス製品出荷工程 】



【 粉末プラスチック製造工程 】



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状	【前年度（2024年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃油 (有害)	廃油 (引火性)
	排出量	44.2 t	8.2 t	0.4 t
	(これまでに実施した取組) ・生産効率や作業方法の見直しおよび各設備の性能維持管理を徹底することにより、廃棄物削減に努めた。			
② 計 画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃油 (有害)	廃油 (引火性)
	排出量	45.0 t	12.0 t	0.4 t
	(今後実施する予定の取組) ・生産量増加に伴う廃棄物排出量の増加分は引続き生産効率を上げることにより、廃棄物排出量の削減に努める。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（ 2024 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃油 (有害)	廃油 (引火性)	
全処理委託量	44.2 t	8.2 t	0.4 t	
優良認定処理業者 への処理委託量	44.2 t	8.2 t	0.4 t	
再生利用業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者 への処理委託量	44.2 t	8.2 t	0 t	
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0.4 t	

(これまでに実施した取組)

- ・高リサイクル率が望める処理業者の選定。
- ・信頼できる処理業者への委託。
- ・定期的な現地調査。

② 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (強アルカリ)	廃油 (有害)	廃油 (引火性)	
全処理委託量	45.0 t	12.0 t	0.4 t	
優良認定処理業者 への処理委託量	45.0 t	12.0 t	0.4 t	
再生利用業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
認定熱回収業者 への処理委託量	45.0 t	12.0 t	0 t	
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0.4 t	

(今後実施する予定の取組)

- ・引続きリサイクルの推進を行う。
- ・認定熱回収業者を優先的に選定する。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒261-8507

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-8

氏 名 セイコーインスツル株式会社

（法人 代表取締役社長 遠藤 洋一

電話番号 043-211-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セイコーインスツル株式会社 高塚事業所
事業場の所在地	千葉県松戸市高塚新田563
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

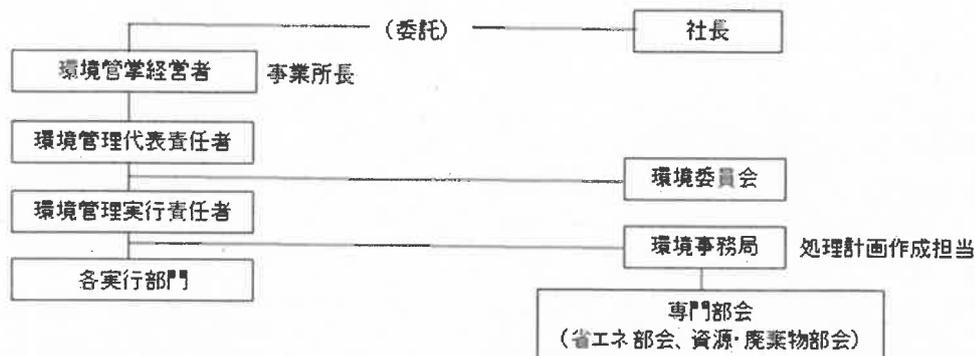
① 事業の種類	E32-その他の製造業
② 事業の規模	5.2億円
③ 従業員数	428人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	別紙2の通り t	t
	(これまでに実施した取組) ・事業所全体の廃棄物削減推進 ・歩留り向上の推進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	別紙2の通り t	t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の適正処理の継続的な維持管理		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 回路基板、電線：廃棄装置などから取り外し、有価処理に回す。 2. 什器：金属、プラスチックに分け、極力、専ら物にする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の分別、継続。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙2の通り t	t
(これまでに実施した取組)			
・脱水汚泥処理の維持管理			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙2の通り t	t
(今後実施する予定の取組)			
・脱水汚泥処理の維持管理の継続			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	別紙2の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
(これまでに実施した取組) ・事業所全体の廃棄物削減推進 ・歩留り向上の推進			

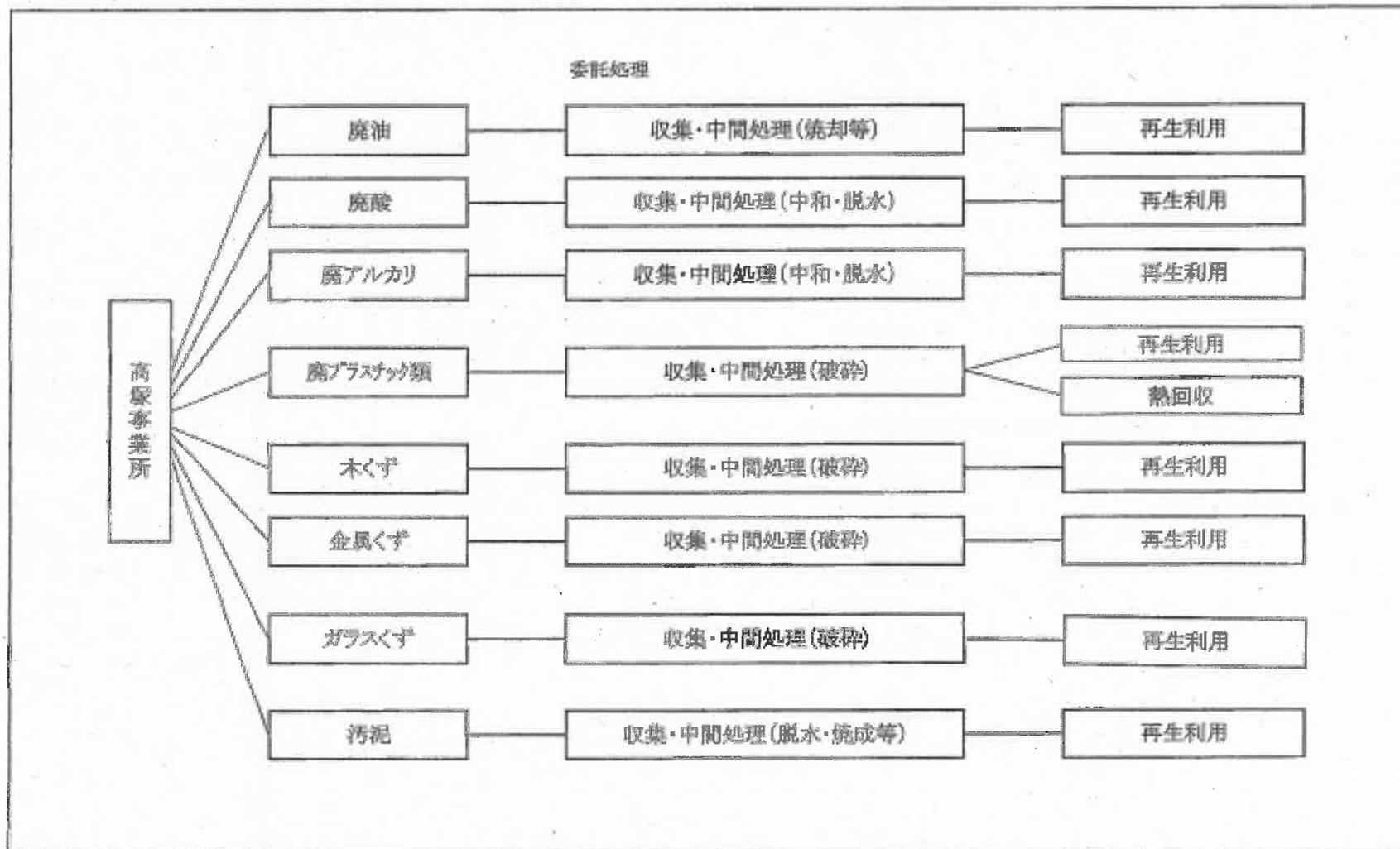
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	別紙2の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物の適正処理の継続的な維持管理		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1：産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月24日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒261-8507
 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-8
 氏名 セイコーインスツル株式会社
 (法人にあ 代表取締役社長 遠藤 洋一
 電話番号 043-211-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	セイコーインスツル株式会社 高塚事業所
事業場の所在地	千葉県松戸市高塚新田563
事業の種類	E32-その他の製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

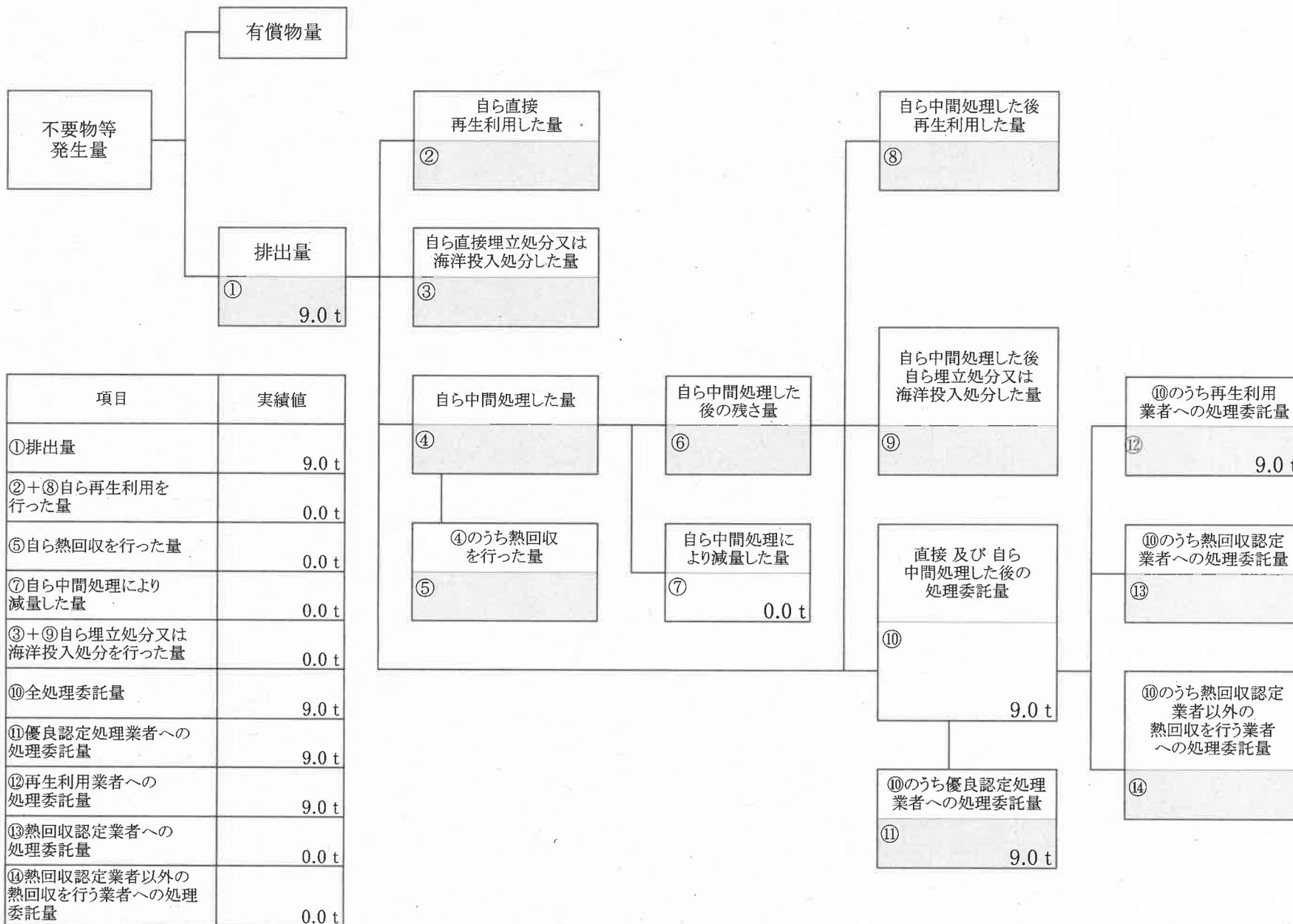
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1043.8 t	全処理委託量	167.5 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	147.5 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	167.5 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	876.3 t	認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

※事務処理欄



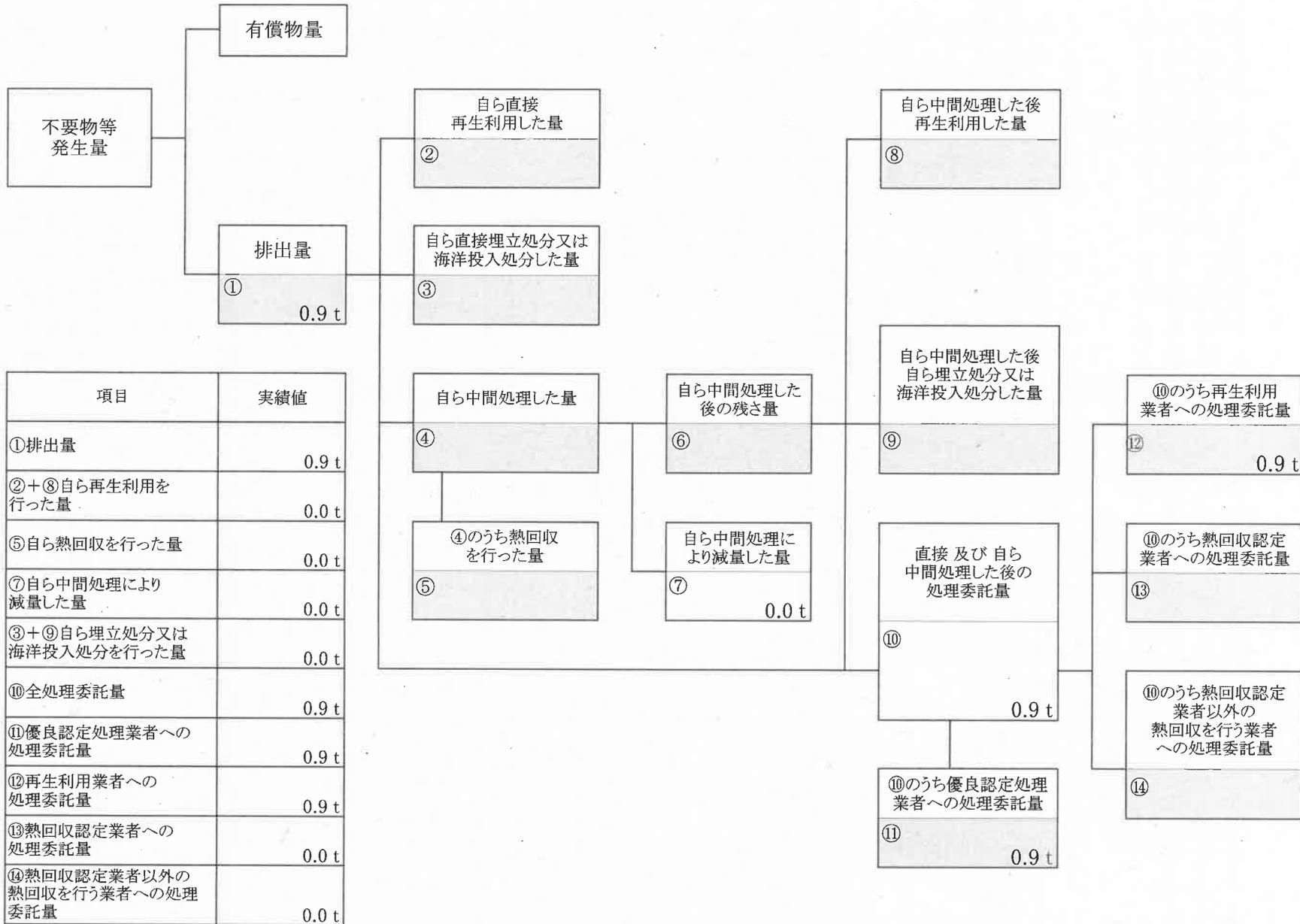
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)



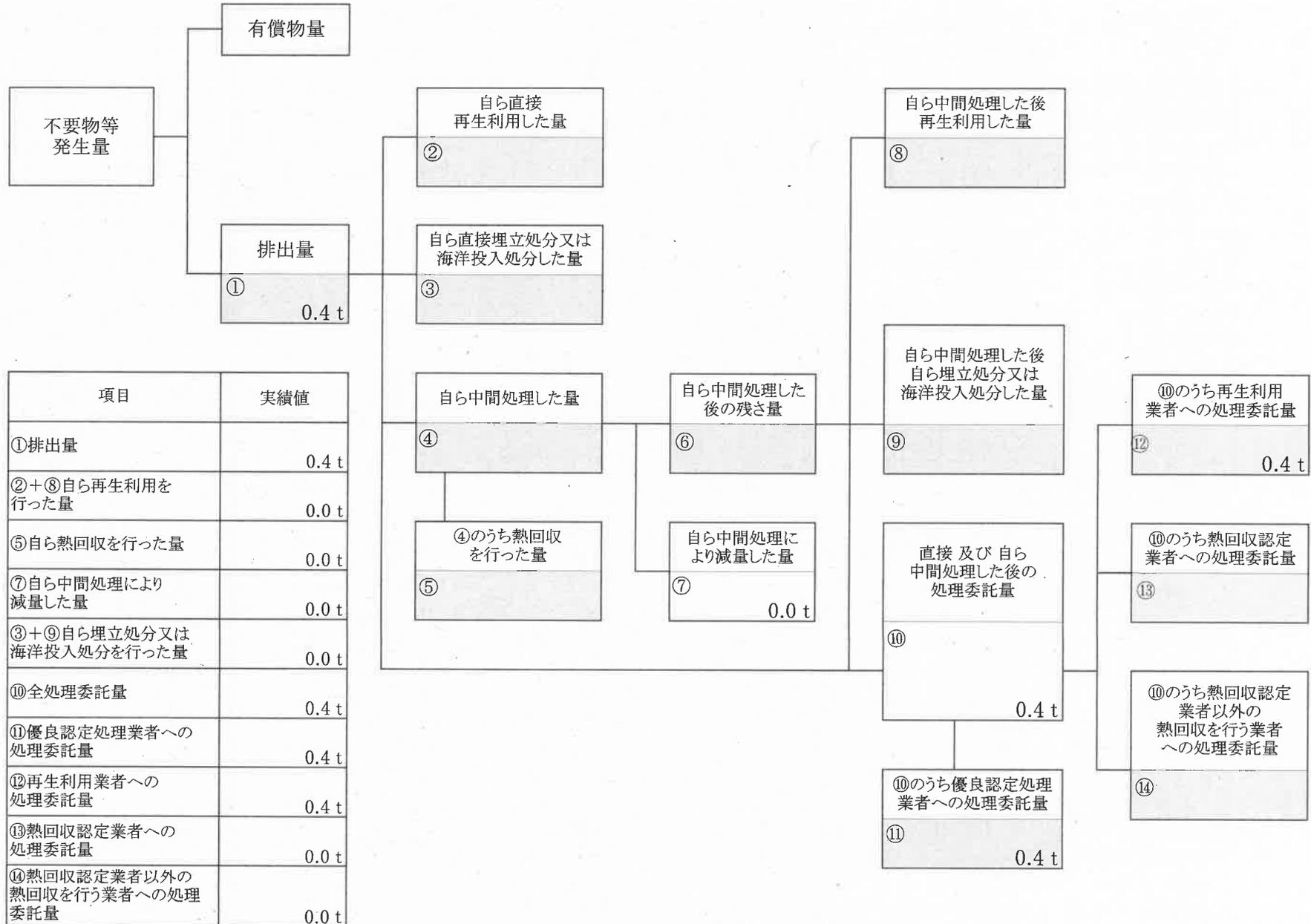
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)



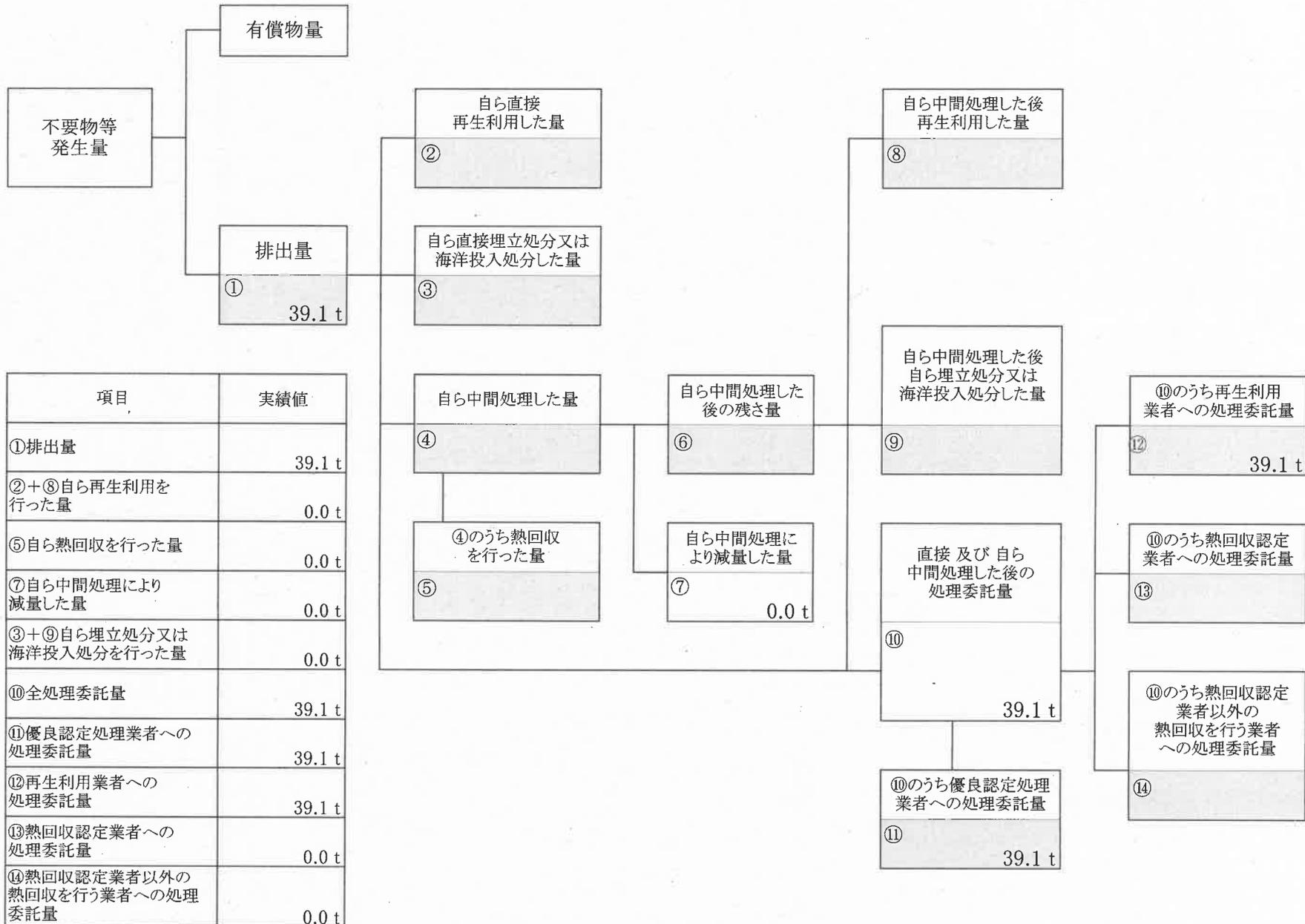
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



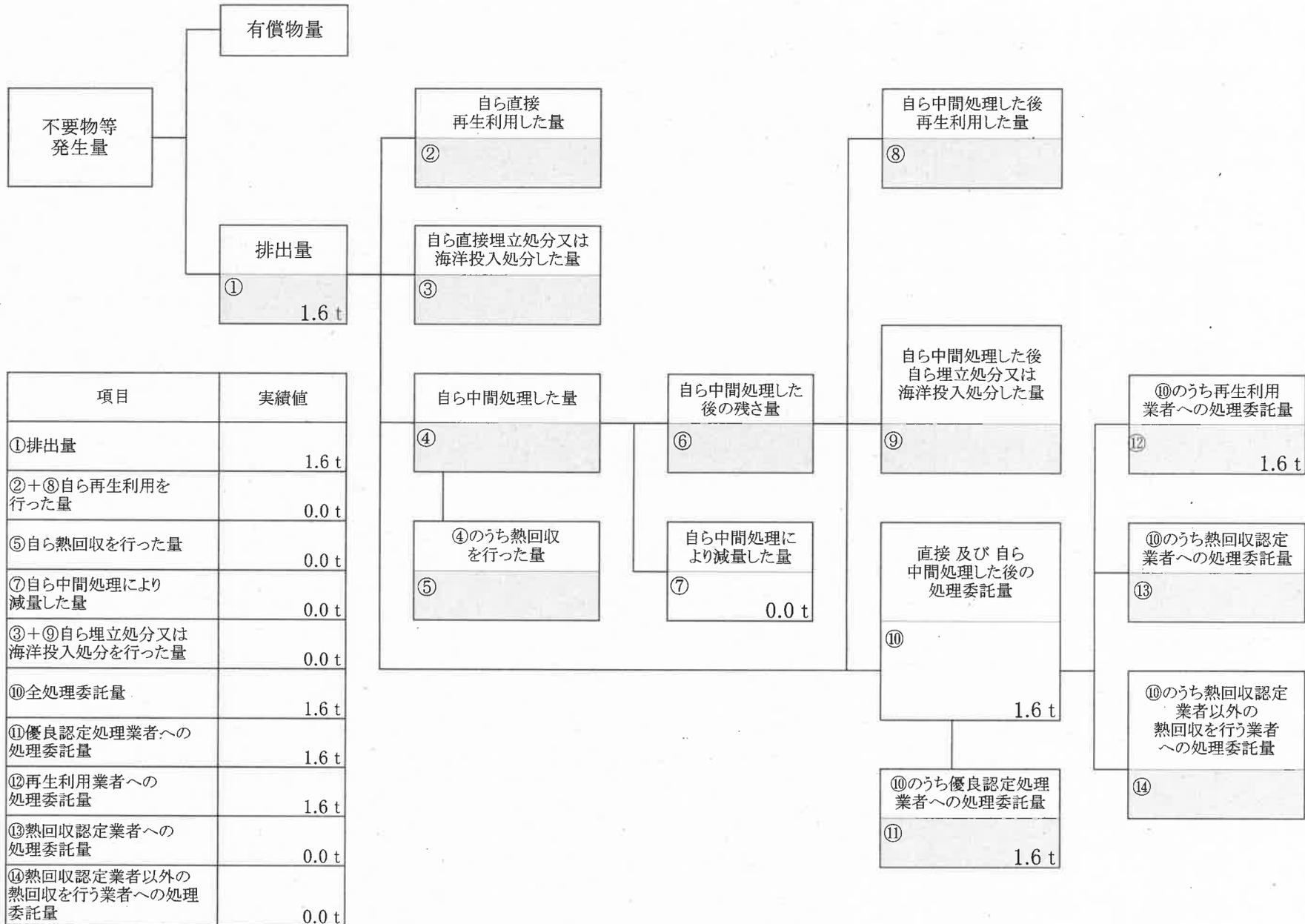
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



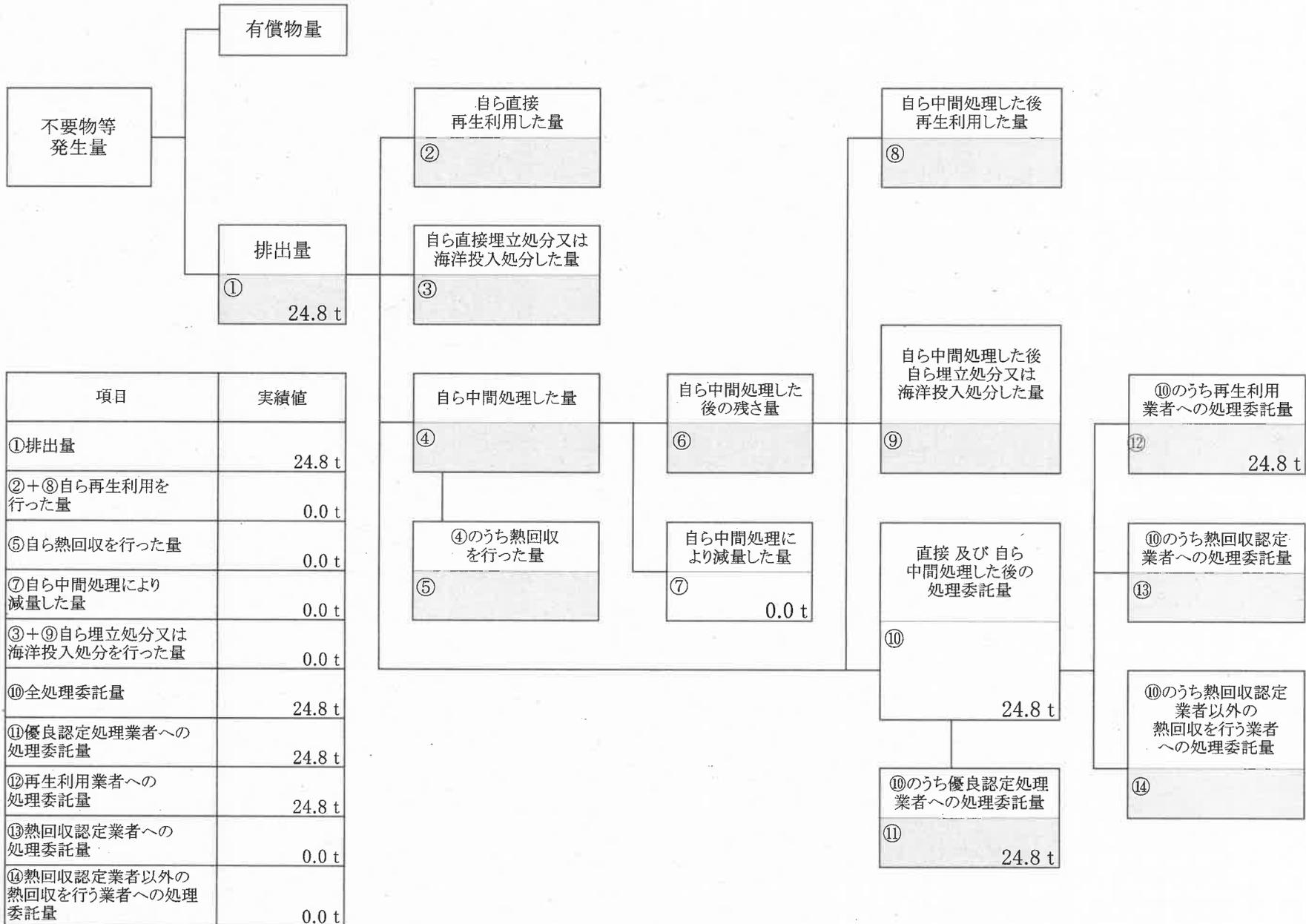
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



計画の実施状況

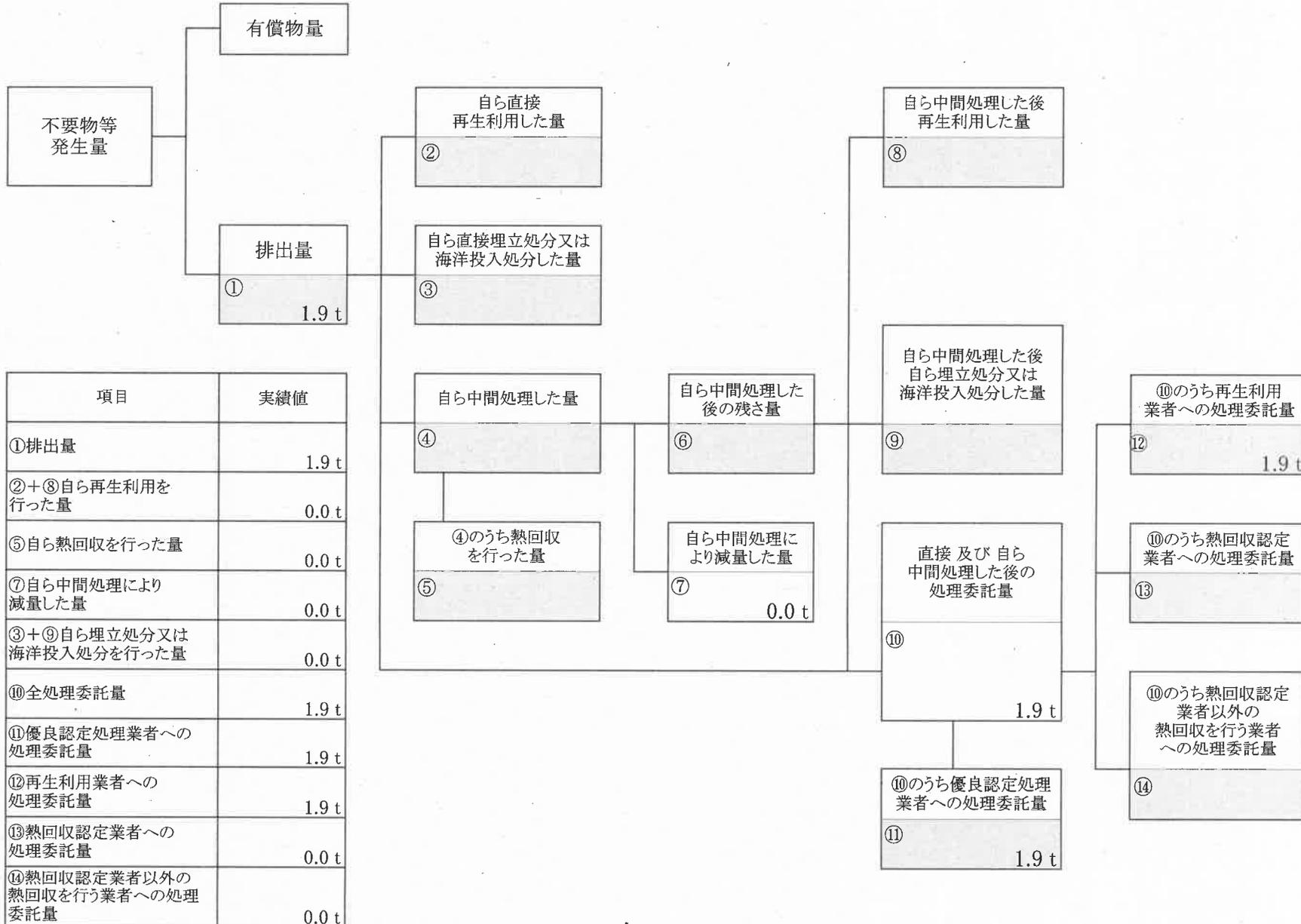
(産業廃棄物の種類: 金属くず)



項目	実績値
①排出量	24.8 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	24.8 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	24.8 t
⑫再生利用業者への処理委託量	24.8 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

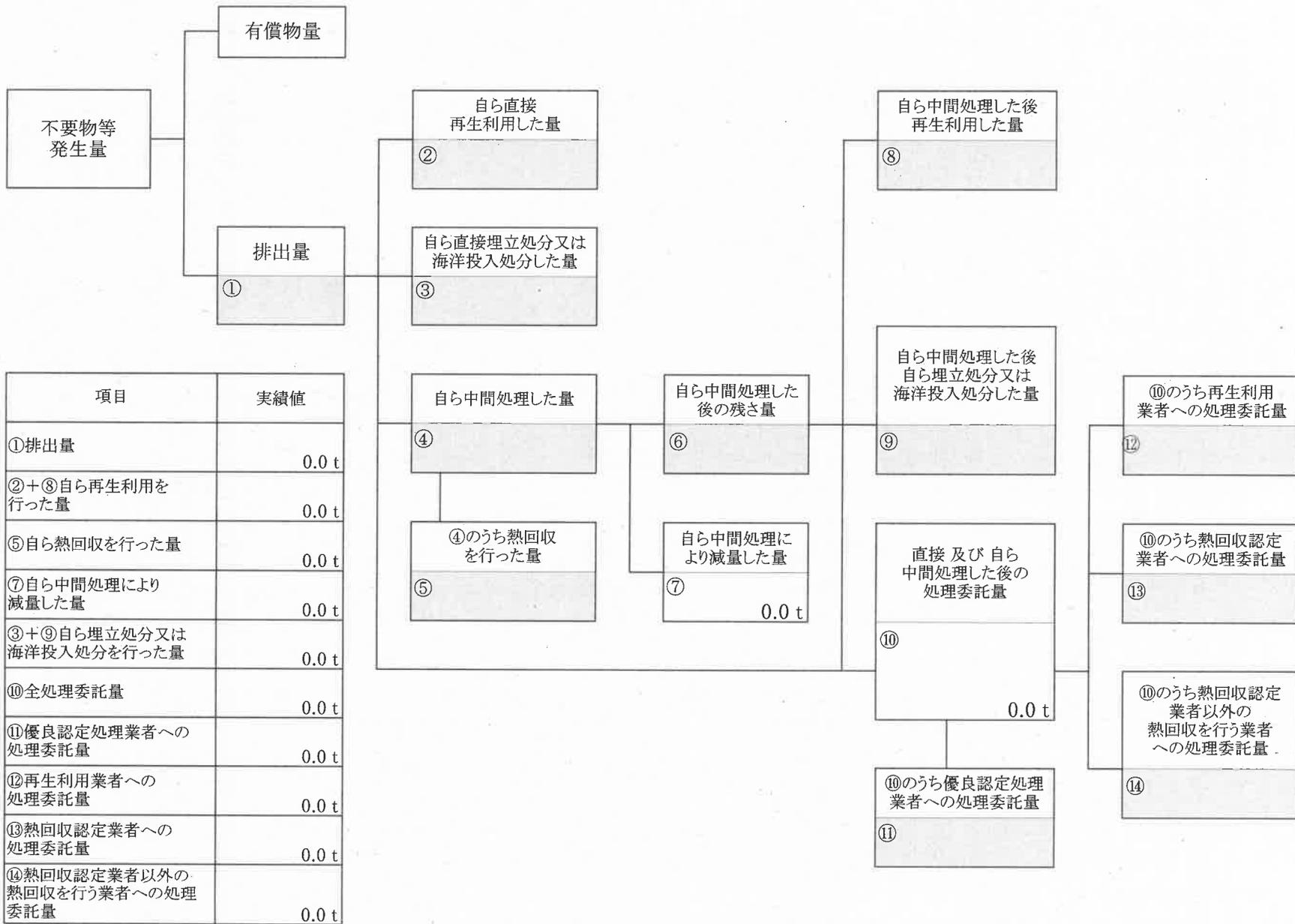
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



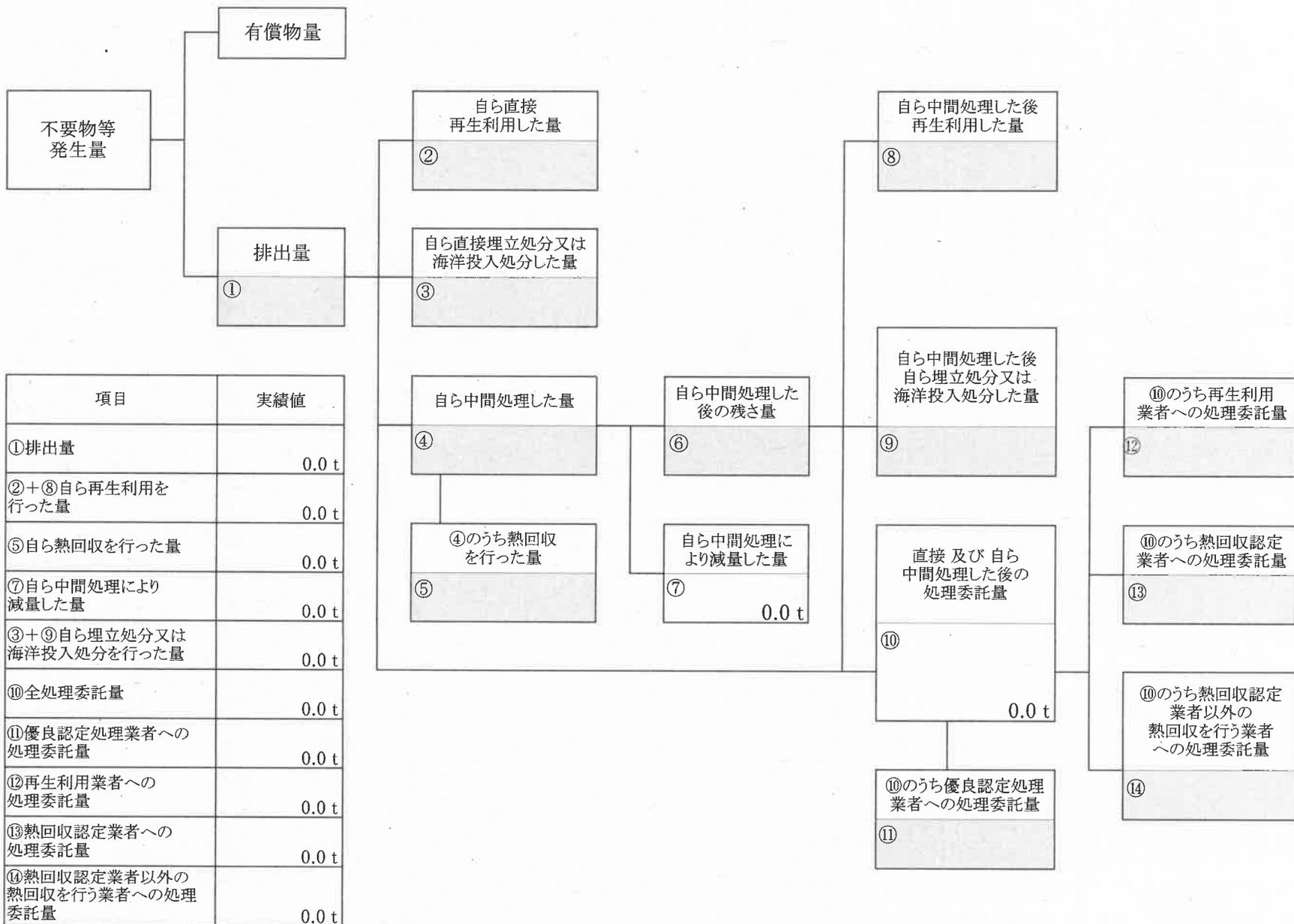
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)



項目	実績値
①排出量	0.0 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0 t
⑩全処理委託量	0.0 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒261-8507

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-8

氏 名 セイコーインスツル株式会社

代表取締役社長 遠藤 洋一

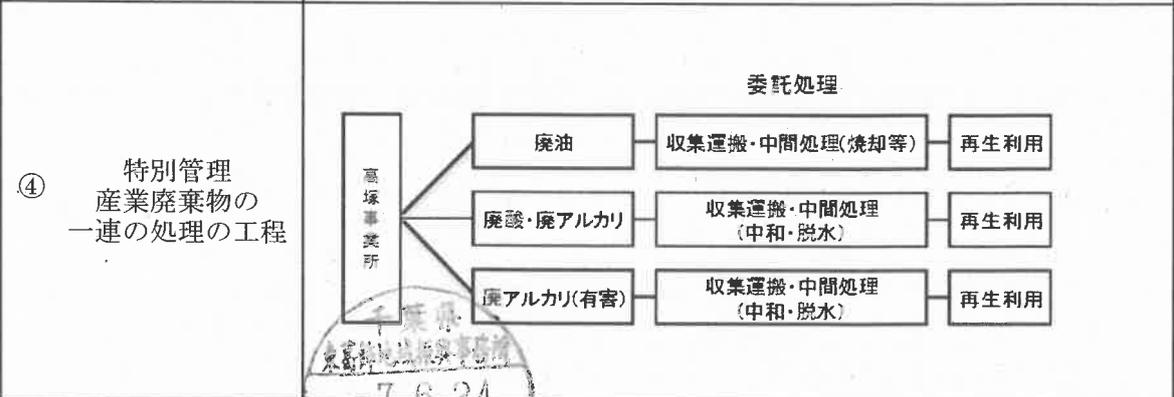
電話番号 043-211-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セイコーインスツル株式会社 高塚事業所
事業場の所在地	千葉県松戸市高塚新田563
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E32-その他の製造業
② 事業の規模	
③ 従業員数	673名

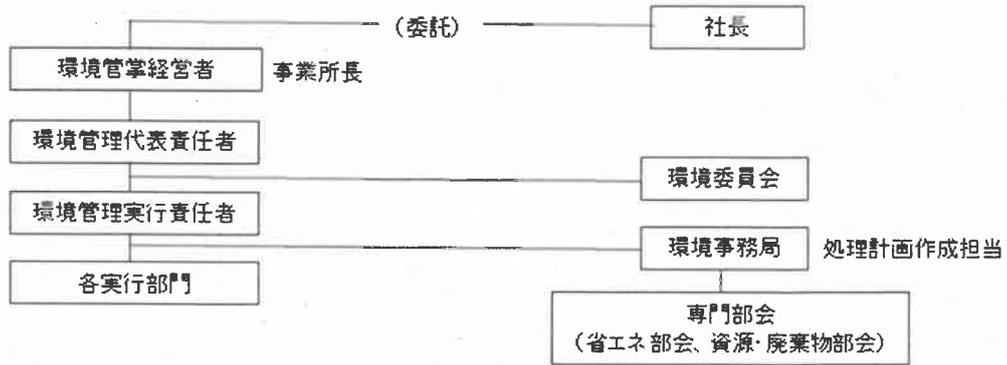


(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排出量	別紙1の通り	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	排出量	別紙1の通り	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物の保管場所である建物内を種類別に区切り、異なる種類の産廃の混在を防止している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保管場所の区分けの維持、管理を継続する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙1の通り	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	全処理委託量	別紙2-1の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2-1の通り	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙2-1の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙2-2の通り	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量		t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量		t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2-2の通り		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（令和3年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃アルカリ(有害)鉛・砒素含有	廃油	廃酸	PCB廃棄物	合計
	排出量	35.6t	40.7t	4.5t	0.3t	0.005t	81.1t
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃アルカリ(有害)鉛・砒素含有	廃油	廃酸	PCB廃棄物	合計
	排出量	40.0t	31.1t	3.6t	0.3t	0.1t	75.1t
	(今後実施する予定の取組) 継続的見守り。						

別紙2-1

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（3年度）実績】						
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃アルカリ(有害)鉛・砒素含有	廃油	廃酸	PCB廃棄物	合計
全処理委託量	35.6t	40.7t	4.5t	0.3t	0.005t	81.1t
優良認定処理業者への処理委託量	35.6t	40.7t	4.5t	0.3t	0.0t	81.1t
再生利用業者への処理委託量	35.6t	40.7t	4.5t	0.3t	0.0t	81.1t
認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—
(これまでに実施した取組) リサイクル率(減量化率)の高い廃棄物処分委託業者の情報を収集し、今後の移行も検討している。						

①現状

別紙2-2

【目標】

②計画

特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃アルカリ(有害)鉛・砒素含有	廃油	廃酸	PCB廃棄物	合計
全処理委託量	40.0t	31.1t	3.6t	0.3t	0.1t	75.1t
優良認定処理業者への	40.0t	31.1t	3.6t	0.3t	0.1t	75.1t
再生利用業者への 処理委託量	40.0t	31.1t	3.6t	0.3t	0.1t	75.1t
認定熱回収業者への	—	—	—	—	—	—
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	—	—	—	—	—

(今後実施する予定の取組)

廃棄物処分委託業者の調査を実施し、適切な処分が行われていることを確認する。
優良認定処理業者などの情報収集を行い、減量化率の高い業者への移行の検討を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類								
	全処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月12日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 289-1727

住 所 千葉県山武郡横芝光町宮川6058-5

法人名 ゼンミ食品株式会社

代表者 宗 哲治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0479-85-0627

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ゼンミ食品株式会社
事業場の所在地	千葉県山武郡横芝光町宮川6058-5
計画期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類： 製造業 中分類： 食料品製造業
②事業の規模	前年度の製造品出荷額 970百万円
③従業員数	44名（正社員40名、派遣4名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃水→廃水処理。加圧浮上処理。活性汚泥法→脱水→排水→河川放流 ↓ 汚泥→発酵→肥料 植物残渣↑ 動物残渣→焼却→背マント用Ca

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
社長 総括責任者	―――生産管理―――工務課 処理計画作成部/署廃棄物担当部署
↓	
→	製造部――1課 廃棄物担当部署 (動植物残渣) ――2課

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度 (令和6年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	排出量	1320.2 t	146.5 t
	(これまでに実施した取組) 植物残渣を産廃として排出し、肥料原料としている 汚泥を産廃として排出し、肥料原料としている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	排出量	1320.2 t	146.5 t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続して実施する		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動物性残渣、植物性残渣、汚泥に分別を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動物性残渣、植物性残渣、汚泥に分別を実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	全処理委託量	1320.2 t	146.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	9 t
	再生利用業者への処理委託量	1320.2 t	137.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
汚泥：「産廃として排出し肥料原料」を継続し、今後も継続予定 植物性残渣： 同上 動物性残渣：BSE関連規制で飼料化が不可能な為、産廃として排出 セメント用Caとして活用			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物残渣	汚泥
	全処理委託量	1320.2 t	146.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	9 t
	再生利用業者への処理委託量	1320.2 t	137.5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>汚泥：「産廃として排出し肥料原料」を継続し、今後も継続予定 植物性残渣： 同上 動物性残渣：BSE関連規制で飼料化が不可能な為、産廃として排出 セメント用Caとして活用</p>			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月12日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 289-1727

住所 千葉県山武郡横芝光町宮川6058-5

法人名 ゼンミ食品株式会社

代表者 宗 哲治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0479-85-0627

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	ゼンミ食品株式会社		
事業場の所在地	千葉県山武郡横芝光町宮川6058-5		
事業の種類	大分類	製造業	中分類 食料品製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日	から	令和7年3月31日

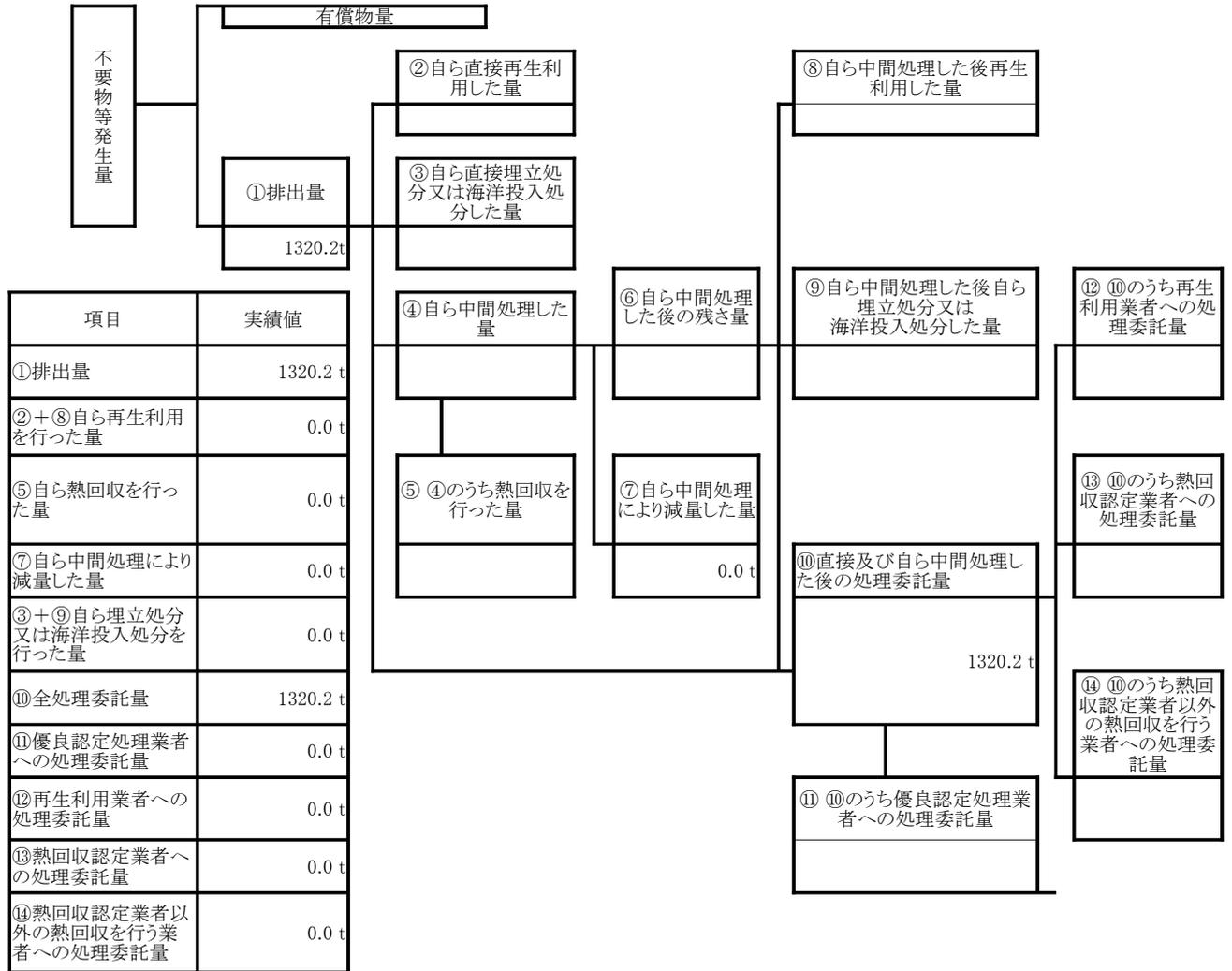
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1335 t	全処理委託量	1335 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	8 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1327 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

(日本産業規格 A列4番)

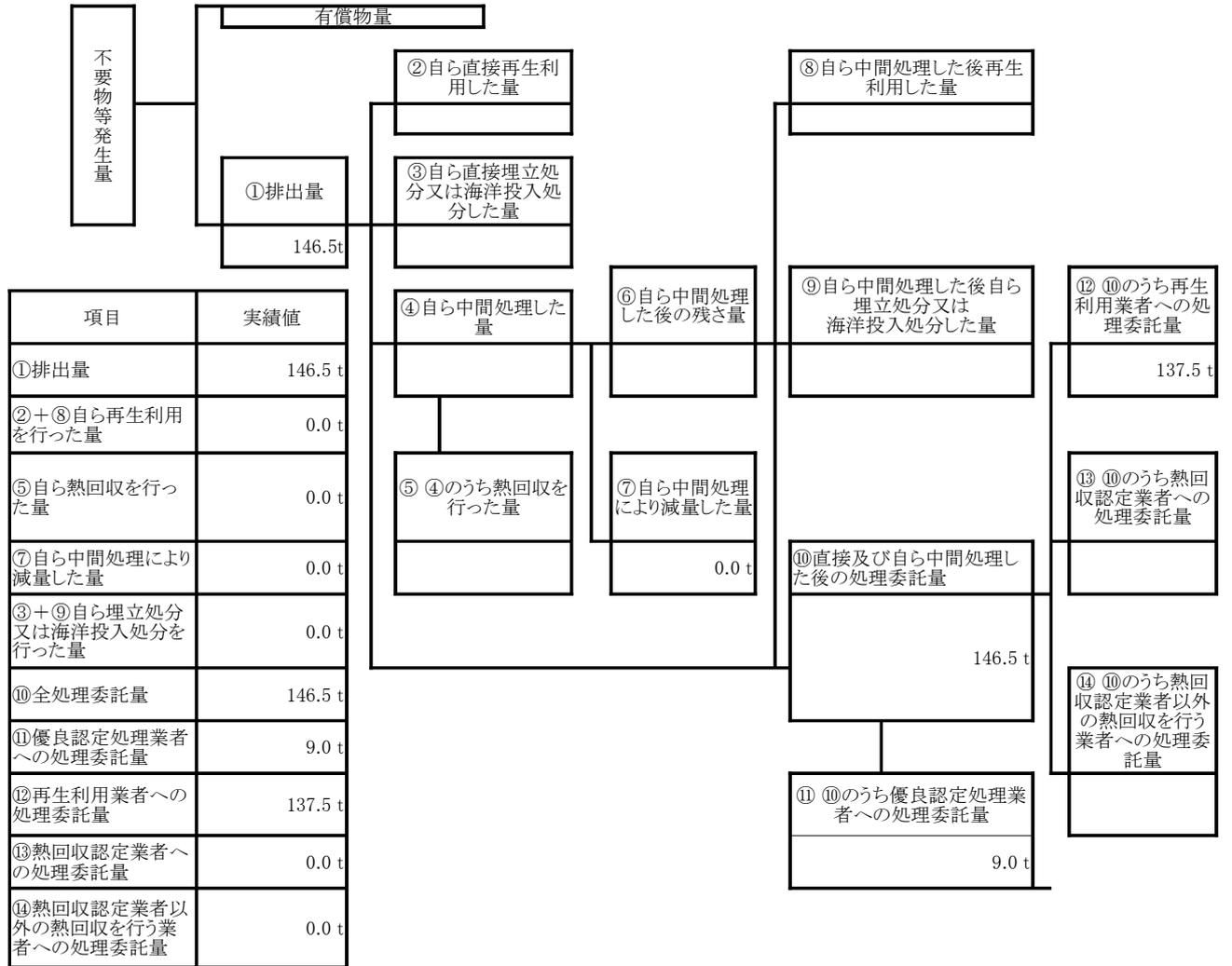
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 動植物性残渣)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 汚泥)

※単位はtです。半角数字のみ入力してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月9日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 〒270-0233

住 所 千葉県野田市船形1573-4

氏 名 曾田香料株式会社 野田支社
野田支社長 岡田 博之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 04-7129-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

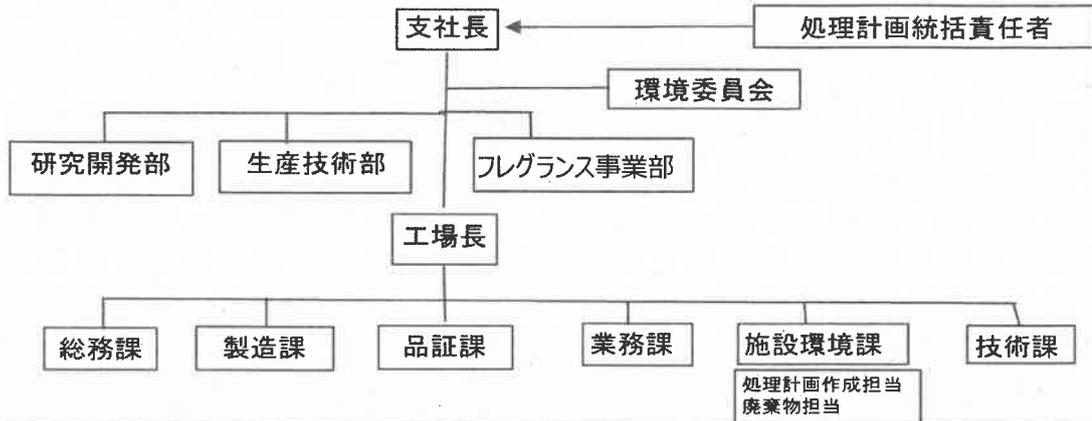
事業場の名称	曾田香料株式会社 野田支社
事業場の所在地	千葉県野田市船形1573-4
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	前年度の製造出荷額 2,440百万円
③ 従業員数	102人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1の通り



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	2854.2978 t	64.0477 t
	(これまでに実施した取組) 合成香料製造工程より排出された副生廃油(釜残)は、流動性が悪いため、従来は全量を中間処理業者にて焼却処理していた。 この副生廃油(釜残)の流動性を高めるため別の廃油を混合したことで、燃料として使用できるようになり、助燃剤としてリサイクルできる中間処理業者に委託し、排出量を抑制させた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	2800 t	64 t
	(今後実施する予定の取組) 廃油(釜残)は引き続き流動性を高めた廃油にし、助燃剤として リサイクルする中間処理業者に委託、排出量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄する生産機械などについて、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類等に分別して処分している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別作業を推進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2641.7582 t	0 t
(これまでに実施した取組) 活性汚泥処理における余剰汚泥は、自社脱水機にて脱水し減容している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2591 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 引き続き汚泥は減容に努める。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	212.5396 t	64.0477 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3.4796 t	64.0477 t
	再生利用業者への処理委託量	212.4980 t	5.2370 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	58.4700 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0416 t	0.3407 t
	(これまでに実施した取組) 排水処理から排出する汚泥は、発酵堆肥化中間処理業者に委託。廃油は熱回収、再利用又は、助燃剤として資源化している中間処理業者に委託している。廃プラスチック類は、再生利用出来る物は、固形燃料化する中間処理業者に委託。廃アルカリの一部は溶融し貴金属の回収及び路盤材としてリサイクルしている。委託先は、優良認定処理業者及び再生利用業者が中心。		

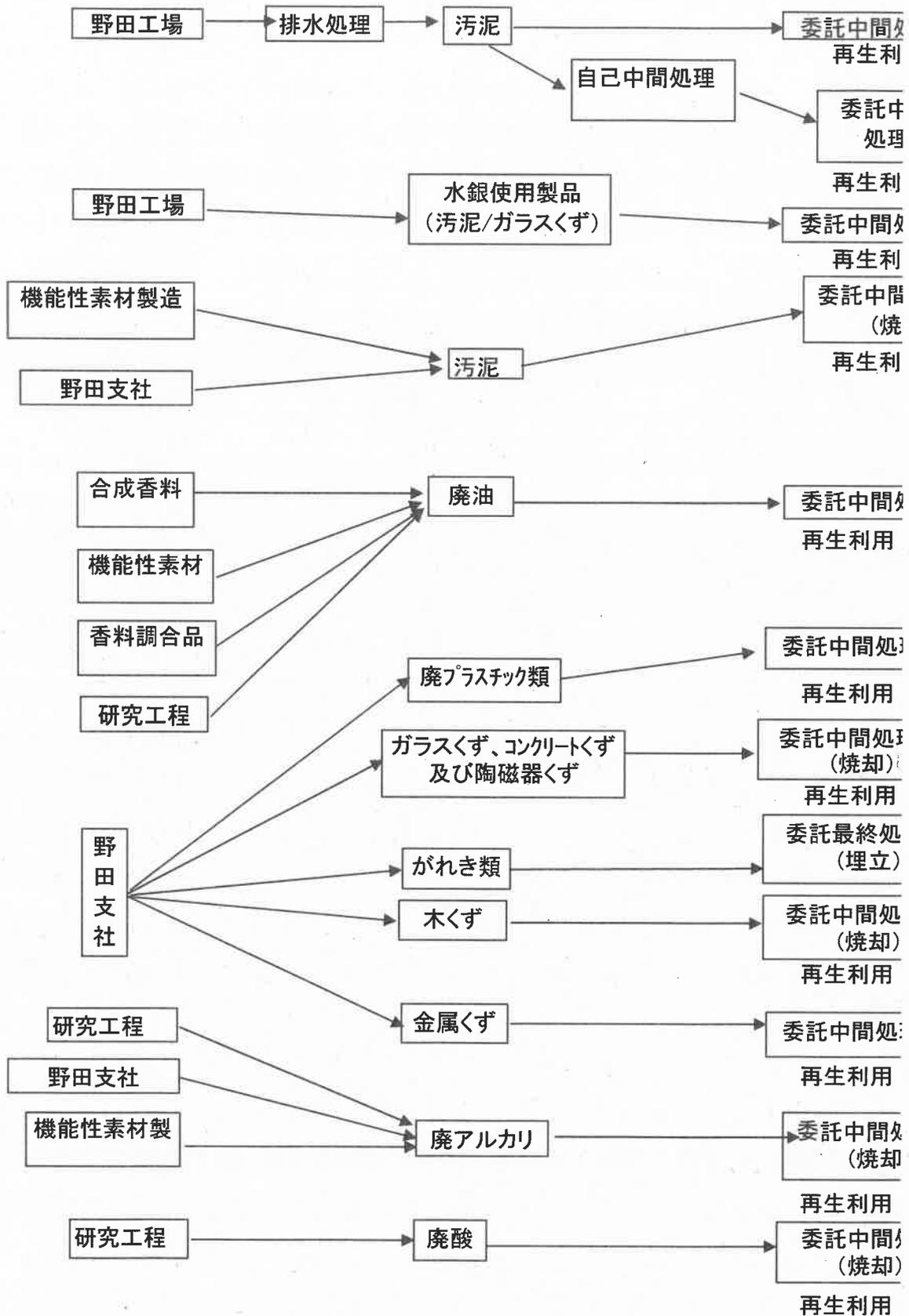
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	209 t	64 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3 t	64 t
	再生利用業者への処理委託量	209 t	5 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	58 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>引き続き優良認定処理業者、再生利用業者及び熱回収業者を中心に委託処理を行う。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理工程



处理
用

时间
用

处理
用

处理
(却)
用

处理

理

理

理

理

理

处理
)

处理
)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート類・陶磁器くず	木くず	金属くず	ガラスくず（水銀使用製品）	汚泥（水銀使用製品）
①現状	産業廃棄物の種類									
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	0 t	0 t	0 t	0 t
【目標】		産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート類・陶磁器くず	木くず	金属くず	ガラスくず（水銀使用製品）	汚泥（水銀使用製品）
②計画	産業廃棄物の種類									
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t	0 t	t	t	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】		産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート類・陶磁器くず	木くず	金属くず	ガラスくず（水銀使用製品）	汚泥（水銀使用製品）
①現状	全処理委託量		0.8064 t	25.2650 t	9.7650 t	2.7950 t	1.9700 t	1.2900 t	0.0020 t	0.0003 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0.8064 t	25.2650 t	2.7550 t	2.7950 t	0 t	1.2900 t	0.0020 t	0.0003 t
	再生利用業者への処理委託量		0.8040 t	18.3750 t	0.4450 t	2.7950 t	0 t	1.2900 t	0.0020 t	0.0003 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t	2.2000 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.0024 t	6.8900 t	7.1200 t	0 t	1.9700 t	0 t	0 t	0 t
【目標】		産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート類・陶磁器くず	木くず	金属くず	ガラスくず（水銀使用製品）	汚泥（水銀使用製品）
②計画	全処理委託量		0.5 t	25 t	9 t	2 t	1 t	1 t	0.0010 t	0.0002 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0.5 t	25 t	3 t	2 t	0 t	1 t	0.0010 t	0.0002 t
	再生利用業者への処理委託量		0.5 t	18 t	0 t	2 t	0 t	1 t	0.0010 t	0.0002 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0.0 t	0 t	2 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.0 t	7 t	7 t	0 t	1 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	排出量	0.45 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	排出量	0.4 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	全処理委託量	0.45 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.45 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類							
	全処理委託量	0.4 t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.4 t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t	t	t	t	t	t	t

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月9日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒270-0233
 住所 千葉県野田市船形1573-4
 氏名 曾田香料株式会社 野田支社
 野田支社長 岡田 博之
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 04-7129-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	曾田香料株式会社 野田支社
事業場の所在地	千葉県野田市船形1573-4
事業の種類	E16-化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2888.05 t	全処理委託量	387.12 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	179.59 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	331.71 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2500.93t	認定熱回収業者への処理委託量	45.71 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	6.69 t

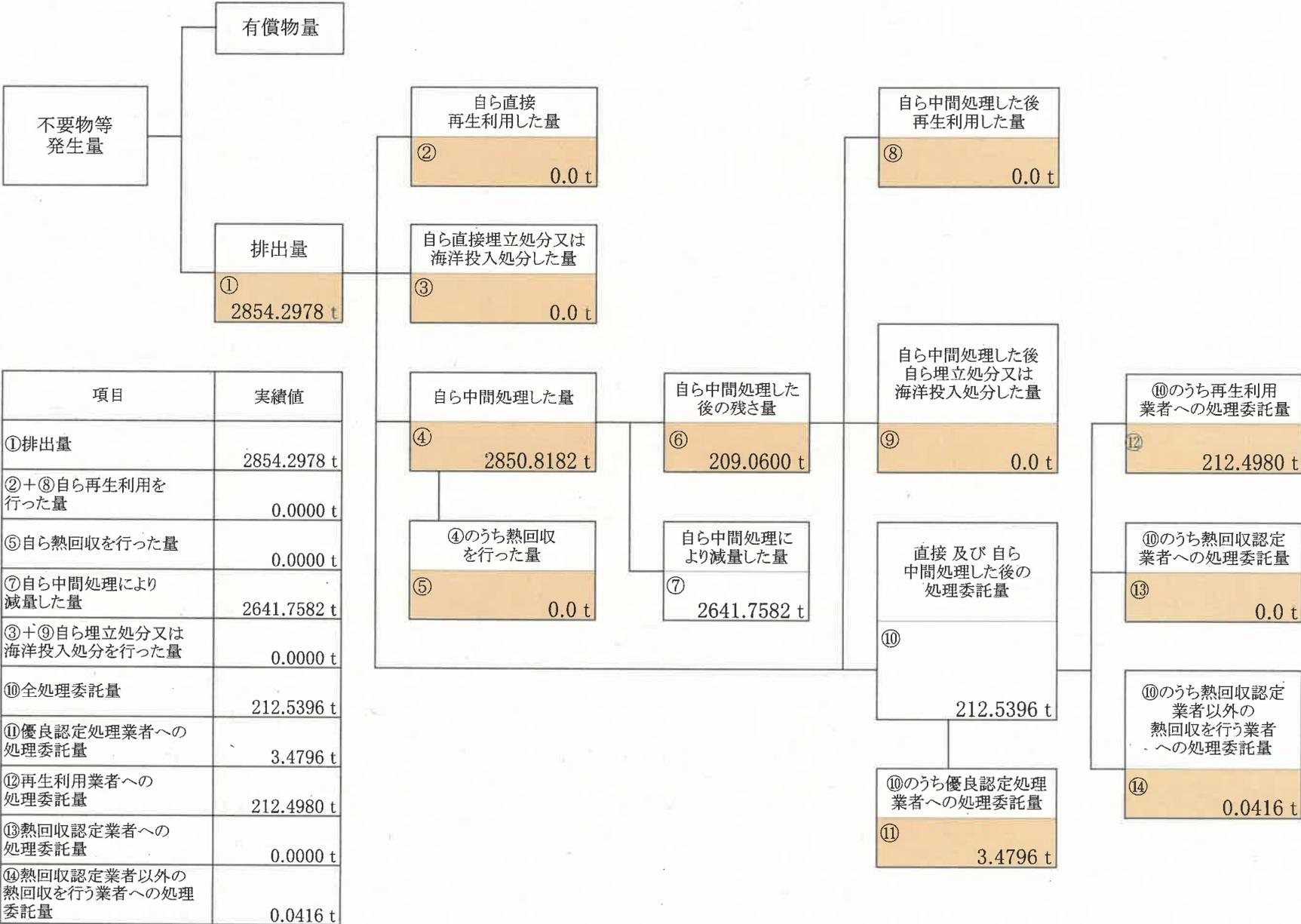
※事務処理欄



(日本産業規格 A列4番)

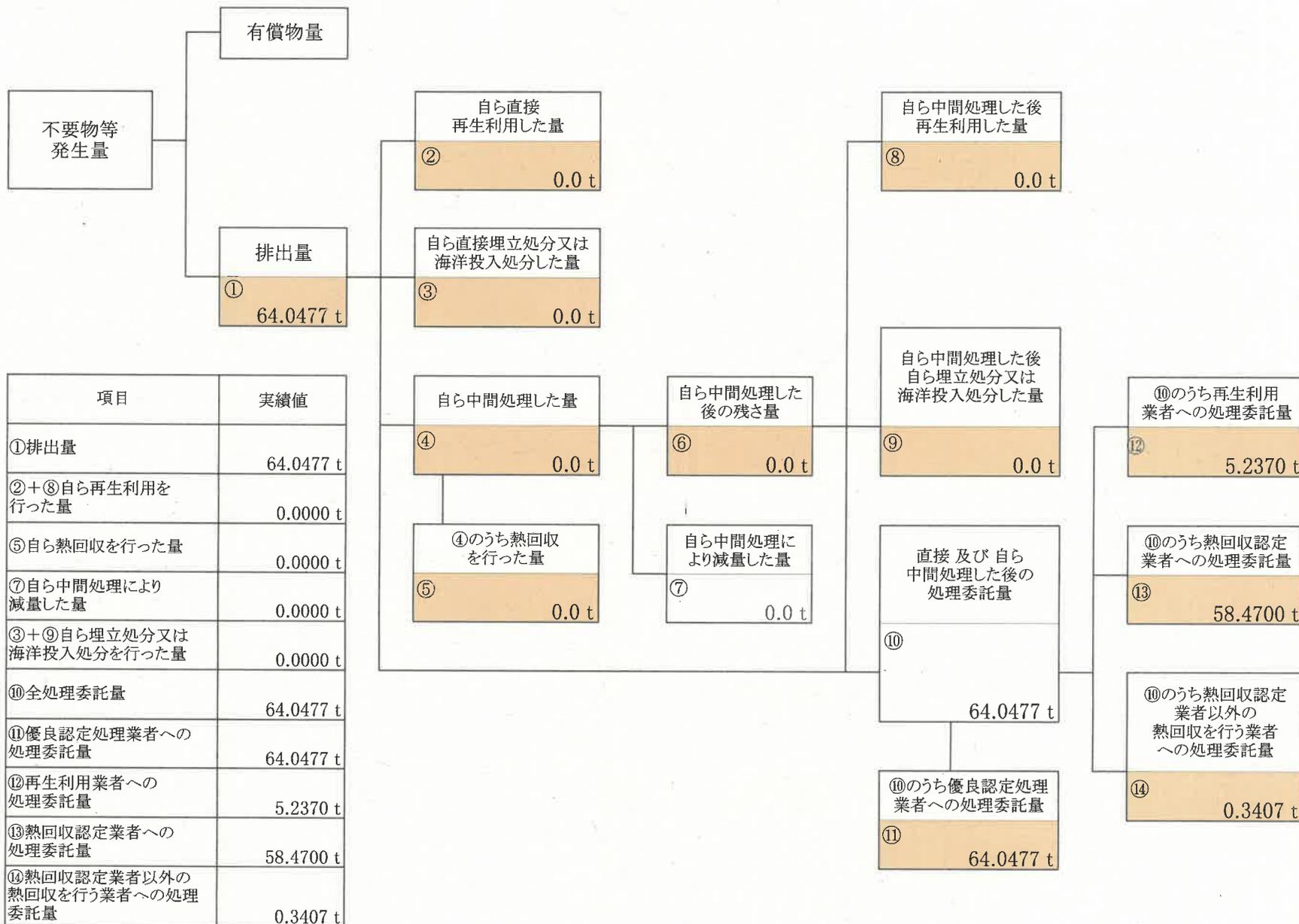
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **汚泥**)



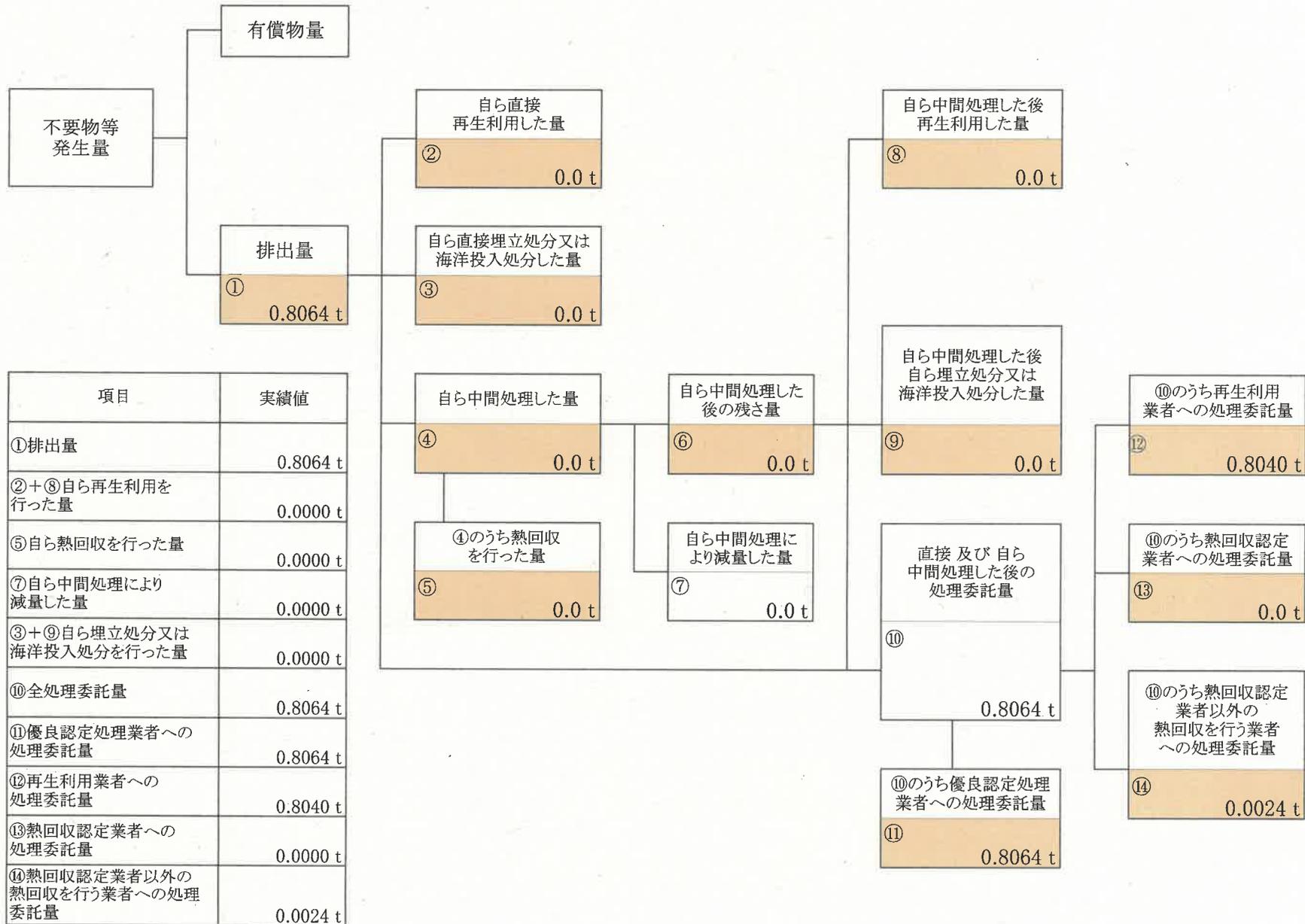
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃油**)



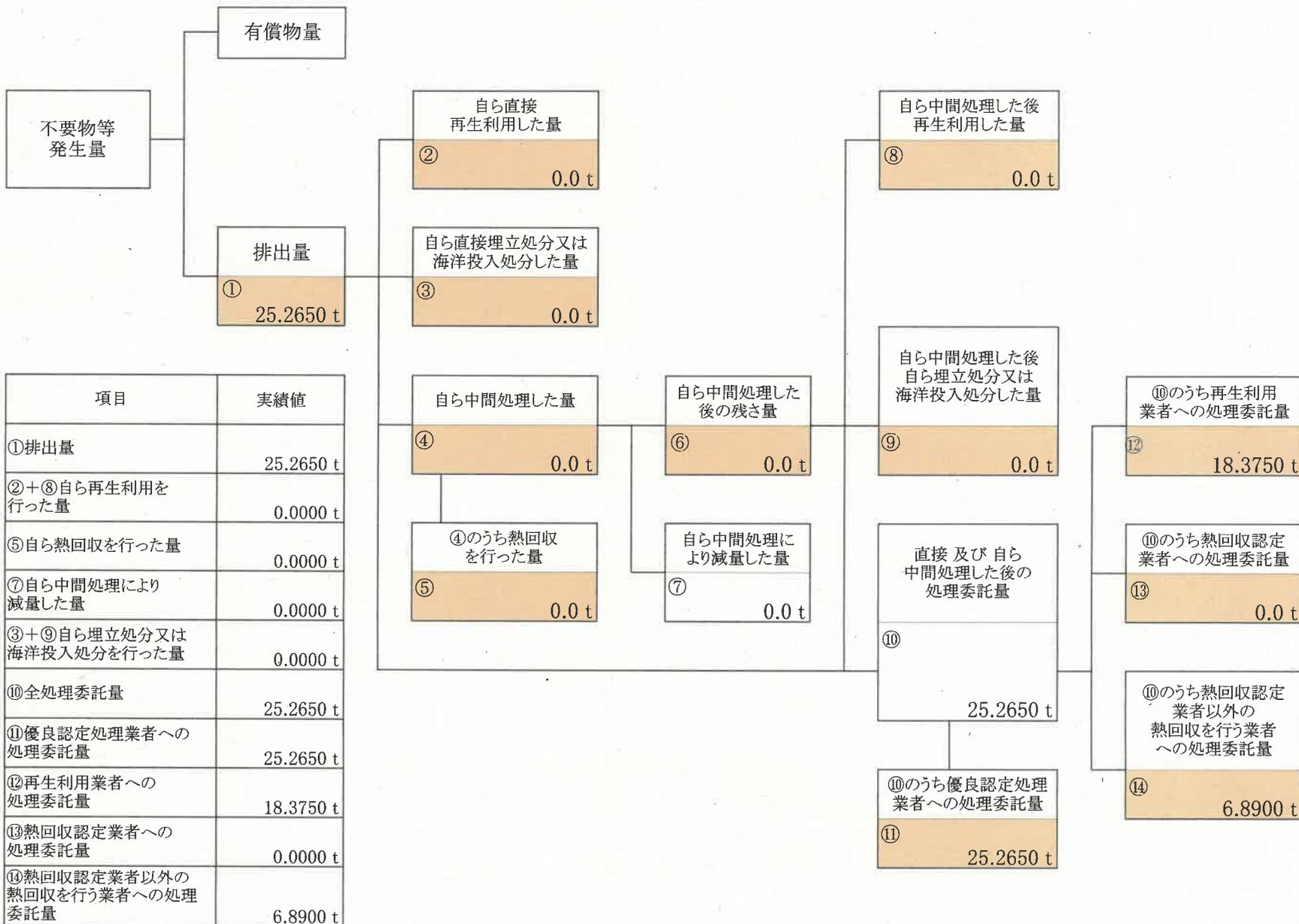
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃酸**)



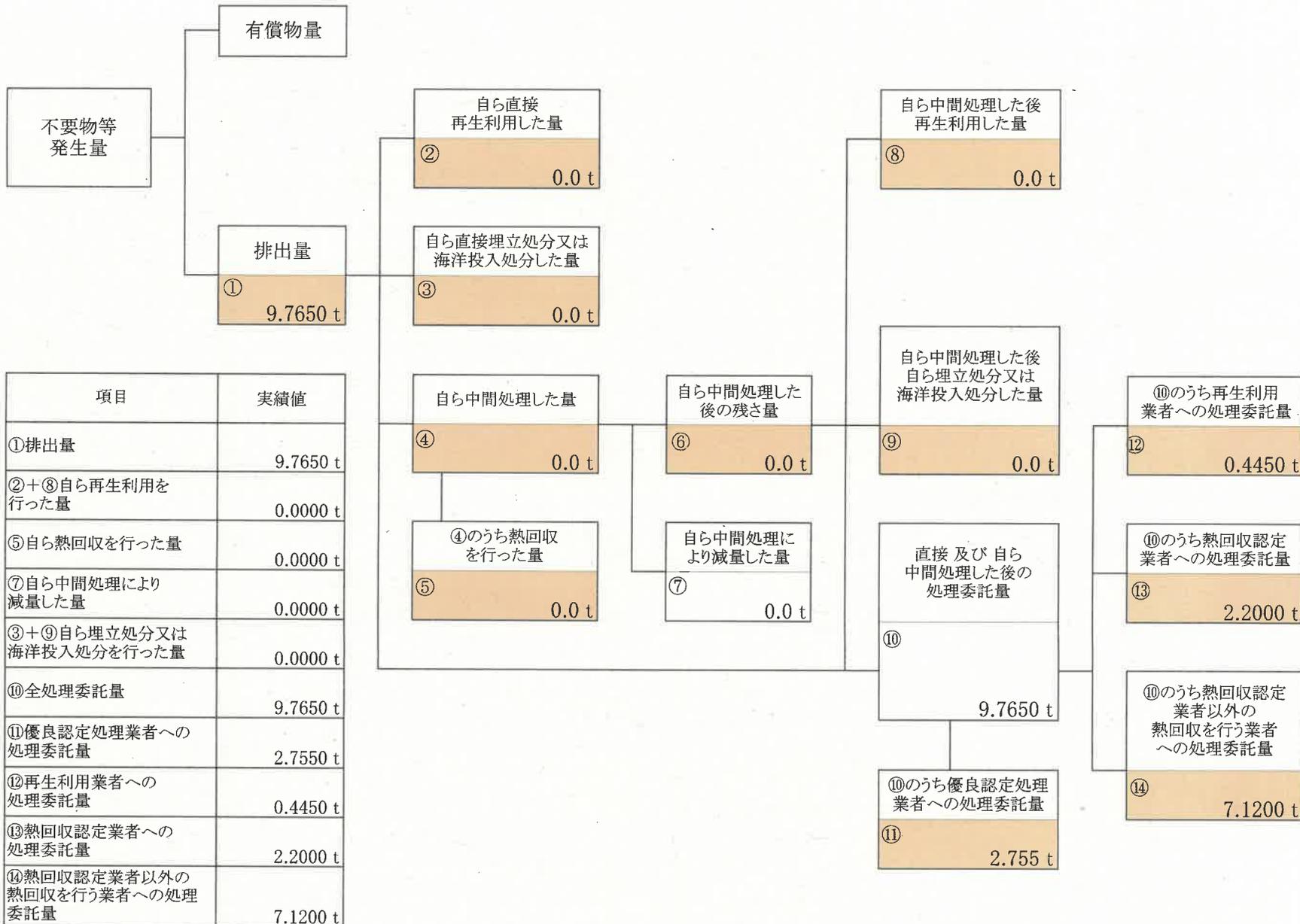
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃アルカリ**)



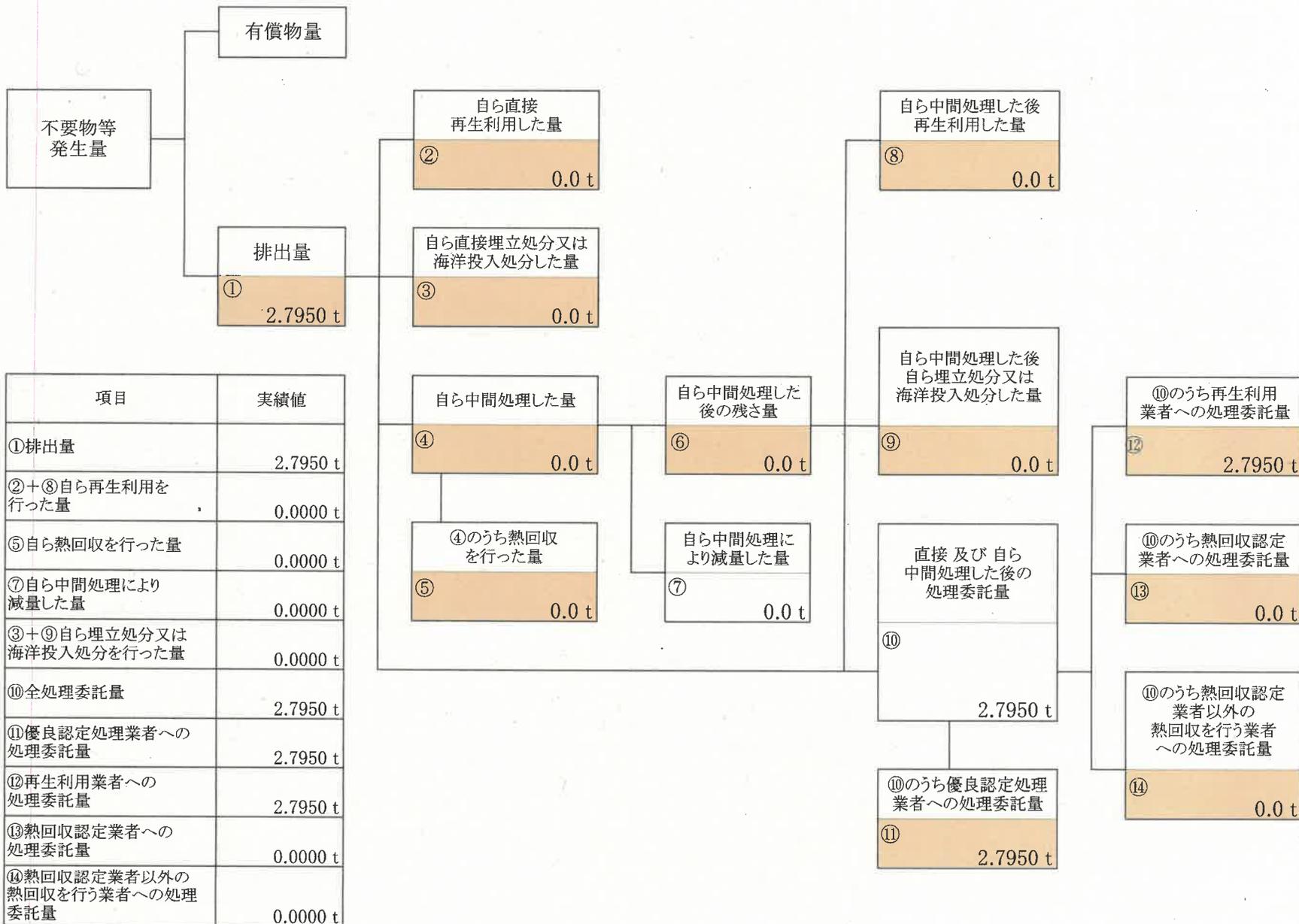
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **廃プラスチック類**)



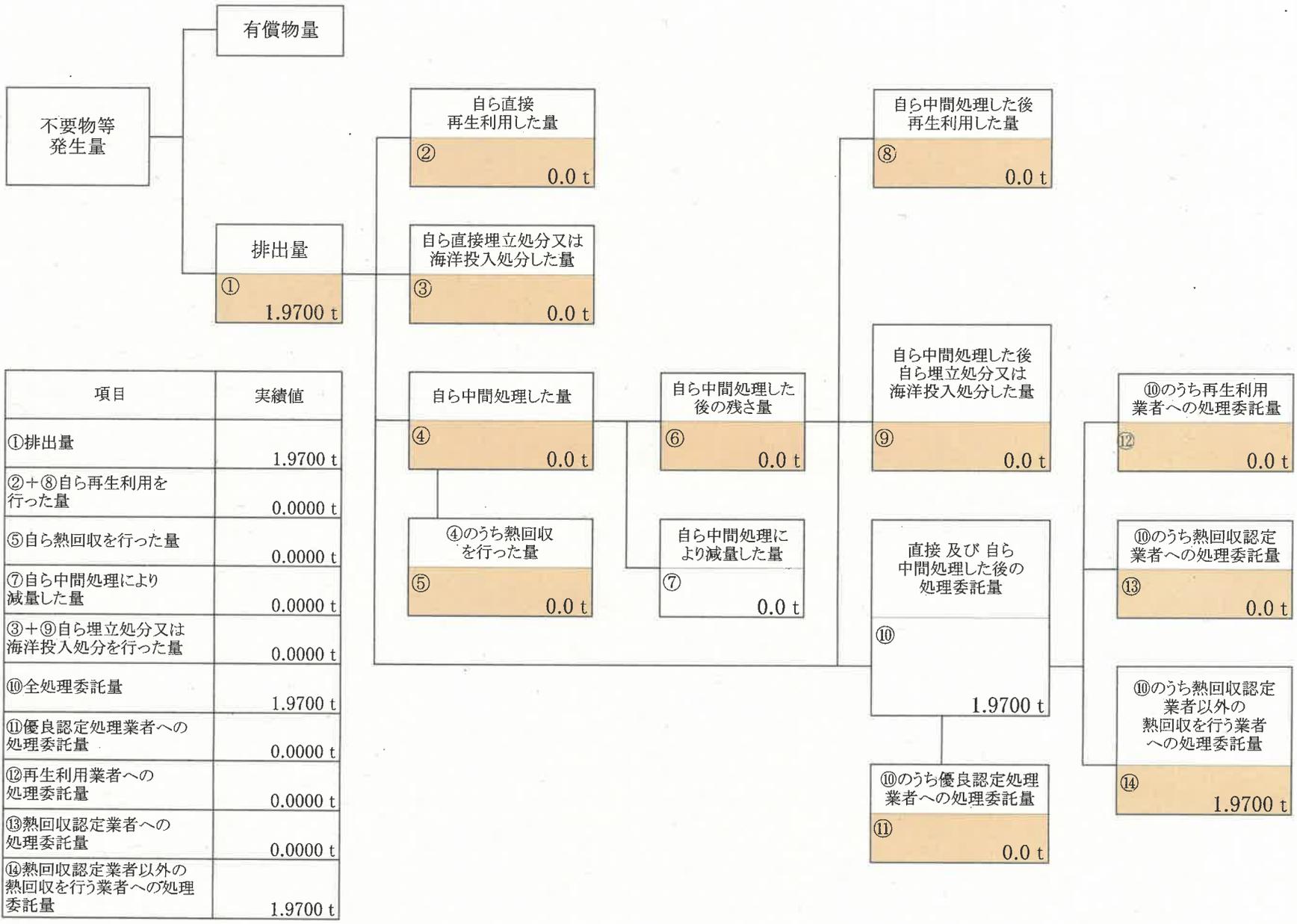
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **ガラス・コンクリート・陶磁器くず**)



計画の実施状況

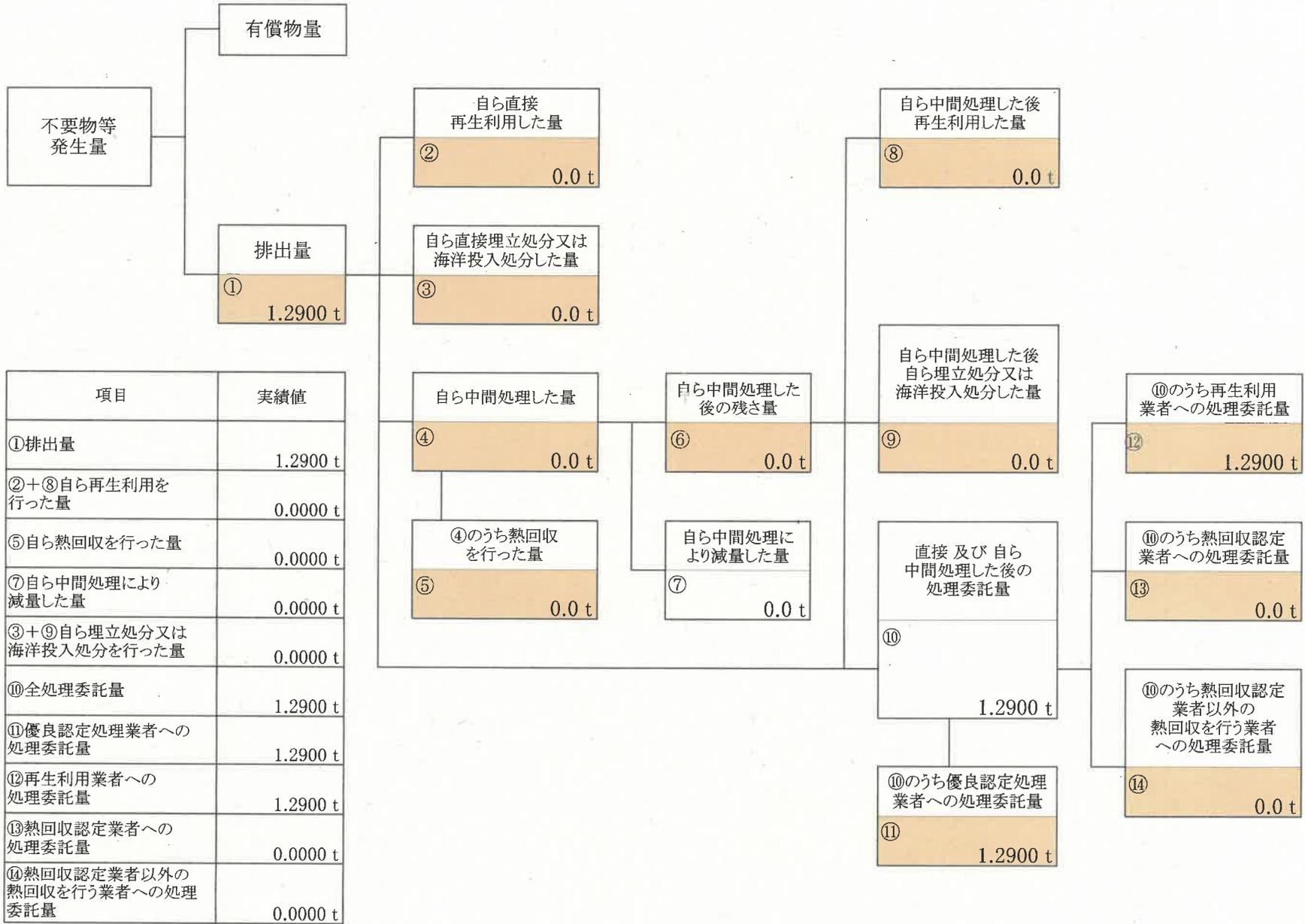
(産業廃棄物の種類: **木くず**)



項目	実績値
①排出量	1.9700 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000 t
⑩全処理委託量	1.9700 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0000 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0000 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.9700 t

計画の実施状況

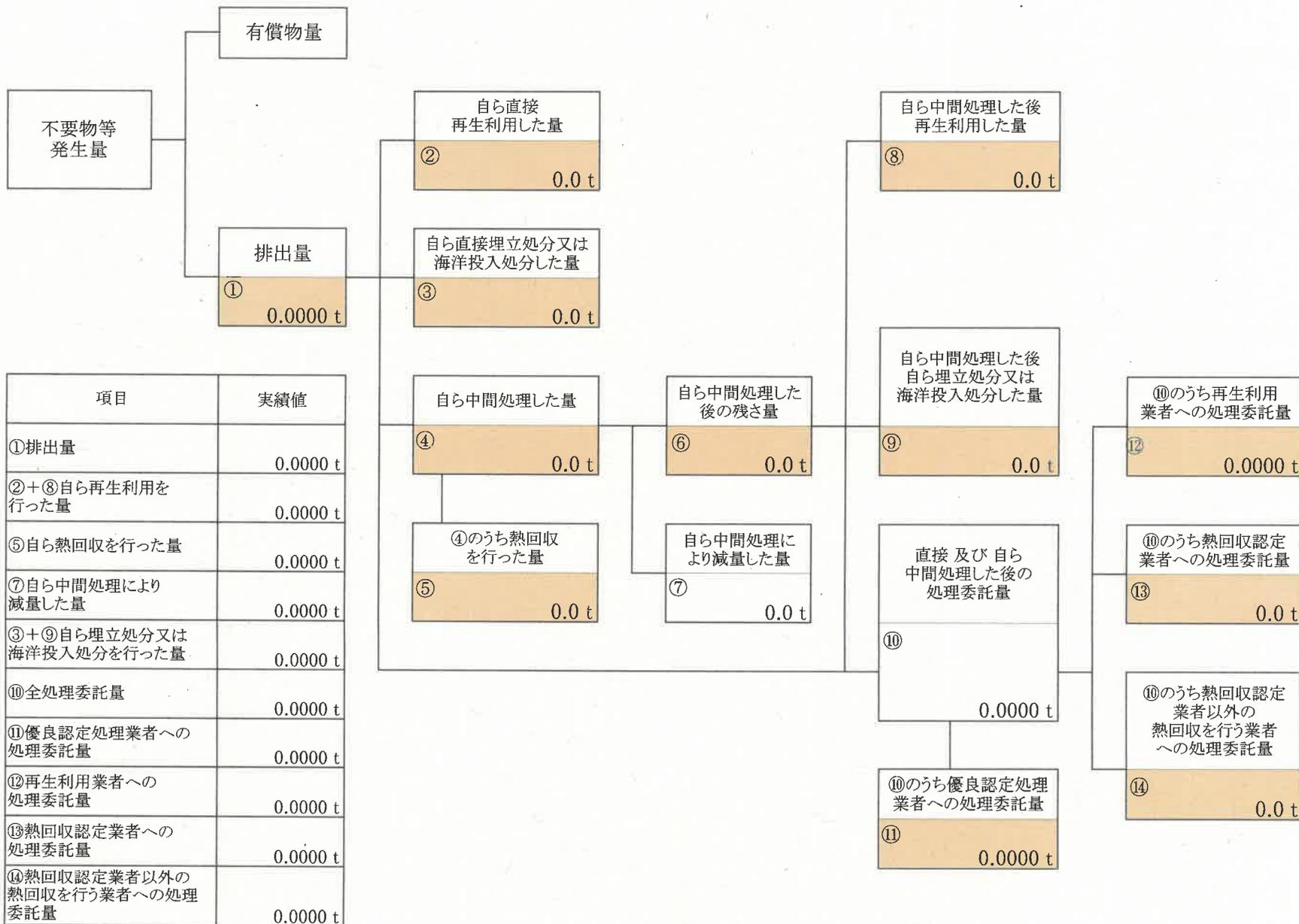
(産業廃棄物の種類: **金属くず**)



項目	実績値
①排出量	1.2900 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000 t
⑩全処理委託量	1.2900 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	1.2900 t
⑫再生利用業者への処理委託量	1.2900 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0000 t

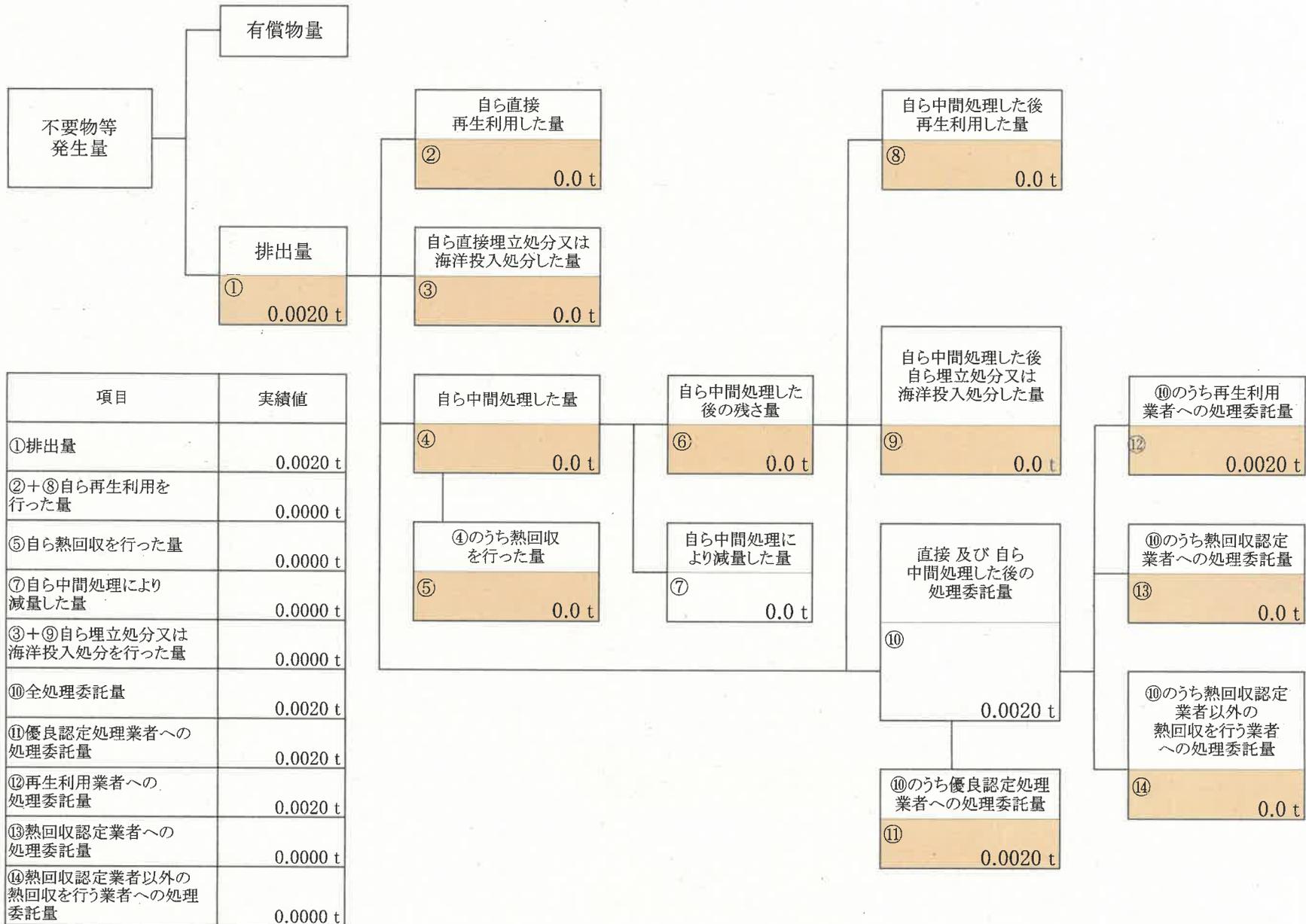
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **動植物性残渣**)



計画の実施状況

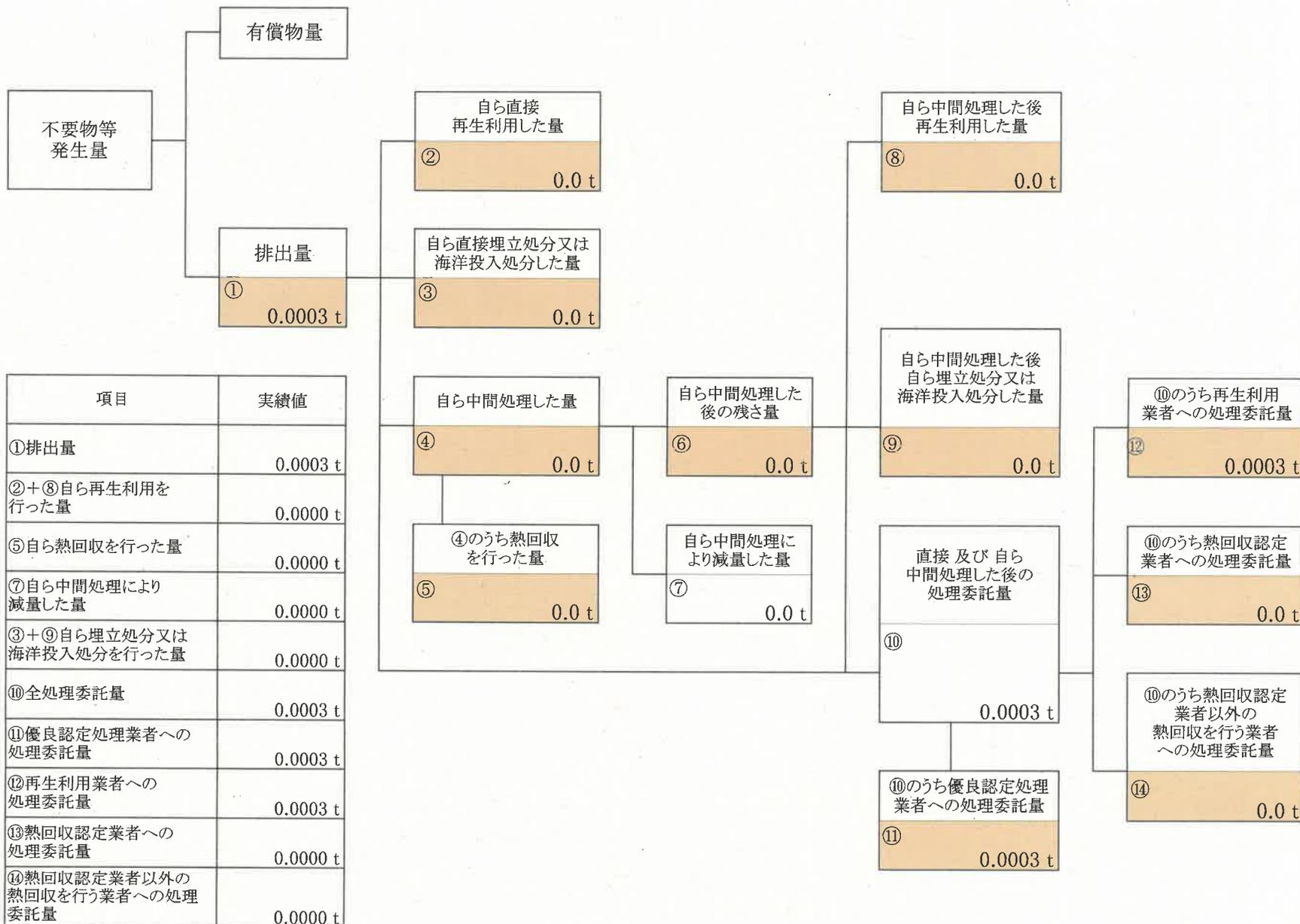
(産業廃棄物の種類: ガラスくず(水銀使用製品産業廃棄物))



項目	実績値
①排出量	0.0020 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000 t
⑩全処理委託量	0.0020 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0020 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0020 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0000 t

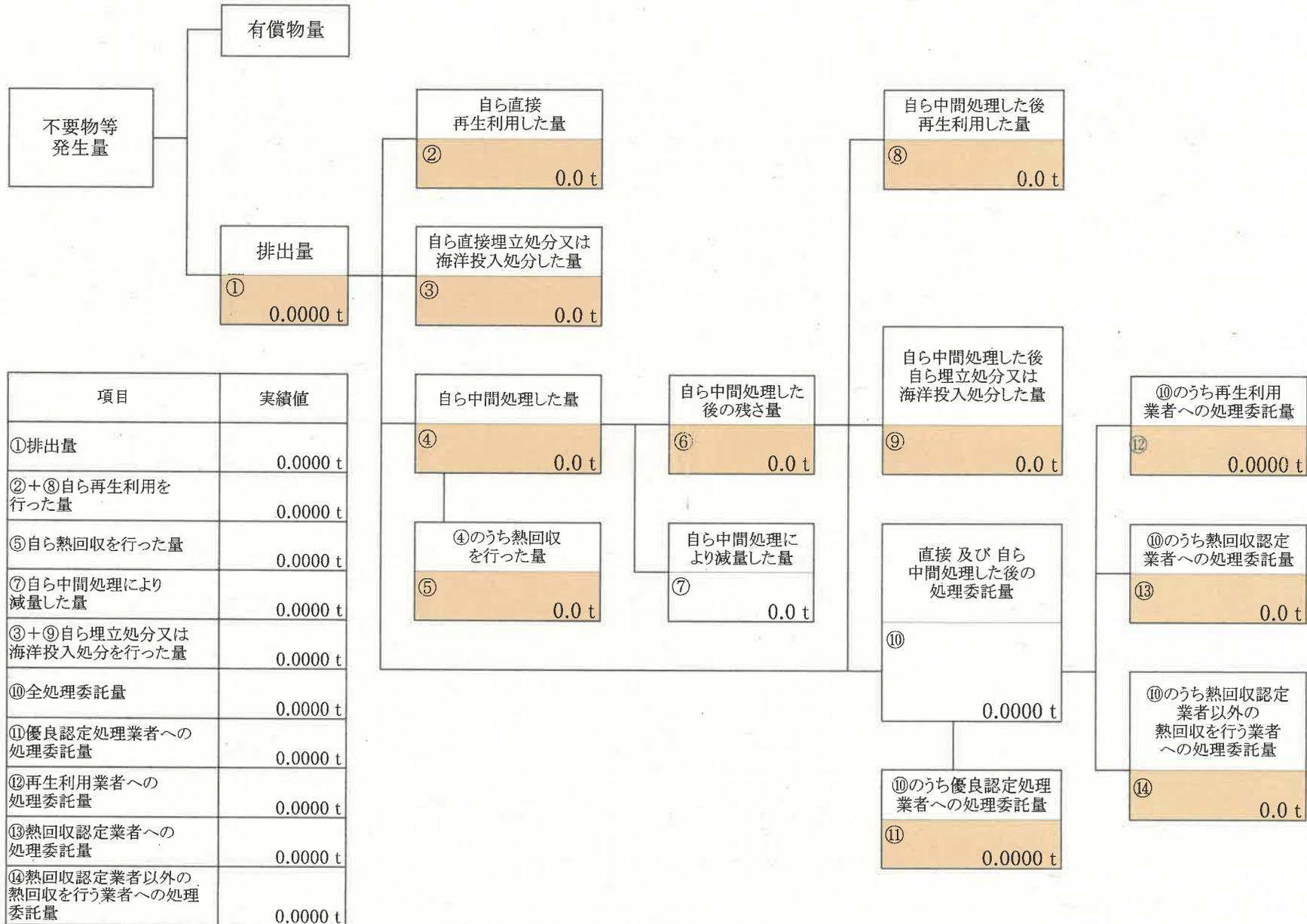
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物))



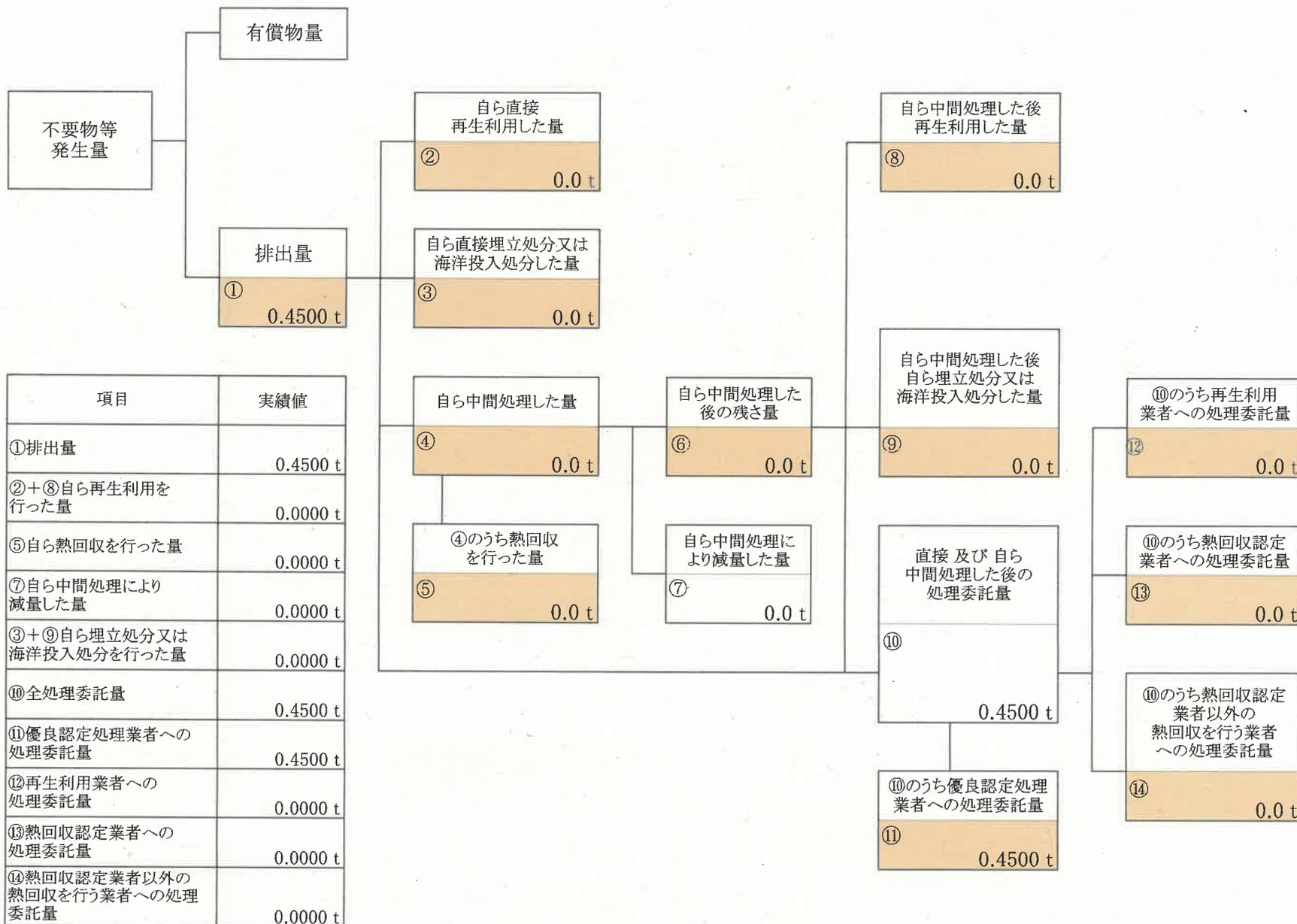
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラ(石綿含有))



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: **がれき類**)



項目	実績値
①排出量	0.4500 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000 t
⑩全処理委託量	0.4500 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.4500 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0000 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0000 t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月9日

千葉県知事
熊谷 俊人 殿

提出者 〒270-0233

住 所 千葉県野田市船形1573-4

氏 名 曾田香料株式会社 野田支社
野田支社長 岡田 博之
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-7129-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	曾田香料株式会社 野田支社
事業場の所在地	千葉県野田市船形1573-4
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

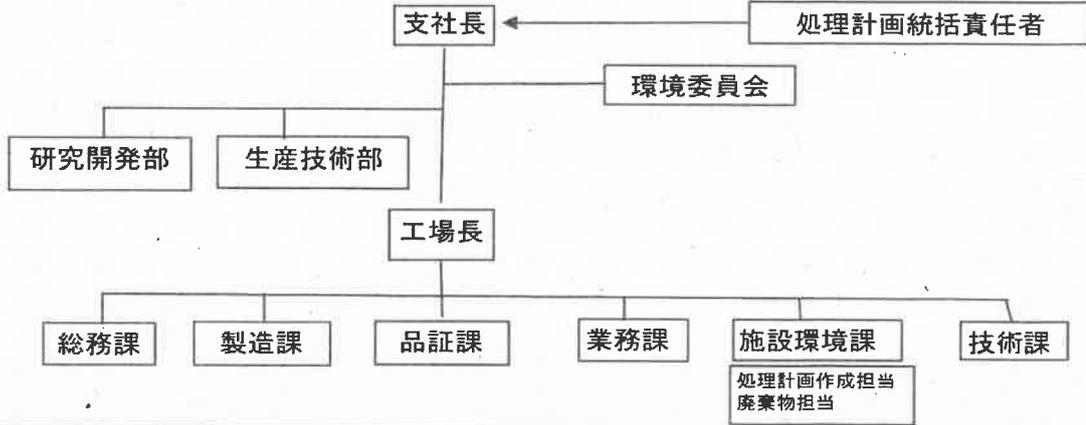
① 事業の種類	E16-化学工業
② 事業の規模	前年度の製造出荷額 2,440百万円
③ 従業員数	102人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1の通り



(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	排出量	283.4920 t	0.1904 t
	（これまでに実施した取組） 製造工程にて、洗浄と抽出に使用する溶剤を数回リサイクルし、発生を抑制している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	排出量	280 t	0.1 t
	（今後実施する予定の取組） 現状のリサイクルを継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 製造工程にて排出している含水溶剤を自社内で処理し、濃縮溶剤として回収処分している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の濃縮作業を継続し、減量化を推進する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	67.9000 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	67.9000 t	0 t
（これまでに実施した取組） 製造工程から排出される廃油（引火性）をボイラー燃料として使用。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	67 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	67 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 引き続き廃油（引火性）をボイラー燃料として使用し有効利用を継続する。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	全処理委託量	215.5920 t	0.1904 t
	優良認定処理業者への処理委託量	215.5920 t	0.1904 t
	再生利用業者への処理委託量	195.1900 t	0.1900 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20.4020 t	0.0004 t
（これまでに実施した取組）			
<p>廃油（引火性）の一部は、中間処理（混合）にて処理され助燃剤として利用。</p> <p>その他の廃油は焼却された後、路盤材等へリサイクルされている。</p> <p>廃アルカリ、廃酸、汚泥に関しても焼却後、路盤材等へリサイクルされている。</p>			

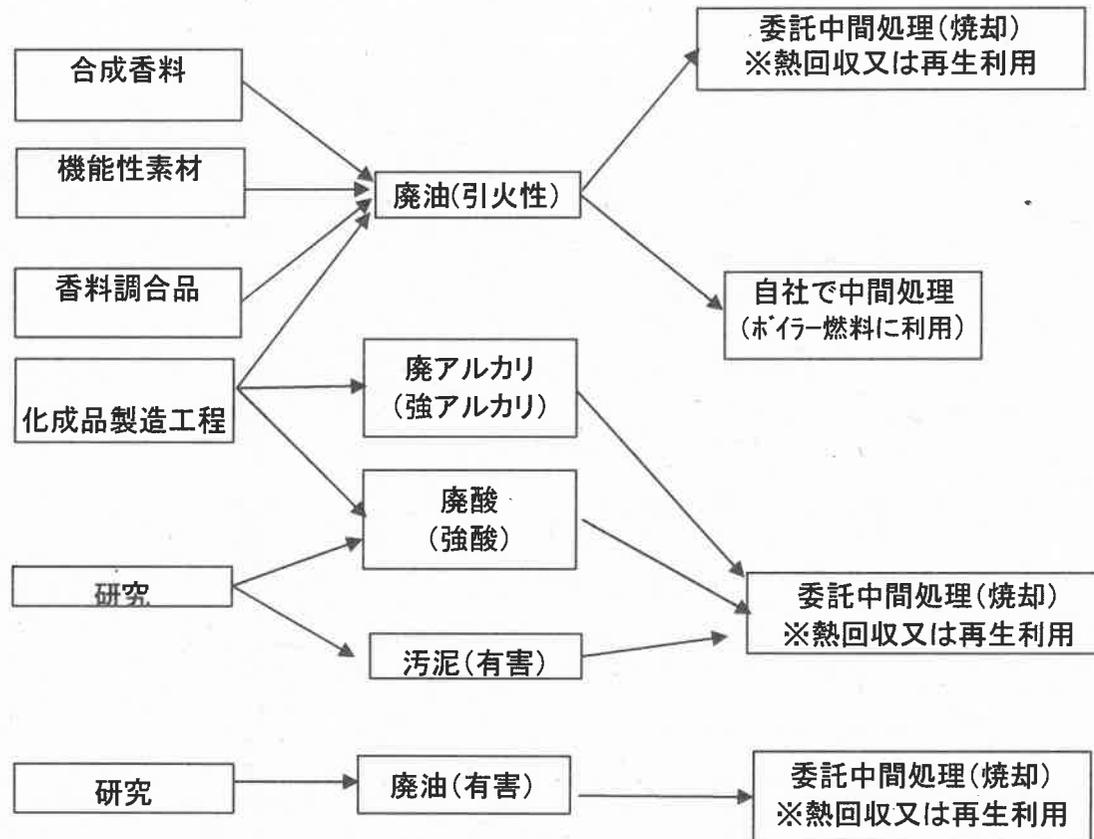
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性）	廃油（有害）
	全 処 理 委 託 量	213 t	0.1 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	213 t	0.1 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	193 t	0.1 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理 委 託 量	20 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組) 引き続き優良認定処理業者及び再生利用業者に委託する。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	299.5675 t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和元年4月より使用中。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に同じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによる減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）					
	排出量	2.5268 t	13.3382 t	0.0201 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）					
	排出量	2.5 t	13 t	0.01 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状		【前年度（令和6年度）実績】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）						
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t
②計画		【目標】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）						
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状		【前年度（令和6年度）実績】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）						
全処理委託量	2.5268 t	13.3382 t	0.0201 t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	2.5268 t	13.3382 t	0.0201 t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	1.8330 t	0.0280 t	0.0201 t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.6938 t	13.3102 t	0 t	t	t	t	t	t	t
②計画		【目標】							
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（強酸）	廃アルカリ（強アルカリ）	汚泥（有害）						
全処理委託量	2.5 t	13 t	0.01 t	t	t	t	t	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	2.5 t	13 t	0.01 t	t	t	t	t	t	t
再生利用業者への処理委託量	1.8 t	0 t	0.01 t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.7 t	13 t	0 t	t	t	t	t	t	t

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年6月9日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

提出者 〒270-0233

住所 千葉県野田市船形1573-4

氏名 曾田香料株式会社 野田支社
野田支社長 岡田 博之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-7129-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	曾田香料株式会社 野田支社
事業場の所在地	千葉県野田市船形1573-4
事業の種類	E16-化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	182.02 t	全処理委託量	161.549 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	160.549 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	20.0 t	再生利用業者への処理委託量	152.064 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	20.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	8.485 t

電子情報処理組織の使用に関する事項

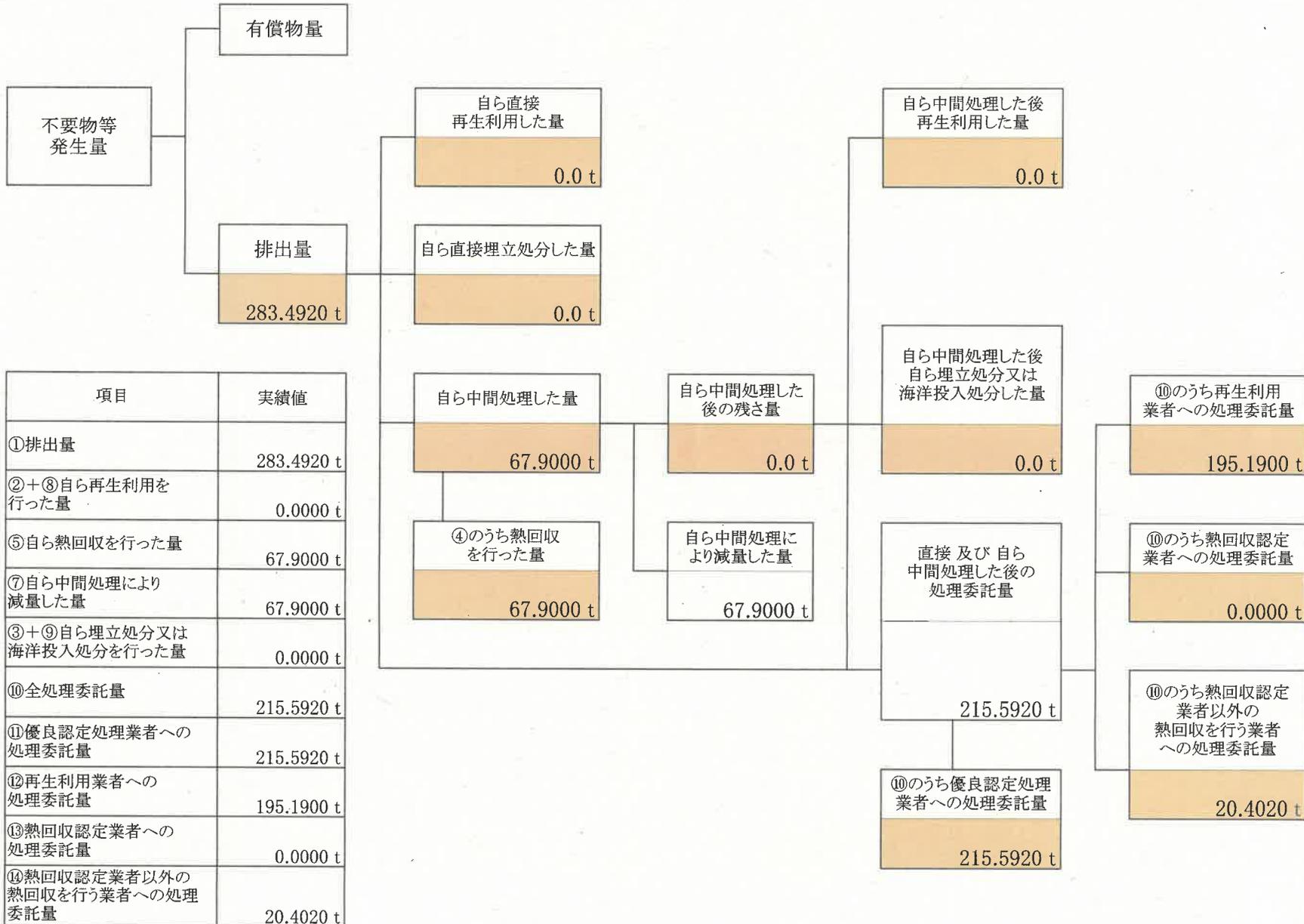
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 190.556 t
	前年度 299.5675 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	
令和元年4月より使用中。	

※事務処理欄



計画の実施状況

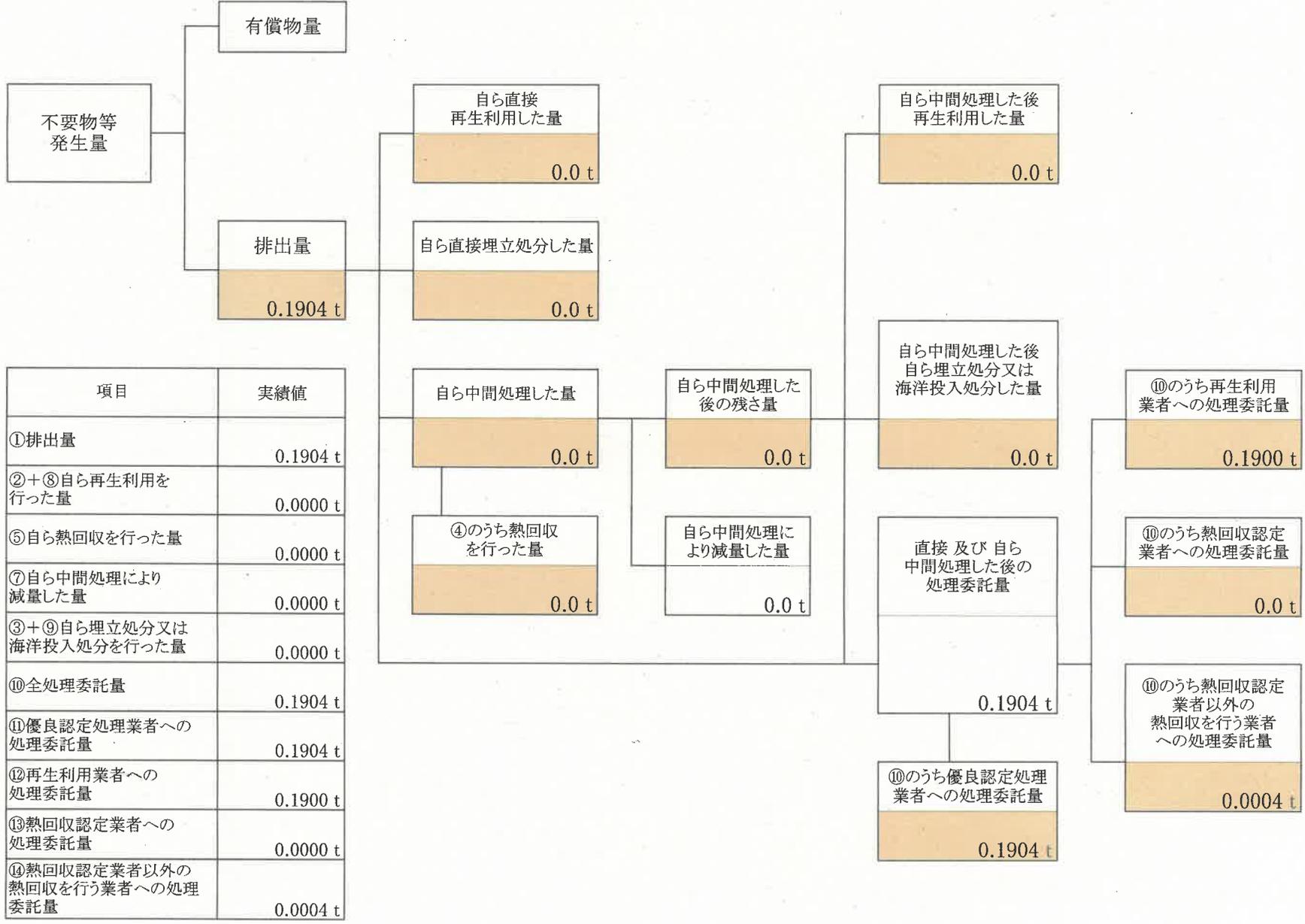
(特別管理産業廃棄物の種類: **廃油(引火性)**)



項目	実績値
①排出量	283.4920 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0000 t
⑤自ら熱回収を行った量	67.9000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	67.9000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000 t
⑩全処理委託量	215.5920 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	215.5920 t
⑫再生利用業者への処理委託量	195.1900 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20.4020 t

計画の実施状況

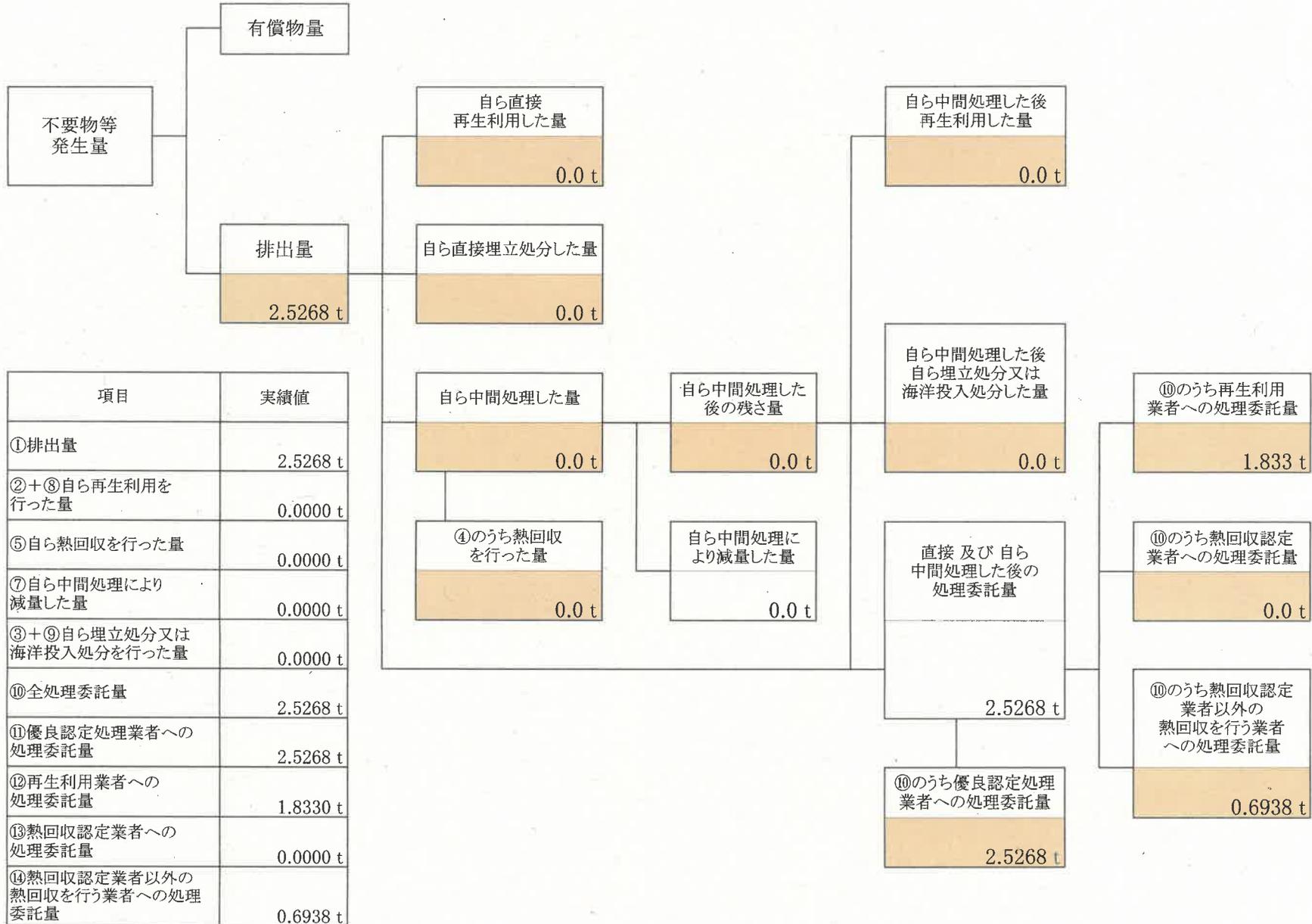
(特別管理産業廃棄物の種類: **廃油(有害)**)



項目	実績値
①排出量	0.1904 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0000 t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0000 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0000 t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0000 t
⑩全処理委託量	0.1904 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.1904 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.1900 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0000 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0004 t

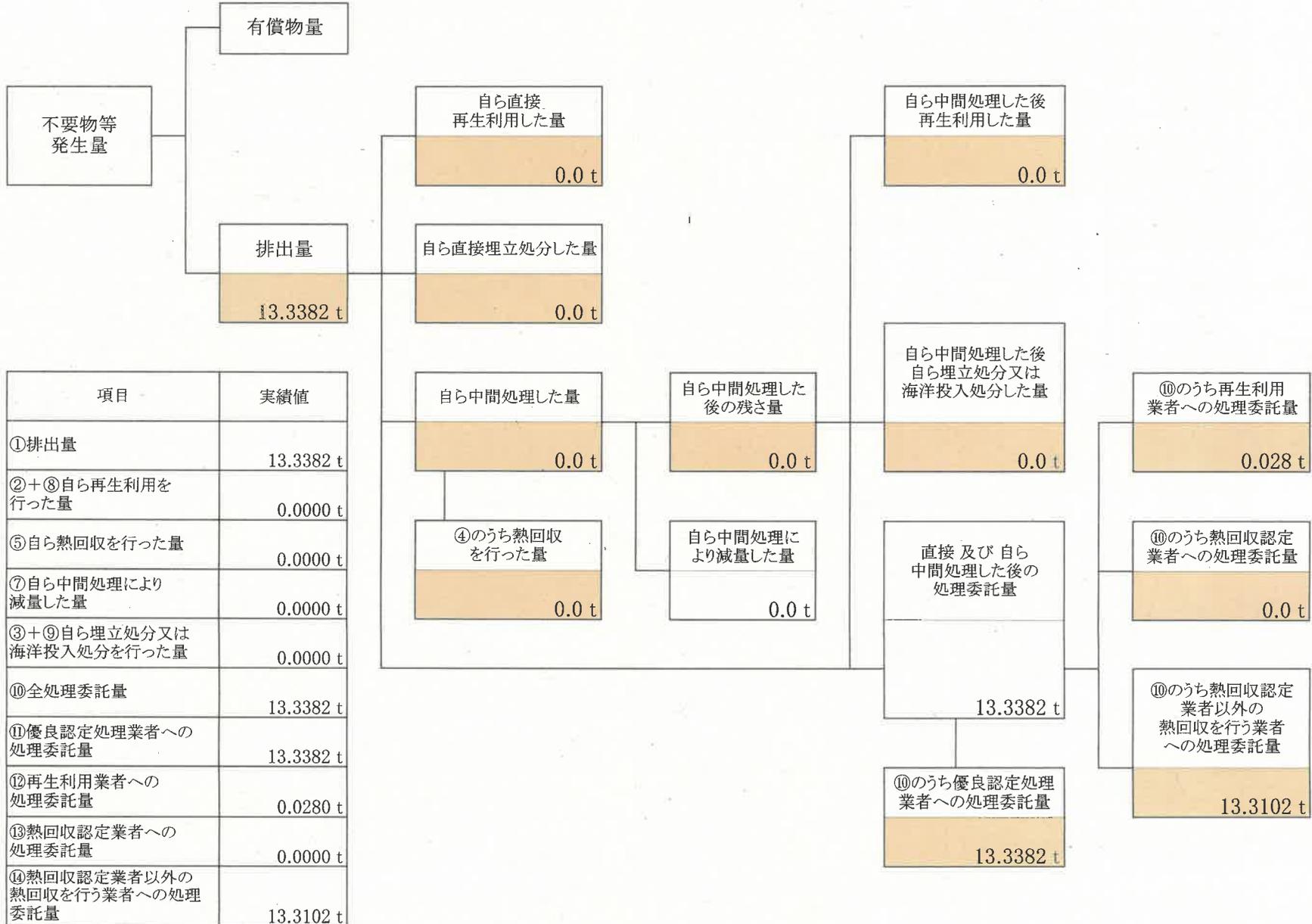
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **廃酸(強酸)**)



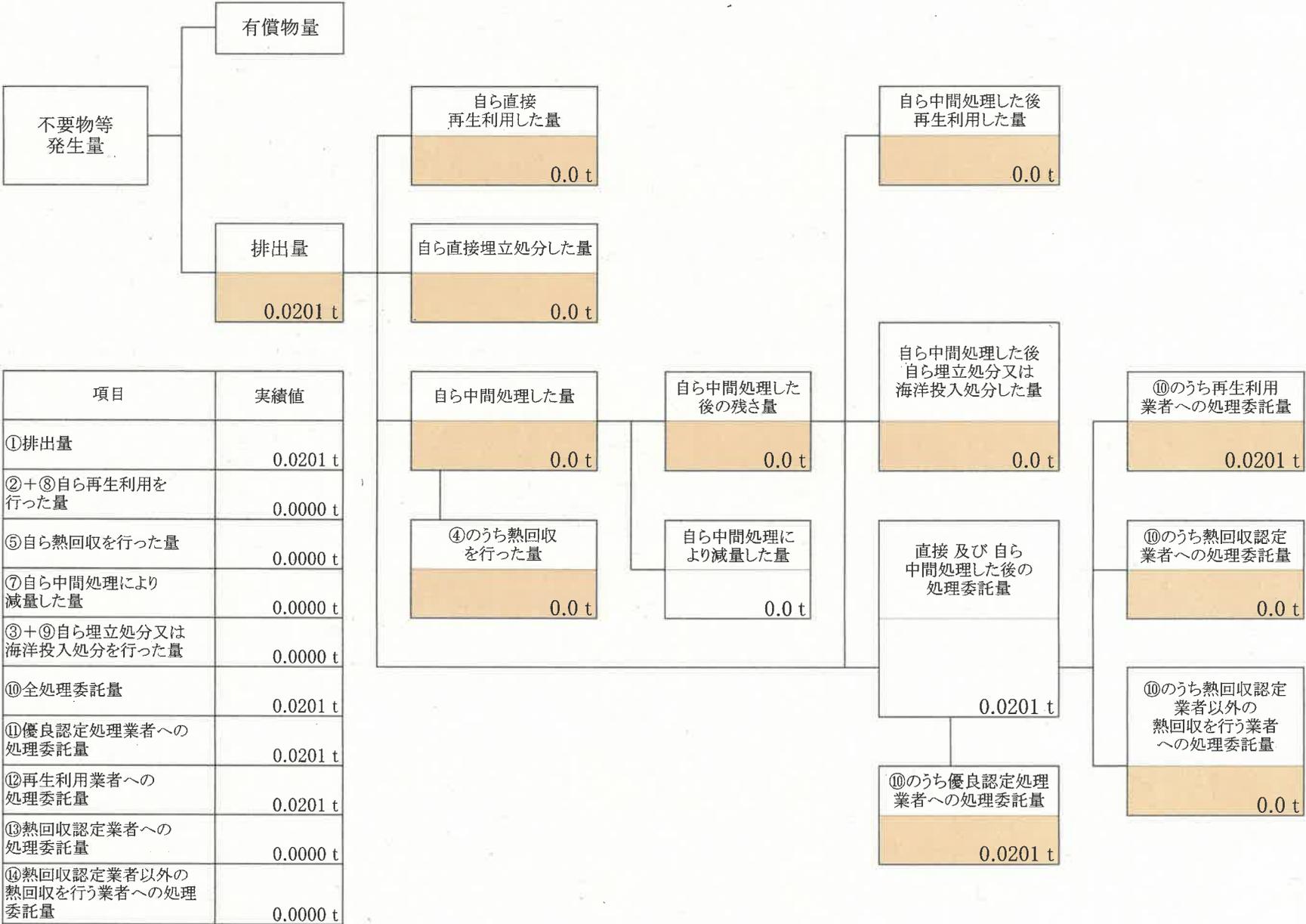
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **廃アルカリ(強アルカリ)**)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: **汚泥(有害)**)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。